

chofu
city

Vision for Promotion of Culture and the Arts

ちょう ふ し
調 布 市
ぶん か げいじゅつ
文 化 芸 術
すい しん
推 進 ビジ ョ ン

けいかくき かん
計画期間：

れい わ ねん ど れい わ ねん ど
令和 7 年度～令和 12 年度

march

2025

ちょう ふ し
調 布 市

はじめに



調布市は、誰もが、それぞれに応じた文化芸術活動を通して、豊かなまちづくりに取り組むことができるよう、平成27年10月の市制施行60周年記念式典で「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」を行いました。この宣言に基づき、市は、多様な主体との連携の下、市内各地域で音楽、映画、演劇など多彩な文化芸術に関する取組を展開しています。

そうした中、ラグビーワールドカップ2019™日本大会と東京2020大会という世界最大級のスポーツイベントが、ここ調布で開催されたことは、市の歴史的な慶事であり、そのオリンピックが「スポーツと文化の祭典」であることを踏まえ、市は様々な「文化プログラム」を実施しました。

また、調布市には、文化会館たづくり、グリーンホール、せんがわ劇場の文化施設3館をはじめ、深大寺や下布田遺跡などの国指定・登録文化財や、多くの映画・映像関連企業、相互友好協力協定を締結する大学など、多様な文化資源を有しています。さらに、国内外の著名なアーティストが集う「調布国際音楽祭」や、映画制作の技術に焦点を当てた「映画のまち調布シネマフェスティバル」、市民団体・地元商店街・行政機関等が一体となって取り組む「調布よさこい」、歴史と伝統を有する調布市文化協会を中心とした多くの市民による日々の幅広い文化芸術活動の発表の場である「市民文化祭」など、市民に身近で親しまれている文化芸術イベントを毎年開催しています。

こうした経過・背景を踏まえ、市は、文化芸術の推進に向けた取組を体系的に整理するとともに、関連分野との連携に向けた検討を図りながら、今後も、発展的に文化芸術の推進に取り組んでいくため、「文化芸術基本法」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、「調布市文化芸術推進ビジョン」を策定しました。

今後、年齢や性別、障害の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらずすべての市民がつながり、お互いの個性を尊重し認め合い、それぞれに応じた活動を通じた共生社会の充実に向けて、計画を推進して参ります。

最後に、本計画の策定に向け、お力添えをいただきました策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、それぞれの視点でご意見をいただきました調布市文化協会やNPO法人調布市民オペラ振興会、近藤勇と新選組の会等の文化芸術活動団体に加え、市立学校や協定締結大学等の教育機関などの多くの市民の皆様、市内関係団体の皆様に心より御礼を申し上げます。

令和7年3月

調布市長 長友 貴樹

1

第1章

策定に当たって...1

- 1 背景と趣旨...1
- 2 計画期間...2
- 3 計画の位置付け...3
- 4 文化芸術の定義...4



第2章

2 国及び
東京都の動向...5

1 国の政策動向...5

- (1) 文化芸術基本法と文化芸術推進基本計画...5
- (2) 第2期文化芸術推進基本計画...6
- (3) 障害者文化芸術推進法／基本計画...7
- (4) その他の主な変化動向...7

2 東京都の政策動向...8

第3章

3 調布市の
現況と特性...9

1 市における位置付け...9

- (1) 豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言...9
- (2) 調布市基本計画における文化芸術関連施策の位置付け...10

2 調布市の特性と文化芸術に関する状況...13

- (1) 地域特性...13
- (2) 市民の文化芸術活動に関するアンケート調査結果...18





計画の内容...24

1 施策の推進に当たっての視点...24

2 基本的な考え...26

(1) 将来像...26

(2) 施策の体系と基本的な考え...28

施策1 誰もが鑑賞・参加し、創造することができる文化芸術を通じた共生社会の充実...29

施策2 まちの多彩な文化資源を生かした地域の活性化...43

施策3 多様な主体と連携した特色ある文化芸術の推進と担い手の育成...52

施策4 関連分野との有機的な連携による文化芸術の推進...58

施策5 市内外に向けた文化芸術の魅力の効果的な発信...62

3 施策を貫く主な文化芸術事業...66

(1) 調布国際音楽祭...66

(2) 調布よさこい...68

(3) 調布市民文化祭...70

(4) 映画のまち調布 シネマフェスティバル...72

4 推進体制...74

(1) 市の役割...74

(2) 関係機関・団体との連携・協力...74

(3) 進行管理...76



資料編 ...77

- 1 策定経過 ...78
- 2 調布市文化芸術推進ビジョン策定検討委員会 委員名簿 ...79
- 3 市民の文化芸術活動に関するアンケート調査 ...80
- 4 市内文化団体等ヒアリング調査 ...105
- 5 市内の文化芸術活動の拠点 ...154
- 6 体系図(全体図) ...155
- 7 文化芸術基本法 ...156
- 8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 ...164





第1章

策定に当たって

1 背景と趣旨

調布市は、誰もが文化芸術活動を育むことができるよう、平成27年11月の市制施行60周年記念式典で行った「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」に基づき、多様な主体との連携の下、「調布国際音楽祭」や「調布よさこい」、「調布市民文化祭」、「映画のまち調布シネマフェスティバル」をはじめとする様々な文化芸術の推進に向けた取組を展開しています。

近年では、ラグビーワールドカップ2019™日本大会と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の世界最大級のスポーツイベントが市内で開催される中、オリンピックが「スポーツと文化の祭典」であることを踏まえ、市でも様々な「文化プログラム」を実施しました。文化芸術活動を育む環境整備では、昭和49年に調布市郷土博物館（以下、「郷土博物館」という。）、昭和60年に

武者小路実篤記念館を開館し、郷土の文化の継承や啓発に取り組むとともに、昭和52年には調布市グリーンホール（以下、「グリーンホール」という。）を開館し、様々な舞台芸術の振興を図っています。また、平成7年に市民の文化芸術活動の拠点である調布市文化会館たづくり（以下、「文化会館たづくり」という。）を開館するとともに、平成20年には仙川に調布市せんがわ劇場（以下、「せんがわ劇場」という。）を開設し、演劇・音楽関連の事業を展開するなど、グリーンホール、文化会館たづくり、せんがわ劇場の文化施設3館を拠点に公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団が管理・運営を担いながら、文化芸術の推進と地域コミュニティの活性化を図っています。

こうした取組の下、市は、令和5年を計画の初年度とする調布市基本計画において、郷土や歴

史に愛着を持ち、地域の文化芸術を発展させていくまちを目指し、「映画のまち調布」や「水木マンガの生まれた街 調布」など、市の文化資源を生かした魅力ある観光の振興を位置付けました。

一方、国においては、平成29年に文化芸術基本法が改正され、文化芸術単体の振興ではなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野と連携した文化芸術の総合的な推進が求められることになりました。あわせて平成30年には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）が成立し、国及び自治体の責務として、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが定められました。文化芸術基本法の第2条では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」こと、つまりすべての人々が文化権を持つことが明記されています。文化権は、昭和41年に国連で採択され、昭和54年に我が国でも批准された国際人権規約にも定められている普遍的な考え方です。また、世界中すべての子どもたちが持つ人権（権利）を定めた条約である子どもの権利条

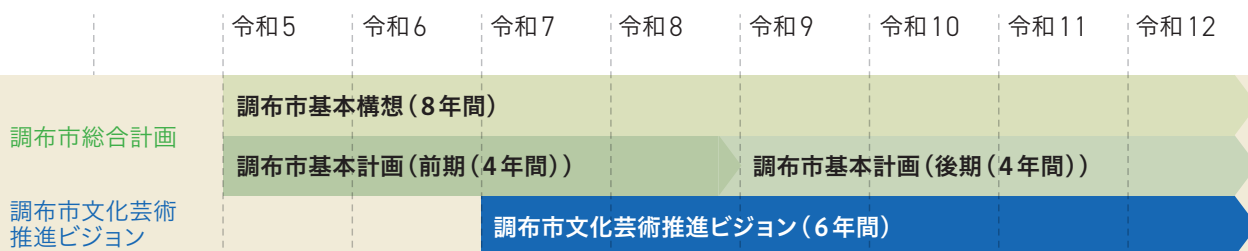
約（児童の権利に関する条約）では、子どもが権利を持つ主体であることが明確にされました。

東京都は、令和4年3月に「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定し、東京2020大会の文化プログラムとそこから生まれたレガシーを踏まえ、2040年代における東京のあるべき姿を描き、文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示す中で、教育や福祉、産業、観光など多様な分野への活用を目指すこととしています。

市は、こうした国や東京都の政策動向、文化権等の考え方を踏まえ、とりわけ次代を担う若年層へと地域の伝統文化を継承し、文化芸術を通して心の豊かさと創造性を育み、多様性を尊重する環境整備はもとより、これまでの文化芸術の取組を体系的に整理するとともに、関連分野との連携に向けた検討を図りながら、今後も、発展的に文化芸術の推進に取り組んでいくため、中長期的な基本的な方向を示す計画として、「調布市文化芸術推進ビジョン（以下、「計画」という。）」を策定します。

2 計画期間

本計画は、文化芸術に関する施策について、中長期的な視点で取り組むため、調布市基本計画との整合を図り、計画期間を令和7年度から令和12年度までの6年とします。



3 計画の位置付け

本計画は、文化芸術基本法及び障害者文化芸術推進法に定められた文化芸術に関する施策の推進及び障害者の文化芸術活動に関する施策を推進することを目的として策定するものです。

策定に当たっては、国や東京都の関連政策はもとより、市の基本計画及び関連する個別計画との整合を図ります。

国の政策動向

文化芸術基本法

- 文化芸術単体の振興から、関連領域を含めての総合的な推進へ
- 生活文化、芸術祭も振興対象に
- 文化芸術推進基本計画（2期）を策定—4つの中長期目標を設定

障害者文化芸術推進法

- 障害の有無に関わらない鑑賞・参加・創造機会確保
- 障害者の芸術作品への支援強化
- 障害者との文化芸術を通じた交流による住みよい地域社会づくり

その他

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律による劇場、音楽堂支援
- 学校の芸術教育が文部科学省から文化庁に移管
- 文化観光政策の強化（文化財保護法改正、博物館法改正、文化観光推進法の施行）

東京都の動向

東京文化戦略2030

- 誰もが文化芸術に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する
- 芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす
- 国内外のアートシーンの中心として世界を魅了する創造性を生み出す
- アーティストや芸術団体等が継続的に活動できる仕組みを作る

調布市 文化芸術推進 ビジョン

Vision for
Promotion of
Culture and
the Arts

調布市の計画等

調布市基本計画

「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」

- 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち
- 郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち

豊かな芸術文化・スポーツ活動を
育むまちづくり宣言

市の関連する個別計画

調布市教育プラン
(令和5年2月)

調布市社会教育計画
(令和5年3月)

調布市地域防災計画
(令和6年12月)

調布市福祉の
まちづくり推進計画
(令和6年3月)

調布市
障害者総合計画
(令和6年3月)

調布市公共施設
マネジメント計画
(令和5年2月)

調布市公共施設
見直し方針
(平成31年3月)

調布市
産業振興ビジョン
(令和7年3月)

史跡下布田遺跡整備
基本計画
(令和3年3月)

史跡下布田遺跡
保存活用計画
(平成31年3月)

4 文化芸術の定義

「文化芸術」の定義は、文化芸術基本法の規定に基づき、下記のとおり位置付けます。

文化芸術基本法条文	分野	内容
8条	芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
9条	メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
10条	伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他
11条	芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他
12条	生活文化	茶道、華道、書道その他
13条	文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
14条	地域文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

本計画とSDGsの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で

す。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、本計画においてもSDGsの目標を踏まえながら計画の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1〔貧困〕

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3〔保健〕

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4〔教育〕

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5〔ジェンダー〕

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標8〔経済成長と雇用〕

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10〔不平等〕

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11〔持続可能な都市〕

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標16〔持続可能な消費と生産〕

持続可能な消費生産形態を確保する



目標17〔実施手段〕

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化



第2章

国及び東京都の動向

1

国の政策動向

(1)

文化芸術基本法と
文化芸術推進基本計画

平成29年に文化芸術振興基本法が改正され、国の文化芸術施策の新しい基本法である文化芸術基本法が成立しました。この法のポイントは、文化芸術を単体で振興するのではなく、他の行政分野と連携して総合的に推進するものとされたこと（基本理念として観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることとされた）、文化財や芸術文化だけでなく、各種の生活文化を含むものへと振興の対象が大幅に拡大したこと、及び、国の計画に合わせて地方自治体において文化芸術の推進計画を、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めることと

されたことです。

文化芸術基本法に規定された、国の文化芸術に関する施策に関する基本的な計画として、平成30年3月に第1期計画が、令和5年3月に第2期計画が閣議決定されています。それぞれの基本計画は、文化芸術行政の対象を文化芸術の「本質的価値」と位置付けた上で、基本法では、「本質的価値」だけでなく、文化芸術がもたらす「社会的・経済的価値」もあわせて推進するとしたこと、また、「社会的・経済的価値」の推進においては、他省庁との連携を図りながら文化芸術を推進することとなっています。これは上述した法における他の行政分野との連携の理念に則ったものです。

(2)

第2期文化芸術推進 基本計画

令和5年度に策定された文化庁の第2期文化芸術推進基本計画では、第1期計画を基本的に引き継ぐ形で中長期目標が設定されるとともに、文化芸術推進を検討する上で重要な近年の社会経済動向として、新型コロナウイルス感染症の影響と、デジタル化・少子高齢化・国際的、地球規模の課題・我が国の文化芸術のグローバル展開が指摘されています。

「文化芸術推進基本計画(第2期)－価値創造と社会・経済の活性化－」基本目標

中長期目標①

文化芸術の創造・発展・継承と 教育・参加機会の提供

- 文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、すべての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標③

心豊かで多様性のある 社会の形成

- あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標②

創造的で活力ある 社会の形成

- 文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標④

持続可能で回復力のある地域における 文化コミュニティの形成

- 地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

計画における社会経済変化の認識

新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナの感染拡大による、文化芸術イベントの中止・延期・規模縮小、行動自粛
- 文化芸術を専門的に支える個人や団体の文化芸術活動の減少、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校における子どもの文化芸術活動の減少など極めて甚大な影響
- 改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性とともに、今後有事が生じた場合の迅速な対応の必要性等について再認識

社会状況の変化

- デジタル化の急速な進展による表現形態の多様化、幅広い需要に応えられる創造空間の実現、NFT※の活用など取引形態の多様化
- 急激な少子高齢化により、特に地方部での文化芸術の担い手が減少、鑑賞者など需要の減少・市場の縮小
- 国際的・地球的規模の課題に対する文化芸術の貢献への認識の高まり
- アジア発のコンテンツが興隆。我が国の文化芸術のグローバル展開が急務

※Non-Fungible Token(非代替性トークン)の略称。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつもの。

(3)

障害者文化芸術推進法／ 基本計画

平成30年に文化庁と厚生労働省との共管で障害者文化芸術推進法が成立し、平成31年には、第1期基本計画が両省によって策定され、令和5年に第2期計画として改訂されました。この法の目的は、文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進させる点にあります。また、

同法では、文化芸術基本法と同様に、地方自治体に対して地域における計画策定を努力義務としています。

同法及び基本計画の特徴として、障害者の参画機会の拡大に加え、障害者が制作した作品を適正に評価し、権利保護を行い、流通させていくという障害者の文化芸術の市場化促進の方向性が組み込まれています。

(4)

その他の主な変化動向

文化芸術基本法の成立を踏まえ、福祉領域だけでなく、他の行政領域と文化芸術領域の政策の連携が進められており、これにあわせて法律の改正や新法の整備が行われています。主な内容は以下のとおりです。

文化芸術推進の総合化への流れ

教育との連携

- 文部科学省設置法の変更により、学校における芸術教育が文化庁の所管に
- 文化庁の所管となる博物館の範囲が、美術・歴史だけでなく、すべての分野に拡大

観光との連携

- 博物館法の改正→ 観光などの地域振興への取組が努力義務化。民間博物館も登録可能に
- 文化財法改正 → 保存だけでなく活用を進めるための自治体の計画づくりが可能に
- 文化観光推進法→ 博物館や歴史的な施設などの観光拠点化の支援

(3)

障害者文化芸術推進法／ 基本計画

平成30年に文化庁と厚生労働省との共管で障害者文化芸術推進法が成立し、平成31年には、第1期基本計画が両省によって策定され、令和5年に第2期計画として改訂されました。この法の目的は、文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進させる点にあります。また、

同法では、文化芸術基本法と同様に、地方自治体に対して地域における計画策定を努力義務としています。

同法及び基本計画の特徴として、障害者の参画機会の拡大に加え、障害者が制作した作品を適正に評価し、権利保護を行い、流通させていくという障害者の文化芸術の市場化促進の方向性が組み込まれています。

(4)

その他の主な変化動向

文化芸術基本法の成立を踏まえ、福祉領域だけでなく、他の行政領域と文化芸術領域の政策の連携が進められており、これにあわせて法律の改正や新法の整備が行われています。主な内容は以下のとおりです。

文化芸術推進の総合化への流れ

教育との連携

- 文部科学省設置法の変更により、学校における芸術教育が文化庁の所管に
- 文化庁の所管となる博物館の範囲が、美術・歴史だけでなく、すべての分野に拡大

観光との連携

- 博物館法の改正→ 観光などの地域振興への取組が努力義務化。民間博物館も登録可能に
- 文化財法改正 → 保存だけでなく活用を進めるための自治体の計画づくりが可能に
- 文化観光推進法→ 博物館や歴史的な施設などの観光拠点化の支援

2

東京都の政策動向

東京都では、令和4年3月に、「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」(計画期間：令和4年度～令和12年度)を策定しています。

この計画では、新型コロナウイルス感染症の影響や、東京2020大会の文化プログラム(Tokyo Tokyo FESTIVAL)とそこから生まれたレガシーを踏まえて、2040年代

における東京のあるべき姿を描き、その実現に向けて文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。

将来像及び4つの戦略とも、文化・芸術の推進やアーティストの育成に加えて、「都民の生活がより豊かになる」「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」など、教育や福祉、産業、観光など多様な分野への活用を目指すものとなっています。

「東京文化戦略2030」～将来像を実現するための2030年に向けた「戦略」

4つの戦略

戦略1

誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する
～人々のウェルビーイングの実現に貢献する

戦略2

芸術文化の力で、人々に喜び、感動、新たな価値の発見をもたらす
～人々をインスパイアする

戦略3

国内外のアートシーンを中心として、世界を魅了する創造性を生み出す
～芸術文化のハブ機能を強化する

戦略4

アーティストや芸術文化団体等が継続的に活動できる仕組みをつくる
～持続性のある芸術文化エコシステムを構築する

4つの重点手法

1

デジタルテクノロジーの活用

人々が「これまでと違った芸術文化の楽しさを体感する」「効率的に芸術文化プログラムを体験する」「ネットワーク化が促進される」ことなどを目的とし、デジタルテクノロジーの効果的な活用を推進する。

2

企業等との協業

企業等と東京都の双方が目標を共有できる事柄に関して協業を進める。特に、芸術文化に関心を持つ企業等の投資や支援を促進するための仕組みを設計する。

3

目標を実現する担い手の育成

各戦略の実行に必要な担い手(芸術文化団体・アーティスト・技術スタッフなど従事者)を重点的に育成する。担い手に必要な要件を具体的に定義するとともに、その定義を広く共有し、育成のための施策を展開する。

4

関係自治体との連携強化

各戦略の実行において区市町村が大きな役割を果たす事業については、お互いが意識を共有する場を設けるとともに、足並みを揃えた施策を展開していくことを目指す。



第3章

調布市の現況と特性

1

市における位置付け

(1)

豊かな芸術文化・
スポーツ活動を育む
まちづくり宣言

市は、平成27年に市制施行60周年記念式典で、芸術文化とスポーツを振興する「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」を行っており、市の様々な文化芸術の推進に向けた取組を展開しています。

豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言

私たちのまち調布市は、世界的な音楽家や技術者を輩出する大学の立地、映画・映像を制作する企業や、国際的なスポーツ競技施設の集積などの特性を有し、誰もが、生涯を通じて、音楽・演劇をはじめ、映画・美術・伝統芸能・スポーツなど、さまざまな活動を楽しむことができます。

私たちは、この恵まれた環境を活かしながら、子どもから大人まで、女性も男性も、そして障害の有無にかかわらず、すべての市民が、それぞれに応じた活動を通して、豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくりに取り組んでいくことをここに宣言します。

平成27年11月8日 調布市



豊かな
芸術文化・スポーツ活動を
育むまちづくり宣言

(2)

調布市基本計画における 文化芸術関連施策の 位置付け

調布市基本計画では、計画策定の視点として「支え合い安心して暮らせる継続的な生活支援」、「多様な主体が連携した参加と協働による共創のまちづくり」、「調布のまちの骨格づくりを基盤とした多彩な魅力に満ちたまちづくり」、「行政改革

と一体的な取組の推進」の4点を挙げ、調布市基本構想に掲げたまちの将来像『ともに生き ともに創る 彩りのまち調布』の実現につなげるための、分野別計画において各施策を推進しています。

基本計画の特色となる取組（関連抜粋）

『ともに生き』を実現する取組

東京2020大会を契機とした 取組の継承・発展

- 調布市福祉作業所等連絡会や市内特例子会社等関連団体と連携した「調布市パラアート展」の実施
- ほっとハートの実施（調布・府中・多摩3市合同による福祉作業所自主製作品販売会）
- バリアフリー化の推進

施策分野別の取組による多様性を認め合う 共生社会の充実

- 文化芸術を通じた共生社会の充実
- 多文化共生の推進

『ともに創る』を実現する取組

共創のまちづくりの推進

- 調布市観光協会、映画・映像関連企業及び水木プロダクション等との連携による観光振興

『彩りのまち』を実現する取組

文化芸術に触れる機会の確保

- 公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団や関係団体との連携の下、市民ニーズを捉えた多彩な文化芸術事業の実施、市民の活発な文化芸術活動の促進
- 市内の文化芸術資源の活用・連携の推進やデジタル技術を活用した文化芸術作品の鑑賞機会の充実など、市民が身近に質の高い文化芸術に触れることのできる機会の確保

文化芸術活動を通じた共生社会の充実

- 福祉作業所等連絡会等との連携による「パラアート展」など、文化芸術を通じた更なる障害理解の促進や共生社会の充実につながる取組の推進

「映画のまち調布」の推進

- 映画・映像関連企業が集積する特徴を生かし、映画・映像を「つくる」、「楽しむ」、「学ぶ」をテーマとして、映画・映像関連企業をはじめ、市民団体との連携・協働の下、「映画のまち調布」ならではの取組の推進

「水木マンガの生まれた街 調布」の推進

- 水木氏の作品や世界観を後世に伝えつつ、まちづくりに生かす取組の推進
- 調布市観光協会や関連企業等と連携した取組を通じた水木作品の魅力発信

相互友好協力協定締結大学との連携

- 文化、教育、スポーツなど様々な分野において、相互友好協力協定を締結している市内及び近隣の7大学等と連携し、各大学の特色を生かした連携事業や各大学が実施する公開講座等の取組を通じた、市民の幅広いニーズに応じた多様な学びの機会の提供

基本目標と施策体系（関連抜粋）

〔基本目標6〕 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために

誰もが新たなことにチャレンジでき、産業が発展するまち

施策17 活力ある産業の推進

重点（基本計画事業）

17-4 特性を生かした地場産業の振興

4 「映画のまち調布」の推進

映画・映像関連企業と連携した地域経済活性化：市の特性を生かした産業振興を図るため、市内に集積する映画・映像関連企業との連携・協力によるまちづくりや、「映画のまち調布」の取組を通じた地域経済の活性化を推進します。

調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち

施策19 魅力ある観光の振興

重点（基本計画事業）

19-1 多様な主体との連携による地域資源を活用したにぎわいの演出

調布市観光協会事業の促進

19-2 「映画のまち調布」の推進

4 「映画のまち調布」の推進

19-3 「水木マンガの生まれた街 調布」の推進

4 「水木マンガの生まれた街 調布」の推進

「古刹・深大寺」、「水木マンガの生まれた街 調布」などの地域資源を磨き上げるとともに、多様な主体と連携し、市内外に向けて調布ならではの魅力を効果的にPRすることで、多くの人々が訪れるにぎわいのあるまちを目指します。

郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち

施策20 文化芸術の振興

重点（基本計画事業）

20-1 市民の文化芸術活動の促進

4 文化芸術事業の実施

20-2 文化芸術施設の整備・運営

文化芸術施設の維持保全・改修

地域の有形・無形の文化的資源がまちづくりに生かされ、まちへの愛着が深められるとともに、誰もが多彩な文化芸術活動を楽しみ、身近に質の高い文化芸術に触れる機会を通じて、豊かな心を涵養し、創造性を育むまちを目指します。

施策21 地域ゆかりの文化の保存と継承

重点（基本計画事業）

21-1 文化財の保存及び活用

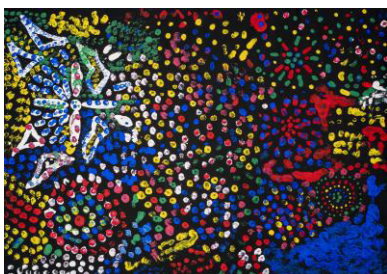
国史跡下布田遺跡整備事業の推進

21-2 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進

武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開

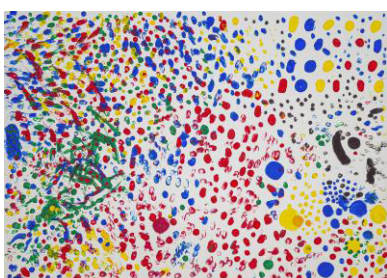
地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。



**パラハート
ちょうふ**

つなげよう、ひろげよう、
共に生きるまち

パラハートちょうふ
つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち



パラハートちょうふ

令和3年に開催された東京2020大会の大会ビジョンには「多様性と調和」という基本コンセプトが掲げられました。調布市は大会開催を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信するため、「パラハートちょうふ」のキャッチフレーズを掲げ、様々な分野で取組を展開しています。

このキャッチフレーズには、「市内外の多くの方々が障害に対する理解を深め、一人一人が寄り添い、手を取り合って暮らせる共生社会を充実させたい」という思いが込められています。

市は、この考え方を更に発展させ、すべての人が障害の有無、国籍、性別などによって分け隔てられることなく、一人一人の個性が尊重され暮らしやすいまちを目指します。

文化芸術分野においては、障害者が制作した作品に広く触れることができる機会の創出、誰でも文化芸術を鑑賞することができる環境整備の充実、誰でも文化芸術活動に参加できる体制の強化、障害者が文化芸術活動を実施する場合のサポート、交流の輪が広がる体験型事業の実施、障害者が創造した芸術的価値が高い作品等の評価や販売等に係る支援などを通して共生社会の充実を図ります。

パラハートちょうふ ロゴマークと アートデザイン

この取組における市のキャッチフレーズとして「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を定めました。また、このキャッチフレーズを広く活用していくため、ロゴを作成しました。

さらに、共生社会の充実に向けた様々な取組を、より印象的にわかりやすく、一体感を持って展開していくために、取組を象徴するアートデザインを用いた効果的なPRを図ります。

東京2020大会開会1年前となる7月24日に開催された「調布サマーフェスティバル2019」で、パラアート展の関連ワークショップを行いました。市内の福祉作業所メンバーとイベントに来場した子どもたちが、指や手に絵の具をつけて、一緒に楽しみながら制作したアート作品のデザインです。アートデザインは4種です。

市ホームページ



2 調布市の特性と文化芸術に関する状況

(1) 地域特性

①市の概観と歴史

東京都の北多摩南部、武蔵野台地の南縁に位置し、豊かな自然に恵まれたエリアとなっています。市の中央部を京王線が走るとともに、甲州街道、中央自動車道があり、都心部と郊外を結ぶ交通網が発達しています。

市域では、立川段丘や武蔵野段丘上を中心に、縄文時代の集落跡がみられ人々が集住していました。特に、下布田遺跡は、南関東でも数少ない縄文晩期の遺跡として国史跡に指定されています。市域では、5～7世紀にかけて府中崖線沿いに地域の有力者の墓とみられる数多くの円墳が造られました。また、古刹・深大寺に伝わる国宝「銅造釈迦如来倚像」も7世紀後半ないし末に制作されたと考えられています。

鎌倉時代の市域は、武蔵国府に関係する武士団の勢力下であり、戦国時代に南関東を支配した扇谷上杉氏は、国史跡「深大寺城跡」を築きました。江戸時代には、甲州街道の宿場「布田五

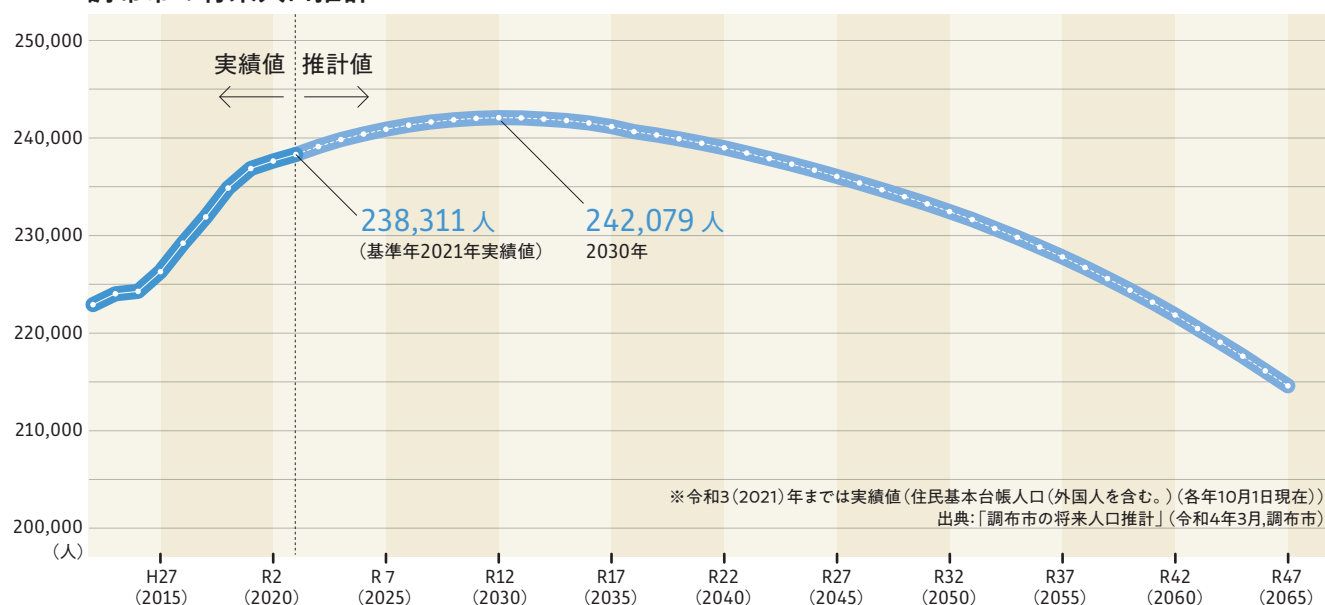
宿」が置かれたほか、幕末に新選組の局長として活躍した近藤勇が生まれました。深大寺が名刹として名を高めたのもこの時期で、天保年間に刊行された『江戸名所図会』でも紹介されています。

大正2年に京王電気軌道（現在の京王線）が調布－笹塚間で開業し、東京の中心部とつながった調布市域は、住宅地・別荘地として、また日帰りできる行楽地としても注目を集めます。昭和初期には、日本映画株式会社多摩川撮影所（現在の角川大映スタジオ）が開所するなど、「映画のまち」としての歴史が始まりました。戦後、高度経済成長期には東京郊外の代表的なベッドタウンとして発展を遂げていきます。

②人口動態

全国的に人口減少が進む中、調布市は、人口増が続いており、令和12（2030）年に、基準年である令和3（2021）年より3768人多い24万2079人にまで増加すると予測されています。

調布市の将来人口推計



ます。その後、令和47（2065）年までに基準年より減少しますが、人口20万人以上を維持するものと見込まれています。

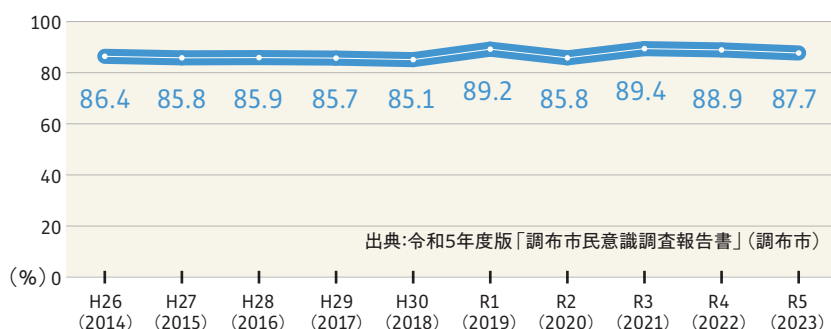
令和2（2020）年人口の年齢構成比は、15歳未満の年少人口が12.5%、15～64歳の生産年齢人口が65.9%、65歳以上が21.6%となっており、比較的高齢化は進んでいません（全国の65歳以上比率は28.8%）。2045年の将来人口推計では、人口は2263人減少し、年齢構成比では15歳未満の比率が11.0%と微減に止まる一方、15～64歳の比率が減少し、65歳以上の比率が11.4ポイント増加するとされています。子どもの割合が大幅に減少することはないものの、高齢化が進むことが予測されています。

なお、調布市に住み続けたい人（「住み続けるつもりでいる」＋「事情が許せば住み続けたい」）は平成26年から多少の増減はあるものの、8割台後半と高い割合で推移しており、住民の満足度が高い地域となっています。

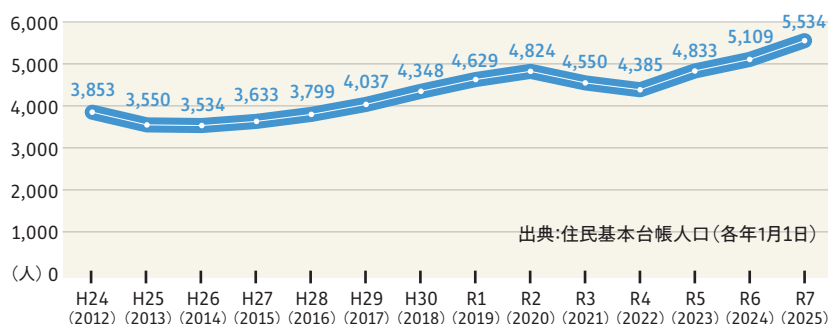
また、平成26（2014）年以降、調布市の外国人人口は増え続け、令和2（2020）年には、4824人にまで増加しています（ただし、令和3（2021）年には、新型コロナウイルス感染症の影響で減少）。令和3（2021）年の外国人人口を国籍別にみると、最も多いのは中国、次いで韓国、ベトナム、フィリピン、台湾の順となっています。なお、直近の調布市における外国人人口は、令和6年10月1日時点で、過去最多の5432人となっています。

今後の定住意向

（「住み続けるつもりでいる」＋「事情が許せば住み続けたい」）



調布市の外国人人口の推移



調布市の外国人の国籍別人口

国籍	人数
中国	1,759人
韓国	956人
ベトナム	512人
フィリピン	345人
ネパール	229人
台湾	202人
米国	190人
インドネシア	170人
ミャンマー	143人
インド	55人
その他	973人

出典: 住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)

③調布市における地域の文化資源

歴史的な文化資源

深大寺の国宝「銅造釈迦如来倚像」や国指定重要文化財「梵鐘」、国指定史跡「下布田遺跡」、「深大寺城跡」をはじめとした国指定文化財4件、旧実篤邸などの国登録文化財11件、都指定文化財4件（有形文化財2件・史跡1件・天然記念物1件）、市指定文化財62件と多くの文化財を有しています。また、調布市域で生まれ育った新選組局長の近藤勇の生家跡を公有化し保存しています。

映画・映像関連産業の集積

市内には、株式会社角川大映スタジオ、日活調布撮影所と、2か所の大型撮影所があるほか、高津装飾美術株式会社、東映ラボ・テック株式会社、第96回アカデミー賞®で視覚効果賞を受賞した株式会社白組など、約40社の映画・映像関連企業が集まっています。

また、メディア芸術では、『ゲゲゲの鬼太郎』の作者である名誉市民水木しげる氏が50年以上暮らした「水木マンガの生まれた街」として、関連する他分野との連携において様々な効果を創出しています。

大学など教育機関の集積

市内及び近隣地域には、桐朋学園大学、桐朋学園芸術短期大学、白百合女子大学、電気通信大学、東京慈恵会医科大学など多くの大学が立地しており、市と様々な分野での連携事業において相互協力を図っています。文化芸術分野では、世界的に活躍するアーティストを数多く輩出している桐朋学園大学との協働により、文化芸術はもとより、生涯学習や姉妹都市交流など、施策横断的に様々な事業展開を図っています。平成26年には、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団が桐朋学園大学と「相互協力提携に関する協定書」を締結し、グリーンホールでの定期演奏会やワークショップを開催、調布国際音楽祭の公演プログラムへの参加など、協働を深めています。

また、児童文化学科・発達心理学科のある白百合女子大学とは、平成23年から地域連携事

業として、せんがわ劇場において、学生等が制作した演劇公演や工作ワークショップなどを実施しています。

文化施設

市には、ホール施設として市が設置し、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団が、管理・運営する3つの文化施設（グリーンホール、文化会館たづくり、せんがわ劇場）と、文化芸術イベントの実施が可能な2つの東京都の大型スポーツ施設（味の素スタジアム、武蔵野の森総合スポーツプラザ）があります。近隣市では、1000席を超える公共施設のホールを設置しているのは調布市と府中市のみであり、また、1万人を超える大規模な文化芸術イベントの開催が可能な会場が存在しているのは調布市のみとなっています。グリーンホールについては、昭和52年の開館以来、市民が質の高い文化芸術に触れる機会や活動・体験する場として、長年にわたり多くの方に親しまれながら、利用されています。一方、施設・設備の老朽化やバリアフリーへの対応などが課題となっているほか、利用者ニーズや時代の変化を踏まえた機能の改善が必要となっています。

そのほか、郷土博物館や、市ゆかりの作家の資料館である武者小路実篤記念館などがあります。また、文化会館たづくりでは、展示室や複数のギャラリーにおいて、現代作家や市ゆかりの作家に関する展示やワークショップなどが実施されています。



調布市グリーンホール

調布駅前という利便性の良さと総合舞台芸術をはじめ、式典、イベントなど幅広い催し物に対応できる大小のホールを有している。
(大ホール1307人、小ホール最大300人収容)



調布市文化会館 たづくり

様々な機能を一つに束ねた、複合施設。館内には喫茶、中央図書館、コミュニティFM放送局もある。
(くすのきホール最大定員506人、むらさきホール最大定員270人)



調布市せんがわ劇場

小規模ホールである特徴を生かし、舞台芸術に特化し、地域における新たな地域文化の創出に寄与している。
(ホール定員121人、リハーサル室定員16人)



つつじヶ丘 児童館ホール

児童青少年に豊かな文化活動などの集会の場として提供し、平日・土曜日・日曜日・祝日等で児童青少年が利用しない時間帯については、市民が利用することもできる。
(収容人数120人)



調布市郷土博物館

郷土の歴史や文化に関する資料や美術作品の収集、保管、調査・研究を行う。展示や多彩な普及事業を実施することにより、地域の歴史や伝統文化に触れる機会を市民や子どもたちに提供している。



調布市深大寺水車館

文化・歴史・ぬくもりを持つ街の景観整備事業の一環として、平成4年に開館。明治末期に地元の人々が建てた共同水車の跡地に展示回廊と水車小屋を建設し、当時の武蔵野台地の暮らしと生業を紹介している。



調布市 武者小路実篤記念館

武者小路実篤の旧邸・庭園（現在は実篤公園として整備）に隣接する博物館で、実篤の著作、書画作品、自筆原稿や手紙、集めていた美術品や、『白樺』を中心に実篤ゆかりの作家・芸術家の関連資料を数多く所蔵。年間約8回の展示を実施し、その生涯や業績を顕彰している。



各公民館

市内には、東部、西部、北部の3つの公民館がある。
東部公民館：会議室、和室2室、学習室、調理室
西部公民館：和室、学習室2室、実習室
北部公民館：学習室4室（うち1つは音楽室）、茶室、和室、美術室、展示室、ギャラリー
※写真は北部公民館



味の素スタジアム (東京スタジアム)

Jリーグ所属のFC東京がホームスタジアムとしている他、音楽ライブ会場として積極的に貸し出されており、大規模なポップスコンサートやフェスが行われている。
(4万8013席)



武蔵野の森総合 スポーツプラザ

スポーツやフィギュア・スケートとしての会場として利用されている他、K-POPなど、大きなポップス系のコンサートに多く活用されている。

(収容人員1万人)



桐朋学園宗次ホール

234席の折板構造の木造建築を特長とした室内楽など向けのホール。



アフラックホールUEC (電気通信大学講堂)

収容人数約1000人の電気通信大学の講堂。様々な式典や行事に利用されている。

新たなグリーンホールの整備

調布市グリーンホールは、昭和52年の開館以来、市民が質の高い文化芸術に触れる機会や活動・体験する場として、長年にわたり多くの方に親しまれながら、利用されています。

一方で、施設・設備の経年劣化やバリアフリーへの対応などが課題となっているほか、利用者ニーズや時代の変化を踏まえた機能の改善が必要となっています。

こうした施設の課題への対応や、調布駅前広場の整備と連動し、新たなにぎわいを創出するため、新たなグリーンホールの整備に向けた取組を進めています。また、整備に当たっては、市の公共施設を取り巻く課題を踏まえ、民間活力の活用を検討しています。

なお、整備後の施設については、市民の文化芸術の拠点となるホール機能を核として、調布駅前広場に隣接した立地を最大限に生かしながら、調布のまちの魅力を高める複合施設としています。新たなグリーンホールの整備に向けて、市民の文化芸術活動を育むホールを継承するため、ホール機能や新たな複合施設に期待する機能について、市民参加手続の実践を重ねながら検討します。



(2)

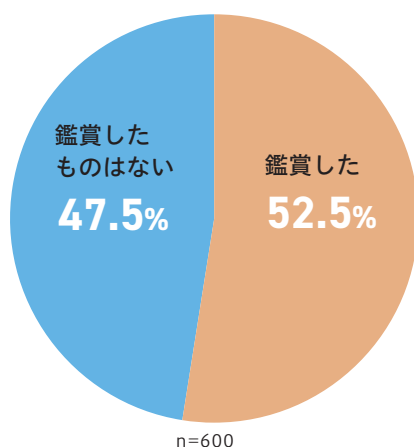
市民の文化芸術活動に関するアンケート調査結果

①文化芸術の鑑賞実態

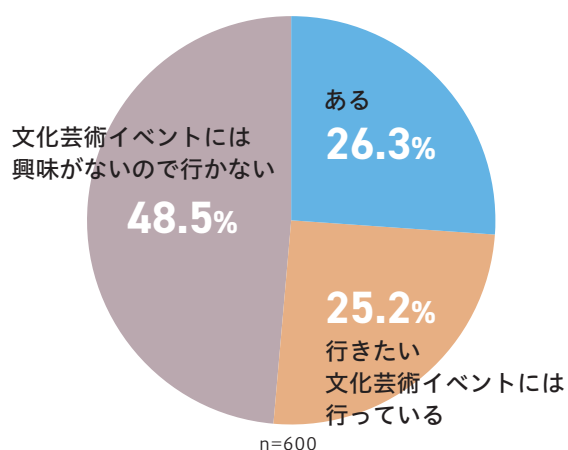
市民が過去1年間に文化芸術を会場で鑑賞した割合(鑑賞率)は52.5%と半数を超えています。これは国の同様の調査結果と比べてほぼ同率(国の調査52.2%)です。

過去1年間に鑑賞をあきらめた経験をもつ人は26.3%であり、鑑賞をあきらめた理由は、「時間が合わない、行ける時間に行われていない」が非常に多いという結果でした。

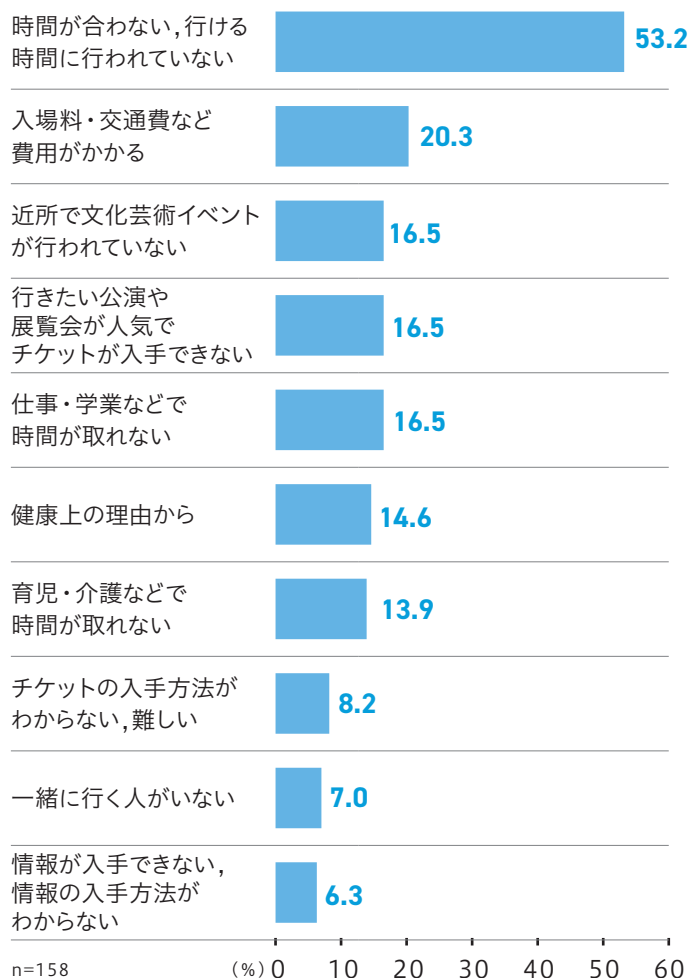
過去1年間の文化芸術の鑑賞率



鑑賞をやめた(あきらめた)経験



鑑賞をやめた(あきらめた)理由

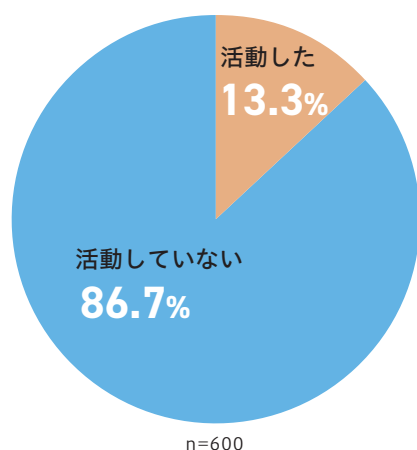


② 文化芸術活動の活動率

過去1年間に自ら行う文化芸術活動を実施した割合（活動率）は13.3%で、国の調査結果とほぼ同率（国の調査13.0%）となっています。

活動を行わない理由は、「特にない・わからない」が41.9%で圧倒的に多く、次いで「関心がない」が23.8%、「時間が合わない、行ける時間に行われていない」「仕事・学業などで時間が取れない」がともに10.2%です。

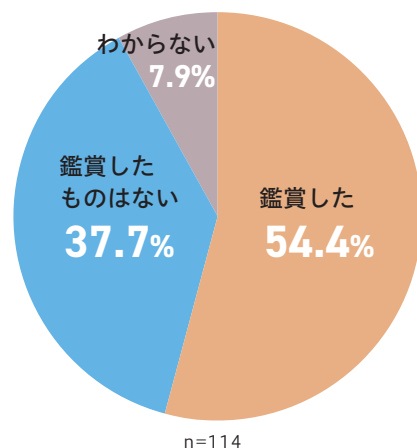
過去1年間の文化芸術の活動率



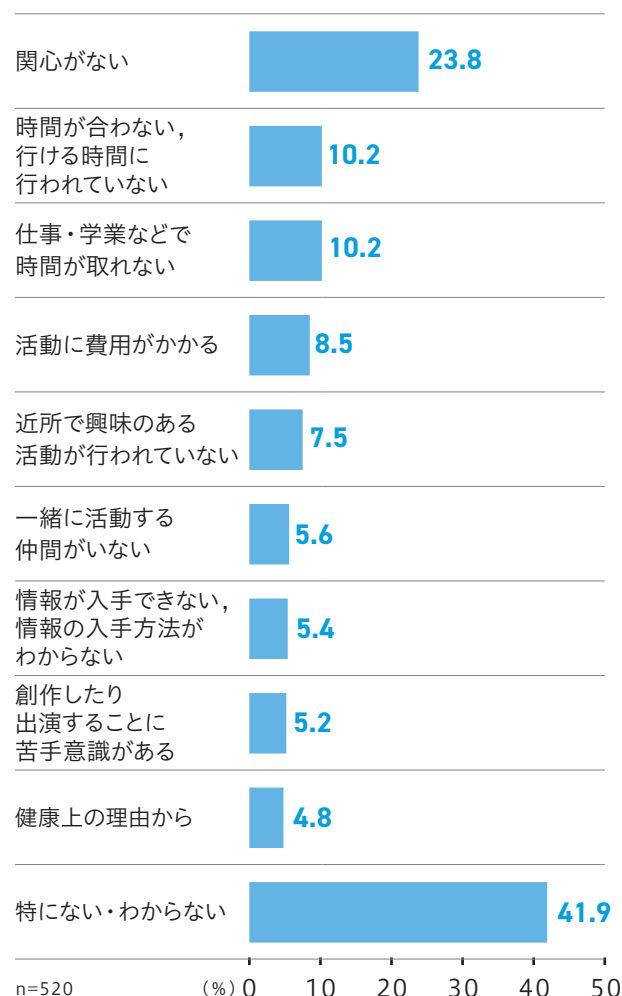
③ 子どもの文化芸術活動

高校生以下の子どもがいる人に、末子の過去1年間の文化芸術の鑑賞体験の有無を聞いたところ、鑑賞率は54.4%でした。回答者全体の鑑賞率よりも若干高い割合となっています。また、末子の自らの文化芸術活動の活動率（部活動を除く）は28.9%で、回答者全体の活動率の2倍以上の割合となっています。

過去1年間の末子の文化芸術鑑賞率



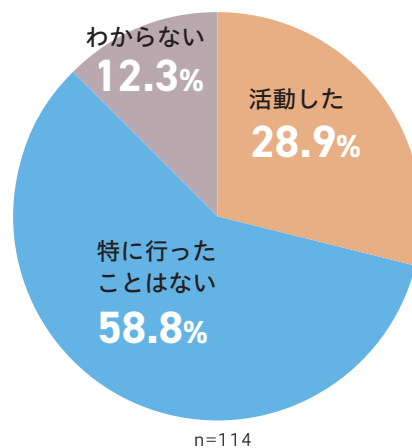
文化芸術活動をしていない理由（上位10項目）



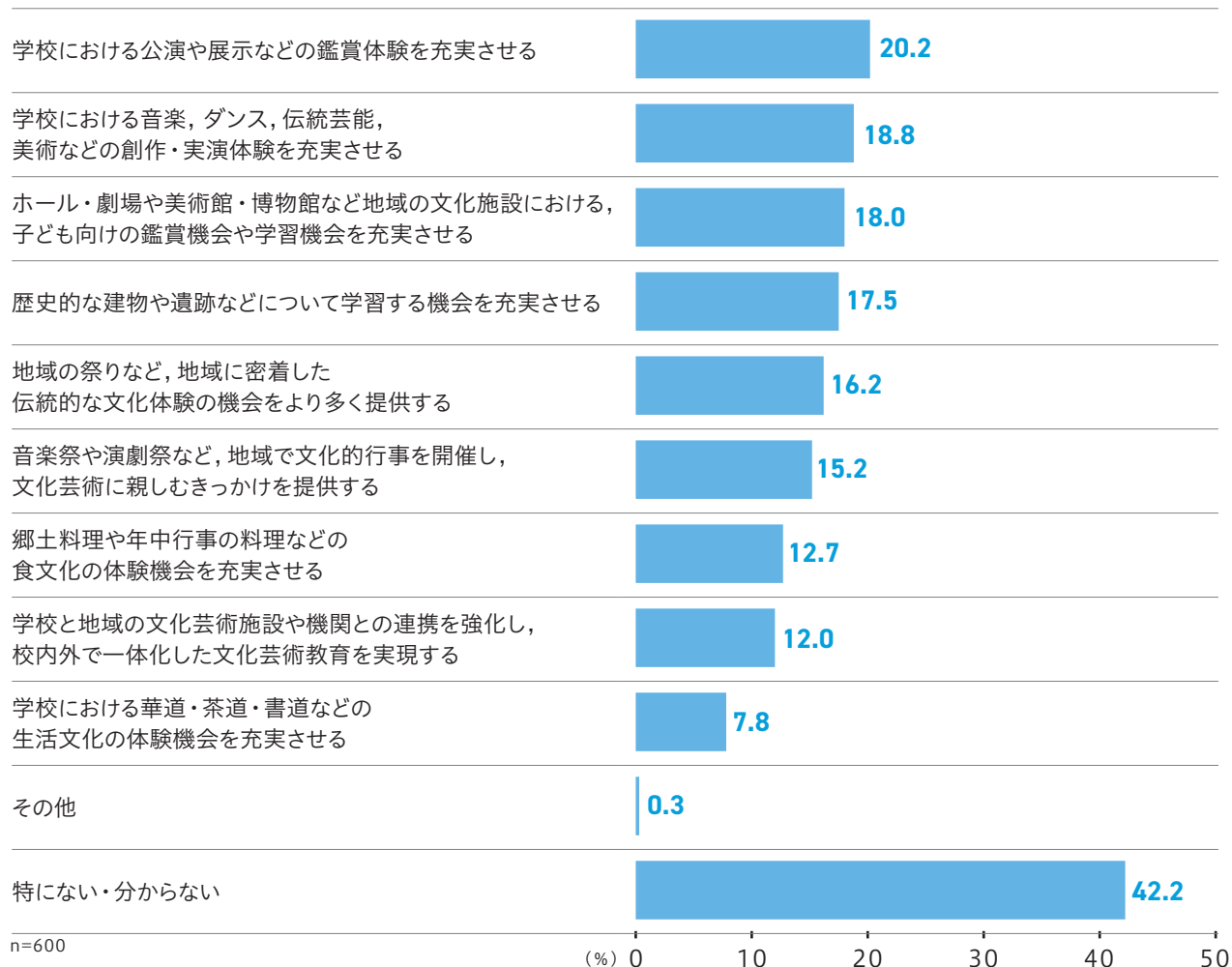
属性別に傾向をみると、親（回答者）が鑑賞や活動をしていると、子どもの鑑賞率や活動率も高い傾向があることがわかりました。

子どもの文化芸術体験で重要だと思うこととしては、学校における鑑賞や創作・実演の体験が上位となっています。

過去1年間の末子の文化芸術活動の活動率



重要だと思う子どもの文化芸術体験

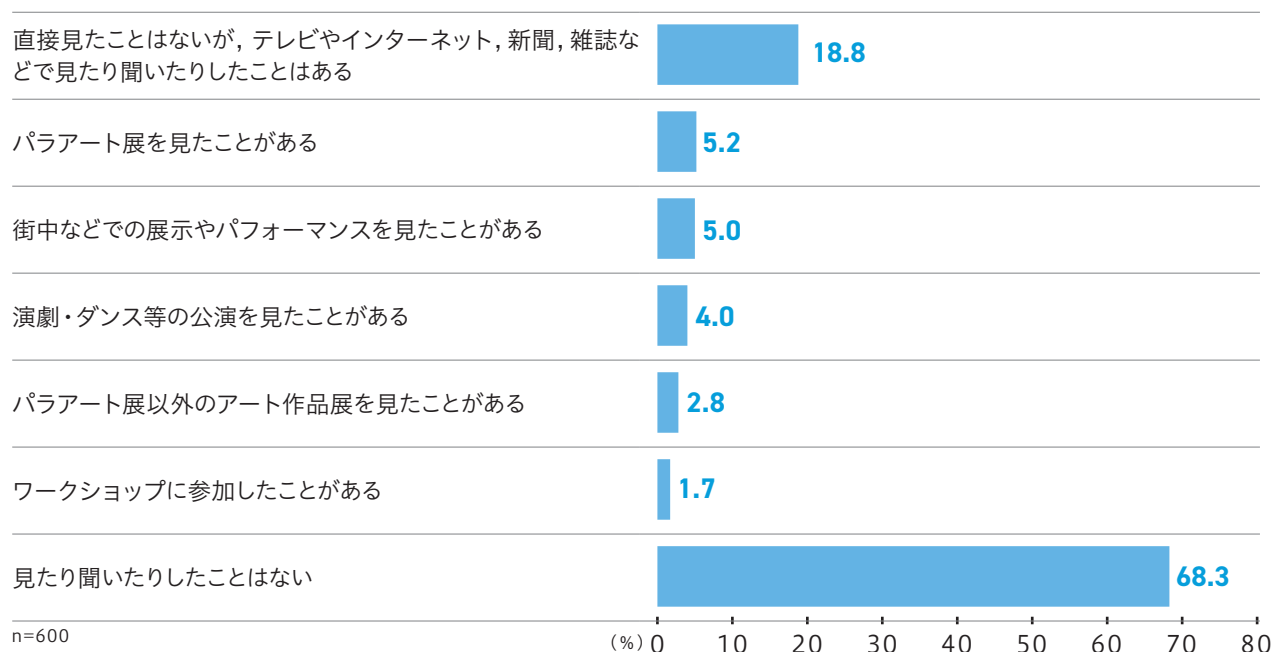


④ 障害者の文化芸術活動の認知

障害のある方のアート作品（絵画・造形等）や演劇、ダンスなどの芸術活動の鑑賞や参加の体験を聞いたところ、「見たり聞いたりしたことはない」という回答が68.3%と非常に高くなっています。一方、テレビやインターネットなどのメデ

ィア経由での鑑賞は18.8%、「パラアート展を見たことがある」は5.2%となっており、調布市パラアート展がメディア以外での最大の鑑賞経験の機会となっています。

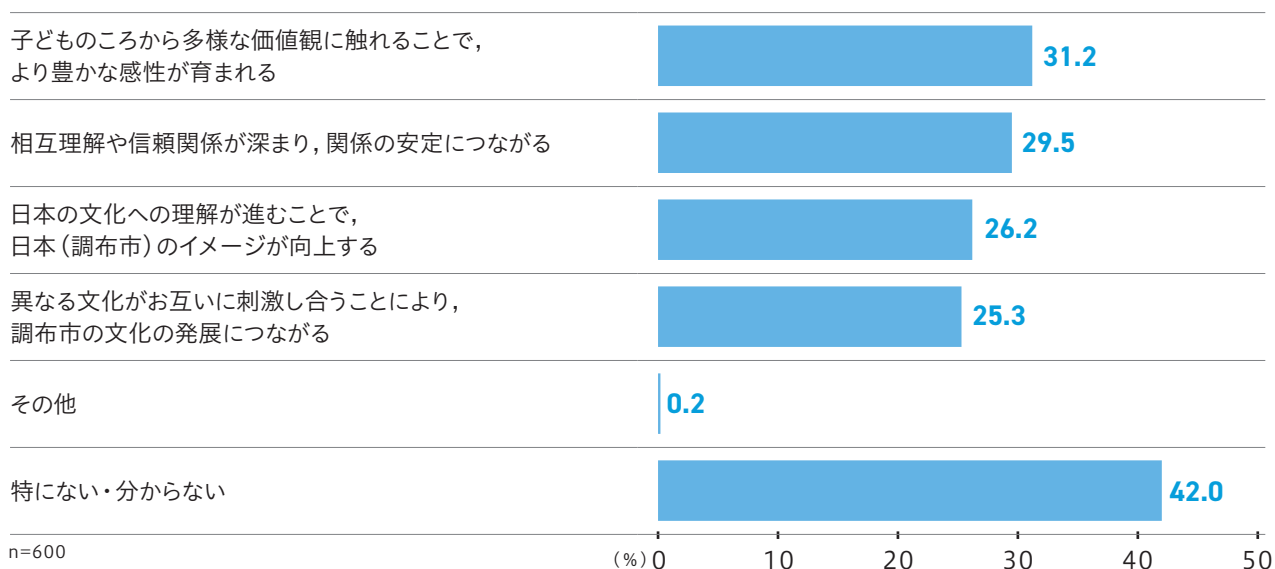
障害のある方の文化芸術活動の鑑賞や参加の状況



⑤ 国際交流の意義

外国人との交流を進める意義は、「子どものころから多様な価値観に触れることで、より豊かな感性が育まれる」が31.2%で最も多く、次いで「相互理解や信頼関係が深まり、関係の安定につながる」が29.5%となっています。

国際交流の意義



⑥ 市内の文化施設・イベントの認知

施設や文化財で最も認知（「知らない」以外の回答をした合計）が高いのは「深大寺」で、96.2%が認知、86.2%に行った経験があります。

イベントでは、「映画のまち調布 シネマフェス

ティバル」の認知75.0%が最も高く、うち「行った事がある」が15.0%、ついで「調布よさこい」の認知71.0%、うち「行った事がある」が18.8%となっています。

文化施設や文化財、イベント等の認知

	行った事がある	知っているが、 行ったことはない	聞いたことがある	知らない
グリーンホール	65.2	18.0	8.5	8.3
文化会館たづくり	68.3	13.2	7.2	11.3
せんがわ劇場	11.7	36.5	15.7	36.2
郷土博物館	21.2	23.8	16.2	38.8
武者小路実篤記念館	30.0	30.5	16.5	23.0
味の素スタジアム	63.2	27.7	5.0	4.2
武蔵野の森 総合スポーツプラザ	32.2	37.5	11.3	19.0
深大寺	86.2	6.5	3.5	3.8
史跡下布田遺跡	11.8	20.7	12.7	54.8
市民文化祭	12.2	22.2	18.3	47.3
映画のまち調布 シネマフェスティバル	15.0	37.3	22.7	25.0
調布国際音楽祭	6.5	27.2	16.8	49.5
せんがわ劇場演劇コンクール	3.5	24.2	16.8	55.5
パラアート展	5.2	14.3	11.5	69.0
調布よさこい	18.8	30.7	21.5	29.0
その他	3.3	4.8	4.3	87.5

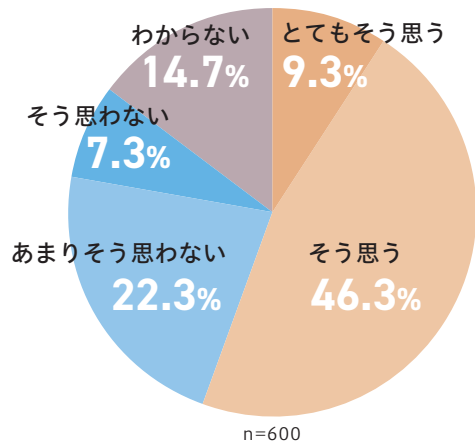
n=600 (%)

⑦ 市の文化的魅力、イメージ

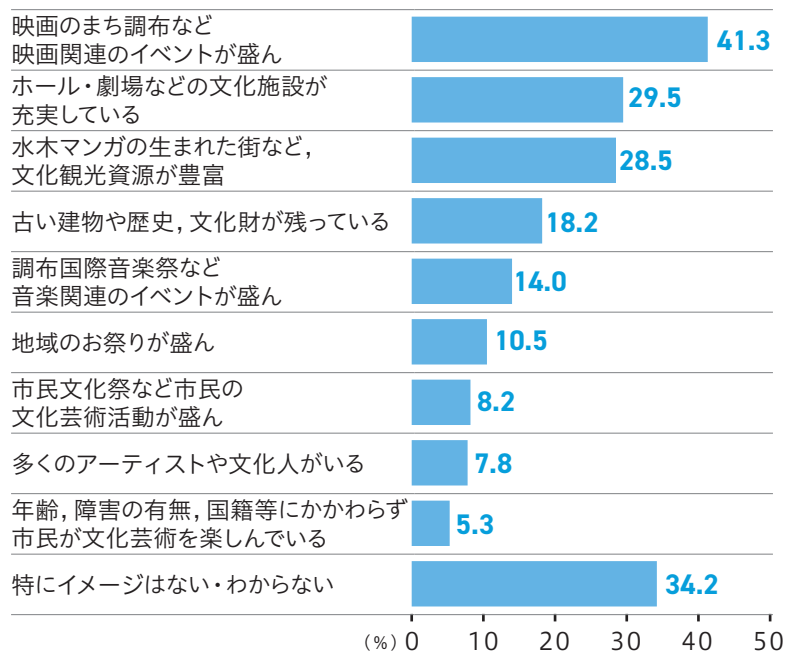
「文化芸術や文化的な地域の雰囲気が、調布市の魅力のひとつと思うか」に対し、「とてもそう思う」「そう思う」の合計は55.6%で、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計29.6%を大きく上回ります。具体的なイメージとしては、「映

画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん」が41.3%でもっとも高く、ついで「ホール・劇場などの文化施設が充実している」が29.5%、「水木マンガの生まれた街など、文化観光資源が豊富」が28.5%と続いています。

文化芸術や文化的な地域が調布市の魅力か



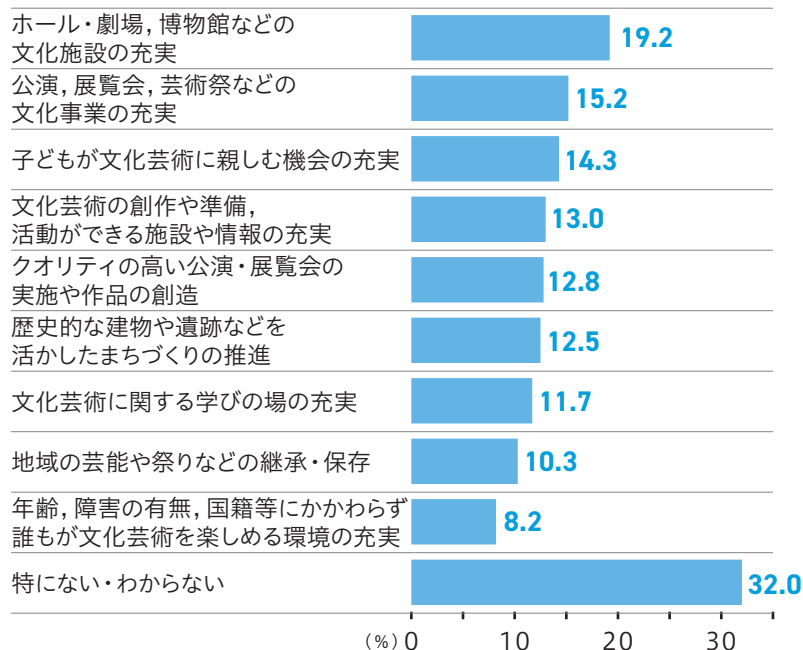
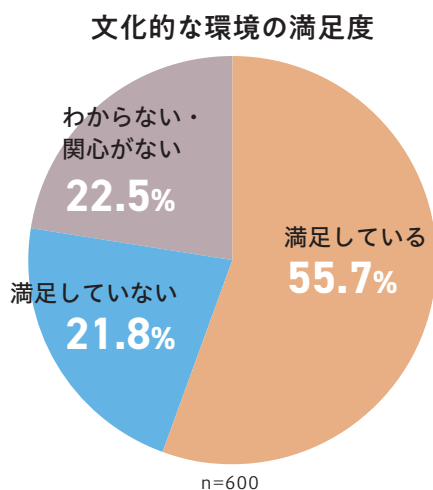
文化環境のイメージ（上位10項目）



⑧ 市内の文化的な環境について

「満足している」が55.7%、「満足していない」が21.8%で、満足度が大きく上回っています。また、市内の文化環境をより充実させるために重要なこととして、文化施設や文化事業の充実、子どもが文化芸術に親しむ機会の充実に関するこ

市内の文化的な環境をより充実させるために大切なこと（上位10項目）



子ども、若者の意見の計画への反映

こども基本法（令和5年4月施行）においては、第11条で、こども施策の策定等に当たって子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられています。

本計画策定に当たっても、桐朋学園大学の教授の方々や中・高校生世代のための居場所である調布市青少年ステーションCAPSの職員の方々にヒアリングを実施するとともに、市立中学校（第六中学校）の生徒、調布市青少年ステーションCAPS利用者に「調布市の文化に関するア

ンケート調査」を実施し、子どもや若者の現状や意見の把握に努め、計画に反映しました。

「こども施策に対する

こども等の意見の反映（第11条）」

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

若年層へのアンケート調査結果（抜粋）

● 文化芸術の鑑賞においては、市立第六中学校生徒では、「アニメーション映画」が55.9%と最も高い割合で、次に「オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など」が52.9%、続いて「映画（アニメーション映画を除く）」が47.1%の順となりました。CAPS利用者（中学生・高校生）では、「オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など」が73.7%と最も高い割合で、続いて「映画（アニメーション映画を除く）」と「アニメーション映画」がともに71.9%の順となりました。

→施策1、施策2、施策3、施策5へ反映

● 具体的に取り組んだ文化芸術活動では、市立第六中学校生徒では、「特にしていない」が55.9%と最も高い割合で、次に「音楽、バレエ、ダンス、美術などの習い事の受講」が20.6%、続いて「文学、音楽、美術、演劇、舞踊、オペラなどの作品の創作」が16.2%、「マンガ、映画などの映像作品、CG、ゲーム、メディアアートなどの作品の創作」が10.3%の順となりました。CAPS利用者では、「文学、音楽、美術、演劇、舞踊、オペラなどの作品の創作」が47.4%と最も高い割合で、続いて「音楽、バレエ、ダンス、美術などの習い事の受講」が43.9%、「音楽の演奏や文学、美術、演劇・舞踊・映画への出演などの発表」が31.6%、「特にしていない」が21.3%の順となりました。

→施策4、施策5へ反映

● 今後してみたい、または興味がある文化芸術活動では、市立第六中学校生徒では、「興味あるものはない」が41.2%と最も高い割合で、次に「アニメーション映画」が17.6%、続いて「オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など」が16.2%、「絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアートなど」が14.7%の順となりました。CAPS利用者では、「ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など」が35.1%と最も高い割合で、続いて「映画（アニメーション映画を除く）」が29.8%、「絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアートなど」が26.3%の順となりました。

→施策1、施策3、施策5へ反映

● 市内の文化的な環境を今より充実させるために重要だと思うことは、市立第六中学校生徒では、「ホール・劇場、博物館などの文化施設の充実」が23.5%と最も高い割合で、次に「子ども（乳幼児から小学生まで）が文化芸術に親しむ機会の充実」が19.1%、続いて「年齢、障害の有無、国籍などに関わらず誰もが文化芸術を楽しめる環境の充実」が13.2%の順となりました。CAPS利用者では、「ホール・劇場、博物館などの文化施設の充実」と「年齢、障害の有無、国籍などに関わらず誰もが文化芸術を楽しめる環境の充実」がともに24.6%と最も高い割合となりました。

→施策1へ反映



第4章

計画の内容

1

施策の推進に 当たっての視点

市の地域特性や市民意識調査・ヒアリング調査，
国及び東京都の文化芸術政策の動向も踏まえ，
市の文化芸術推進ビジョンを策定するに当たっての視点を整理します。

(1)

誰もが文化芸術を鑑賞でき， 参加し，創造することができる 地域づくり

●文化芸術基本法では，文化芸術に関する施策を推進するに当たり，国民が「等しく文化芸術を鑑賞し，これに参加し，または創造することができるような環境整備が図られなければならない」と規定されています。なお，市は，子どもから大人まで誰もが文化芸術を育むことができるよう，平成27年11月の市制施行60周年記念式典で行った「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」に基づき，すべての市民が豊かな文化芸術活動を楽しむことができるよう，様々な文化芸術の推進に向けた取組を展開しています。また，多彩な文化芸術に触れる機会が充実し，市民の文化芸術活動が一層活性化するため，市基

本計画の施策に位置付けた基本的取組を推進しています。

●障害者文化芸術推進法では，国及び自治体の責務として，文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが定められ，地方公共団体における計画の策定が努力義務とされました。市は「パラハートちょうふ」の理念の下，共生社会の充実に向けた文化芸術の推進に取り組んでいます。

●本計画でも，これらを踏まえ，年齢，性別，障害の有無，国籍，経済的な状況などに関わらず，誰もが文化芸術に触れ，参加し，その創造に携われる環境づくりを推進していきます。

(2)

調布が誇る
歴史と文化を未来につなぎ、
まちの活力につなげる

- 市には下布田遺跡、深大寺、武者小路実篤、新選組局長近藤勇などに代表される豊かな歴史・文化資源があります。これらは、市民が“ふるさと調布”への誇りと愛着を育むための重要な要素です。
- 本計画でも、調布の文化遺産の継承と、子どもたちをはじめとする市民への普及を図ることを通じて地域の活性化の基盤としていくことを目指します。

(3)

市内の文化芸術関係の
団体や人材と
連携した取組

- 市には桐朋学園大学、白百合女子大学をはじめ多くの大学が立地し、文化芸術面での活動を積極的に行っています。また、市内の文化芸術団体や文化に関わる市民団体の活動も活発であるほか、地域ゆかりの多くのアーティストが存在しています。
- 市の文化芸術を推進するため、多彩な文化芸術事業の継続的な開催に当たっては、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団や調布市文化協会をはじめ、市教育委員会や協定締結大学等の教育機関のほか、調布市福祉作業所等連絡会や市内特例子会社など、多様な主体との連携を図っていきます。



多くの市民の皆様に見てもらい、文化芸術に興味を持ってもらいたいという本計画の策定検討委員の想いを受けて、第4章では、市内イラスト制作会社によるオリジナルキャラクター「AngryBabyz(アングリーベイビーズ)」全10種類が登場します。是非、キャラクターを探していただきながら、計画書をご覧ください。 ©CH.POCKET Co., Ltd

(4)

産業・観光・福祉・国際交流など
文化芸術以外の分野との
連携した取組

- 調布市には映画・映像関連産業や名誉市民水木しげる氏の業績をはじめとする文化芸術分野に関わる多くの地域資源があり、観光施策とも連携して事業を進めています。また、調布市パラアート展に代表されるように、福祉などの分野においても文化芸術面からの協働を行っています。また、国際交流の分野でも、文化芸術によって在住外国人の方との交流を図る事業を実施しています。
- 文化芸術基本法では、文化芸術の推進において、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他との有機的な連携を図るとされています。
- 本計画では、これまでの実績や国の動向を踏まえ、文化芸術の推進に当たっては、産業・観光・福祉・国際交流など他の分野との連携を積極的に推進します。

(5)

文化芸術の
推進に向けた各種取組を
広く発信

- 調布市の文化芸術に対する市民の認知を見ると、映画のまち調布 シネマフェスティバルや深大寺、グリーンホール、文化会館たづくりなどは既に高いものの、国内外の著名なアーティストが集う調布国際音楽祭や、せんがわ劇場などで実施している事業における認知が相対的に低いと捉えることができます。文化芸術を効果的に推進していくためには、事業や施設自体の内容に加え、市内外はもとより、国外に対する知名度を向上させていくことも重要です。このことにより、市民の調布に対する愛着を高められるとともに、市外における調布の認知度やイメージを向上させ、観光や商業・産業振興にもつなげていく必要があります。
- 本計画では、調布市の文化芸術の魅力を市内外に広めていくことについても計画に位置付けながら推進します。

2

基本的な考え

(1) 将来像

市は、都心に近接した利便性の高い立地特性と、武蔵野の面影を残す深大寺周辺や多摩川などの豊かな自然が調和したまちとして発展してきました。近年では、京王線の地下化を契機とする21世紀の調布のまちの骨格となる都市基盤整備や複合商業施設の開業によるまちづくりをはじめ、今後の駅前広場や鉄道敷地整備の完了により、まちづくりの成果が実を結ぶ節目を迎えます。また、世界的なスポーツ大会であるラグビーワールドカップ2019™日本大会と東京2020大会が市内で開催されたことによる多面的な効果のレガシーの継承・発展、とりわけ、パラリンピックの開催を踏まえた共生社会の一層の充実に向けて標ぼうする「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」の下、様々な分野を通じた取組を展開しています。

こうしたまちの発展の中で、市内における歴史・文化資源である古刹・深大寺をはじめ、映画・映

像関連企業の集積を生かし、シネマコンプレックス等と連携した「映画のまち調布 シネマフェスティバル」を核とした「映画のまち調布」、名誉市民である水木しげる氏の功績を称え、広く偲ぶ取組である「ゲゲゲ忌」をはじめとした「水木マンガの生まれた街 調布」に加え、市と相互友好協力協定を締結する世界的に活躍するアーティストを数多く輩出する桐朋学園大学や、バッハ・コレギウム・ジャパンを中核に据え、国内外から著名なアーティストが集う「調布国際音楽祭」など、音楽のまちとして地域の文化芸術の振興に向けた各種事業を展開してきました。更に、市民の文化芸術・学習活動の発表の機会の1つである「調布市民文化祭」や、年齢や国籍を超えて大勢の参加者でにぎわう「調布よさこい」など、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を継続的に設けています。これらの多彩な文化芸術事業の継続的な開催に当たっては、公益財団法人調

目指す将来像

“ ゆ た ぶ ん か げ い じゅつ
豊かな文化芸術の

布市文化・コミュニティ振興財団や調布市文化協会をはじめ、市教育委員会や協定締結大学等の教育機関のほか、調布市福祉作業所等連絡会や市内特例子会社など、多様な主体との連携を図ってきました。また、グリーンホール、文化会館たづくり、せんがわ劇場の文化施設3館をはじめ、郷土博物館、武者小路実篤記念館などの施設を整備し、地域の有形・無形の歴史的・文化的資源を守り、理解・愛着を深めるとともに、新たなまちの魅力やにぎわいを創出する文化芸術の拠点による環境整備に取り組んできました。

一方、コロナ禍を踏まえた文化芸術活動におけるデジタル化や、老朽化等を踏まえた安全で快適な文化施設の適切な維持管理に加え、国のガイドラインを踏まえた部活動の地域連携・地域移行の検討による若年層の文化芸術活動の充実に向けた環境整備など、文化芸術を取り巻く諸課題に適切に対応する必要があります。

本計画の策定に向けた検討委員会では、文化芸術は多様な人々の価値観や考え方に触れる機会であり、感性が刺激され心の豊かさが育まれるとの考えの下、地域の文化を知り、守り、伝えながら共有し、新たな創造へと繰り返すことで、文化芸術が薫るまちへと発展していく将来像を定めました。

今後も、市は、地域の強みとしての文化資源である多様な主体との連携の下、誰もが、一人一人の興味や関心、生活スタイルに応じて、それぞれの可能性が最大限に引き出されるよう、文化芸術を鑑賞し、参加・体験し、創造することができる環境づくりに取り組むとともに、その成果をまちづくりに生かせるよう取り組む中で、身近なまちの生活において文化を感じられるまちとなることを目指し、「調布市文化芸術推進ビジョン」における将来像の実現に向けた各施策を推進します。

か お ひ ろ ち ょ う ふ
薫り広がるまち 調布 ”

(2) 施策の体系と基本的な考え

将来像

“ 豊かな文化芸術の薫り広がるまち 調布 ”



施策1

誰もが鑑賞・参加し、
創造することができる
文化芸術を通した
共生社会の充実

基本的な考え

誰もが、年齢、性別、障害の有無、国籍、
経済的な状況などにかかわらず、多彩な文化芸術を
鑑賞、参加・体験し、豊かな心を涵養し、創造性を育むことが
できる環境づくりを推進します。文化芸術活動を通じて、
すべての人々が、それぞれの個性を尊重しながら、
相互に理解と共感を深められる共生社会の充実を目指します。

施策2

まちの多彩な文化資源を
生かした地域の活性化

基本的な考え

市内にある文化財、長年にわたり育まれてきた
伝統芸能や文学・映画・工芸・絵画等の
各分野における文化人など、地域ゆかりの
文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用
することにより、次の世代に継承し、まちに対する
愛着を醸成し、地域の活性化を推進します。

施策3

多様な主体と連携した
特色ある文化芸術の推進と
担い手の育成

基本的な考え

調布市文化・コミュニティ振興財団や
調布市文化協会に加え、協定締結大学、
協定締結団体など、多様な関係団体との連携の下、
調布ならではの文化資源を活用した特色ある
文化芸術を推進します。また、とりわけ若年層を中心とした、
地域文化の次代の担い手の育成を図ります。

施策4

関連分野との
有機的な連携による
文化芸術の推進

基本的な考え

文化芸術により生み出される多様な価値やその意義に鑑み、
文化芸術に関する施策の推進に当たっては、
観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育その他の
関連分野における各施策との有機的な連携を図ることで、
各関連分野における文化芸術を活用した新たな
付加価値の創造や課題解決に向けた取組を推進します。

施策5

市内外に向けた
文化芸術の魅力の
効果的な発信

基本的な考え

調布ならではの多彩な文化芸術の魅力や付加価値をはじめ、
文化芸術を活用した他の関連分野との取組について、
対象者の年代に応じた各種広報媒体の活用や
国際交流分野との連携の下、市内外（国外含む）へ向けた
効果的な発信を推進します。

施策

1

誰もが鑑賞・参加し、 創造することができる 文化芸術を通した 共生社会の充実

基本的な考え

誰もが、年齢、性別、障害の有無、国籍、経済的な状況などにかかわらず、多彩な文化芸術を鑑賞、参加・体験し、豊かな心を涵養し、創造性を育むことができる環境づくりを推進します。文化芸術活動を通じて、すべての人々が、それぞれの個性を尊重しながら、相互に理解と共感を深められる共生社会の充実を目指します。

施策の内容

1. 鑑賞機会の充実

誰もが文化芸術に触れる機会の充実に取り組みます。



©CH.POCKET Co., Ltd

- 文化施設3館（グリーンホール、文化会館たづくり、せんがわ劇場）における多彩で質の高い鑑賞事業の実施
- 公共スペースはもとより、民間施設と連携し、身近に文化芸術に触れることができる機会を創出する鑑賞事業の実施
- 障害のある方が制作した作品を含め、多彩な文化芸術活動による成果に広く触れることができる機会の創出
- 障害のある方や介護が必要な方を対象とした鑑賞サポートをはじめ、乳幼児や子ども連れの方、日本語が不自由な方など、「誰でも鑑賞することができる」環境整備の充実

具体的な取組



調布市パラアート展

市、調布市福祉作業所等連絡会 芸術（美術）

平成29年度から調布市福祉作業所等連絡会と共催で、作業所や特例子会社等で活動されている方々のアート作品を展示しています。令和5年度からは、より多くの方に関心を持っていただき、文化芸術の推進を通じた共生社会のより一層の充実につなげていくことを目的に「パラハートちょうふ meets ART」の一環として実施しています。「パラハートちょうふ meets ART」は、文化芸術の振興による共生社会の充実に向けて、多様な主体との連携により、多彩なアートとの出会いを通じて、調布市が掲げるキャッチフレーズ「パラハートちょうふ」を広める取組です。（出典：調布市パラアート展ホームページ）



彫刻のある街づくり事業

市

芸術（美術）

桜堤通り、日活調布撮影所近くの遊歩道1kmにわたり、公募により選ばれた彫刻9点、モニュメント1点を展示しています。（出典：観光ナビ、市ホームページ）

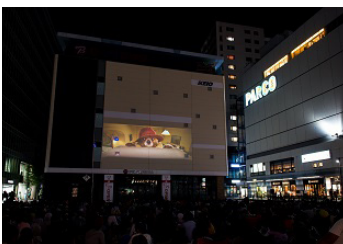


えほんうた・あそびうたライブ&トーク

市

芸術（音楽）

音楽家&音楽療法士とおもちゃ楽器DJによる、歌と絵本、カラダ遊びを組み合わせたライブ&トークです。パパもママも子どもと一緒に楽しむことができます。（出典：市ホームページ）



映画×アウトドア上映会「ねぶくろシネマ」

市、ねぶくろシネマ
実行委員会

メディア芸術
（映画）

トリエ京王調布B館ビックカメラの壁面を巨大スクリーンにして、みんなで楽しめるアウトドア映画上映会です。（出典：市ホームページ）



劇団芸優座 春の公演

市、劇団芸優座

芸術（演劇）

東京2020大会における文化面での機運醸成を図ることや市の魅力向上、公演を通して市内を拠点に活動する劇団を広く市民に知っていただき、市民の文化芸術の発展に寄与することを目的として、平成29年度から共催事業として「春の公演」を実施しています。（出典：市ホームページ）

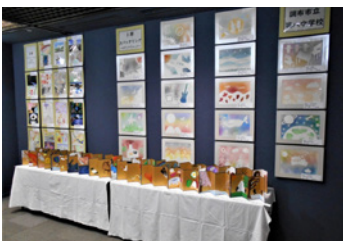


東京室内歌劇場 スペシャルウィーク

市、東京室内歌劇場

芸術（音楽）

調布市と一般社団法人東京室内歌劇場は「調布市民の豊かな芸術文化活動を育む包括協定」を締結しています。この協定に基づき、オペラやコンサート等の舞台芸術を市民に親しんでもらうための公演招待、ゲネプロ観覧を行っています。（出典：ちょみっと、東京室内歌劇場ホームページ）



調布市中学校連合美術展

市教育委員会

芸術（美術）

市内の公立中学校8校及び調布特別支援学校の生徒の作品が出展されます。（出典：ちょみっと）



えんがわ文庫

図書館

芸術（文学）

令和5年11月1日にオープンした市民参加型の図書館です。りんご箱を本棚に活用した温かい雰囲気の中で本を閲覧できます。子ども向けの絵本なども多数配架しています。(出典：市ホームページ)



おはなし会

図書館

芸術（文学）

おはなし会では絵本の読み聞かせ、手あそびなどを行っています。(出典：市ホームページ)

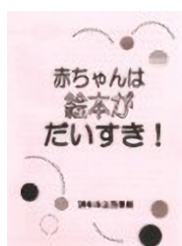


子どもの本に親しむ会

図書館

芸術（文学）

調布市立図書館では、毎年、子どもの本の作家や翻訳家、編集者の方をお招きし、子どもの本に関するテーマで講演会を開催しています。(出典：市ホームページ)

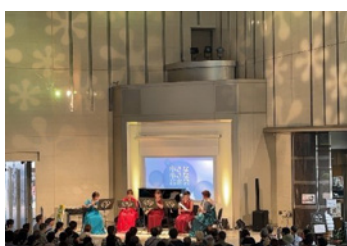


ブックスタート事業

図書館

芸術（文学）

絵本を読むことを通じて、誰もが楽しく、赤ちゃんとふれ合うひとときを持てるよう支援する事業です。調布市立図書館では、乳幼児健康診査時に、月齢に応じたおすすめの本のリストの配付などを行っています。(出典：市ホームページ)



小さな小さな音楽会

財団

芸術（音楽）

文化会館たづくりのエントランスで開催される音楽会です。誰もが気軽に生の音楽を楽しむ音楽会として平成7年の開館当初から定期的に開催しています。(出典：財団基本計画)



障害特性に配慮した鑑賞サポート付き舞台公演

財団

伝統芸能、
芸能など

字幕ガイドや手話通訳のサポートがついた伝統芸能や芸能の公演、色や振動で音を感じることができるコンサート、副音声やセリフ表示がついた演劇公演を実施しています。(出典：財団基本計画)



エレベーターホール・アートプロジェクト 財団

芸術（美術）

文化会館たづくり東館1階エレベーターホールでは、エレベーターを待つちょっとした時間を豊かなアート鑑賞の時間に転換させる試み「エレベーターホール・アートプロジェクト」を実施しています。障害者アーティストによる作品も活用し、広く障害者アートの発信と障害理解を普及啓発しています。(出典：財団)



文化会館たづくり展示室での展示

財団

芸術（美術）

絵画、彫刻、写真、テキスタイル、インスタレーションなどジャンルを問わず美術を紹介する自主企画展示を実施しています。令和6年度には、調布メディアアートラボと連携した体験型のメディアアート展も開催しました。(出典：財団基本計画)



せんがわ劇場 クリスマス演劇公演

財団

芸術（演劇）

せんがわ劇場では、若いファミリー世帯が多い仙川の地域特性を踏まえ、クリスマスシーズンに大人も子どもも楽しむことができる演劇公演を開催しています。(出典：財団基本計画)



劇場特性を活用した能・狂言、落語などの公演

財団

伝統芸能

能舞台や寄席舞台などホールの特性を生かした公演を実施しています。(出典：財団基本計画)



調布市内保育園・幼稚園児童劇鑑賞教室 財団

芸術（演劇）

未就学児が地域の劇場で舞台芸術に親しむ機会を得るため、童話などを題材にした児童劇鑑賞教室を実施しています。(出典：財団基本計画)



美術講演会

財団

芸術（美術）

都内美術館での展覧会に関連して、主催である日本放送協会などが企画する関連文化講演会に会場として申請し、広く美術に親しむ機会を提供しています。(出典：財団基本計画)



音楽とおはなし はじめてのコンサート

財団

芸術（音楽）

歌や楽器の音色に耳をすませたり、音楽に合わせて体を動かしたり、みんなで一緒に歌ったり、いろいろな音楽の楽しみ方を体験できる、0歳児から入場できるコンサートです。(出典：財団ホームページ)



クリスマスコンサート

財団

芸術（音楽）

クリスマスには毎年、若年層が気軽に文化芸術、劇場に親しみやすいよう、同世代で国内トップで活躍する実演家、アニメや映画などポップカルチャー性などのあるクラシック音楽コンサートを開催しています。

パラハートちょうふ meets ART

調布市では、文化芸術の推進による共生社会の充実に向けて、多様な主体との連携により、多彩なアートとの出会いを通じて「パラハートちょうふ」を広める取組を実施しています。

平成29年度から調布市福祉作業所等連絡会と共催で、各作業所等で活動されている方々のアート作品を展示する「調布市パラアート展」をはじめ、令和5年度には「調布市パラアート展」の応援企画として「ビッグハートプロジェクト」と題し、市内福祉団体に加え、調布ゆかりのアーティストやプロスポーツチームなど、様々な分野から多くの方々に参加・協力いただき、カラフルなガムテープで作った手のひらサイズのハートをつなぎ合わせた横5メートル、縦10メートルの大型アート作品を完成させました。令和6年度は、10月6日の世界脳性まひの日にあわせ、グリーンホールの館外を脳性まひの日のシンボルカラーであるグリーンにライトアップしたり、調布シネサロンでバリアフリー上映会を開催するなど、様々な取組を行っています。



事業特設サイト

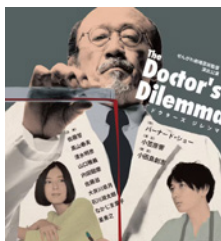


文化会館たづくり館内アート展示

財団

芸術（美術）

平成7年の開館時から設置されている彫刻作品等のほか、7階から12階の窓に市の木として親しまれる「くすの木」が大きく描かれた小林万里子《ナンジャモンジャの樹》2020、1階から6階の階段室で各国の風景を臨む窓を模した角文平《World Tour》2018など、施設のスペースを活用したアート作品の展示を行っています。（出典：財団ホームページ） ©和田浩



せんがわ劇場芸術監督の企画・演出による演劇公演制作

財団

芸術（演劇）

せんがわ劇場では、実施する演劇公演の芸術・創造性を高めるため、芸術監督を配置しています。芸術監督は、自ら演出を手掛ける公演をはじめ、せんがわ劇場で実施する演劇事業全般を監修します。（出典：財団ホームページ）

2. 参加(体験・創造)機会の充実

誰もが気軽に文化芸術の体験や創造ができる機会の充実に取り組みます。

- 様々な文化芸術を体験し、創造することができるワークショップや講座などの事業を幅広く展開するとともに、障害者や介護が必要な方、乳幼児・子ども連れの方、日本語が不自由な方への参加サポートなど「誰でも参加できる」体制の強化
- 市民一人一人が主役となり、自由に表現できる事業の実施
- 文化芸術活動を実施している個人や団体への支援(活動場所の貸出・後援など)
- 障害者、在住外国人やその団体が文化芸術活動を実施する場合のサポート



調布っ子“平和なまち”絵画コンテスト 市

芸術(美術)

平和首長会議が実施する「子どもたちによる“平和なまち”絵画コンテスト」へ応募する作品を募集し、市でも独自で賞を設けて全作品の中から受賞作品を選定しました。市が選定した受賞作品は平和首長会議へ提出しました。(出典：市ホームページ)



シネマにGO!ちょうふ流

市,
Film Train

メディア芸術
(映画)

参加者の皆さんで、ベースの台本をもとにオリジナルストーリーを作り、その作った話を参加者の皆さん自身で演じ、1日でワンシーンの映画を制作する「大人が1日本気で遊べる」映画づくりワークショップです。また、プロの監督や映画関係者が、ストーリー作りのアドバイスや、撮影時の演出やカメラを行います。(出典：市ホームページ)



「映画のまち 調布」みんなのワークショップ 市

メディア芸術
(映画)

映画のまち調布 シネマフェスティバル2024の一企画として、映画・映像業界のプロ監修の下、「撮影」「照明」「録音」「美術」「演出」のチームに分かれて、短編映画の撮影体験ができるワークショップ「映画のまち調布」みんなのワークショップを開催しました。(出典：市ホームページ)



生涯学習出前講座 市

芸術(文学),
文化財など

生涯学習活動の支援の一環として、市民の皆さんが主催する学習会などの集会に市の職員等が出向き、それぞれの事業のご案内や、専門知識等を生かしたお話をします。(出典：市ホームページ)



生涯学習サークル体験事業 市

芸術, 生活文化
など

市内には現在700近くのサークルがあります。自分に合ったサークルを見つけるためのサークルの体験事業を実施しています。(出典：生涯学習情報コーナーホームページ)



調布CM

市, 城西国際大学 メディア芸術

より多くのお客様をお迎えしたい商店会と、CM制作の実習を通じて地域と連携した取組を行いたい城西国際大学メディア学部がコラボレーションし、学生が商店会をPRするコマーシャルを制作するものです。制作したCMは、調布市観光協会公式ホームページ「調布観光ナビ」でも紹介されます。なお、優秀作品コンテストで受賞した2作品については、イオンシネマシアタス調布にてプレアド（映画の始まる前の広告上映）上映されます。（出典：市ホームページ）



調布花火フォトコンテスト

市, 観光協会, 調布市花火実行委員会 芸術（写真）

調布花火で撮影した写真のコンテストです。カメラ部門／スマホ部門にわかれ、「花火の美しさ、醍醐味が写されたもの」「会場の臨場感、一体感、花火と調布のまちのコントラスト」「家族、友人、恋人と過ごしたひとときの思い出が写されたもの」など、調布花火を通して調布の魅力が溢れ出ている写真を選出します。（出典：調布花火大会ホームページ）



調布市地域クラブ活動トライアル事業

市教育委員会 芸術（音楽、美術）など

調布市では、今後の少子化等を見据え、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を持続的に確保していくため、現在の休日部活動を、今後、地域クラブ活動に移行していく予定です。地域クラブ活動では、既存の部活動に加え、生徒の多様なニーズに対応するため、新たな種目の立ち上げも検討しており、そのトライアル事業を実施します。（出典：市ホームページ）



じろとえがこう ほんのおえかきたいかい 図書館

芸術（美術、文学）

紙に自分の好きな本のことを絵に描いてもらい、中央図書館に提出していただき、それを中央図書館の子ども室で掲示します。（出典：市ホームページ）



ワークショップ「言葉アート素もとことばで実篤の世界を表してみよう！」

武者小路実篤記念館 芸術（文学）

縦横斜め、自由に漢字を感じる視覚詩「素もとことば」。実篤のイメージを4つの漢字で表して色紙作品を作ります。（出典：市報ちょうふ令和6年11月5日号）



障害特性に配慮した鑑賞サポート付き舞台公演 ※再掲

財団 伝統芸能、芸能など

字幕ガイドや手話通訳のサポートがついた伝統芸能や芸能の公演、色や振動で音を感じることができるコンサート、副音声やセリフ表示がついた演劇公演を実施しています。（出典：財団基本計画）



TAC(Tazukuri Art Communication)プログラム

財団

芸術(美術)

ワークショップやトークイベントを開催し、美術の面白さ、楽しさをわかりやすく伝える取組を行っています。(出典：財団基本計画)



クリエイティブリユースでアート

財団

芸術(美術)

地域の見直されるべき資源である廃材を地元企業、商店から収集し、廃材を使った作品制作、展示、ワークショップを実施しています。さらに、映画のフィルム缶に廃材を並べて楽しむ「フィルム缶にアート!」や、廃材カードを使って様々な遊びができる「ちょうふのカケラカード」など、廃材を通じて調布の魅力や特徴を発見しながら、アートを身近に感じられる取組に挑戦しています。(出典：財団基本計画)



フィルム缶にアート!体験キットの貸出

財団

芸術(美術)

学校や福祉作業所など市内各所に体験キットを貸し出し、誰もが気軽に芸術に親しみ、創造できる環境づくりを推進します。(出典：財団基本計画)



ワークショップフェスティバル

財団

芸術(演劇)

せんがわ劇場で活躍する若手舞台芸術家たちが講師となり、多彩なテーマで、演劇や身体表現の楽しさを体験する機会を提供しています。(出典：財団基本計画)



演劇アウトリーチ

財団

芸術(演劇)

市内の児童館や学校等(学びの多様化学校、適応指導教室、特別支援学級等)、児童養護施設に向けて、それぞれのニーズに応じた演劇アウトリーチ事業を行っています。(出典：財団基本計画)



学習講座

財団

芸術(美術),
メディア芸術など

文化会館たづくりを中心に、文化芸術に関連する座学・実技講座を実施しています。東京2020大会の機運醸成を機に伝統文化分野を拡充したほか、美術振興事業や映像文化・メディア芸術事業、芸術振興事業、国際交流事業と連携した講座を行っています。(出典：財団基本計画)



調布メディアアートラボ

財団

メディア芸術

映像文化・メディア芸術の多様な魅力を紹介するため、令和2年度から「調布メディアアートラボ」を開始し、ショートアニメーションやデジタル技術を活用したインタラクティブアートの体験型事業を実施しています。(出典：財団基本計画)



小中学校音楽アウトリーチ

財団

芸術(音楽)

奏者と聴き手が一体となれる体験を創り出すことで、児童・生徒に対して豊かな感受性や表現力、想像力を育くみ、主体的な学びを促します。楽器体験やワークショップなどを取り入れたプログラムやコンサートを企画・構成、コーディネートし、実演家を小中学校に派遣しています。



実演を体験する古典芸能ワークショップ 財団

芸能(落語)

実演家による手ほどきをうけて古典芸能を体験できるワークショップです。令和6年は、話芸・落語を体験できる「一和を紡ぐシリーズ 大衆芸能で御座い! 落語体験ワークショップ」を開催しました。(出典：財団ホームページ)



絵ばなし寄席

財団

芸能(落語)

落語とイラストが合体した“絵ばなし”で、情景や表情などの想像力をふくらませ、楽しく鑑賞できます。(出典：財団ホームページ、財団SNS)



キッズ伝統芸能体験事業 財団、東京都、アーツカウンシル東京、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 伝統芸能

はじめて伝統芸能に触れる子どもたちのための「和のお稽古」プログラム。プロの実演家から直接指導を受け、その成果を本格的な舞台上で発表します。(出典：財団ホームページ、撮影：武藤奈緒美)



文化協会実技講座・文化講座

調布市文化協会

芸術(音楽)

調布市文化協会に所属する団体が実技講座・文化講座を実施しています。令和6年度は前期7団体(いけばな連盟、囲碁連盟、将棋連盟、民謡連盟、民謡舞踊好会、洋舞協会、歌謡同好会連盟)、後期3団体(吟剣詩舞道連盟、大正琴連盟、美術協会)が講座を行います。(出典：調布市文化協会ホームページ)



明治大学リバティアカデミー コンサートホールで歌おう! I・II

明治大学

芸術(音楽)

明治リバティアカデミーは、相互友好協力協定大学である明治大学が、平成11年に開設した知的財産を社会に還元するために設置している生涯学習拠点。「コンサートホールで歌おう!」は、講師が歌唱指導を丁寧に行い、毎回アカデミーコモンのコンサートホールの舞台上でピアノと共に斉唱、または合唱します。(出典：明治大学リバティアカデミーホームページ)



明治大学
リバティ
アカデミー



明治大学マンドリン倶楽部調布演奏会

明治大学

芸術(音楽)

明治大学マンドリン倶楽部は、令和6年で創部100年を迎える明治大学のマンドリンオーケストラです。調布市・明治大学相互友好協力協定事業として、調布市で演奏会を行っています。(出典：明治大学マンドリン倶楽部ホームページ)



白百合女子大学 公開講座

白百合女子大学

芸術(文学),
メディア芸術など

白百合女子大学での研究や教育の営みが、今後思いもよらぬ形で地域や社会の中でつながり、多様で豊かな社会をつくりだすきっかけとなることを願い、公開講座を開催しています。令和6年度は「カナダ児童文学～動物物語に見る動物と人とのつながり」「コマ撮りアニメに挑戦!～アニメーション作りと生涯教育とのつながりを考える～」 「三島由紀夫生誕100年を前に」などを開催しています。(出典：白百合女子大学公開講座ホームページ)



白百合女子大学
公開講座



調布ジュニア映画塾

観光協会,
調布シネマクラブ

メディア芸術
(映画)

中学生を対象とした映画づくりのワークショップで、年に一度、夏休みの期間に開催しています。プロの映画監督や技術者の指導の下、撮影、監督、俳優、音声、編集などを、それぞれの参加者が担当し、皆で協力して一本の作品を作り上げ、上映会を行います。また、市内の映画・映像関連企業の見学も行います。(出典：市ホームページ)



施策の内容

3. 文化芸術を通じた共生社会の充実

文化芸術を通して、市民一人一人が多様性を尊重し、相互理解が促進される機会の充実に取り組みます。

- 障害のある方、介護が必要な方、外国人などの交流の輪が広がるワークショップなど体験型事業の実施
- 障害のある方などが創造した芸術的価値が高い作品等の評価や販売等に係る支援
- 世代間交流ができる体験型事業の実施
- 自分らしさを表現し、自由に創造することができる事業の実施

具体的な取組



調布市パラアート展 ※再掲 市, 調布市福祉作業所等連絡会 芸術(美術)

「パラハートちょうふ meets ART」の一環として、平成29年度から調布市福祉作業所等連絡会と共催で、作業所や特例子会社等で活動されている方々のアート作品を展示しています。「パラハートちょうふ meets ART」は、文化芸術の推進による共生社会の充実に向けて、多様な主体との連携により、多彩なアートとの出会いを通じて、調布市が掲げるキャッチフレーズ「パラハートちょうふ」を広める取組です。(出典：調布市パラアート展ホームページ)

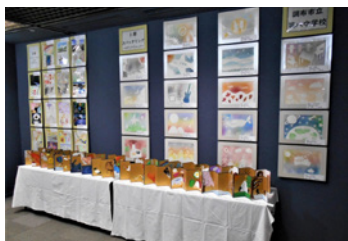


子どもたちと映画寺子屋上映会

市, 子どもたちと映画寺子屋

メディア芸術(映画)

育児などで忙しく、ゆっくり外出できない親子を対象とした上映会です。映画鑑賞を通じて映画に親しみ、同じ環境の親同士が集まって新たなつながりをつくること、お子さんの映画デビューを支援することを目的とし、2か月に1回程度、市民団体である、子どもたちと映画寺子屋が開催しています。(出典：市ホームページ)



調布市中学校連合美術展 ※再掲

市教育委員会

芸術(美術)

市内の公立中学校8校及び調布特別支援学校の生徒の作品が出展されます。(出典：ちょみっと)



CIFA各種交流サロン

財団

生活文化

日本人と外国人が、文化紹介などを通して交流し、お互いに理解を深めることを目的としています。茶道、俳句、そば打ち体験などの日本文化紹介、外国人による自国文化紹介を通して交流を行っています。また、日本人講師による日本の家庭料理の紹介、外国人講師による自国文化の紹介と交流を行っています。(出典：財団ホームページ)



CIFAニューイヤーパーティー

財団

芸術(音楽、
舞踊)など

毎年1月にニューイヤーパーティーを行い、日本の正月を祝い交流します。
200人程の参加者が集まり、各国のダンス、演奏などで大変盛り上がります。(出典：
財団ホームページ)



インクルーシブダンス・ワークショップ

財団

芸術(舞踊)

障害のある人とない人が、自然な身体表現を楽しみながら、共同で新しいダンス作品を
創造するワークショップです。またこの事業では、ダンスのファシリテーション人材を育
成したうえで、学校や福祉施設へ向けた幅広いアウトリーチを行い、障害理解の啓発や
障害者の文化芸術活動を推進します。(出典：財団基本計画)



CIFAフレンドシップデー

財団

生活文化

平成28年のはじめての開催から、CIFAのボランティアが企画運営してきた国際交流
イベントです。民族衣装などの展示や民族舞踏の競演、自国の遊びなどを通して国際交
流を楽しみます。(出典：財団ホームページ)



CIFA国際理解講座

財団

芸術(音楽、
舞踊)など

市民を対象に、国際理解や異文化理解のための講座を開催しています。(出典：市ホ
ームページ)



調布よさこい×パラアート展

財団

芸術(美術)

調布よさこいは調布市パラアート展と同日開催し、調布市パラアート展で作成した旗を
使用する演出のほか、福祉作業所のみなさんが、市内チームのメンバーと一緒にオーブ
ニングでよさこいを踊るなどしています。また、多様なお客様が安心して来場できるよう、
「UD会場」を設定するなどの取組をしています。(出典：財団)



劇場から地域とつながるプロジェクト

財団

芸術(音楽、演劇)
など

東京都立調布特別支援学校、調布市立小中学校支援学級の児童・生徒が、劇場・施設
を「居場所」と位置付け生きるための一つとして地域とつながれる「拠点」となることを目
指して、劇場・施設で文化芸術体験やワークショップなどを取り入れたプログラムを実
施しています。(出典：財団)



文化会館たづくり展示室

財団

芸術(美術)

車いす利用者を対象とした鑑賞補助ツールの貸し出しや、誰でも気兼ねなくゆっくりと鑑
賞できる「誰でもウエルカムDAY」の開催、やさしい日本語を活用した作品紹介など多
くの人が美術を身近に感じ、楽しめる取組を実施しています。(出典：財団SNS)

調布市パラアート展での関係団体や民間事業者との連携

調布市は、東京2020パラリンピックを契機として、「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」のキャッチフレーズを掲げ、障害の有無、国籍、性別などによって分け隔てられることのない「共生社会の充実」につながる様々な取組を行っています。

平成29年度から調布市福祉作業所等連絡会との共催で、各作業所等で活動されている方々のアート作品を展示する「調布市パラアート展」を開催しています。令和6年度の「調布市パラアート展」では、“ハート”をテーマに作業所等で制作した応募作品の中から調布ゆかりのスポーツチームや企業

などがお気に入りの作品を選び、表彰するアワード部門が創設されました。令和5年度に調布市パラアート展の応援企画として実施した「ビッグハートプロジェクト」に参加・協力いただいた様々な団体とのつながりを生かした新たな企画です。文化会館たづくり2階北ギャラリーでは、受賞作品を含むアワード部門への応募作品を展示します。



テンジシツプロジェクト

財団

芸術(美術)

文化会館たづくり展示室では、令和8年度に開催予定の「調布における共生」をテーマにした展示企画に向け、令和6～7年度に多様な人々が集まり互いに話をするトークセッションを開催しています。(出典：財団)

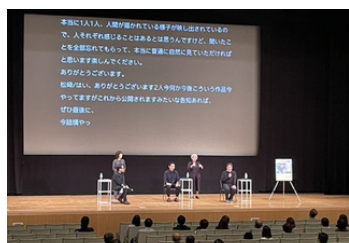


エレベーターホール・アートプロジェクト ※再掲

財団

芸術(美術)

文化会館たづくり東館1階エレベーターホールでは、エレベーターを待つちょっとした時間を豊かなアート鑑賞の時間に転換させる試み「エレベーターホール・アートプロジェクト」を実施しています。障害者アーティストによる作品も活用し、広く障害者アートの発信と障害理解を普及啓発しています。(出典：財団)



ユニバーサル上映会 (映画のまち調布 シネマフェスティバル関連事業)

財団

メディア芸術
(映画)

映画を日本語もしくは英語字幕付きで上映し、上映後には、字幕や通訳等を付けたディスカッション形式のトークイベントを実施します。(出典：財団)

4. 文化芸術活動の場となる環境整備

市民の文化芸術活動の拠点である文化施設を、誰もが安全・安心して快適に利用することができる施設整備を推進します。

- バリアフリー化やアクセシビリティの向上につながる設備改修の計画的な実施
- 環境に配慮した設備改修の推進
- にぎわいの創出
- 有事の際の防災施設としての活用

具体的な取組



新たなグリーンホールの整備検討 ※再掲 市

文化施設

市は、グリーンホールの施設の課題への対応や、調布駅前広場の整備と連動し、新たなにぎわいを創出するため、新たなグリーンホールの整備に向けた取組を進めます。(出典：市ホームページ)



公立文化施設3館の温室効果ガスの削減・省エネルギー化

財団

文化施設

第4次調布市温暖化対策実行計画では、温室効果ガスの削減について、令和元年度の排出量を基準に、令和7年度までに8.4%以上削減、令和12年度までに33.8%以上削減することが目標とされています。この考え方に基づき、公立文化施設3館合計で達成できるよう、設備の運用改善とあわせて、照明のLED化など省エネ改修に取り組んでいます。(出典：財団基本計画)

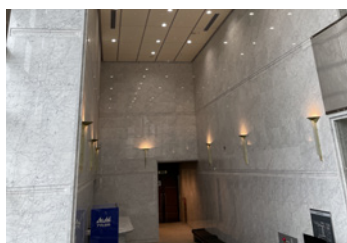


公立文化施設3館のバリアフリー化

財団

文化施設

調布市バリアフリー特定事業計画に基づき、心のバリアフリーも含め推進します。(出典：財団基本計画)



公立文化施設3館の改修計画

財団

文化施設

財団はこれまで、公立文化施設3館の短期・中長期の改修計画について、積極的に提案し、調布市と緊密に連携しながら、施設の適切な維持管理と長寿命化に努めてきました。今後も、調布市の財政状況を踏まえ、優先状況を勘案しながら、効果的・効率的な改修計画の提案を行っていきます。(出典：財団基本計画)

施策

2

まちの多彩な 文化資源を生かした 地域の活性化

基本的な考え

市内にある文化財、長年にわたり育まれてきた伝統芸能や文学・映画・工芸・絵画等の各分野における文化人など、地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、まちに対する愛着を醸成し、地域の活性化を推進します。



©CH.POCKET Co., Ltd

施策の内容

1. 文化財の保存と活用

市内の文化財の保存と活用を図ることで、地域の活性化を図ります。

- 国史跡下布田遺跡の整備、普及・啓発事業の展開による地域活性化の推進
- 国史跡深大寺城跡等の文化資源を活用した、市の歴史・文化の情報発信の推進
- 祭ばやしや獅子舞などの市内における伝統芸能の保存及び継承活動への支援

具体的な取組



国史跡下布田遺跡整備事業の推進

郷土博物館

文化財

令和4年度に策定したガイダンス施設及び史跡公園の基本設計と、令和5年度に作成した実施設計に基づき、令和6年度は史跡整備工事（立川段丘面西部）と郷土博物館分室の解体工事を実施します。また、市民ワークショップを全8回実施し、史跡を活用した事業について検討、実施するほか、地元小学校や地区協議会等と連携して、地域の活力の向上に資する積極的な取組を展開します。（出典：郷土博物館令和6年度事業計画）



東京文化財ウィークへの参加

郷土博物館，
武者小路実篤記念館

文化財

調布市内に所在する文化財に関する講演会、市内の文化財を巡る文化財見学会、市内又は近隣自治体と連携しながら各種文化財を巡る文化財ウォーク、通常は公開されていない文化財の公開機会の拡大を図る特別公開事業を実施。（出典：郷土博物館令和6年度事業計画）



北多摩縄文スタンプラリー (多摩5市連携)

郷土博物館

文化財

貴重な縄文遺跡を持つ多摩5市（調布市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市）で連携し、縄文の魅力・歴史的意義をPRするとともに、地域振興及び広域観光の推進に努める（市長会助成金「多摩・島しょ広域連携活動助成金」活用事業）。（出典：郷土博物館令和6年度事業計画）



調布市郷土芸能祭ばやし保存大会

郷土博物館

地域文化芸術

「調布の祭ばやし」は市の無形民俗文化財に指定されています。市内各10地区のはやし連と3つの子供はやし連による笛や太鼓の演奏をはじめ、獅子舞、おかめ、ひょっこり踊りなどの競演が行われます。（出典：市報（令和6年7月5日号））



多摩川流域 郷土芸能フェスティバル

多摩川流域
郷土芸能フェスティバル実行委員会

地域文化芸術

多摩地域における最大のシンボルである「多摩川」とからめて、流域自治体である府中市、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市、小菅村、丹波山村の各自治体が連携を図り、流域交流を促進し、それぞれの自治体の活性化に結びつけることを目的として開催しています。（出典：郷土博物館令和6年度事業計画、アーツカウンシル東京ホームページ）



施策の内容

2. 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動を生かした事業を展開することで、市民誰もが、身近な歴史・文化に親しむ機会の充実につなげます。

- 郷土博物館、深大寺水車館、武者小路実篤記念館、実篤公園を拠点とした展示・普及事業の推進
- 学校教育との連携

具体的な取組

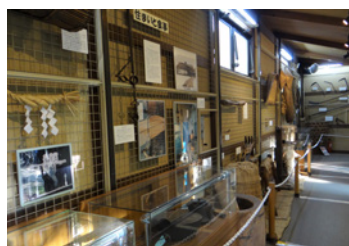


郷土博物館展示事業

郷土博物館

文化財

第1展示室（企画展示室）では年に4回程度、郷土の歴史・文化・芸術などに関するテーマ別の企画展示を開催しています。第2展示室（常設展示室）では、原始から現代までの調布の歴史を6つのテーマから紹介しています。（出典：市ホームページ）



深大寺水車館展示事業

郷土博物館

文化財

展示回廊にて、武蔵野台地における農業や暮らしの様子を、水車の歴史とともに紹介しています。（出典：郷土博物館令和6年度事業計画）



深大寺水車館そばひき実演

郷土博物館

文化財

水車館水車を使用する事業として、そば祭り期間に合わせたそばひき実演を実施します。（出典：郷土博物館令和6年度事業計画）



出前授業

郷土博物館

文化財

市内小・中学校と連携して、史跡や文化財に関する出前授業や体験学習を実施します。（出典：郷土博物館令和6年度事業計画）



武者小路実篤記念館展示事業

武者小路実篤
記念館

芸術（文学）

雑誌『白樺』や書画製作などの文学・芸術活動や、新しき村の運動など、実篤の幅広い活動を多角的に紹介するために、展示は常設とせず、4週間から5週間の会期で展示替えを行っています。春と秋の年2回は特別展、そのほかの6回は館蔵品を中心としたテーマ展です。



深大寺恋物語

深大寺短編恋愛
小説実行委員会

芸術 (文学)

深大寺の発祥は、その名前の由来でもある「深沙大王」という神様にまつわる「縁結び」の物語に由来する、と伝えられています。この由来にちなんで、深大寺界隈の豊かな自然や花と緑を盛り込んだラブストーリーを募集しました。(出典：市ホームページ)



森の地図スタンプラリー

武蔵野
コッツウォルズ

文化財

武蔵野地域を市の枠を超えて広域に回遊する「森の地図スタンプラリー」を開催。ほぼ半径5kmの緑豊かな地域を約1か月半の間にのんびり、ゆっくり巡ります。毎年、春と秋にテーマを決めてラリーポイントを設定、公園や博物館、カフェなど多彩なポイントがなります。スタンプを押すことだけが目的ではなく、道の途中で何かを発見したり、出会いや体験を楽しみます。(出典：武蔵野コッツウォルズホームページ)

施策の内容

3. 市ゆかりの文化人を生かした取組

調布市ゆかりの文化人、アーティストを生かし、
調布ならではの文化の創造と継承を図っていきます。

- 桐朋学園大学関係者・出身者やバッハ・コレギウム・ジャパンをはじめとした調布市に関わりのある音楽関係者・団体等との連携
- 調布市ゆかりの映像関連の企業やアーティストとの連携
(調布市の映画撮影所やポストプロを利用しているスタッフやキャストなど)
- せんがわ劇場が擁する若手舞台芸術家グループ「DEL (デル)」をはじめとする演劇関係のアーティストや団体等との連携
- 中川平一氏、つげ義春氏などの調布市ゆかりの画家、彫刻家、写真家、漫画家などのアーティストとの連携
- 武者小路実篤、水木しげる氏など著名な文化人や近藤勇などの歴史文化の人物に関わる功績の伝承・継承

具体的な取組



ゲゲゲ忌

市

メディア芸術
(漫画)

「水木マンガの生まれた街 調布」では、名誉市民水木しげる氏の功績をたたえ、命日の11月30日を「ゲゲゲ忌」とし、水木しげる氏ゆかりの地を巡るイベントなどを毎年開催しています。(出典：市ホームページ)



「マンガ家・つげ義春と調布」展

図書館

メディア芸術
(漫画)

つげ義春氏の作品は、現在も世代を超えて漫画界だけでなく、幅広い芸術分野から高く評価され、国際的にも注目を浴びています。本展では、複製原画や写真などで、作品に描かれた調布の風景、ご家族との暮らし、映画化された作品について紹介しました。(出典：図書館ホームページ)



中川平一作品展

風景画でたどる調布のいまむかし

郷土博物館

芸術(美術)

市内在住画家の中川平一氏から寄贈していただいた調布の風景の移り変わりを描いた作品等を紹介しました。(出典：市ホームページ)

特別展「仙川の家－
武者小路実篤、終の住処での20年－」武者小路実篤
記念館

文化財

文学、新しき村、書画など多方面にわたり活動した武者小路実篤。子どもの頃から「年をとったら水のあるところに住みたい」と願い続け、70歳の時に、自ら歩いて見つけた東京・調布に新居を建て、移り住みました。京王線の仙川駅に近いことから「仙川の家」と呼び、妻と二人きりの静かな生活を送りながらも、次々と舞い込む仕事に励み、90歳で亡くなるまで忙しくも充実した日々を過ごします。特別展では、仙川の家での実篤の活動と暮らしを紹介するとともに、それを支えた建築や家具などにも注目。実篤の最後の20年間を振り返りました。(出典：市ホームページ)



ゲゲゲギャラリー

財団

メディア芸術
(漫画)

文化会館たづくり1階の「ゲゲゲギャラリー」では、水木しげる氏の作品を紹介しています。(出典：財団基本計画)



マチトリドリ ～調布を描くイラスト展～ 財団

芸術(美術)

「調布」をテーマに、「街」「自然」「人々」を描いている調布にゆかりのある3人の作家を紹介。会期中は会場内に巨大な調布MAPが登場し、「モグモグ」「ワクワク」「テクテク」などキーワードに沿って来場者が思い思いに調布を紹介するコーナーを設置、また、各作家の視点と画材で、自分の見つけたマチの姿を描くワークショップ「アーティストと描くあなたのマチ」を実施しました。(出典：財団ニュースリリース)



武者小路実篤記念館移動展

財団、武者小路実篤
記念館

芸術(文学)

文化会館たづくり展示室では武者小路実篤記念館との共催展示を開催し、実篤の業績を紹介しています。(出典：財団基本計画)



バッハ・コレギウム・ジャパンとの協定事業 財団

芸術(音楽)

財団とバッハ・コレギウム・ジャパンの相互協力提携に関する協定にもとづき、公開リハーサルなどを実施しています。
(出典：財団基本計画)



近藤勇生誕地まつり

近藤勇と
新選組の会

文化財

調布市(上石原)は新選組局長近藤勇の生誕地です。毎年、近藤勇の座像がある西光寺で「近藤勇生誕地まつり」が行われています。令和6年には旧甲州街道の西調布駅入口交差点で、「新選組局長 近藤勇 生誕190周年」デザインマンホール蓋の設置式が行われました。(出典：調布観光ナビホームページ)



深大寺本堂特別拝観 「ゆかりの人物・中西悟堂と深大寺の鳥たち」

深大寺

文化財

調布市指定文化財の本尊・宝冠阿弥陀如来坐像とあわせて、野鳥の父・中西悟堂と深大寺所蔵の鳥の絵画や工芸を紹介します。(出典：市ホームページ)



仙川安部公房生誕100年祭～ 調布に住んだ文豪

仙川 安部公房生誕
100年祭実行委員会

芸術(文学)

小説家・劇作家などとして活躍した安部公房は、昭和29年から平成5年に亡くなるまで、調布・仙川の地で暮らしました。令和6年に生誕100年を迎えたことを記念して、仙川安部公房生誕100年祭を行い、映画『砂の女』、『おとし穴』の上映に加え、安部公房研究の第一人者である鳥羽耕史氏(早稲田大学教授)、俳優座の川口敦子氏(俳優)、真知夫人と親交があった山口三詠子氏をお迎えし、安部公房が調布に築いた功績や知られざる素顔に迫りました。(出典：100年祭ホームページ、市ホームページ)

調布ゆかりの文化人

水木しげる

漫画家として50年以上の経歴を持ち、数多くの作品を世に出されており、特異な世界や妖怪たちを独特の感性で親しみをこめて描いてこられました。昭和34年に調布市にお住まいになられたことを機に、図書館だよりの表紙絵の原画の提供や、市内を走るミニバスの車体に描かれた鬼太郎ファミリー、天神通り商店街のオブジェや鬼太郎茶屋などが多くの市民に親しまれています。多くの市民から愛され、親しみを持って受けとめられ

ていることから、平成20年3月に調布市名誉市民になりました。

平成22年には、NHK連続テレビ小説『ゲゲゲの女房』の舞台が調布であったことから、ドラマの撮影が行われた深大寺を中心に国内はもとより海外からも多くの方が調布市を訪れました。

市は、水木しげる氏の功績をたたえ、命日である11月30日の「ゲゲゲ忌」を中心に、水木しげる氏を偲ぶ様々なイベントを開催しています。

プロフィール

大正11年 3月8日生まれ。太平洋戦争時、ラバウルに出征、爆撃を受け左腕を失う。

昭和34年 調布市に転居し『ゲゲゲの鬼太郎』をはじめ数々の傑作を生み出す。

平成27年 11月30日に御逝去

代表作は『ゲゲゲの鬼太郎』『悪魔くん』『河童の三平』など。

(出典：市ホームページ)

調布ゆかりの文化人

つげ義春

50年以上にわたり調布市に居を構え、数々の名作を世に送り出されているマンガ家であり随筆家です。貸本漫画家時代を経て昭和40年から、マンガ史上大きな足跡を残した『月刊漫画ガロ』を中心に広く活躍されました。代表作『ねじ式』

『紅い花』『無能の人』のほか、エッセイ『つげ義春日記』『貧困旅行記』など、その独特の作品世界とリアリズムを追求した精緻な絵は幅広い分野から高く評価され、世界的に注目を浴びています。

プロフィール

昭和12年 東京都葛飾区に生まれる。

昭和29年 17歳で雑誌『痛快ブック』に投稿したマンガが採用され、翌年『白面夜叉』で実質的にデビュー

昭和41年 『月刊漫画ガロ』に「沼」「チーコ」「初茸がり」等を発表。同年2月、マンガ家水木しげる氏の仕事を手伝うため調布市に転居

令和2年 フランスの第47回アングレーム国際漫画祭において、特別栄誉賞を受賞

令和4年 功績のある芸術家を表彰する日本芸術院のマンガ部門の会員となる。

(出典：図書館「つげ義春と調布展」チラシ)

調布ゆかりの文化人 武者小路実篤

明治43年に志賀直哉、有島武郎、柳宗悦らと雑誌『白樺』を創刊し、以後、60年余にわたって文学活動が続けてきました。小説『おめでたき人』『友情』『愛と死』『真理先生』、戯曲『その妹』『ある青年の夢』などの代表作、また多くの人生論を著したことで知られ、一貫して人生の讃美、人間愛を語り続けました。大正7年には「新しき村」を創設し、理想社会の実現に向けて、実践活動にも取り組みました。

『白樺』では明治44年にロダンへ浮世絵を贈り、その御礼として3点の彫刻を贈られたのをはじめ、大正6年にはセザンヌやゴッホ作品を寄附で購入して美術館を建設する運動を展開、昭和11年の欧米旅行では各地の美術館を訪ねるなど、美術にも関心が深く、多く評論を著しています。

また、自らも40歳頃から絵筆をとり、人々に親

しまれている独特の画風で、多くの作品を描きました。実篤はその生涯を通じて、文学はもとより、美術、演劇、思想と幅広い分野で活動し、語り尽くせぬ業績を残しました。

昭和30年、実篤は水のあるところに住みたいとの希望をかなえ、現在：調布市若葉町の湧水と池のある地を求めて引っ越し、昭和51年に亡くなるまで20年余りを過ごしました。

昭和51年の逝去後、ご遺族から調布市へ邸宅と実篤の愛蔵品や遺品が寄贈され、昭和53年に実篤公園が開園、昭和60年には隣接地に武者小路実篤記念館が開館しました。

以後、「武者小路実篤、白樺、新しき村」を主なテーマとして、あわせて、ゆかりの作家、芸術家たちの作品を紹介。文学、美術に限らず幅広い内容で、常設展とせず、年8回程、約5週間程度で展示替えをして多彩な展覧会を開催しています。

プロフィール

明治18年	現在の東京都千代田区一番町に生まれる。
明治43年	『白樺』を創刊、文壇にデビューする。
大正7年	新しき村を創設。自らも宮崎県木城町石河内の村で生活する。
大正8年	代表作となる小説『友情』を発表
大正14年	新しき村を離れ、以後、奈良、東京へ転居。この頃から、熱心に絵を描き始める。
昭和23年	志賀直哉、長与善郎、安倍能成らと共に『心』を創刊
昭和26年	文化勲章を授章
昭和30年	調布市入間町荻野468（現：若葉町1-23-20）の新居に移る。
昭和40年	東京都より名誉都民称号を贈られる。80歳を機に、以後、書画への署名を常用漢字「実篤」に改め、満年齢を書き添えることとする。
昭和42年	実篤の後半生を描く自伝小説『一人の男』を45回連載（～昭和45年12月）
昭和51年	4月9日死去、享年90歳。調布市へご遺族から邸宅と実篤愛蔵の美術品や遺品が寄贈

（出典：調布市武者小路実篤記念館ホームページ）

調布ゆかりの文化人

中川平一

中川平一氏は、約60年にわたり調布の風景・建物をペン画・水彩画で描き続けています。令和4年度に、甲州街道、深大寺、多摩川などをモチーフとする風景画をはじめ171点の作品を郷土博物館に寄贈していただきました。令和5年4月に、市長から中川氏に感謝状を贈呈しました。寄贈作品は、郷土博物館や市内施設での展示等でご紹介しています。

プロフィール

昭和14年	東京 新宿に生まれる。
昭和20年	調布に転居
昭和39年から	調布市立染地小、第三小、上ノ原小、深大寺小、杉森小に勤務しながら、近隣の風景を描く。
平成16年	文化会館たづくりにて「中川平一風景画展 調布を描いて40年」開催以降、5年ごとに個展開催、「中川平一風景画集1」出版
平成27年	調布市市政功労賞（芸術・文化）受賞
令和2年	『中川平一風景画選集 調布を描いて55年（愛蔵版）』出版
令和5年	作品171点を調布市郷土博物館に寄贈

（出典：市ホームページ）

多様な主体と連携した 特色ある文化芸術の推進と 担い手の育成

基本的な考え

調布市文化・コミュニティ振興財団や調布市文化協会に加え、協定締結大学、協定締結団体など、多様な関係団体との連携の下、調布ならではの文化資源を活用した特色ある文化芸術を推進します。また、とりわけ若年層を中心とした、地域文化の次代の担い手の育成を図ります。

施策の内容

1. 調布ならではの文化芸術の創造、人材育成の実施

地域における多様な主体と連携した文化芸術の創造や担い手としての人材育成に取り組めます。



©CH.POCKET Co., Ltd

- 調布市ゆかりの文化資源を活用し、独自性の高い価値の創出
- 人材育成につながる演劇事業や音楽事業のほか、アウトリーチ事業の実施

具体的な取組



調布国際音楽祭 フェスティバル・オーケストラ

市、財団

芸術（音楽）

「調布国際音楽祭」の一環として、若手演奏家が技術を向上させるとともに、地域の文化芸術振興の担い手となるための育成プログラムを行っています。講師は国内トップクラスの演奏者が担当し、若手演奏家を指導します。指導を受けた若手演奏家は、「フェスティバル・オーケストラ」に出演する機会が得られ、講師も首席演奏者として共に演奏します。このほか、若手演奏家は、地域の様々なサテライトコンサートにも出演することで、クラシック音楽の普及啓発事業に携わります。（出典：財団基本計画）



せんがわ劇場演劇コンクール

財団

芸術（演劇）

単に優劣を競うのではなく、参加する実演家と、審査員、観客、ほかの参加者との交流・コミュニケーションをコンセプトにしたコンクールです。受賞団体には、せんがわ劇場での公演機会を提供します。上位進出団体は、任意によりDEL（デル）に加入し、アウトリーチ活動をはじめとする劇場事業に参加することができます。（出典：財団ホームページ）



せんがわ劇場DEL(デル)の育成

財団

芸術(演劇)

演劇コンクール出身の実演家を中心に構成するDEL(デル)は、せんがわ劇場を活用した人材育成プログラムです。演劇教育に関する講習やワークショップ、公演制作などを通じて次世代を担う実演家を育成します。(出典：財団基本計画)



文化ボランティア (CAS-ちようふアートサポーターズ)

財団

芸術(音楽, 美術)
など

市民が触れあい・交流し、文化芸術の推進を図ることを目的に、財団が運営するボランティア制度です。登録者は年々増加しており、公演や展示、講演会など様々な場面で活躍しています。(出典：財団基本計画)



インクルーシブダンス・ワークショップ

※再掲

財団

芸術(舞踊)

障害のある人となない人が、自然な身体表現を楽しみながら、共同で新しいダンス作品を創造するワークショップです。またこの事業では、ダンスのファシリテーション人材を育成したうえで、学校や福祉施設へ向けた幅広いアウトリーチを行い、障害理解の啓発や障害者の文化芸術活動を推進します。(出典：財団基本計画)

2. 関係団体と連携した取組の推進

関係団体との連携の下、調布ならではの地域文化を育みます。

また、生涯を通じて文化芸術活動を楽しむことができるよう、生涯学習との施策横断的な視点で取り組みます。

- 市民文化祭をはじめ実技講座や講演会など、多彩な活動を市とともに連携して実施している調布市文化協会との連携
- 世界的な音楽家を輩出している桐朋学園大学など、協定締結大学と連携した取組の推進
- 市民の豊かな文化芸術活動を育むための協定を締結している「芸優座」、「東京室内歌劇場」と連携した取組の推進

具体的な取組



東京室内歌劇場 スペシャルウィーク ※再掲

市、
東京室内歌劇場

芸術（音楽）

調布市と一般社団法人東京室内歌劇場は「調布市民の豊かな芸術文化活動を育む包括協定」を締結しています。この協定に基づき、オペラやコンサート等の舞台芸術を市民に親しんでもらうための公演招待、ゲネプロ観覧を行っています。（出典：ちょみっと、東京室内歌劇場ホームページ）



相互友好協力協定を締結した 大学との連携事業

市、各大学

芸術、
メディア芸術

電気通信大学、明治大学、桐朋学園（桐朋学園大学、桐朋学園芸術短期大学）、白百合女子大学、東京外国語大学、慈恵大学（東京慈恵会医科大学）、ルーテル学院大学と相互友好協力協定を締結しています。世界の諸地域における社会・歴史・文化の理解を深めることを目的に開催されている「TUFUS Cinema 映画上映会」（東京外国語大学）、チャペルコンサート（白百合女子大学、ルーテル学院大学）、合唱、楽器演奏、作曲などを楽しみながら学べる「ウィークエンドカレッジ・イブニングカレッジ」（桐朋学園芸術短期大学）など、市民を対象とした文化芸術関連の事業も数多く実施されています。（出典：市の資料）



調布CM ※再掲

市、城西国際大学

メディア芸術

より多くのお客様をお迎えしたい商店会と、CM制作の実習を通じて地域と連携した取組を行いたい城西国際大学メディア学部がコラボレーションし、学生が商店会をPRするコマーシャルを制作するものです。制作したCMは、調布市観光協会公式ホームページ「調布観光ナビ」でも紹介されます。なお、優秀作品コンテストで受賞した2作品については、イオンシネマ シアタス調布にてプレアド（映画の始まる前の広告上映）上映されます。（出典：市ホームページ）



調布まち活フェスタ

市、調布まち活
フェスタ実行委員会

美術（音楽、美術）
など

市内で市民活動をしている団体・個人の活動発表の場としてワークショップ、展示、ステージ発表など盛りだくさんのプログラムで開催します。（出典：市ホームページ）



調布まちゼミ

市、調布まちゼミ
実行委員会

芸術(文学、音楽)
など

商店街のお店の方が講師となって、専門店ならではのお店の専門知識や情報、コツを無料で教えるまちの中の少人数のゼミナールです。(出典：市ホームページ)



桐朋学園大学との協定事業

財団

芸術(音楽)

財団と桐朋学園大学の相互協力提携に関する協定にもとづき、グリーンホールでの定期コンサートなどを実施しています。(出典：財団基本計画)



調布 巡る アートプロジェクト

財団

芸術(美術)

令和2年12月14日から27日にかけて開催されたアートイベントです。プロジェクトのメインは9名の参加アーティスト及び福祉作業所によるアート作品の展示で、調布の街を巡りながら、また自宅にいながら、アートとの出会い・発見を楽しめる企画です。(出典：財団ニュースリリース) ※撮影：土田祐介



おらほせんがわ夏まつり

財団、仙川商店街
協同組合

芸術(演劇)

仙川商店街協同組合が主催する「おらほせんがわ夏まつり」では、例年、せんがわ劇場が会場の一つとなり、DEL(デル)メンバーが制作した演劇作品の上演などを行っています。(出典：財団基本計画)



仙川地域の学術機関との連携事業

財団

芸術
(演劇、美術)

仙川地域にある桐朋学園芸術短期大学や白百合女子大学と共催・協力し、自主製作公演のせんがわ劇場での実施や、若いファミリー層を対象としたワークショップなどを行います。(出典：財団基本計画)



文化協会生涯学習講演会

調布市文化協会

芸術(文学、美術)
など

調布市文化協会は過去にシンポジウムや懇談会、講演会(27回)を実施してきました。引き続き新たな企画や検討を行い推進していきます。(出典：調布市文化協会ホームページ)



劇団芸優座 春の公演 ※再掲

市、劇団芸優座

芸術(演劇)

東京2020大会における文化面での機運醸成を図ることや市の魅力向上、公演を通して市内を拠点に活動する劇団を広く市民に知っていただき、市民の芸術文化の発展に寄与することを目的として、平成29年度から共催事業として「春の公演」を実施しています。(出典：市ホームページ)



調布市民オペラ

NPO 法人調布市民
オペラ振興会 芸術(音楽)

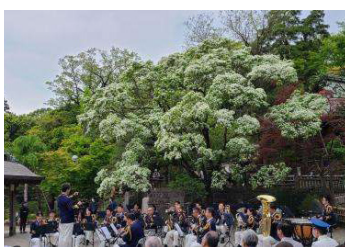
鑑賞、演奏の双方において、市民が気軽に親しめる本格オペラを調布のまちに根付かせようという思いを共有する人々により、平成3年に「調布市民オペラ振興会」が設立され、翌年第1回の調布市民オペラ『カルメン』がグリーンホールで開催されました。以来、グランドオペラ公演やコンサート等を定期的に実施しています。(出典：調布市民オペラホームページ)



ジュニアウインドオーケストラ

桐朋学園大学 芸術(音楽)

地域や学校を超えて集まるジュニアの仲間たち。桐朋学園大学講師・在学生メンバーの指導・協力によるウインドオーケストラが始まります。令和6年度に第1期スタートメンバーを募集し、令和7年3月には第1回演奏会を開催します。(出典：桐朋学園大学ホームページ)



ナンジャモンジャ防災コンサート

東京消防庁 芸術(音楽)

深大寺境内のなんじゃもんじゃの木の下で、東京消防庁音楽隊による防災コンサートを開催しています。このコンサートは、防火防災意識を高めるために、啓発活動の一環として平成元年から開催されています。(出典：ちょみっとホームページ)



調布市伝統文化交流会

調布伝統文化
伝承の会 伝統芸能、
生活文化

和楽器や舞踊、着物等の和の伝統文化による観光振興、並びにワークショップによる次世代への伝承と地域の活性化につなげることを目的に開催しています。



親子で歌い継ぐ 日本の歌百選を歌う会

親子で歌い継ぐ
日本の歌百選を歌い伝え継ぐ会 芸術(音楽)

「親子で歌い継ぐ日本の歌百選」に選ばれている名曲で調布にゆかりのある『今日の日はさようなら』や『思い出のアルバム』を中心に、百選の歌を歌う会を開催しています。



JAZZ ART せんがわ

JAZZ ART
実行委員会 芸術(音楽)

「JAZZ ART せんがわ」は、仙川地域のコミュニティの活性化を目的に、JAZZ ART 実行委員会が主催する即興音楽フェスティバルです。これまで街中でのパフォーマンスやワークショップ等も実施しています。

文化芸術団体との 協定締結に基づく取組

調布市は、平成28年5月1日に、一般社団法人東京室内歌劇場と「調布市民の豊かな芸術文化活動を育む包括協定」を、また、令和4年3月9日に、株式会社劇団芸優座と「調布市民の豊かな芸術文化活動を育むための協力協定」を締結しています。協定では、「市民が豊かな芸術文化活動を楽しむ・学ぶ場の創出」「調布市の魅力の発信」などの事項について連携することとしています。

株式会社劇団芸優座は、平成10年から市内に活動拠点を置き、文化庁の主催・助成公演、全国のホール・会館等公立文化施設の自主事業、教育委員会・小中高校の芸術鑑賞教育等で数多くの公演を実施しています。また、「調布市内小学校合同鑑賞会」公演の実施や市内文化施設等で自主事業として、「春の公演」を実施しており、演劇を通じて市民の芸術文化の発展に寄与していただいています。



劇団芸優座
ホームページ

一般社団法人東京室内歌劇場は、昭和44年設立の東京室内歌劇場を母体として平成25年に設立された、オペラ振興を目的とした団体です。オペラやコンサート等の舞台芸術を、せんがわ劇場や他の市施設等で、市民の皆様により親しんでいただくための取組について、ご協力いただいています。幅広い演目を日替わりで上演する「スペシャルウィーク」は、令和6年で12回を数えています。



東京室内歌劇場
ホームページ

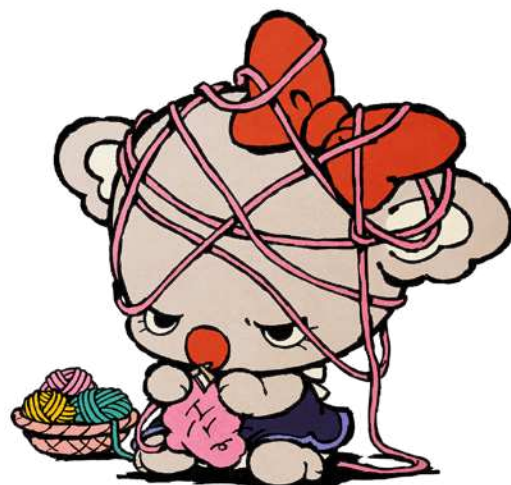
(出典：市ホームページ、団体ホームページ、団体SNS)

調布市文化協会

文化協会は、芸術・文化の発信と振興を通し、加盟団体の発展と相互の連絡・調整を図り、市民の心の豊かさの向上を目的として、現在、20の加盟団体で構成されており、市民文化祭をはじめ実技講座や講演会など、多様な活動を推進しています。また、姉妹都市木島平村芸術文化協会との交流では木島平村夏まつりに参加しているほか、調布よさこいへの参加・協力など、市内関係団体とも連携した取組を実施しています。



文化協会
ホームページ



©CH.POCKET Co., Ltd

かん れん ぶん や 関連分野との ゆう き てき れん けい 有機的な連携による ぶん か げい じゅつ すい しん 文化芸術の推進

基本的な考え

文化芸術により生み出される多様な価値やその意義に鑑み、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育その他の関連分野における各施策との有機的な連携を図ることで、各関連分野における文化芸術を活用した新たな付加価値の創造や課題解決に向けた取組を推進します。



©CH.POCKET Co., Ltd

施策の内容

1. 調布ならではの文化芸術を活用した まちのにぎわいの創出

調布ならではの独自の文化芸術を創造するほか、市のPR、にぎわいづくりにつなげていきます。

加えて、産学官民の知見や特性を生かした、関連分野における文化芸術の活用による課題解決を図っていきます。

また、文化芸術に関連した機関・団体と連携するほか、各関係部による庁内検討体制の下、行政評価と連動した計画の進行管理を行いながら、施策を推進します。

- 角川大映スタジオ、日活調布撮影所などの映画・映像関連企業が集積している地域特性を基盤とした「映画のまち調布」の推進
- 身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができるまちづくりの推進
- 文化資源を活用した地域活性化の推進（再掲）

具体的な取組



文化発信ゾーン 鉄道敷地跡地整備

市

芸術（音楽、写真）
など

鉄道敷地については、これまで順次整備を進めており、市民自身が写真映える風景をSNS等に掲載することや音楽を奏でることによる情報発信、市にゆかりのある文化・芸術作品の展示による情報・魅力発信を行います。（出典：鉄道敷地整備に関するオープンハウス資料）



鉄道敷地跡地整備

市

メディア芸術
（映画）

調布市の特性である映画・映像関連企業が集積していることや、調布駅周辺には多摩地域最大級のシネマコンプレックスも建設されたことから、「映画のまち調布」の特色を生かした、調布のまちの魅力の向上、地域活性化を図ります。（出典：市ホームページ）



彫刻のある街づくり事業 ※再掲

市

芸術（美術）

桜堤通り、日活調布撮影所近くの遊歩道1kmにわたり、公募により選ばれた彫刻9点、モニュメント1点を展示しています。（出典：観光ナビ、市ホームページ）

「新選組局長 近藤勇 生誕190周年」
デザインマンホール蓋の設置近藤勇と
新選組の会

文化財

「新選組局長 近藤勇 生誕190周年」を記念したデザインマンホール蓋を製作・設置しました。クラウドファンディングを活用して製作したマンホール蓋です。令和6年に旧甲州街道の西調布駅入口交差点で設置式が行われました。（出典：市ホームページ）



トリエ調布の壁面イラスト

トリエ京王調布

芸術（美術）

カリフォルニア州立大学ロングビーチ校卒業の絵描きMariya Suzukiさんがトリエ京王調布などパブリックエリアにイラストを制作。現在も市内で定期的に絵を描いています。（出典：「マチトリドリ～調布を描くイラスト展」財団ニュースリリース）

2. 多文化共生の推進に向けた取組

国際交流センターや関係機関等との連携の下、
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、
地域でともに暮らしていくことができる
多文化共生の地域づくりを推進します。

- 国際交流センターなどと連携した文化芸術による多文化共生の地域づくりの推進
- 文化芸術事業への在住外国人の参加による交流の推進
- 文化芸術などを通じた国際理解を深める事業の実施
- 文化芸術事業における多言語対応など在住外国人が参加しやすい環境づくり

具体的な取組



調布国際音楽祭 海外アーティストの招聘

市, 財団

芸術 (音楽)

国際交流プログラムで、海外からのアーティスト招聘を実施しています。(出典：調布国際音楽祭公式ホームページ)



調布国際音楽祭 海外の大学と連携した取組

市, 財団

芸術 (音楽)

令和元年度よりフェスティバル・オーケストラの参加者をアジア圏に広げる目的で、シンガポールのヨン・シウ・トゥ音楽院の留学生の受け入れを始めました。(出典：調布国際音楽祭公式ホームページ)



サウジアラビア文化展

市

生活文化

サウジアラビア王国と調布市の交流は2002 FIFA日韓ワールドカップで調布市がサウジアラビア王国代表チームのキャンプ地になったことから始まりました。サウジアラビアの民芸品、宝飾品、伝統的なテント等の展示に加え、サウジアラビアの「歴史」と「今」を写真パネルで紹介し、サウジアラビアの紹介映像や民族衣装を着て写真撮影もできます。(出典：市ホームページ)



CIFAニューイヤーパーティー ※再掲

財団

芸術
(音楽, 舞踊) など

毎年1月にニューイヤーパーティーを行い、日本の正月を祝い交流します。
200人程の参加者が集まり、各国のダンス、演奏などで大変盛り上がります。
(出典：財団ホームページ)



CIFA各種交流サロンイベント ※再掲 財団

生活文化

日本人と外国人が、文化紹介などを通して交流し、お互いに理解を深めることを目的としています。茶道、俳句、そば打ち体験などの日本文化紹介、外国人による自国文化紹介を通して交流を行っています。また、日本人講師による日本の家庭料理の紹介、外国人講師による自国文化の紹介と交流を行っています。(出典：財団ホームページ)



CIFA国際理解講座 ※再掲

財団

芸術
(音楽、舞踊) など

市民を対象に、国際理解や異文化理解のための講座を開催しています。(出典：市ホームページ)



CIFAフレンドシップデー ※再掲

財団

生活文化

平成28年のはじめての開催から、CIFAのボランティアが企画運営してきた国際交流イベント。民族衣装などの展示や民族舞踏の競演、自国の遊びなどを通して国際交流を楽しみます。(出典：財団ホームページ)



市内外に向けた 文化芸術の魅力の 効果的な発信

基本的な考え

調布ならではの多彩な文化芸術の魅力や付加価値をはじめ、文化芸術を活用した他の関連分野との取組について、対象者の年代に応じた各種広報媒体の活用や国際交流分野との連携の下、市内外（国外含む）へ向けた効果的な発信を推進します。

施策の内容

1. 調布ならではの文化芸術の魅力の 多様なコンテンツを活用した 市民向け、市外向け発信

市報や市ホームページを中心に、調布ならではの文化芸術の魅力を広く発信していきます。



©CH.POCKET Co., Ltd

- 市報やポスター等による発信のほか、あらゆる世代に対する効果的な情報発信
- 共生社会の重要性を踏まえた、わかりやすく、伝わりやすい広報の推進
- 映画のまち調布 シネマフェスティバル、調布国際音楽祭など、市の特徴的な取組と併せた広告

具体的な取組



パラハートちょうふ meets ART 特設サイト

市

芸術（美術）

パラハートちょうふ meets ARTの特設サイトを作成し、パラアート展をはじめ、市内で行われる誰でも参加できるイベント情報を紹介しています。



SNSによる情報発信

市、財団、武者小路実篤記念館

芸術、
メディア芸術など

調布市公式X（2万2000フォロワー）、調布市LINE公式アカウント（3万715フォロワー）、調布市公式Facebook（2558フォロワー）、調布市公式Instagram（3380フォロワー）、財団公式X（3079フォロワー）、財団公式Facebook（832フォロワー）、財団公式Instagram（1222フォロワー）、財団公式Youtubeチャンネル（登録者数864）、郷土博物館公式X（1384フォロワー）、武者小路実篤記念館公式X（3751フォロワー）。いずれも令和7年3月10日現在（出典：各アカウント）



サークルガイドブックの発行

市

芸術，
生活文化など

市民の学習サークルを1冊にまとめたガイドブックです。ボランティアに協力していただけるサークルもこの冊子で調べることができます。(出典：市ホームページ)

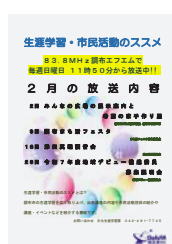


生涯学習情報コーナーにおける 情報発信及び相談の実施

市

芸術，
生活文化など

ウェブサイトの運営や調布FMを活用した定期的な情報提供を行っています。(出典：市ホームページ)



調布エフエム 生涯学習・ 市民活動のススメ

市

芸術，
生活文化など

83.8MHz調布エフエムで毎週日曜日午前11時50分から、市内の生涯学習情報を広く取り上げ、市民活動団体や講座・イベントなどを紹介する番組を放送しています。(出典：市ホームページ)



ガチョラのLINEスタンプ発売

市

メディア芸術
(映画)

「映画のまち調布」応援キャラクター ガチョラのLINEスタンプ(16種類)を発売しています。(出典：市ホームページ)



ガチョシアター

市

メディア芸術
(映画)

「ガチョシアター」は、「映画のまち調布」応援キャラクター ガチョを活用した30秒の短編映像です。(出典：市ホームページ)



ロケ・グルメマップの発行

市

メディア芸術
(映画)

映画やドラマのロケで使用された市内の飲食店を掲載した「映画のまち調布」ロケ・グルメマップを作成しています。(出典：市ホームページ)



ちょうふコミュニティサイト「ちよみっと」 市

芸術,
生活文化など

調布市からお知らせするイベント情報に加え、生涯学習・市民活動のイベントや活動団体の情報など、調布の地域により密着した情報を得ることができる地域密着型のホームページです。調布市関連のホームページに掲載されているイベント情報を、一括で検索できるポータルサイトとなっています。ちよみっとには、「Summit (サミット, 頂上)」とちょうふの掛け言葉と、「ちょ」っと「寄」って「見」ていくサイト、という2つの意味が込められています。(出典：市ホームページ)



調布CM ※再掲

市, 城西国際大学 メディア芸術

より多くのお客様をお迎えしたい商店会と、CM製作の実習を通じて地域と連携した取組を行いたい城西国際大学メディア学部がコラボレーションし、学生が商店会をPRするコマーシャルを制作するものです。制作したCMは、調布市観光協会公式ホームページ「調布観光ナビ」でも紹介されます。なお、優秀作品コンテストで受賞した2作品については、イオンシネマ シアタス調布にてプレアド（映画の始まる前の広告上映）上映されます。(出典：市ホームページ)



収蔵資料データベースの整備・公開

郷土博物館,
武者小路実篤記念館

文化財

広く一般の活用を目指して、収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。(出典：郷土博物館令和6年度事業計画)

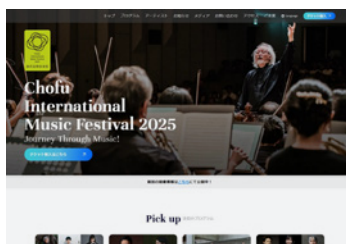


YouTube動画の配信

郷土博物館

文化財

郷土博物館の所蔵する古写真や美術資料を用いて、調布のまちの移り変わりを紹介する動画を作成しています。令和6年11月現在、「調布今昔写真館」と題した3本の動画をYouTubeで見ることができます。



各主要事業のホームページ

財団

芸術,
メディア芸術など

「調布国際音楽祭」、「映画のまち調布 シネマフェスティバル」では、独立したホームページを作成し、事業について、わかりやすい情報発信とその魅力を伝えています。(出典：財団基本計画)



財団報「ぱれっと」の発行

財団

芸術,
メディア芸術など

財団が発行している広報紙です。文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場を会場に実施する事業など、財団が主催する文化芸術事業の情報を掲載しています。(出典：財団ホームページ, 財団基本計画)



ちょうふアートプラス

財団

芸術、メディア芸術など

会員サービスである「ちょうふアートプラス」は、令和元年度のリニューアル以降、毎年会員数を増やしており、現在6000人を超えています。(出典：財団基本計画)

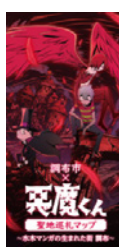


調布市×「ゲゲゲの鬼太郎」 聖地巡礼マップの発行

調布市観光協会

メディア芸術
(漫画)

アニメ『ゲゲゲの鬼太郎』第6期（平成30年4月から令和2年3月まで放送）には、調布市内のスポットや調布を舞台に描かれたシーンが多数登場しています。そこで、調布市観光協会では、アニメに登場した調布市内のスポットを巡って楽しんでもらうため、聖地巡礼マップを発行しています。(出典：観光協会ホームページ)



調布市×「悪魔くん」 聖地巡礼マップの発行

調布市観光協会

メディア芸術
(漫画)

アニメ『悪魔くん』の舞台・神調布には、調布市によく似たスポットが多数登場しています。調布市観光協会では、アニメに登場する神調布の街と、調布市にある実際のスポットを見比べながら、「水木マンガの生まれた街調布」の散策を楽しんでもらうため、聖地巡礼マップを発行しています。(出典：観光協会ホームページ)



©CH.POCKET Co., Ltd

「AngryBabyz（アングリーベイビーズ）」
イラスト：有限会社クリエイティブハウスポケット

3

施策を貫く主な文化芸術事業

(1)

調布国際音楽祭

【市,財団】

施策1

施策2

施策3

施策5

調布のまちを舞台に毎年初夏に行われているクラシックを中心とした音楽のお祭りです。

音楽でまちの人々に感動を届けることを目指し、「バッハの演奏」、「次世代への継承」、「アートとの連携」をテーマに、平成25年に「調布音楽祭」の名称で始まりました。

調布市在住で世界中から注目を集めるバッハ・コレギウム・ジャパンの音楽監督、鈴木雅明氏の監修の下、エグゼクティブ・プロデューサーに鈴木優人氏を据え、手作りの感覚とクオリティを両立させたラインナップで親しまれ、年々注目度も増しています。平成29年には、音楽ならではの国際色豊かなプログラムに広げるため「調布国際音楽祭」と名称を改めました。

平成28年に発足した調布国際音楽祭のオリジナル・オーケストラである「フェスティバル・オーケストラ」は、毎年、オーディションに合格した若手演奏家たちによって構成されます。また、市民ボランティア「チームCIMF」が音楽祭を盛り上げ、支えています。

会場は文化会館たづくり、グリーンホール、せんがわ劇場などの市内文化施設はもとより、深大寺や布多天神社、神代植物公園でのコンサートなど調布ならではの多様な文化資源を生かしたプログラムを実施しています。(出典：調布国際音楽祭ホームページ、財団事業計画書及び報告書、財団SNS)



調布国際音楽祭2022 第10回記念オープニング・コンサート
「かていん plays ラプソディ・イン・ブルー」 ©K.Miura



調布国際音楽祭2023 スペシャルガラコンサート
©K.Miura



調布国際音楽祭2023
布多天神社でくぐランドピアノ vol. 2 ©K.Miura



調布国際音楽祭2024 神代植物公園フローラルコンサート
©K.Miura

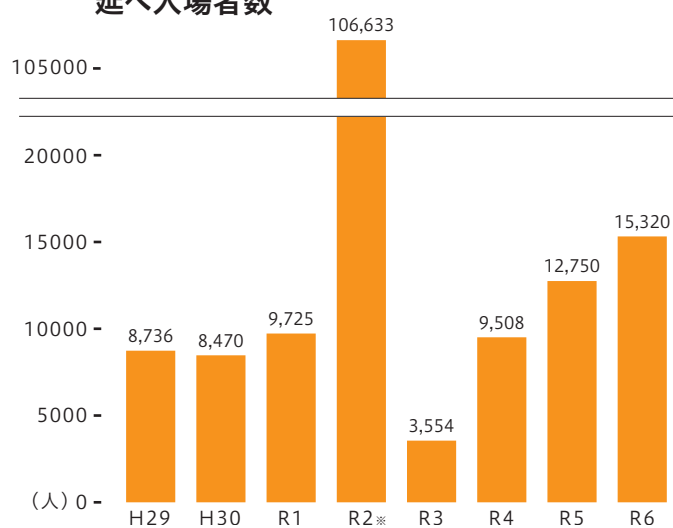
調布国際音楽祭 テーマ

2025	「Journey Through Music! 音楽の旅へ!」
2024	「MUSIC WITHOUT BORDERS」
2023	「One Melody for All」
2022	「“BACH” TO THE FUTURE～未来へつなぐ音楽祭～」
2021	「新しい世界へ!」



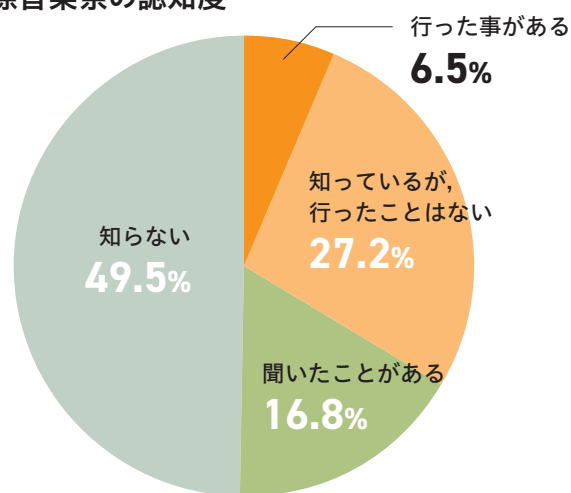
調布国際音楽祭
ホームページ

延べ入場者数



※令和2年は緊急事態宣言に伴い全公演を中止し、「@調布国際音楽祭」としてオンラインで実施。総視聴回数10万6633回，総アーカイブ配信4万7626回。

国際音楽祭の認知度



調布の文化に関するアンケート調査
(令和6年7月，調布市)より



調布国際音楽祭2024フェスティバル・オーケストラ ©K.Miura

(2)

調布よさこい【市、財団】

施策1

施策2

施策3

施策4

施策5

調布の夏を彩る「調布よさこい」は、「だれもが笑顔に てづくりよさこい」をテーマに、市民団体、地元商店街、行政機関等が調布市内のコミュニティの活性化を目的に、調布のまちづくり、市民がつくる社会づくりのために一体となって取り組むお祭です。

「調布よさこい」のルーツは、昭和52年から26回開催されてきた「調布ふるさとまつり」まで遡ります。公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団では、よさこい踊りを「老若男女誰でも楽しめ、幅広い層の市民に参加してもらえる」「発表までの間の練習の期間で、チーム内の交流が生まれる」という「交流のツール」と捉え、地域、踊り手、観客の交流を図るために、「調布ふるさとまつり」を基礎に、「調布よさこい」を立ち上げ

ました。現在では、広く市民のコミュニティ育成を目指すプログラムを、市民で構成された実行委員会で運営しています。

令和4年からは「調布市パラアート展」と同時開催とし、市内の福祉作業所等に通う方々が、よさこい用の旗や法被を制作しオープニング総踊り等で披露しました。令和6年は、市内作業所のメンバーが市内踊手と一緒に総踊りに参加したほか、一部会場をイス席をはずしてフラットにするなど、誰もが観覧できる会場づくりを行いました。

また、調布市内全域の催し物を対象に、調布よさこいで活躍しているよさこいチームを紹介してイベントを盛り上げる「出前よさこい」も実施しています。



パラアート制作旗+UD会場
(子供向けマット・ベビーカー・車いす対応)



プレイベントで作成した大旗



出前よさこい



総踊り(レクチャー付き)

調布よさこい



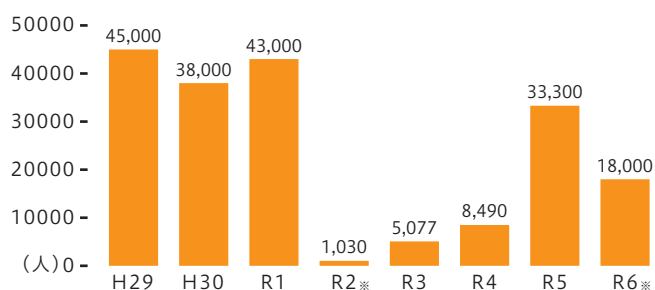
調布よさこい
ホームページ

「調布よさこい」の3つのポイント

- ・「調布ふるさとまつり」からの長い歴史…市民に親しまれ、地域に根ざしたイベント
- ・市民による実行委員会…行政主導ではないアットホームな雰囲気
- ・誰もが「参加」できるイベントを目指して…飛入り企画や「踊り」以外の参加型企画

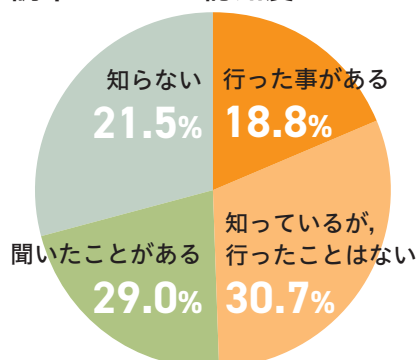
(出典：調布よさこい2024ホームページ、財団事業報告書)

延べ来場者数



※令和2年度はコロナにより中止、令和3年度は無観客・インターネット配信で実施、旧甲州街道（調布駅北口～布田駅前）での流し踊りは中止。
※令和6年度は、猛暑により流し踊りについて旧甲州街道を中止、文化会館たづくり北側道路を中断。

調布よさこいの認知度



調布の文化に関するアンケート調査
(令和6年7月、調布市)より



総踊り（市内作業所混合）



大旗競演



北側道路演舞



旧甲州流し

(3)

調布市民文化祭

【市, 市教育委員会, 財団, 調布市文化協会】

施策1

施策3

施策5

調布市民文化祭は、調布市民の芸術・文化・学習活動の発表の場として、広く市民に公開する中で、市民が相互に刺激し合うことにより、調布市の文化交流とコミュニティ意識の向上を図ることを目的に実施しています。

「みんなでつくろう市民の文化」をテーマに、文

化会館たづくりやグリーンホールを会場に、いけばなや工芸美術などの展覧・展示会、囲碁、将棋、演劇、民謡、歌謡などの大会・発表の場として長い歴史を持ち、毎年、約1か月間にわたり開催します。

また、同時期に地域文化祭として、各公民館で、東部地域文化祭（東部公民館）、西部地域文化祭（西部公民館）、北部地域文化祭（北部公民館）がそれぞれ開催されます。

市民文化祭は、市民の文化活動の貴重な発表の場として、また多くの市民の鑑賞の場としての役割を果たしています。

（出典：調布市民文化祭ホームページ、財団事業報告書）



文化フェスタ
手作り体験コーナー



文化フェスタ
囲碁・将棋青空指導



文化フェスタ エスペラント展



文化フェスタ 野外ライブコーナー



第68回調布市民文化祭 開会式

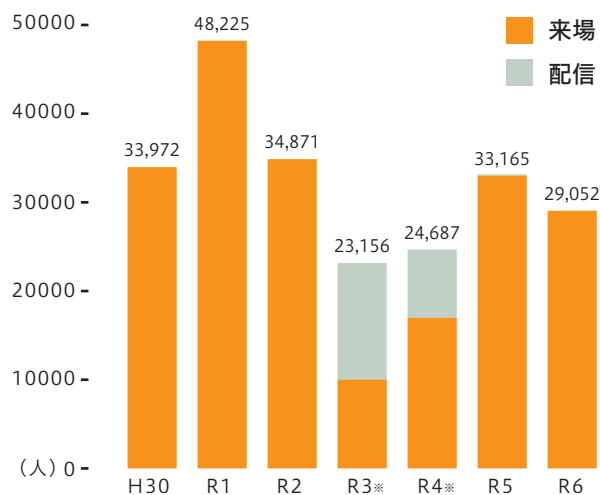


ハワイアンフラ

調布市民文化祭 テーマ

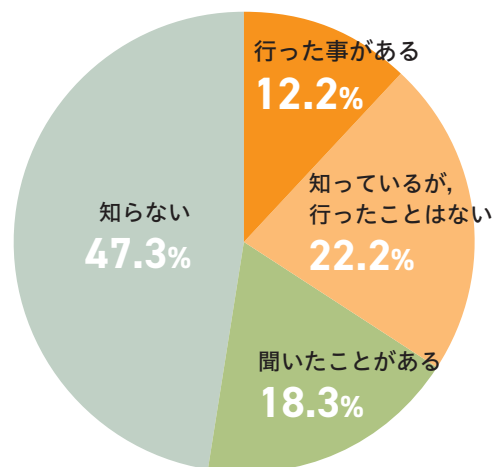
第69回(令和6年度)	「広がる出会い 文化のチカラ」
第68回(令和5年度)	「誰もが笑顔 ここから広がる文化の輪」
第67回(令和4年度)	「みんなでつくろう市民の文化」
第66回(令和3年度)	「明日へ響け 文化の鼓動」
第65回(令和2年度)	「今こそたやすな」

延べ入場者数



令和2年度と令和3年度は【展覧・展示の部】の入場者数及び出展者、参加者、一部関係者のみの入場者数を含む。地域文化祭(公民館)分を含みず。

調布市民文化祭の認知度



調布の文化に関するアンケート調査
(令和6年7月、調布市)より



工芸美術展



地域文化祭 かつろぎコンサート



地域文化祭 美楽



地域文化祭 レザークラフト夢工房

(4)

映画のまち調布 シネマフェスティバル

【市、財団、映画のまち調布 シネマフェスティバル実行委員会】

施策1

施策2

施策3

施策4

施策5

映画のつくり手にスポットを当て、素晴らしい映画制作の技術を未来につなげる映画祭です。

昭和30年代の日本映画全盛期には「東洋のハリウッド」にたとえられた調布で、28回開催された「調布映画祭」が、平成30年に「映画のまち調布 シネマフェスティバル」としてリニューアルしました。

調布市内に集積している映画・映像関連企業、団体（株式会社角川大映スタジオ、日活調布撮影所、株式会社ジャンゴフィルム、高津装飾美術株式会社ほか）と連携し、映画・映像をつくるまちならではの独自性があるイベントを展開することで、「映画のまち調布」のPRを行い、映画・映像を楽しむ機会を創出することを目的として、毎年2月から3月上旬にかけて開催しています。

また、調布における映画の歴史及び映像文化に触れることにより、調布市に根ざした文化芸術の振興と、観光・産業等の分野と連携した地域活性化を目指しています。

また、映画賞授賞式、映画制作の技術スタッフや監督によるトークショー付きの映画上映会のほか、上映作品に関連した小道具や設計資料、調布市立図書館所蔵の映画資料の展示や、プロの映画製作の技術スタッフが指導する撮影体験ワークショップ等、各種イベントを開催します。今後は、開催期間前に、関連企画として活動弁士・生演奏付きの上映会、35mmフィルム作品の名画上映会、ユニバーサル上映会、メディア芸術の要素を取り入れたワークショップなどを実施することで、一貫性がある事業を展開し、年間を通して映画・映像文化に触れる機会を創出します。（出典：映画のまち調布 シネマフェスティバル2025ホームページ・SNS）



映画のまち調布 シネマフェスティバル2024
第6回映画のまち調布賞 集合写真



映画のまち調布 シネマフェスティバル2024
CINE_WORKS展—映画制作の世界—



映画のまち調布 シネマフェスティバル2024
日本映画人気投票選出作品 トークイベント

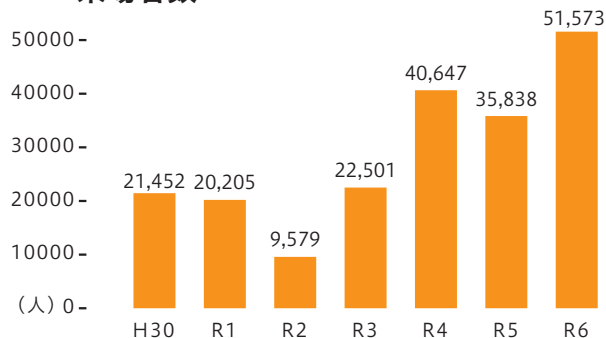


CHOFU
CINEMA FESTIVAL

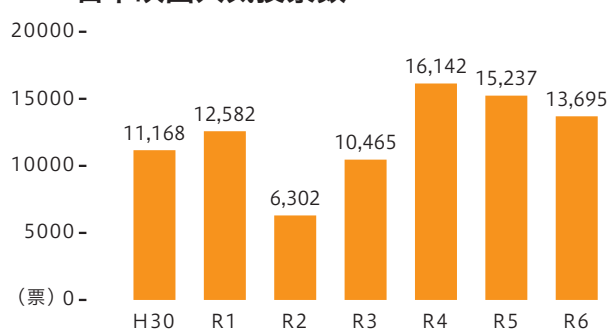


映画のまち調布
シネマフェスティバル
ホームページ

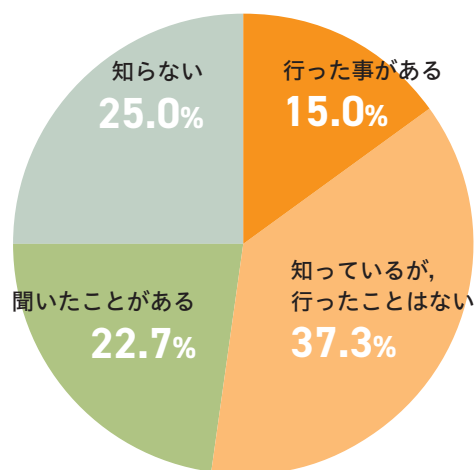
来場者数



日本映画人気投票数



映画のまち調布 シネマフェスティバルの認知度



調布の文化に関するアンケート調査
(令和6年7月、調布市)より

「映画のまち調布賞」これまでの受賞作品及び受賞者(敬称略)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
作品賞	『万引き家族』	『天気の子』	『Fukushima 50』	『花束みたいな恋をした』	『映画 すみっこぐらし 青い月夜のまほうのこ』	『すずめの戸締まり』	『鬼太郎誕生 ゲゲゲの謎』
撮影賞	『モリのいる場所』 月永雄太	『新聞記者』 今村圭佑	『Fukushima 50』 江原祥二	『花束みたいな恋をした』 鎌刈洋一	『護られなかった者たちへ』 銅島淳裕	『月の満ち欠け』 水口智之	『あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。』 小林拓
照明賞	『空飛ぶタイヤ』 長田達也	『日日是好日』 水野研一	『カズベン!』 長田達也	『ヤクザと家族 The Family』 平山達弥	『護られなかった者たちへ』 かげつよし	『銀河鉄道の父』 佐藤浩太	『あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。』 岸本秀一
録音賞	『空飛ぶタイヤ』 栗原和弘	『こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話』 鈴木 肇	『悪の華』 柳屋文彦	『花束みたいな恋をした』 加藤大和	『そして、バトンは渡された』 白取 貢	『劇場版 TOKYO MER 走る緊急救命室』 湯脇房雄	『ゴジラ-1.0』 竹内久史
美術賞	『モリのいる場所』 安宅紀史	『キングダム』 斎藤岩男	『カズベン!』 磯田典宏	『るろうに剣心 最終章 The Beginning』 橋本 創	『護られなかった者たちへ』 松尾 文子	『耳をすませば』 相馬直樹	『福田村事件』 須坂文昭
編集賞	『ちはやふる-結び-』 穂垣順之助	『翔んで埼玉』 河村信二	『蜜蜂と遠雷』 石川慶・太田義則	『浅田家!』 上野聡一	『メタモルフォーゼの縁側』 木村悦子	『劇場版 TOKYO MER 走る緊急救命室』 菅野詩織	『ゴジラ-1.0』 宮島竜治
功労賞 (～第4回) 特別賞 (第5回～)	南 孝二 高津装飾美術株式会社 代表取締役会長	紅谷愼一 (録音技師)	石原まき子 株式会社 石原プロモーション 代表取締役会長	根岸 誠 東映デジタルラボ(株) テクニカルアドバイザー	武藤光成 株式会社アーク・システム取締役会長 宮本まさ江 (衣裳・スタイリスト)	株式会社東京現像所 新藤次郎 (プロデューサー)	株式会社白組 柴崎憲治 (音響効果技師)

4 推進体制

(1) 市の役割

本計画の将来像「豊かな文化芸術の薫り広がるまち 調布」の実現に向けて、多彩な文化資源を生かし、行政としての役割を組織横断的連携の下、計画的に取り組みながら、市の文化芸術を推進します。

① 市民の文化芸術活動を育む 環境整備の充実

市内で活動する市民による文化芸術活動に必要な場所の確保や、活動の成果を発表する機会の確保をはじめ、文化芸術活動のより一層の充実に向けた環境整備に取り組むことで市民の文化芸術活動を支援します。

② 文化芸術の担い手となる 人材の育成・専門性の向上

調布ならではの多彩な文化芸術の担い手となる人材の育成をはじめ、文化芸術の振興に取り組む専門人材を有する公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団と連携し、更なる専門性の向上や財源確保に向けたファンドレイジングに取り組む力を高める研修の実施や自己啓発の支援など環境整備に取り組みます。

③ まちの魅力を高める 文化芸術の推進に係る情報発信

調布ならではの文化芸術の魅力や付加価値をはじめ、文化芸術を活用した他の関連分野との取組について、各種広報媒体の活用や多様な主体と連携するなど創意工夫を凝らしながら、より効果的な情報発信に取り組めます。

(2) 関係機関・団体との連携・協力

主たる関係機関・団体との連携、協力の下、文化芸術を推進します。

① 公益財団法人調布市文化・ コミュニティ振興財団



財団では、平成6年の設立以来、文化会館たづくりやグリーンホールを拠点に、映像文化・メディア芸術事業、美術振興事業、生涯学習事業、地域コミュニティ活性化事業、芸術振興事業など幅広い事業を展開するとともに、令和元年度以降は、せんがわ劇場において、演劇公演の制作をはじめ、様々な事業の企画・運営に取り組んでいます。

施設の整備・運営においては、文化施設3館のスケールメリットを生かし、市民による文化芸術活動の拠点となる施設の適切な維持・管理に向けて、コンプライアンスの遵守の下、ライフサイクルコストの縮減及び長寿命化を図るため、継続的な一体的管理による改修工事や、施設利用者の安全・安心を第一とした適切な維持・管理に取り組んでいます。

また、財団基本計画に基づき、地域の多彩な人材や関係団体との連携をはじめ、地域の貴重な文化資源の活用や、市が標ぼうする「パラハートちょうふ」の理念の下、共生社会の充実に向けた文化芸術の推進に取り組んでいます。更に、令和6年度からは、調布市国際交流協会の事業継承により、財団の定款に新たに国際交流事業を位置付け、円滑かつ安定的な業務運営はもとより、

市の文化芸術施策との連携など、新たな事業展開に応じた組織体制を整備しています。

こうした取組経過を踏まえ、引き続き財団を主体とした文化施設3館の連携及び各施設のコンセプトを生かした効果的な施設運営における創意工夫や、施設利用者の利便性の向上に取り組みながら、多彩な文化芸術に触れる機会が充実し、市民の文化芸術活動が一層活性化するため、市基本計画の施策に位置付けた基本的取組を推進する役割を担う必要があります。

今後、本計画の将来像「豊かな文化芸術の薫り広がるまち 調布」の実現に向けて、財団との更なる連携・協力の下、市の文化芸術を推進します。

② 調布市文化協会



文化協会は、芸術・文化の発信と振興を通し、加盟団体の発展と相互の連絡・調整を図り、市民の心の豊かさの向上を目的として、市民文化祭をはじめ実技講座や講演会など、多彩な活動を推進しています。

文化協会の歴史は、昭和23年調布町文化会から始まり、昭和30年の市制施行に伴い、調布市文化会に改称し、昭和41年には12団体により調布市文化協会が発足しています。

こうした長年にわたる市の文化の発展に寄与する中心的な関係団体として、引き続き、各種事業を連携して取り組みます。

調布市文化協会加盟団体

(令和6年4月時点：20団体・161グループ)

いけばな連盟

歌謡同好会連盟

写真連盟

美術協会

囲碁連盟

吟剣詩舞道連盟

将棋連盟

フラワーデザイン協会

エスペラント会

書道連盟

民謡連盟

演劇協会

茶道連盟

大正琴連盟

民謡舞踊好友会

音楽連盟

三曲協会

ハワイアンフラ協会

洋舞協会

工芸美術協会

(3)

進行管理

本計画を着実に推進するため、PLAN（計画）、DO（遂行）、CHECK（評価・分析）、ACTION（改善）のPDCAマネジメントサイクルによる行政評価と連動した計画の進行管理を推進します。



調布市基本計画

行政評価の取組

施策評価
施策マネジメントシート

事務事業評価
事務事業マネジメントシート

施策20 まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
1年間で文化芸術を鑑賞，または自ら文化芸術活動を行った市民のうち，市内公共施設を利用した市民の割合	42.5% (令和4年度)	65.0% (令和8(2026)年度)
文化会館たづくり・グリーンホール・せんがわ劇場事業の施設利用率 (ホール系／会議室系)	75.3%／71.5% (令和3年度)	90.0%／85.0% (令和8(2026)年度)

施策21 まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
文化遺産の数(国・東京都・市指定等文化財)	78件 (令和3年度)	84件 (令和8(2026)年度)
郷土博物館・実篤記念館の入館者数・事業参加者数 (実篤公園利用者を含む)	4万1,014人 (令和3年度)	5万5,000人 (令和8(2026)年度)

資料編
Vision
for Promotion of
Culture and
the Art



1. 策定経過

年月日	会議, 調査等	内容
令和5年8月～ 令和6年3月	市内の文化芸術に関する調査	国や都の動向, 市内の文化芸術に関する現状等を既存データ等より整理
令和5年9月28日	職員向け研修会の実施	文化行政等についての職員向け研修会を実施
令和6年6月27日	第1回「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	●「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン(骨子案)」について ●文化に関するアンケート調査について ●市内文化団体等ヒアリング調査について
令和6年7月26日～7月30日	市民アンケート調査	市民の文化芸術活動の現状やニーズ, 市の文化芸術施策に対する意見などをウェブアンケート調査で把握
令和6年8月22日～	市内文化団体等ヒアリング調査	市内で文化的事業などの取組を行っている10団体について現状を把握するためのヒアリング調査を実施
令和6年10月30日	第2回「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	●「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン(骨子案)」について
令和6年12月10日～ 令和7年1月20日	パブリック・コメント手続の実施	
令和7年3月24日	第3回「(仮称) 調布市文化芸術推進ビジョン」策定検討委員会	●「調布市文化芸術推進ビジョン」について
令和7年3月末日	「調布市文化芸術推進ビジョン」策定	

2. 調布市文化芸術推進ビジョン策定検討委員会 委員名簿

No.	氏名	所属・役職
1	小林 真理 (委員長)	東京大学大学院 人文社会系研究科 教授
2	片山 泰輔 (副委員長)	青山学院大学 総合文化政策学部 総合文化政策学科 教授
3	上原 宏	桐朋学園大学音楽部 教授
4	佐伯 あつ子	調布市立第六中学校 校長
5	藤堂 文子	(公財) 調布市文化・コミュニティ振興財団 企画課長
6	橋本 ゆかり	(福) 調布市社会福祉協議会 事務局長
7	榎本 和江	調布市文化協会 事務局長
8	早野 賢二	調布市教育委員会郷土博物館 館長
9	竹中 裕子	公募市民
10	野口 里美	公募市民

※敬称略

3. 市民の文化芸術活動に関するアンケート調査

調査概要

■調査の目的

市民の文化芸術活動の現状やニーズ，市の文化芸術施策に対する意見などを把握し，「調布市文化芸術推進ビジョン」策定のための基礎資料とすることを目的に実施

■調査の対象

調布市在住18歳以上の市民600人

■調査の期間

令和6年7月26日～7月30日

■調査の手法

ウェブ・パネルを用いたインターネット・アンケート調査

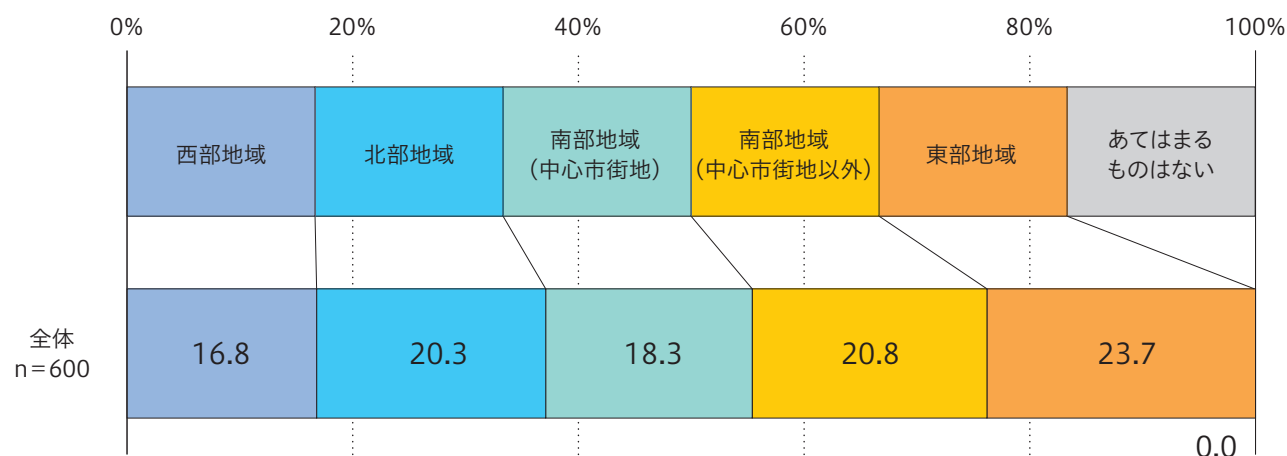
■調査結果の集計表・グラフについて

- 回答の構成比(%)は，各設問の母数(n)を基数とした百分率(%)で表示している。
- 百分率は小数点以下第二位を四捨五入しているため，構成比の合計値が100%にならないことがある。
- 回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については，構成比の合計は100%を超えることがある。
- クロス集計において，「全体」の比率との差が10ポイント以上高いものは ，10ポイント以上低いものは  で表している。

調査結果

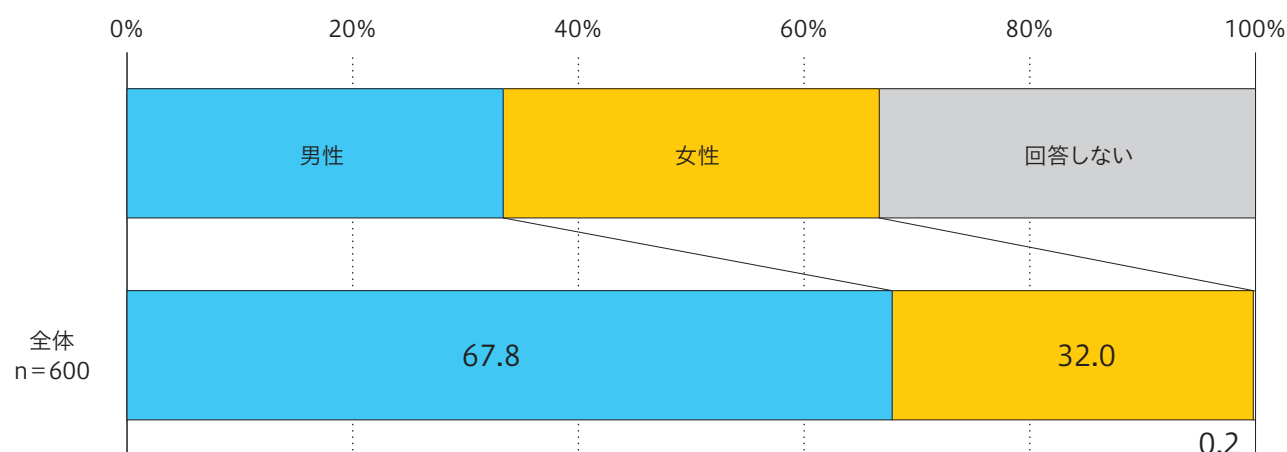
F1 あなたのお住まいの地域をお知らせください。(SA)

全体では「東部地域」が23.7%となっている。



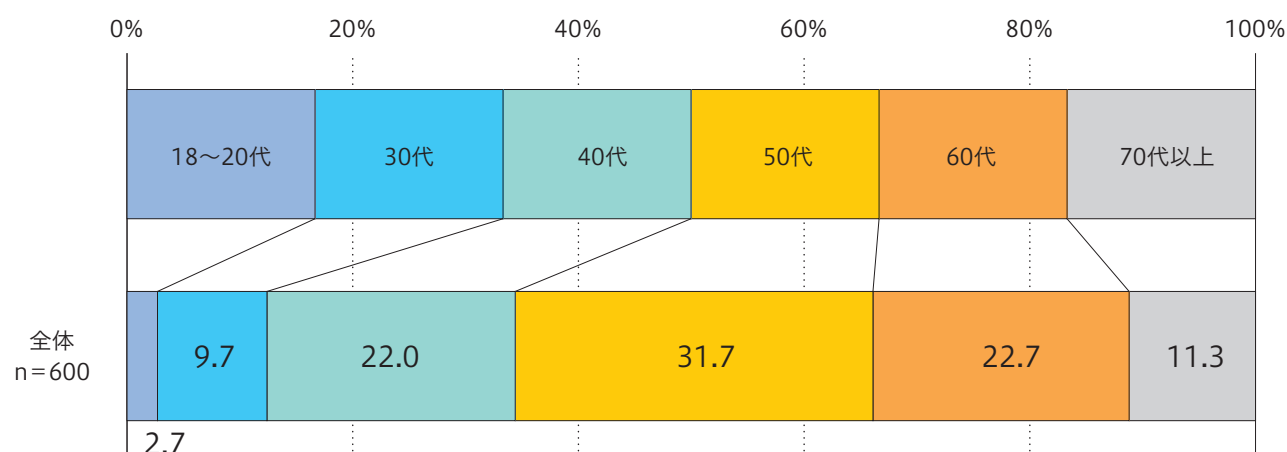
F2 あなたの性別をお知らせください。(SA)

全体では「男性」が67.8%となっている。



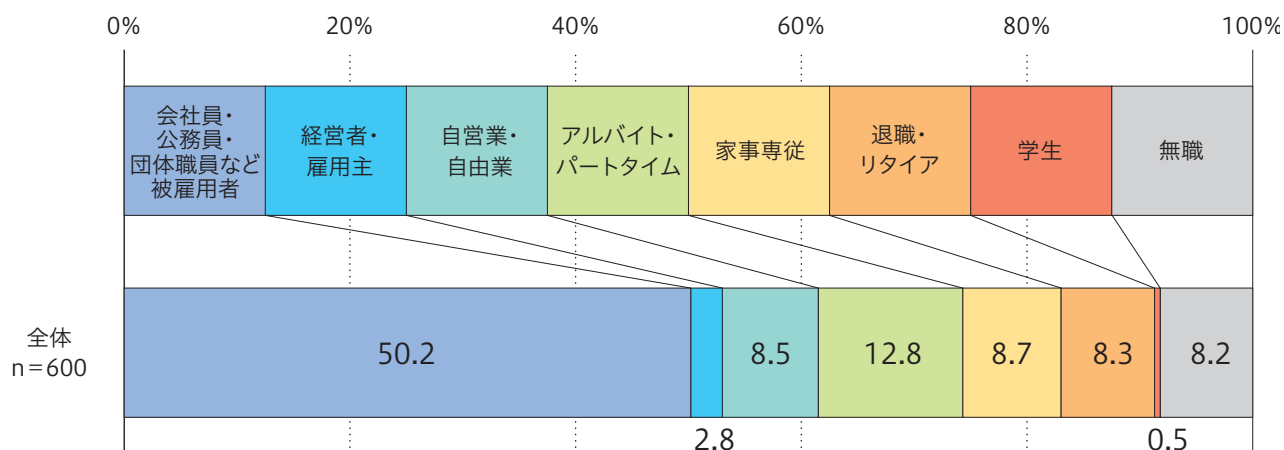
F3 あなたの年齢をお知らせください。(SA)

全体では「50代」が31.7%となっている。



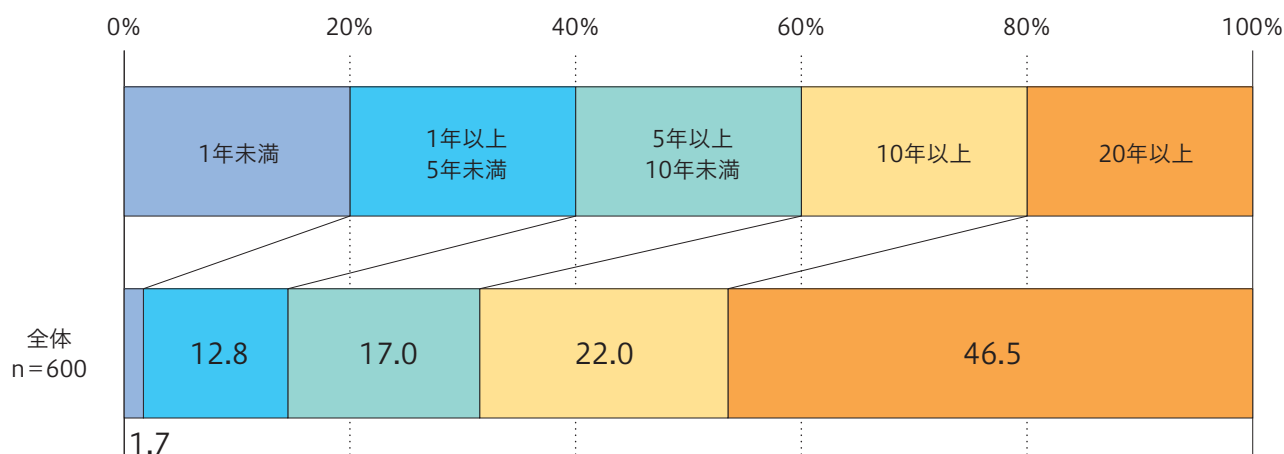
F4 あなたの職業をお知らせください。

全体では「会社員・公務員・団体職員など被雇用者」が50.2%となっている。



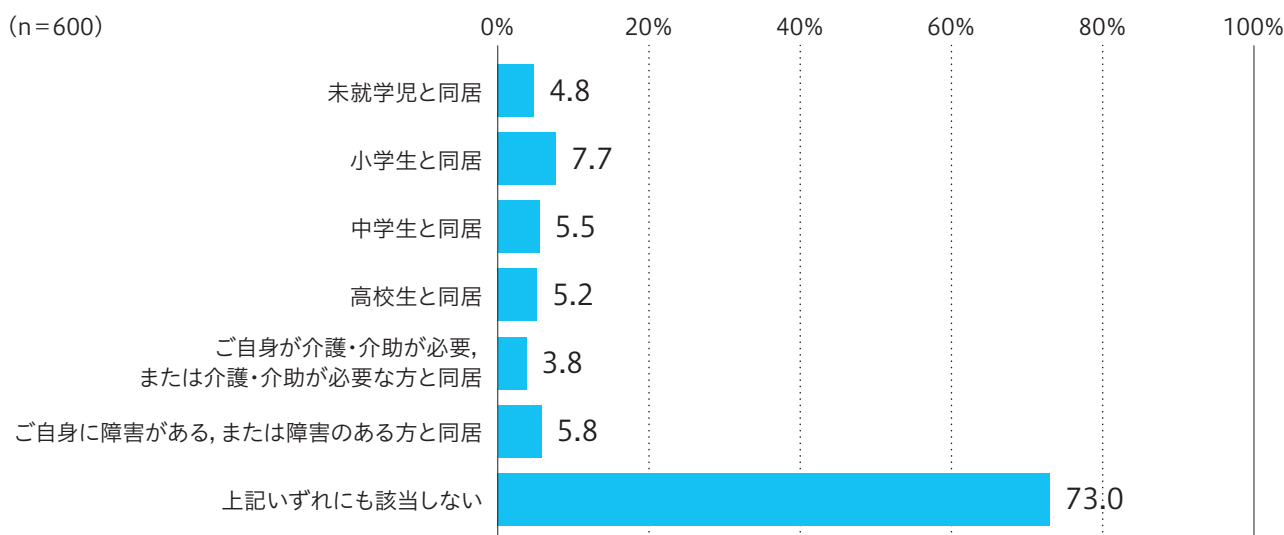
F5 今お住まいの地域の居住年数をお知らせください。(SA)

全体では「20年以上」が46.5%となっている。



F6 現在あなたと同居しているご家族をすべてお知らせください。(MA)

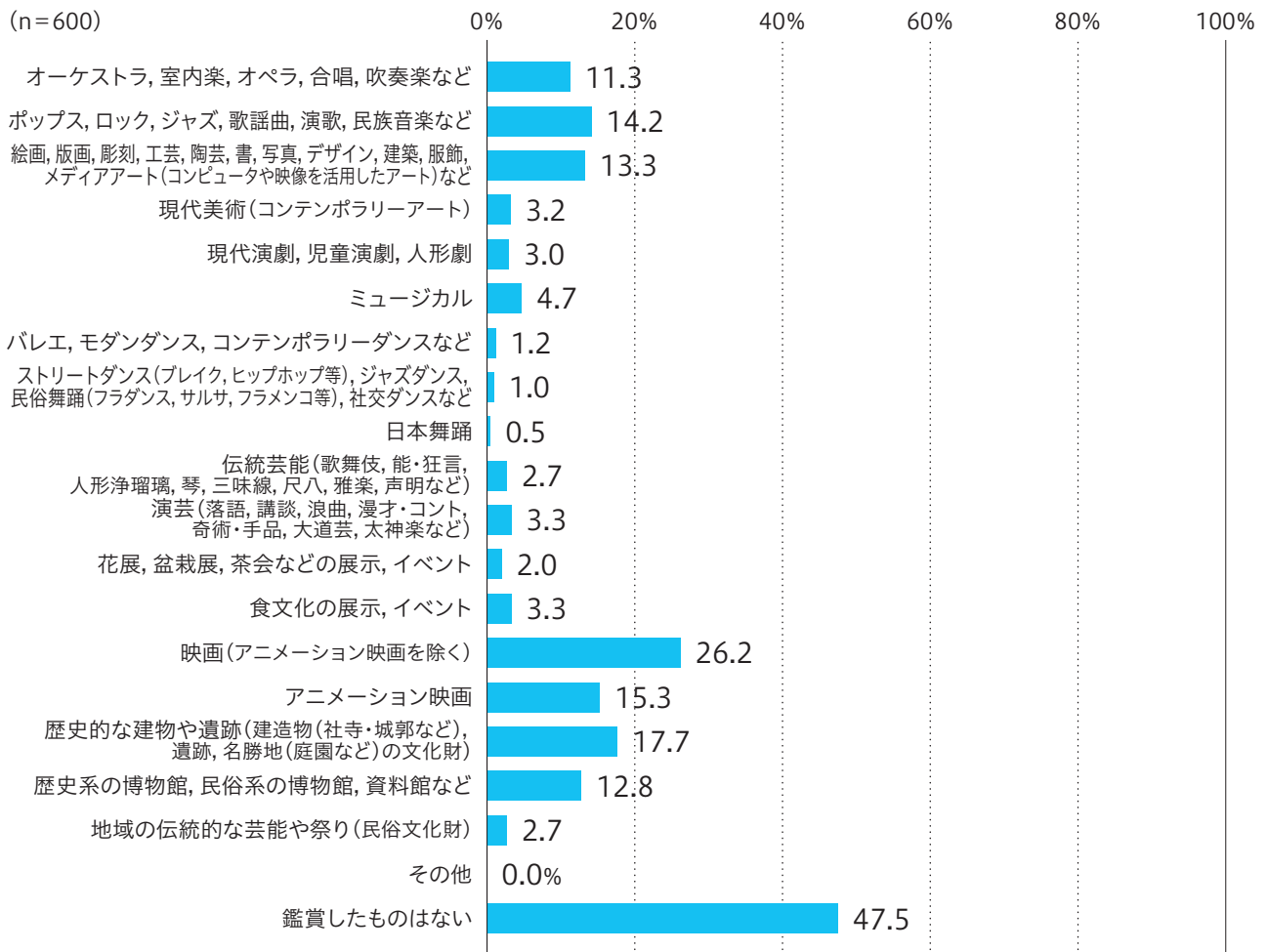
全体では「上記いずれにも該当しない」が73.0%となっている。



Q1 この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントを直接鑑賞(テレビ、ラジオ、CD・DVD、オンライン配信等での視聴を除く鑑賞)をしたことはありますか。(MA)

全体では「鑑賞したものはない」が47.5%となっている。鑑賞したものの中では「映画」が26.2%となっている。

年齢別でみると、30代で「アニメーション映画」が31.0%と全体より15.7ポイント多くなっている。

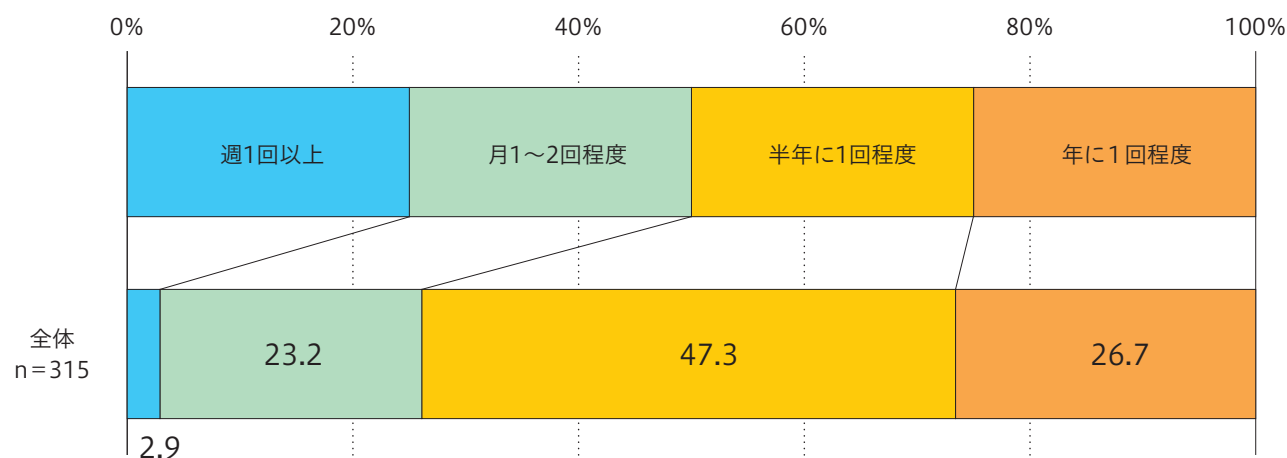


		鑑賞したものはない																			
		その他																			
		地域の伝統的な芸能や祭り																			
		歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など																			
		歴史的な建物や遺跡																			
		アニメーション映画																			
		映画																			
		食文化の展示、イベント																			
		花展、盆栽展、茶会などの展示、イベント																			
		演芸																			
		伝統芸能																			
		日本舞踊																			
		ストリートダンス、ジャズダンス、民俗舞踊、社交ダンスなど																			
		バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンスなど																			
		ミュージカル																			
		現代演劇、児童演劇、人形劇																			
		現代美術																			
		絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアートなど																			
		ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など																			
		オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など																			
n																					
全体	600	11.3	14.2	13.3	3.2	3.0	4.7	1.2	1.0	0.5	2.7	3.3	2.0	3.3	26.2	15.3	17.7	12.8	2.7	0.0	47.5
18～20代	16	25.0	12.5	6.3	0.0	6.3	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	56.3
30代	58	5.2	24.1	12.1	0.0	5.2	5.2	0.0	0.0	1.7	5.2	1.7	3.4	6.9	31.0	31.0	6.9	3.4	1.7	0.0	41.4
40代	132	12.9	19.7	15.2	4.5	2.3	3.8	0.8	0.8	0.8	1.5	5.3	3.0	4.5	25.8	21.2	18.9	12.0	2.3	0.0	41.7
50代	190	10.0	14.7	10.5	3.7	2.1	5.3	1.1	1.1	0.5	2.6	2.1	0.5	3.2	28.4	15.8	15.8	1.1	3.7	0.0	48.4
60代	136	11.0	7.4	14.7	3.7	3.7	3.7	2.2	1.5	0.0	2.2	5.1	2.2	2.2	25.7	8.1	25.0	21.3	2.9	0.0	50.7
70代以上	68	14.7	7.4	17.6	1.5	2.9	2.9	1.5	1.5	0.0	4.4	1.5	2.9	1.5	19.1	2.9	19.1	13.2	1.5	0.0	52.9

Q1-1 この1年間に、どの程度鑑賞しましたか。(SA)

全体では「半年に1回程度」が47.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「半年に1回程度」が65.6%と全体より18.3ポイント多くなっている。

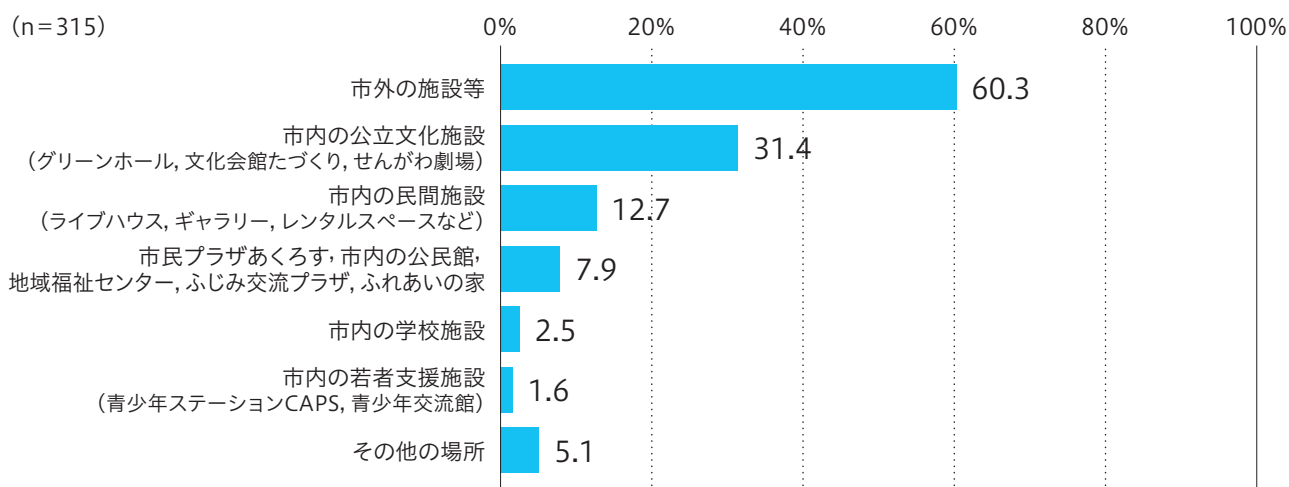


		週1回以上	月1~2回程度	半年に1回程度	年に1回程度
n					
全体	315	2.9	23.2	47.3	26.7
18~20代	7	14.3	28.6	42.9	14.3
30代	34	2.9	26.5	38.2	32.4
40代	77	5.2	20.8	45.5	28.6
50代	98	3.1	23.5	45.9	27.6
60代	67	0.0	25.4	47.8	26.9
70代以上	32	0.0	18.8	65.6	15.6

Q1-2 この1年間に、文化芸術イベントを鑑賞した施設のある地域はどこですか。(MA)

全体では「市外の施設等」が60.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「市内の公立文化施設」が53.1%と全体より21.7ポイント多くなっている。

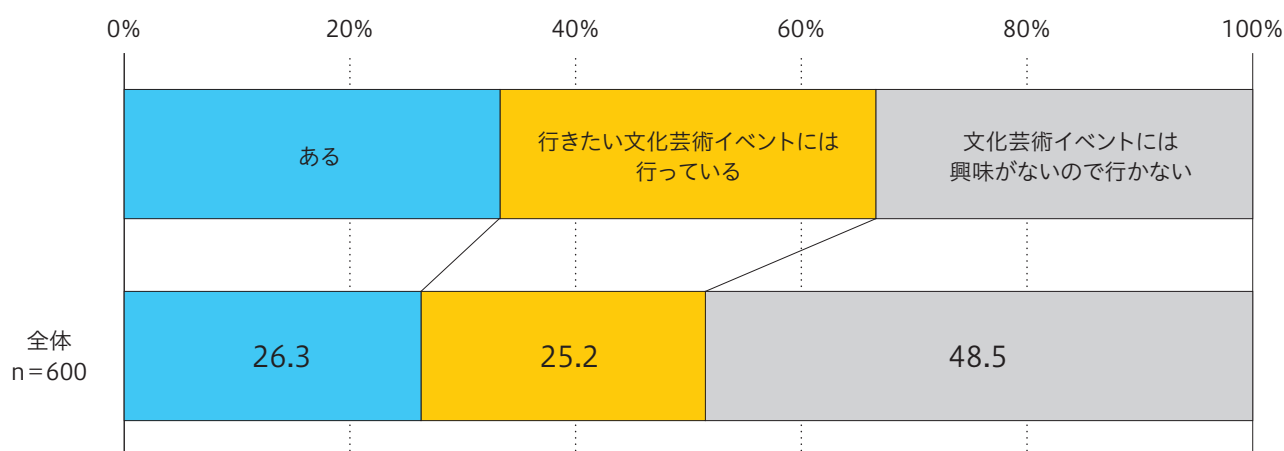


	n	市外の施設等	市内の公立文化施設 (グリーンホール, 文化会館たづくり, せんがわ劇場)	市内の民間施設 (ライブハウス, ギャラリー, レンタルスペースなど)	市民プラザあくろす, 市内の公民館, 地域福祉センター, 交流プラザ, ふれあいの家	市内の学校施設	市内の若者支援施設 (青少年ステーションCAPS, 青少年交流館)	その他の場所
全体	315	60.3	31.4	12.7	7.9	2.5	1.6	5.1
18~20代	7	42.9	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3
30代	34	58.8	29.4	11.8	11.8	2.9	2.9	8.8
40代	77	51.9	33.8	9.1	10.4	7.8	2.6	6.5
50代	98	63.3	23.5	12.2	7.1	0.0	2.0	5.1
60代	67	64.2	32.8	14.9	6.0	1.5	0.0	3.0
70代以上	32	68.8	53.1	15.6	3.1	0.0	0.0	0.0

Q2 この1年間に、何らかの理由で行きたいコンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントの鑑賞をやめた(あきらめた)ことはありますか。(SA)

全体では「文化芸術イベントには興味がないので行かない」が48.5%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「ある」が38.2%と全体より11.9ポイント多くなっている。

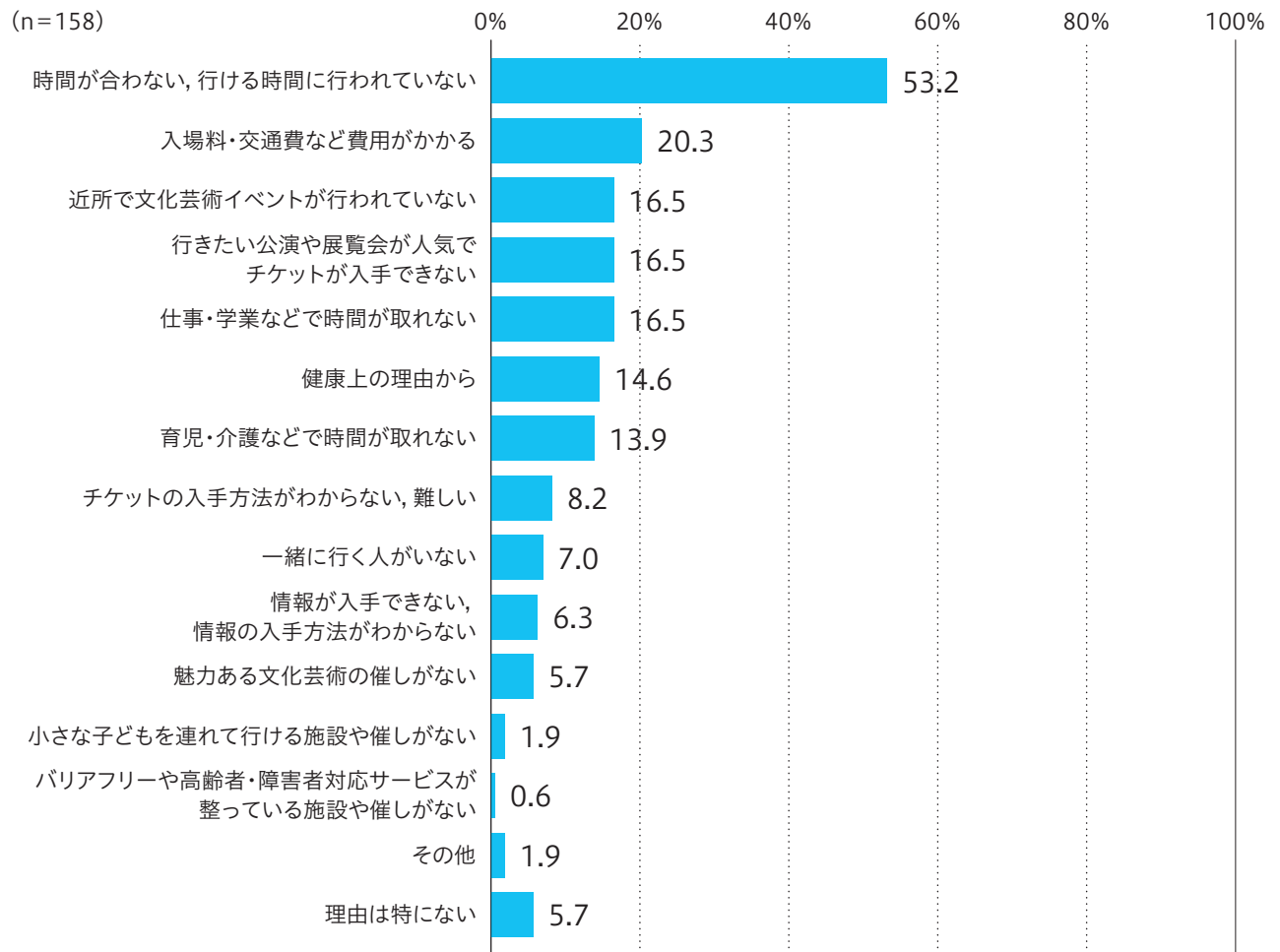


		ある	行きたい文化芸術イベントには行っている	文化芸術イベントには興味がないので行かない
n				
全体	600	26.3	25.2	48.5
18～20代	16	18.8	31.3	50.0
30代	58	29.3	24.1	46.6
40代	132	16.7	32.6	50.8
50代	190	25.3	23.7	51.1
60代	136	30.9	22.8	46.3
70代以上	68	38.2	19.1	42.6

Q2-1 鑑賞をやめた(あきらめた)理由は何ですか。(MA)

全体では「時間が合わない、行ける時間に行われていない」が53.2%と最も多くなっている。

年齢別でみると、30代以上で「育児・介護などで時間が取れない」が41.2%、「小さな子どもを連れていける施設や催しがない」が17.6%と全体より多くなっている。

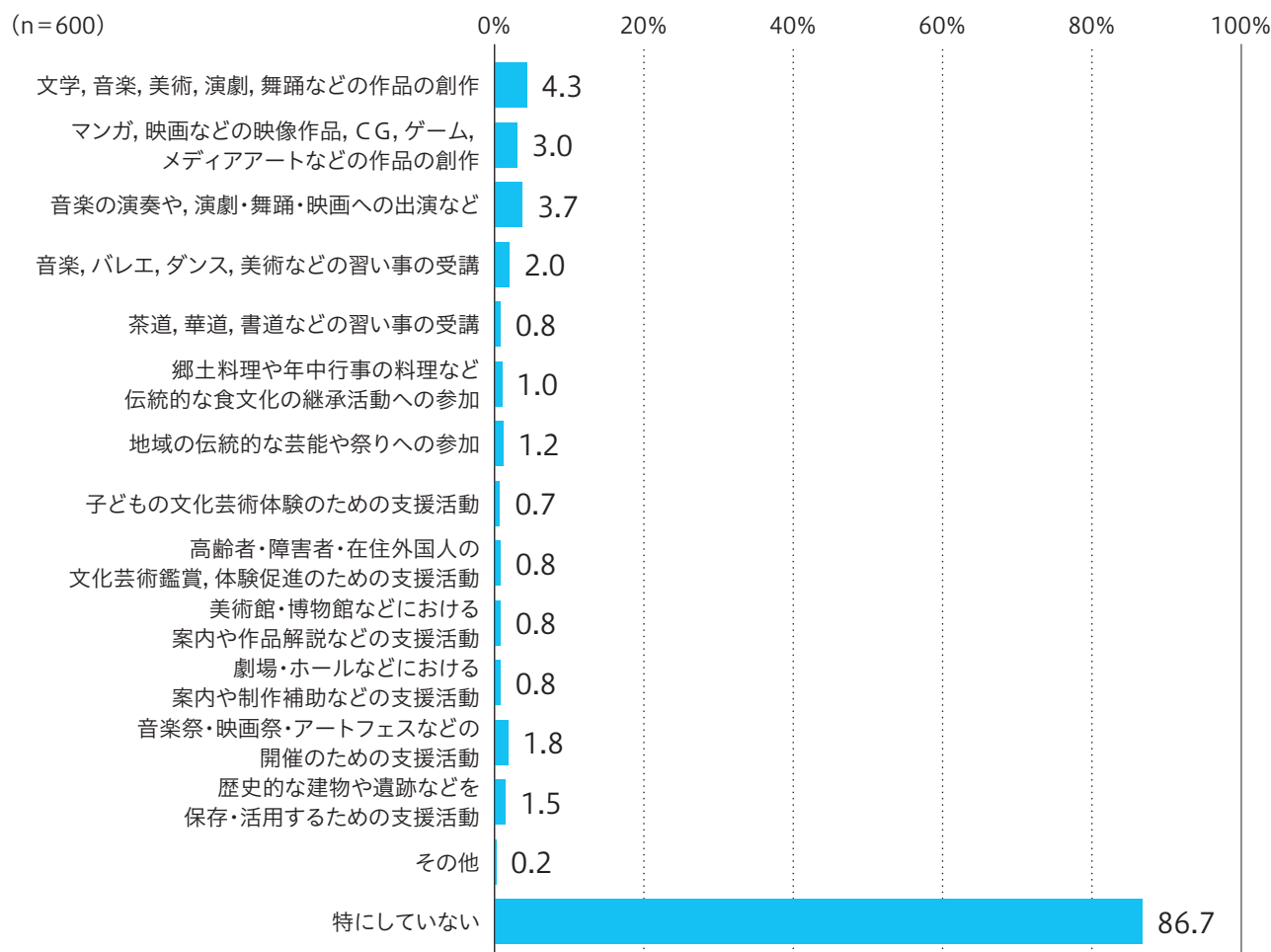


	n	時間が合わない、 行ける時間に行われていない	入場料・交通費など費用がかかる	近所で文化芸術イベントが 行われていない	行きたい公演や展覧会が人気で チケットが入手できない	仕事・学業などで時間が取れない	健康上の理由から	育児・介護などで時間が取れない	チケットの入手方法がわからない、 難しい	一緒に行く人がいない	情報が入手できない、 情報の入手方法がわからない	魅力ある文化芸術の催しがない	小さな子どもを連れて行ける 施設や催しがない	バリアフリーや高齢者・障害者対応 サービスが整っている施設や催しがない	その他	理由は特になし
全体	158	53.2	20.3	16.5	16.5	16.5	14.6	13.9	8.2	7.0	6.3	5.7	1.9	0.6	1.9	5.7
18～20代	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
30代	17	41.2	11.8	23.5	5.9	5.9	11.8	41.2	5.9	5.9	5.9	0.0	17.6	0.0	0.0	5.9
40代	22	68.2	22.7	18.2	13.6	31.8	4.5	22.7	9.1	13.6	18.2	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
50代	48	68.8	27.1	14.6	22.9	18.8	12.5	10.4	6.3	8.3	4.2	0.0	0.0	0.0	2.1	4.2
60代	42	50.0	11.9	11.9	19.0	21.4	19.0	2.4	11.9	7.1	2.4	11.9	0.0	0.0	2.4	9.5
70代以上	26	30.8	26.9	23.1	7.7	0.0	19.2	11.5	7.7	0.0	3.8	7.7	0.0	3.8	3.8	7.7

Q3 この1年間に、鑑賞ではなく、自分で文化芸術活動を実践（創作や出演、習い事、祭や体験活動への参加など）したり、ボランティアとして活動を支援したことはありますか。（MA）

全体では「特にしていない」が86.7%と最も多くなっている。

年齢別でみると、18～20代で「文学、音楽、美術、演劇、演舞などの作品の創作」が25.0%と全体より20.7ポイント多くなっている。

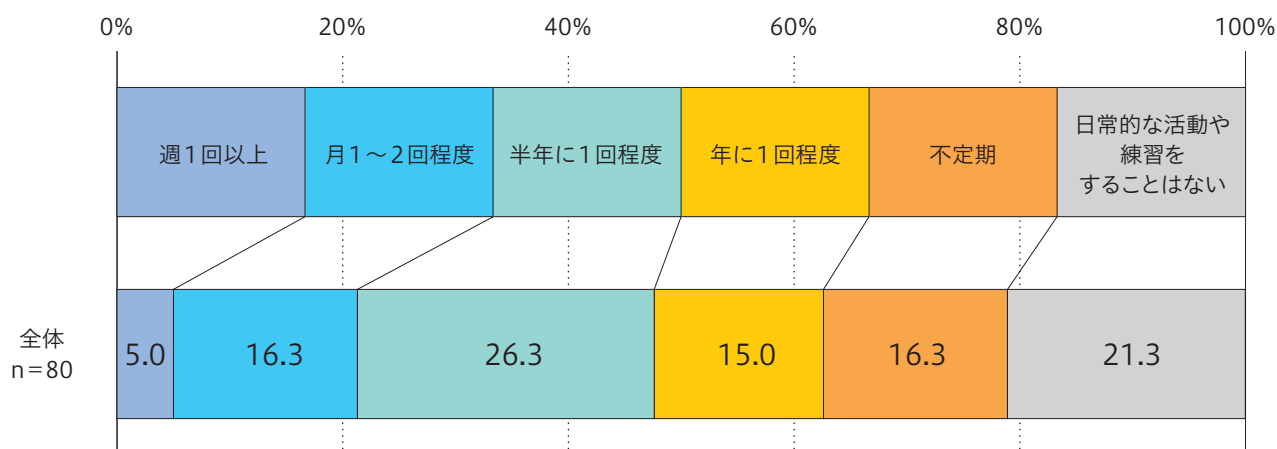


		文学, 音楽, 美術, 演劇, 舞踊などの作品の創作	マンガ, 映画などの映像作品, CG, ゲーム, メディアアートなどの作品の創作	音楽の演奏や, 演劇・舞踊・映画への出演など	音楽, バレエ, ダンス, 美術などの習い事の受講	茶道, 華道, 書道などの習い事の受講	郷土料理や年中行事の料理など 伝統的な食文化の継承活動への参加	地域の伝統的な芸能や祭りへの参加	子どもの文化芸術体験のための支援活動	高齢者・障害者・在住外国人の文化芸術鑑賞, 体験促進のための支援活動	美術館・博物館などにおける案内や作品解説などの支援活動	劇場・ホールなどにおける案内や制作補助などの支援活動	音楽祭・映画祭・アートフェスなどの開催のための支援活動	歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動	その他	特にしていない
n																
全体	600	4.3	3.0	3.7	2.0	0.8	1.0	1.2	0.7	0.8	0.8	0.8	1.8	1.5	0.2	86.7
18～20代	16	25.0	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0
30代	58	10.3	10.3	3.4	5.2	1.7	3.4	1.7	3.4	0.0	1.7	1.7	3.4	3.4	0.0	77.6
40代	132	3.8	4.5	3.8	1.5	1.5	2.3	0.0	0.0	0.8	0.0	1.5	3.8	4.5	0.8	83.3
50代	190	1.6	1.6	4.2	1.6	0.0	0.0	1.6	0.5	1.1	1.6	0.5	1.1	0.0	0.0	88.9
60代	136	3.7	2.2	3.7	2.2	1.5	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	1.5	0.7	0.0	89.0
70代以上	68	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	2.9	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	92.6

Q3-1 この1年間の活動の頻度はどの程度ですか。(SA)

全体では「半年に1回程度」が26.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、60代で「週1回以上」が20.0%、「月1～2回程度」が26.7%と全体より多くなっている。

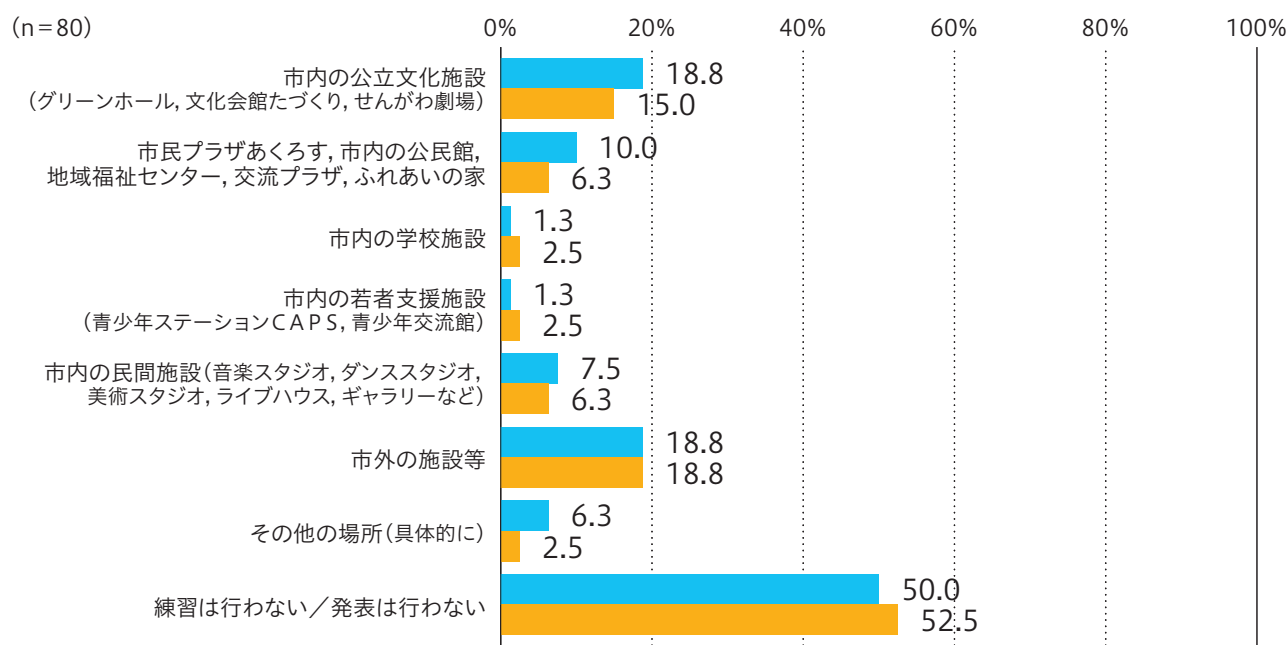


n		週1回以上	月1～2回程度	半年に1回程度	年に1回程度	不定期	日常的な活動や練習をすることはない
全体	80	5.0	16.3	26.3	15.0	16.3	21.3
18～20代	4	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0
30代	13	0.0	15.4	23.1	15.4	15.4	30.8
40代	22	0.0	22.7	18.2	18.2	27.3	13.6
50代	21	4.8	4.8	33.3	19.0	14.3	23.8
60代	15	20.0	26.7	20.0	6.7	13.3	13.3
70代以上	5	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0

Q3-2/Q3-3 主にどこで練習や発表を行いますか。／練習(MA)

全体では「練習は行わない」が50.0%、「発表は行わない」が52.0%となっている。練習する場所では「市内の公立文化施設」と「市外の施設等」、発表をする場所では「市外の施設等」がともに18.8%と多くなっている。

年齢別でみると、30代と50代で「練習は行わない」が61.5%と66.7%、「発表は行わない」が69.2%と66.7%とそれぞれ全体より多くなっている。

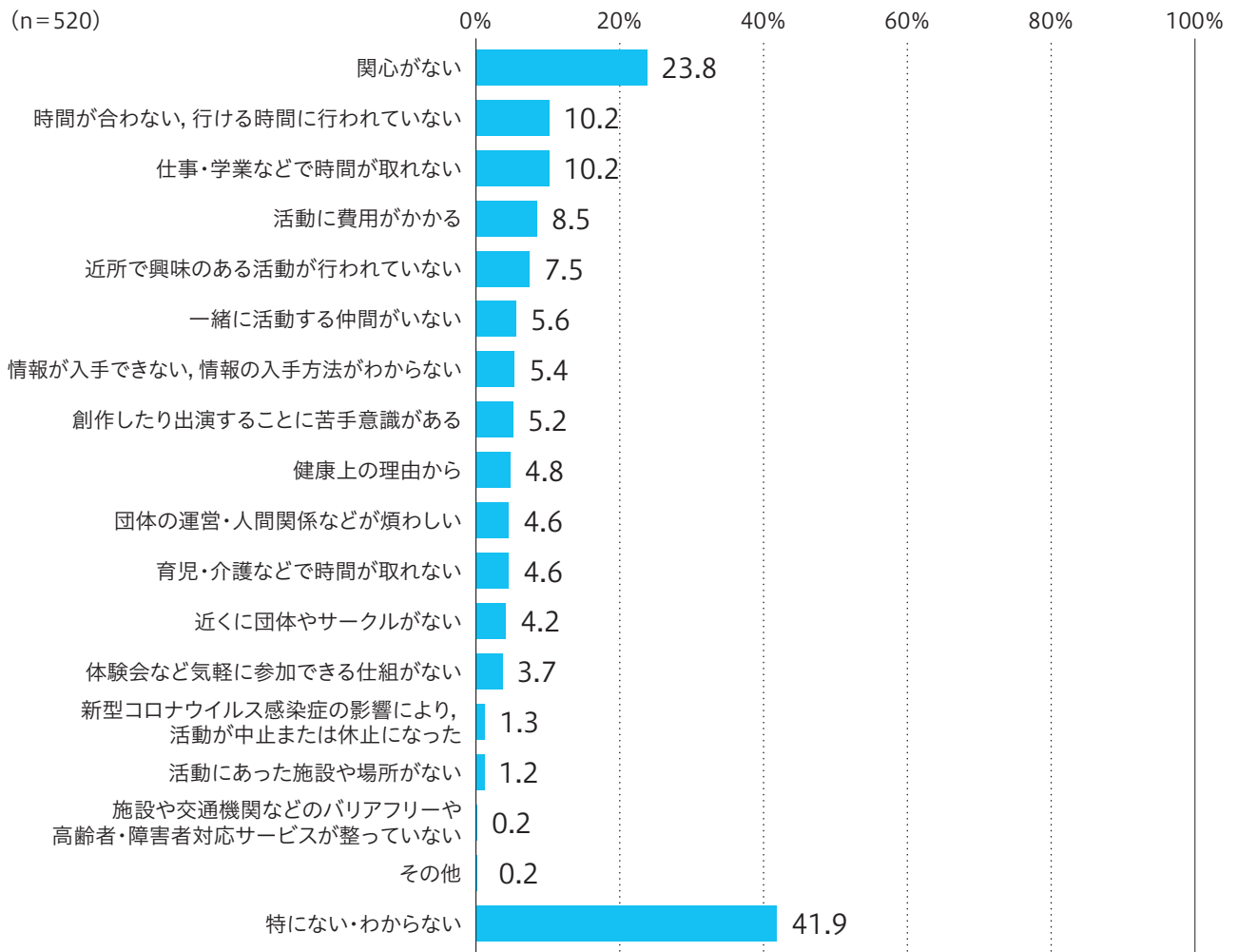


		練 習									発 表							
		市内の公立文化施設 (グリーンホール, 文化会館たづくり, せんがわ劇場)									市外の施設等							
		市民プラザあくるす, 市内の公民館, 地域福祉センター, 交流プラザ, ふれあいの家									市内の学校施設							
		市内の若者支援施設 (青少年ステーションCAPS, 青少年交流館)									市内の民間施設 (ライブハウス, ギャラリー, レンタルスペースなど)							
		その他の場所									練習は行わない/発表は行わない							
n																		
全体	80	18.8	10.0	1.3	1.3	7.5	18.8	6.3	50.0	15.0	6.3	2.5	2.5	6.3	18.8	2.5	52.5	
18~20代	4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	
30代	13	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	23.1	0.0	61.5	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	15.4	0.0	69.2	
40代	22	18.2	18.2	0.0	0.0	4.5	18.2	4.5	50.0	18.2	13.6	0.0	0.0	4.5	13.6	0.0	50.0	
50代	21	14.3	9.5	0.0	0.0	14.3	4.8	4.8	66.7	0.0	4.8	0.0	0.0	9.5	19.0	0.0	66.7	
60代	15	20.0	0.0	0.0	0.0	13.3	40.0	20.0	26.7	26.7	0.0	6.7	6.7	13.3	33.3	13.3	33.3	
70代以上	5	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	

Q4 文化芸術活動をしていない理由は何ですか。(MA)

全体では「特にない・わからない」が41.9%となっている。理由の中では「関心がない」が23.8%と最も多くなっている。

年齢別でみると、文化芸術活動をしていない理由に大きな差は見られない。

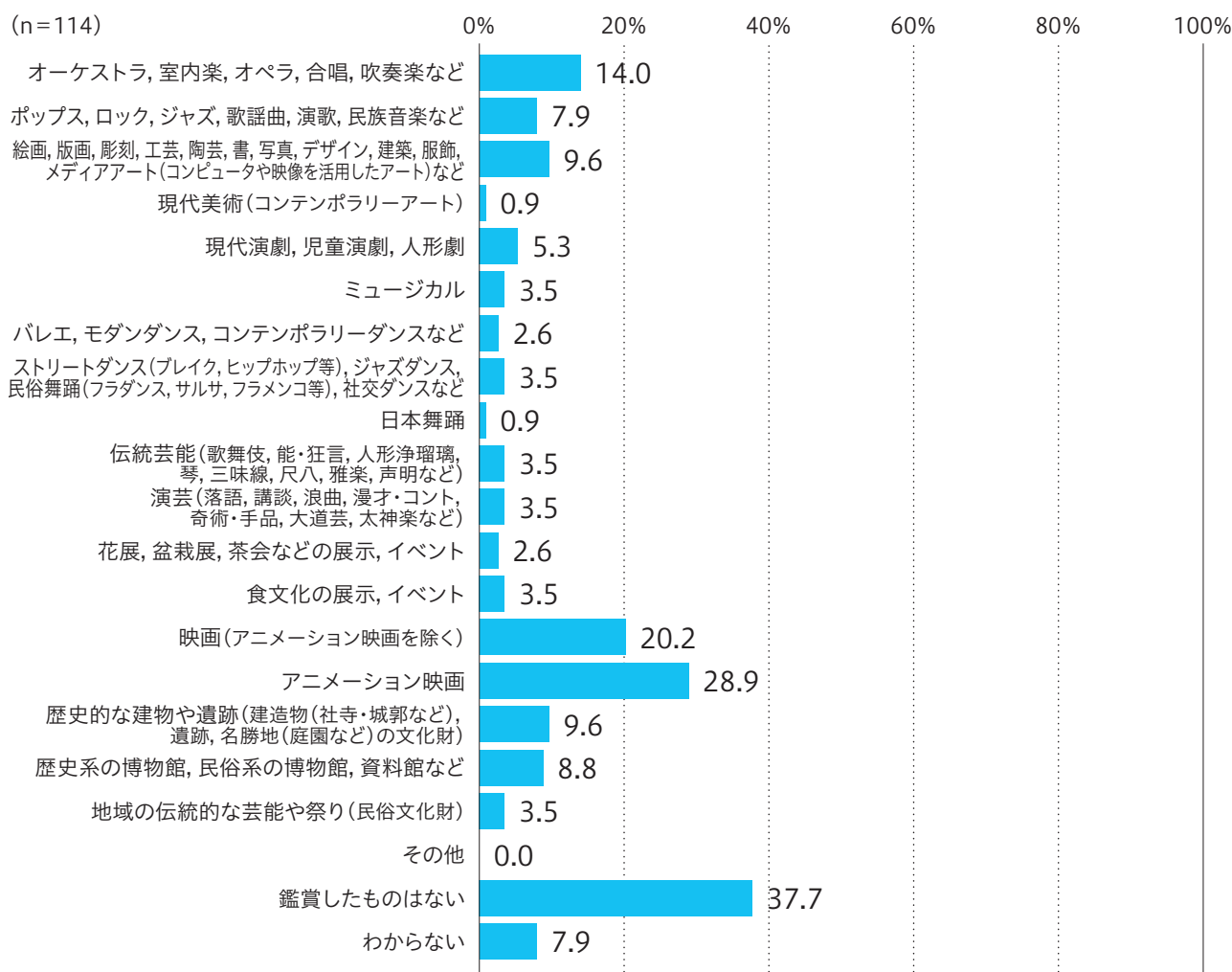


	n	関心がない	時間が合わない, 行ける時間に行われていない	仕事・学業などで時間が取れない	活動に費用がかかる	近所で興味のある活動が行われていない	一緒に活動する仲間がいない	情報が入手できない, 情報の入手方法がわからない	創作したり出演することに苦手意識がある	健康上の理由から	団体の運営・人間関係などが煩わしい	育児・介護などで時間が取れない	近くに団体やサークルがない	体験会など気軽に参加できる仕組みがない	新型コロナウイルス感染症の影響により, 活動が中止または休止になった	活動にあった施設や場所がない	施設や交通機関などのバリアフリーや高齢者・障害者対応サービスが整っていない	その他	特にない・わからない
全体	520	23.8	10.2	10.2	8.5	7.5	5.6	5.4	5.2	4.8	4.6	4.6	4.2	3.7	1.3	1.2	0.2	0.2	41.9
18~20代	12	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	58.3
30代	45	24.4	8.9	6.7	8.9	6.7	8.9	6.7	2.2	2.2	2.2	13.3	8.9	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	37.8
40代	110	22.7	13.6	14.5	10.0	5.5	4.5	7.3	5.5	0.9	7.3	10.0	2.7	5.5	0.9	0.0	0.0	0.0	41.8
50代	169	26.6	10.1	12.4	8.3	5.9	5.3	5.3	4.7	4.1	1.8	2.4	3.6	2.4	0.6	1.2	0.0	0.0	42.0
60代	121	24.0	9.9	9.9	7.4	9.9	5.8	4.1	5.8	5.8	6.6	0.0	5.0	5.0	2.5	1.7	0.8	0.0	45.5
70代以上	63	19.0	4.8	1.6	6.3	12.7	6.3	4.8	6.3	14.3	4.8	4.8	3.2	3.2	3.2	1.6	0.0	1.6	34.9

Q5 同居している未就学児～高校生のお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、この1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞（テレビ、ラジオ、CD・DVD、オンライン配信等での視聴を除く鑑賞）をしたことはありますか。（MA）

全体では「鑑賞したものはない」が37.7%となっている。鑑賞したものの中では「アニメーション映画」が28.9%と最も多くなっている。

年齢別でみると、回答数は少ないもの、年齢が上がるごとに「鑑賞したものはない」の割合が下がっている。

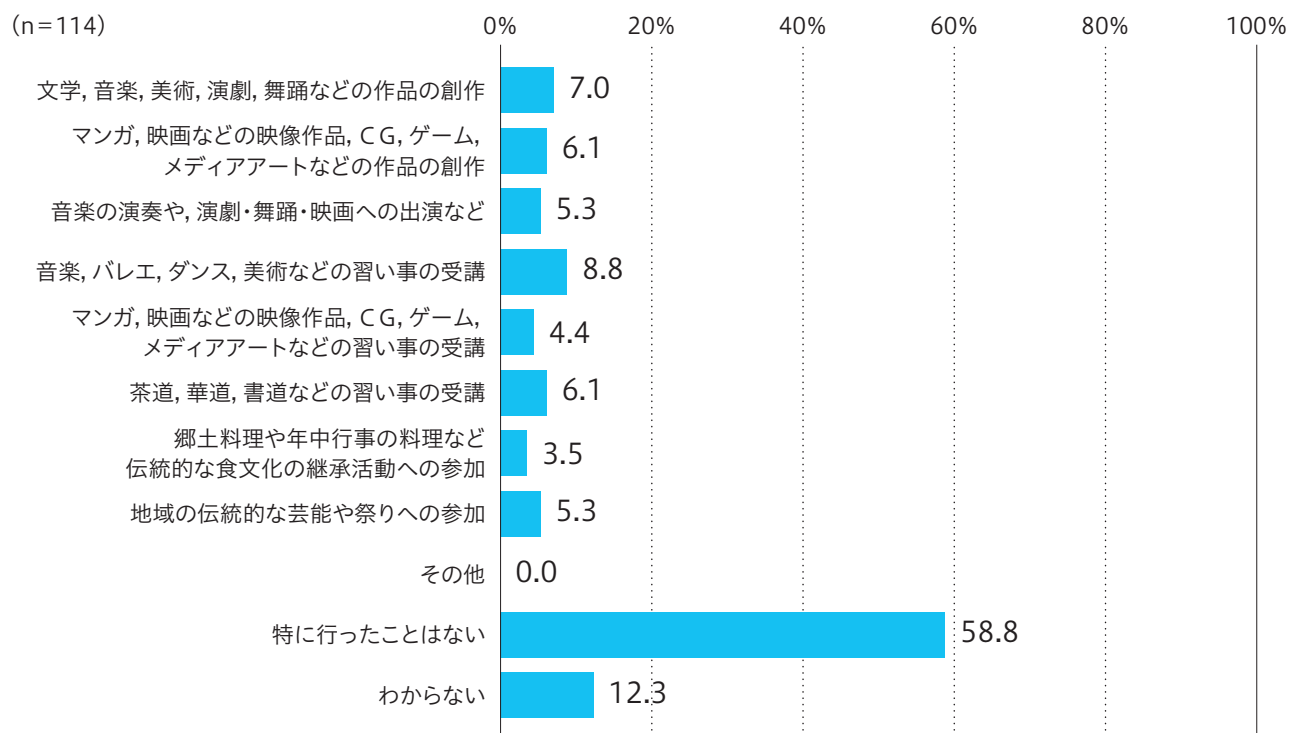


		鑑賞したものはない																						わからない																													
		その他																						地域の伝統的な芸能や祭り		歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など		歴史的な建物や遺跡		アニメーション映画		映画		食文化の展示、イベント 花展、盆栽展、茶会などの展示、イベント		演芸		伝統芸能		日本舞踊		ストリートダンス、ジャズダンス、民俗舞踊、社交ダンスなど バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンスなど		ミュージカル		現代演劇、児童演劇、人形劇		現代美術		絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアートなど ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など		n	
全体	114	14.0	7.9	9.6	0.9	5.3	3.5	2.6	3.5	0.9	3.5	3.5	2.6	3.5	20.2	28.9	9.6	8.8	3.5	0.0	37.7	7.9																															
18～20代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0																															
30代	27	7.4	7.4	3.7	0.0	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	33.3	0.0	0.0	3.7	0.0	48.1	0.0																															
40代	48	18.8	6.3	14.6	2.1	6.3	4.2	2.1	4.2	2.1	6.3	4.2	6.3	6.3	22.9	25.0	14.6	12.5	2.1	0.0	39.6	6.3																															
50代	33	15.2	6.1	6.1	0.0	3.0	3.0	3.0	3.0	0.0	3.0	3.0	0.0	0.0	24.2	30.3	12.1	12.1	3.0	0.0	27.3	12.1																															
60代	5	0.0	40.0	20.0	0.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	40.0																															
70代以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																															

Q6 同居している未就学児～高校生のお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、学校以外で、この1年間に、この中にあるような文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。(MA)

全体では「特に行ったことはない」が58.8%となっている。

年齢別でみると、回答数は少ないもの、年齢が上がるごとに「特に行ったものはない」の割合が下がっている。



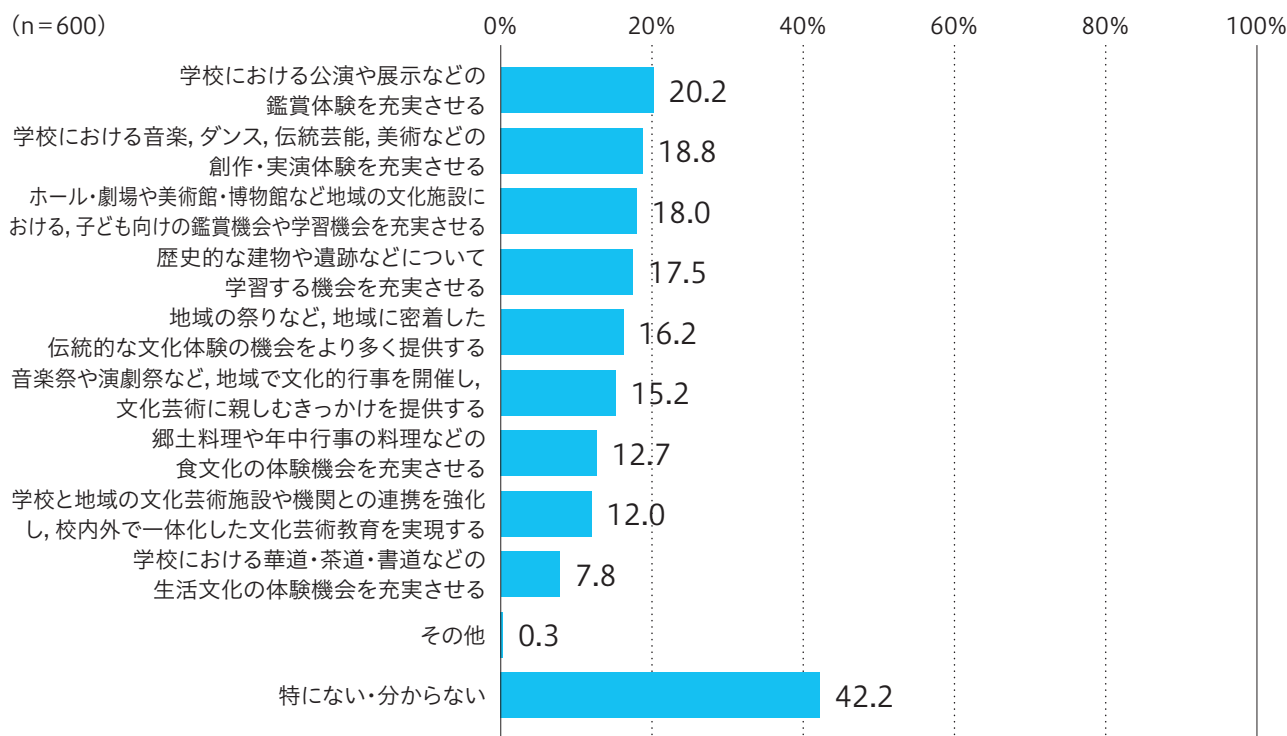
資料編

	n	文学, 音楽, 美術, 演劇, 舞踊などの作品の創作	マンガ, 映画などの映像作品, CG, ゲーム, メディアアートなどの作品の創作	音楽の演奏や, 演劇・舞踊・映画への出演など	音楽, バレエ, ダンス, 美術などの習い事の受講	マンガ, 映画などの映像作品, CG, ゲーム, メディアアートなどの習い事の受講	茶道, 華道, 書道などの習い事の受講	郷土料理や年中行事の料理など 伝統的な食文化の継承活動への参加	地域の伝統的な芸能や祭りへの参加	その他	特に行ったことはない	わからない
全体	114	7.0	6.1	5.3	8.8	4.4	6.1	3.5	5.3	0.0	58.8	12.3
18～20代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
30代	27	3.7	7.4	3.7	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74.1	7.4
40代	48	8.3	4.2	4.2	10.4	6.3	8.3	2.1	6.3	0.0	56.3	8.3
50代	33	6.1	6.1	9.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	0.0	51.5	21.2
60代	5	20.0	20.0	0.0	40.0	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	40.0	20.0
70代以上	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q7 子どもの文化芸術体験について、何が重要だと思いますか。(MA)

全体では「特にない・分からない」が42.2%となっている。重要だと思うものの中では「学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる」が20.2%となっている。

年齢別でみると、18～20代で「学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる」が31.3%、「学校における華道・茶道・書道などの生活文化の体験機会を充実させる」が25.0%と全体より多くなっている。

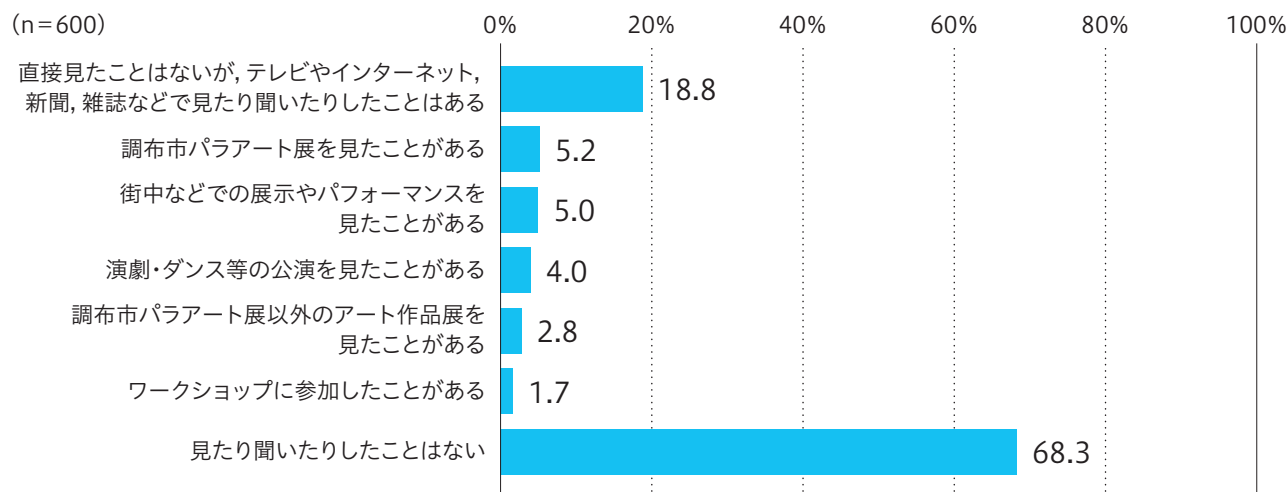


		特にない・わからない										
		その他										
		学校における華道・茶道・書道などの生活文化の体験機会を充実させる										
		学校と地域の文化芸術施設や機関との連携を強化し、校内外で一体化した文化芸術教育を実現する										
		郷土料理や年中行事の料理などの食文化の体験機会を充実させる										
		音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する										
		地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する										
		歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる										
		ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる										
		学校における音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる										
		学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる										
n												
全体	600	20.2	18.8	18.0	17.5	16.2	15.2	12.7	12.0	7.8	0.3	42.2
18～20代	16	25.0	31.3	6.3	18.8	0.0	6.3	18.8	6.3	25.0	0.0	43.8
30代	58	19.0	17.2	25.9	15.5	12.1	19.0	12.1	12.1	5.2	0.0	41.4
40代	132	19.7	22.0	17.4	22.7	21.2	13.6	15.9	9.8	6.1	0.0	39.4
50代	190	24.2	16.3	15.8	14.2	18.4	16.8	12.1	13.7	7.4	0.0	42.1
60代	136	18.4	17.6	16.9	17.6	14.7	10.3	9.6	14.0	10.3	1.5	44.1
70代以上	68	13.2	20.6	23.5	17.6	10.3	22.1	13.2	8.8	5.9	0.0	44.1

Q8 障害のある方のアート作品（絵画・造形等）や演劇、ダンスなどの芸術活動について、これまでに鑑賞や参加などしたことはありますか。（MA）

全体では「見たり聞いたりしたことはない」が68.3%となっている。鑑賞したものの中では「直接見たことはないが、テレビやインターネット、新聞、雑誌などで見たり聞いたりしたことはある」が18.8%となっている。

年齢別でみると、70代以上で「直接見たことはないが、テレビやインターネット、新聞、雑誌などで見たり聞いたりしたことはある」が30.9%と全体より12.1ポイント多くなっている。

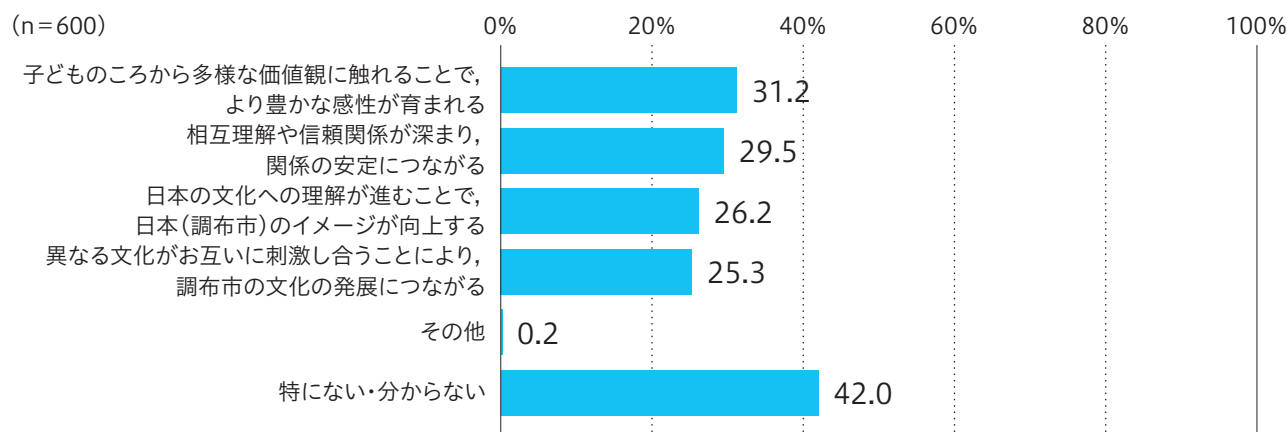


	n	直接見たことはないが、テレビやインターネット、新聞、雑誌などで見たり聞いたりしたことはある	パラアート展を見たことがある	街中などでの展示やパフォーマンスを見たことがある	演劇・ダンス等の公演を見たことがある	パラアート展以外のアート作品展を見たことがある	ワークショップに参加したことがある	見たり聞いたりしたことはない	障害者による文化芸術活動の鑑賞率
全体	600	18.8	5.2	5.0	4.0	2.8	1.7	68.3	31.7
18～20代	16	6.3	6.3	0.0	12.5	6.3	0.0	68.8	31.2
30代	58	17.2	3.4	10.3	3.4	1.7	3.4	69.0	31.0
40代	132	18.2	4.5	3.8	5.3	1.5	0.8	68.2	31.8
50代	190	16.3	4.7	5.8	2.1	3.7	2.6	72.1	27.9
60代	136	19.1	6.6	2.9	5.9	2.9	0.7	67.6	32.4
70代以上	68	30.9	5.9	5.9	1.5	2.9	1.5	58.8	41.2

Q9 あなたは、外国人との交流を進めることに、どのような意義があると思いますか。(MA)

全体では「特にない・分からない」が42.0%となっている。意義があると思うものの中では「子どものころから多様な価値観に触れることで、より豊かな感性が育まれる」が31.2%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「相互理解や信頼関係が深まり、関係の安定につながる」が39.7%と全体より10.2ポイント多くなっている。

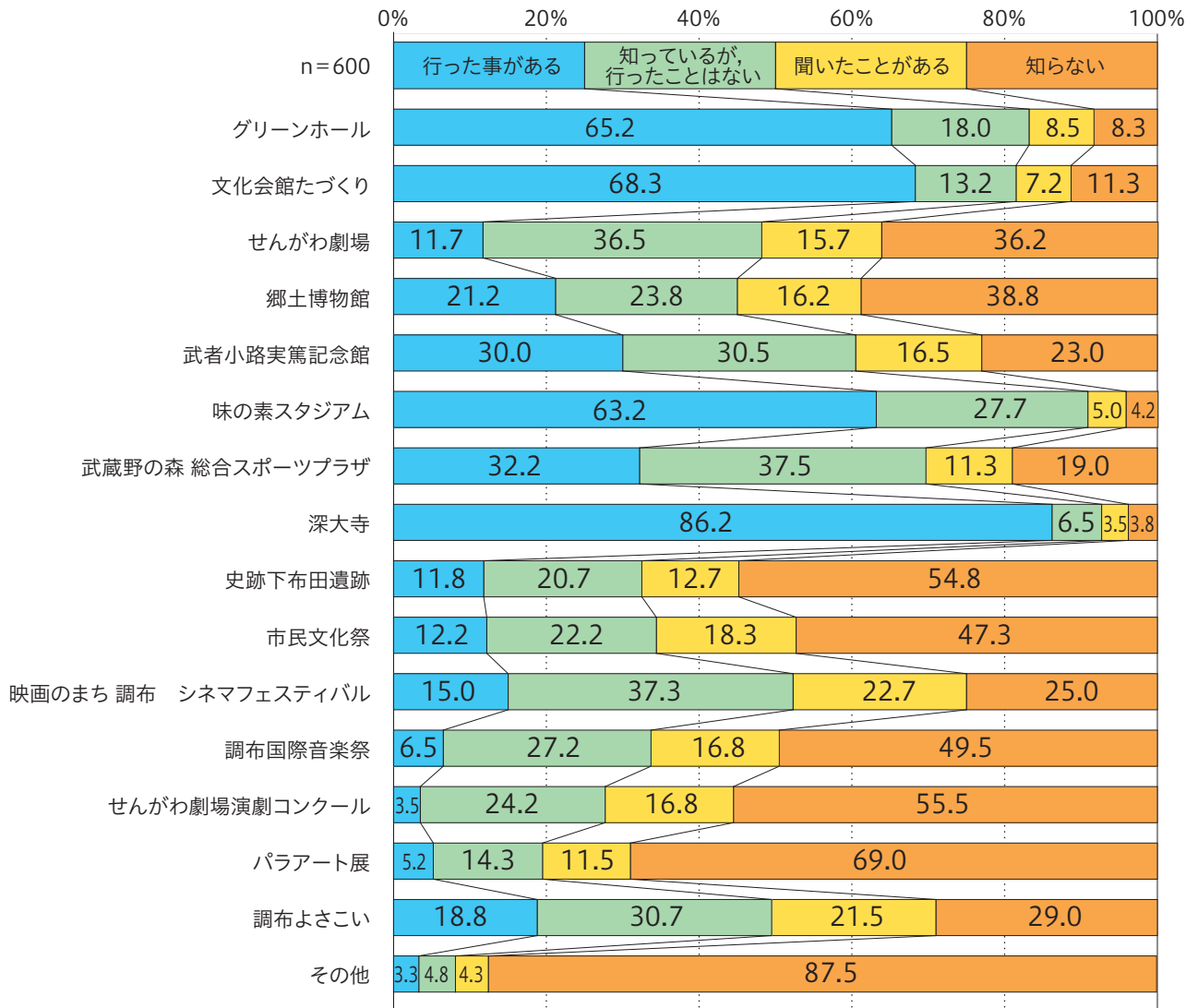


n		子どものころから多様な価値観に触れることで、より豊かな感性が育まれる	相互理解や信頼関係が深まり、関係の安定につながる	日本の文化への理解が進むことで、日本(調布市)のイメージが向上する	異なる文化がお互いに刺激し合うことにより、調布市の文化の発展につながる	その他	特にない・わからない
全体	600	31.2	29.5	26.2	25.3	0.2	42.0
18～20代	16	18.8	12.5	25.0	12.5	0.0	56.3
30代	58	31.0	22.4	25.9	25.9	1.7	41.4
40代	132	32.6	28.0	25.8	25.8	0.0	41.7
50代	190	27.4	31.1	23.7	25.3	0.0	42.6
60代	136	32.4	28.7	27.9	25.0	0.0	41.9
70代以上	68	39.7	39.7	30.9	27.9	0.0	38.2

Q10 市内の文化施設や文化財、イベント等について知っていますか。(SA)

「行った事がある」ものの中では、深大寺が86.2%で最も多くなっている。

年齢別でみると、年齢が低いほど認知度が下がり、18～20代では9つの項目で全体より低くなっている。

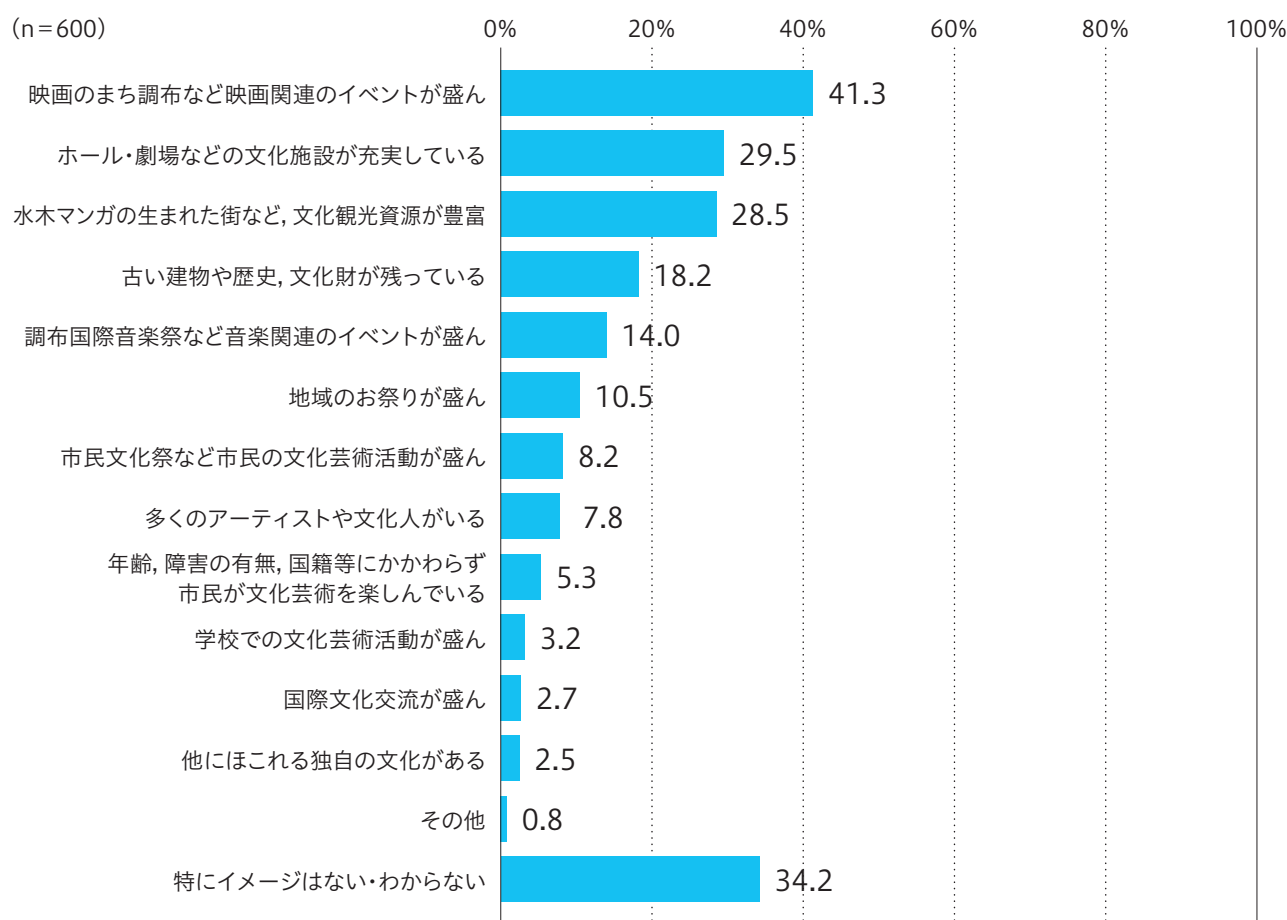


	n	グリーンホール	文化会館たづくり	せんがわ劇場	郷土博物館	武者小路実篤記念館	味の素スタジアム	武蔵野の森総合スポーツプラザ	深大寺	史跡下布田遺跡	市民文化祭	映画のまち調布シネマフェスティバル	調布国際音楽祭	せんがわ劇場演劇コンクール	パラアート展	調布よさこい	その他
全体	600	65.2	68.3	11.7	21.2	30.0	63.2	32.2	86.2	11.8	12.2	15.0	6.5	3.5	5.2	18.8	3.3
18～20代	16	43.8	31.3	0.0	12.5	6.3	25.0	12.5	43.8	12.5	0.0	6.3	6.3	6.3	6.3	0.0	6.3
30代	58	55.2	51.7	12.1	13.8	17.2	53.4	31.0	77.6	8.6	8.6	17.2	6.9	6.9	5.2	15.5	3.4
40代	132	59.8	59.8	10.6	16.7	25.8	60.6	32.6	82.6	9.8	10.6	17.4	8.3	5.3	6.1	22.0	3.8
50代	190	66.8	71.1	10.0	22.1	27.9	68.9	31.6	89.5	11.1	8.9	12.6	6.3	1.6	4.2	16.8	4.2
60代	136	65.4	75.7	14.0	20.6	41.2	66.2	35.3	89.7	14.7	15.4	13.2	2.9	2.9	5.1	16.2	0.7
70代以上	68	83.8	85.3	16.2	36.8	38.2	63.2	32.4	94.1	14.7	23.5	20.6	10.3	2.9	5.9	30.9	4.4

Q11 市内の文化環境について、どのようなイメージをもっていますか。(MA)

全体では「映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん」が41.3%と最も多くなっている。

年齢別でみると、70代以上で「ホール・劇場などの文化施設が充実している」と「映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん」がともに50%を超え、全体より多くなっている。

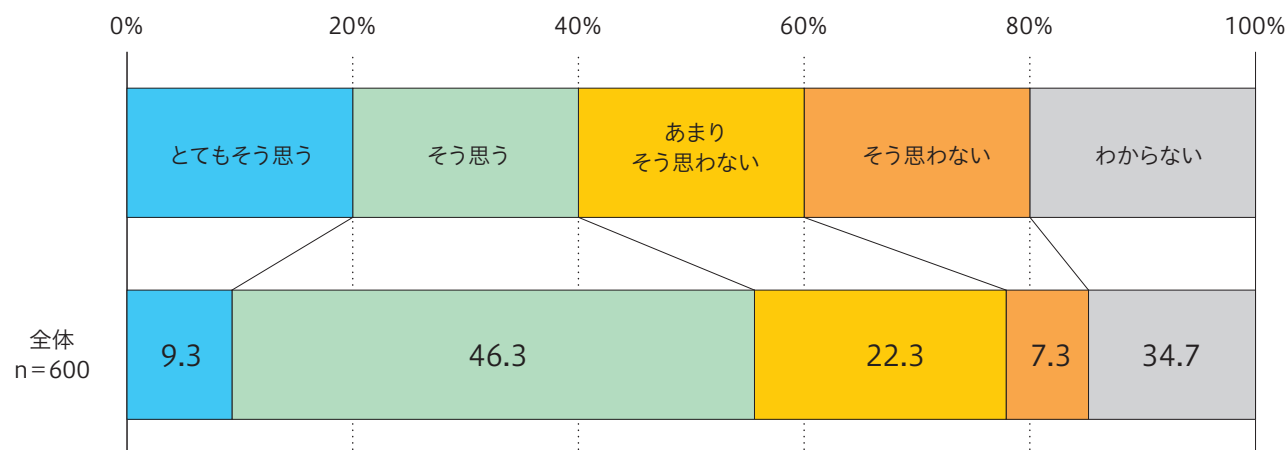


	n	映画のまち調布など映画関連のイベントが盛ん	ホール・劇場などの文化施設が充実している	水木マンガの生まれたまちなど、文化観光資源が豊富	古い建物や歴史、文化財が残っている	調布国際音楽祭など音楽関連のイベントが盛ん	地域のお祭りが盛ん	市民文化祭など市民の文化芸術活動が盛ん	多くのアーティストや文化人がいる	年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民が文化芸術を楽しんでいる	学校での文化芸術活動が盛ん	国際文化交流が盛ん	他にほこれる独自の文化がある	その他	特にイメージはない・わからない
全体	600	41.3	29.5	28.5	18.2	14.0	10.5	8.2	7.8	5.3	3.2	2.7	2.5	0.8	34.2
18～20代	16	37.5	12.5	0.0	0.0	6.3	18.8	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	43.8
30代	58	31.0	25.9	15.5	5.2	10.3	5.2	12.1	8.6	8.6	5.2	6.9	1.7	0.0	39.7
40代	132	35.6	22.7	28.0	15.9	12.1	14.4	7.6	4.5	5.3	4.5	3.8	3.0	0.8	34.8
50代	190	42.1	27.4	26.8	21.1	12.6	8.9	6.8	8.4	2.6	1.6	0.5	1.1	1.1	35.8
60代	136	44.1	28.7	35.3	19.1	12.5	8.1	5.9	6.6	2.9	2.2	1.5	2.9	0.7	34.6
70代以上	68	54.4	57.4	38.2	27.9	29.4	14.7	16.2	14.7	16.2	4.4	5.9	5.9	1.5	20.6

Q12 文化芸術や文化的な地域の雰囲気が、調布市の魅力のひとつだと思いますか。(調布市は文化的なまちだと思いますか。)(SA)

『思う』(「とても思う」と「思う」の合計)は55.6%となっている。

年齢別でみると、『思う』は18～20代で43.8%と全体より11.8ポイント少なく、70代以上で67.7%と全体より12.1ポイント多くなっている。

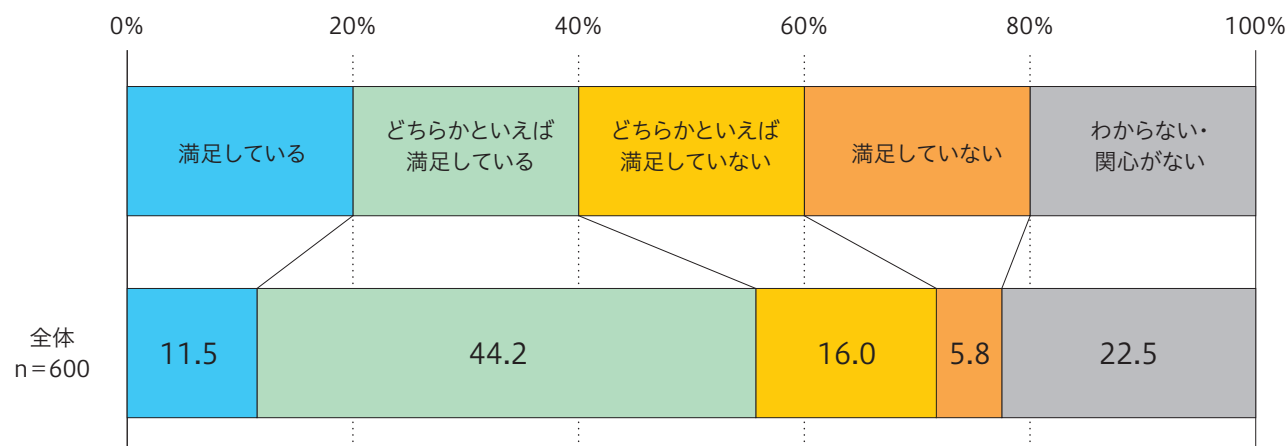


n		とても思う	思う	あまりそう思わない	そう思わない	わからない	思う計	思わない計
全体	600	9.3	46.3	22.3	7.3	14.7	55.6	29.6
18～20代	16	12.5	31.3	31.3	0.0	25.0	43.8	31.3
30代	58	6.9	46.6	24.1	6.9	15.5	53.5	31.0
40代	132	9.8	43.2	22.7	8.3	15.9	53.0	31.0
50代	190	11.6	46.3	21.6	4.7	15.8	57.9	26.3
60代	136	5.1	46.3	22.8	11.8	14.0	51.4	34.6
70代以上	68	11.8	55.9	19.1	5.9	7.4	67.7	25.0

Q13 あなたは、市内の文化的な環境に満足していますか。(SA)

『満足度』(「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)は55.7%となっている。

年齢別でみると、『満足度』と『不満足度』ともに大きな差は見られない。

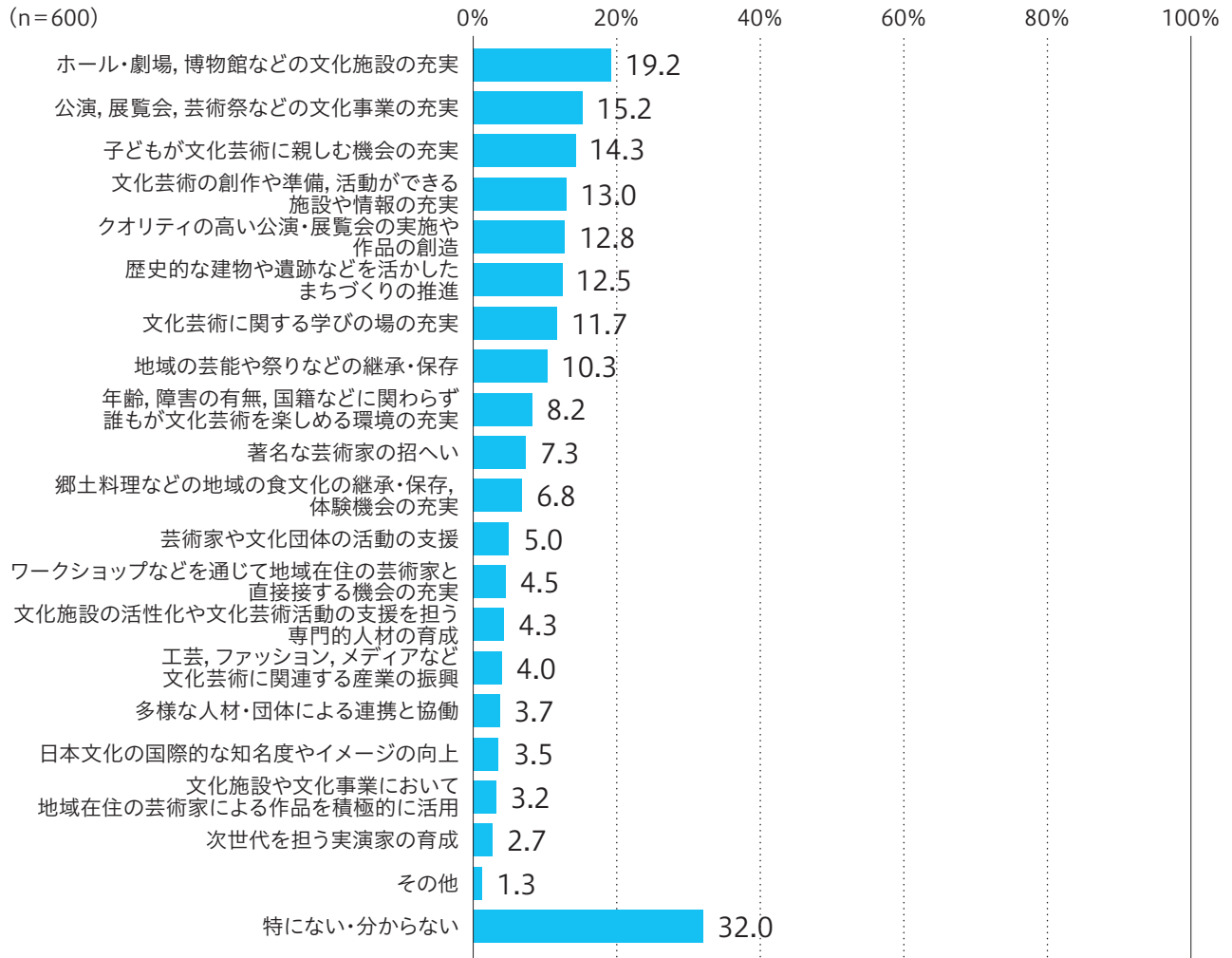


n		満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば満足していない	満足していない	わからない・関心がない	満足度	不満足度
全体	600	11.5	44.2	16.0	5.8	22.5	55.7	21.8
18～20代	16	6.3	43.8	18.8	6.3	25.0	50.1	25.1
30代	58	13.8	37.9	17.2	6.9	24.1	51.7	24.1
40代	132	15.2	45.5	12.9	3.0	23.5	60.7	15.9
50代	190	9.5	43.7	16.8	5.3	24.7	53.2	22.1
60代	136	7.4	45.6	16.2	8.1	22.8	53.0	24.3
70代以上	68	17.6	45.6	17.6	7.4	11.8	63.2	25.0

Q14 市内の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。(MA)

全体では、「特にない・分からない」が32.0%となっている。重要だと思うものの中では「ホール・劇場、博物館などの文化施設の充実」が19.2%となっている。

年齢別でみると、18～20代で「文化芸術に関する学びの場の充実」が25.0%、「ワークショップなどを通じて地域在住の芸術家と直接接する機会の充実」が18.8%と全体より多くなっている。



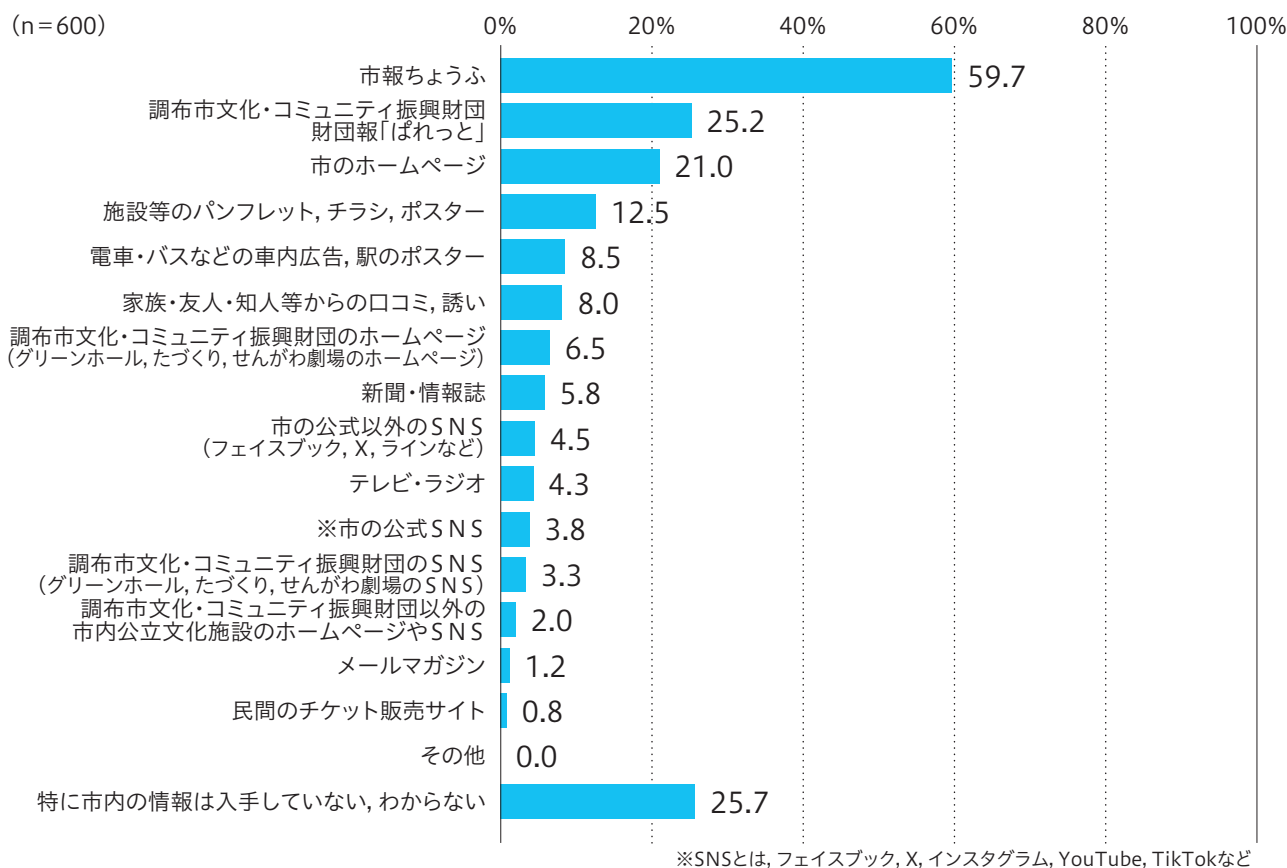
資料編

		ホール・劇場、博物館などの文化施設の充実	公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実	子どもが文化芸術に親しむ機会の充実	文化芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実	クオリティの高い公演・展覧会の実施や作品の創造	歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりの推進	文化芸術に関する学びの場の充実	地域の芸能や祭りなどの継承・保存	年齢、障害の有無、国籍などに関わらず誰もが文化芸術を楽しめる環境の充実	著名な芸術家の招へい	郷土料理などの地域の食文化の継承・保存、体験機会の充実	芸術家や文化団体の活動の支援	ワークショップなどを通じて地域在住の芸術家と直接接する機会の充実	文化施設の活性化や文化芸術活動の支援を担う専門的人材の育成	工芸、ファッション、メディアなど文化芸術に関連する産業の振興	多様な人材・団体による連携と協働	日本文化の国際的な知名度やイメージの向上	文化施設や文化事業において地域在住の芸術家による作品を積極的に活用	次世代を担う実演家の育成	その他	特にない・わからない
	n																					
全体	600	19.2	15.2	14.3	13.0	12.8	12.5	11.7	10.3	8.2	7.3	6.8	5.0	4.5	4.3	4.0	3.7	3.5	3.2	2.7	1.3	32.0
18～20代	16	25.0	12.5	12.5	18.8	12.5	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5	6.3	18.8	0.0	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	31.3
30代	58	17.2	12.1	24.1	10.3	12.1	8.6	12.1	6.9	3.4	12.1	3.4	3.4	3.4	3.4	5.2	1.7	3.4	8.6	1.7	1.7	34.5
40代	132	13.6	12.1	19.7	9.8	12.1	12.9	12.9	10.6	9.1	5.3	9.1	0.8	5.3	3.8	3.8	4.5	2.3	3.0	4.5	0.0	34.8
50代	190	21.6	14.7	10.0	12.1	13.2	13.2	11.1	12.6	7.9	8.4	4.7	6.3	3.7	3.7	4.7	2.6	3.7	2.1	3.2	2.1	31.1
60代	136	17.6	16.2	11.8	15.4	11.8	11.0	11.0	8.8	8.8	6.6	9.6	5.1	5.9	5.9	3.7	4.4	5.1	1.5	0.0	1.5	33.8
70代以上	68	26.5	23.5	13.2	17.6	16.2	19.1	8.8	11.8	11.8	7.4	4.4	10.3	0.0	5.9	1.5	5.9	2.9	4.4	4.4	1.5	23.5

Q15 市内の文化芸術に関する情報をどのような手段で手に入れていますか。主なものを選んでください。(MA)

全体では74.3%が情報を入手しており、その手段では「市報ちょうふ」が59.7%と最も多くなっている。

年齢別でみると、年齢が下がるごとに「特に市内の情報は入手していない、わからない」の割合が上がっており、18～20代で50.0%と全体より多くなっている。

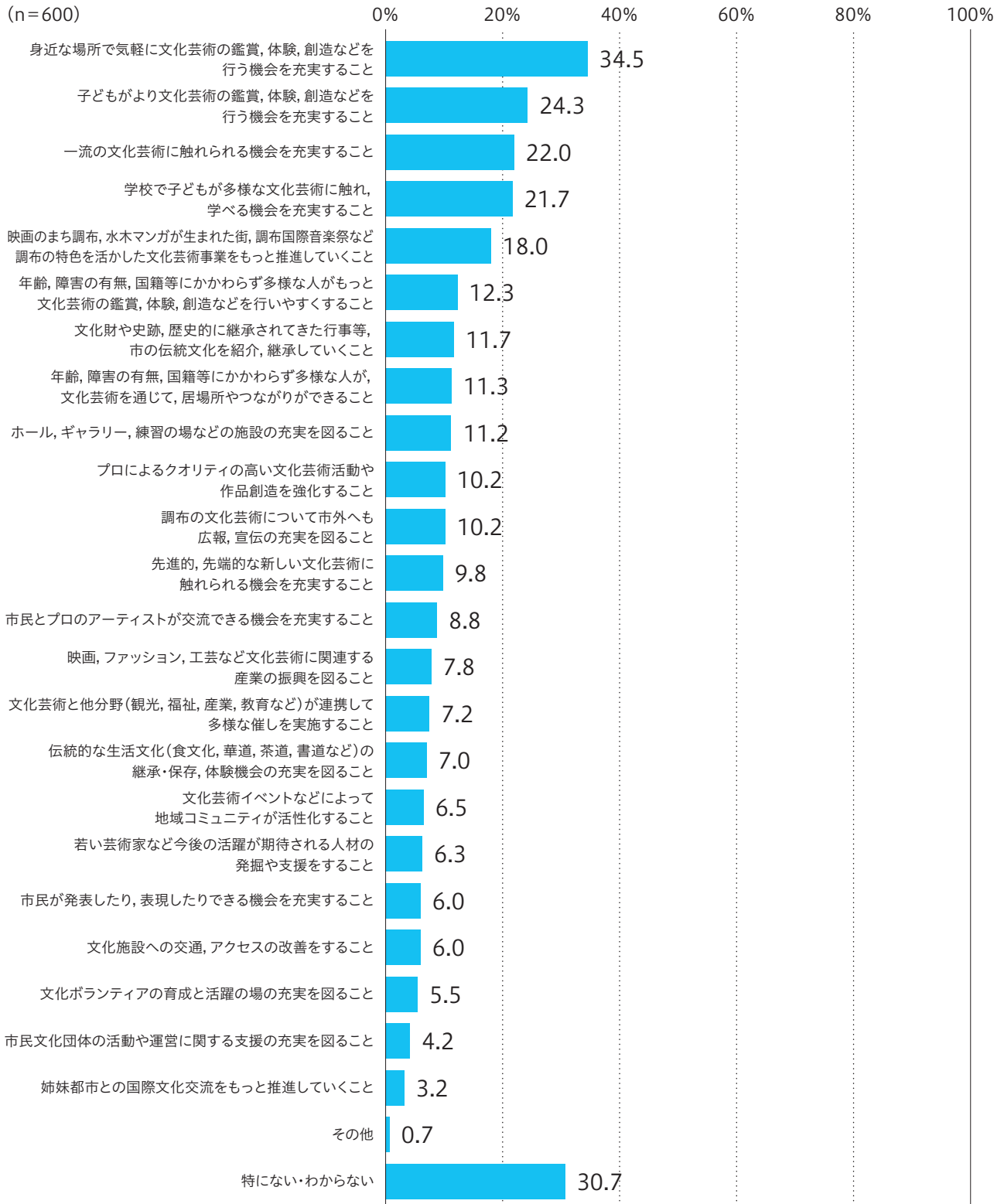


		市報ちょうふ	調布市文化・コミュニティ振興財団 財団報「ばれっと」	市のホームページ	施設等のパンフレット, チラシ, ポスター	電車・バスなどの車内広告, 駅のポスター	家族・友人・知人等からの口コミ, 誘い	調布市文化・コミュニティ振興財団のホームページ (グリーンホール, たづくり, せんがわ劇場のホームページ)	新聞・情報誌	市の公式以外のSNS	テレビ・ラジオ	市の公式SNS※	調布市文化・コミュニティ振興財団のSNS (グリーンホール, たづくり, せんがわ劇場のSNS)	調布市文化・コミュニティ振興財団以外の市内公立文化施設のホームページやSNS	メールマガジン	民間のチケット販売サイト	その他	特に市内の情報は入手していない, わからない	情報を入手している
	n																		
全体	600	59.7	25.2	21.0	12.5	8.5	8.0	6.5	5.8	4.5	4.3	3.8	3.3	2.0	1.2	0.8	0.0	25.7	74.3
18～20代	16	25.0	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
30代	58	43.1	13.8	13.8	10.3	5.2	5.2	8.6	0.0	5.2	0.0	8.6	6.9	5.2	0.0	0.0	0.0	36.2	63.8
40代	132	50.0	24.2	14.4	9.8	12.9	7.6	9.8	3.8	6.1	5.3	3.8	4.5	0.8	0.0	0.8	0.0	28.0	72.0
50代	190	63.7	24.7	21.1	14.7	9.5	10.5	2.6	5.8	6.3	4.2	3.2	2.6	1.6	3.2	1.1	0.0	22.1	77.9
60代	136	63.2	27.2	28.7	12.5	7.4	6.6	6.6	11.0	2.9	7.4	3.7	2.9	2.9	0.0	0.7	0.0	26.5	73.5
70代以上	68	82.4	38.2	27.9	16.2	4.4	8.8	4.4	5.9	0.0	1.5	2.9	0.0	0.0	1.5	1.5	0.0	14.7	85.3

Q16 市の文化施策として、どのような内容を重視することが良いと思いますか。(MA)

全体では、「身近な場所で気軽に文化芸術の鑑賞，体験，創造などを行う機会を充実すること」が34.5%と最も多くなっている。

年齢別でみると，70代以上で「身近な場所で気軽に文化芸術の鑑賞，体験，創造などを行う機会を充実すること」が50.0%と全体より15.5ポイント多くなっている。



n		市民とプロのアーティストが交流できる 機会を充実すること 先進的、先端的な新しい文化芸術に 触れられる機会を充実すること 調布の文化芸術について市外へも 広報、宣伝の充実を図ること プロによるクオリティの高い 文化芸術活動や作品創造を強化すること ホール、ギャラリー、練習の場などの 施設の充実を図ること 年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず多様な人が、 文化芸術を通じて、居場所やつながりができること 文化財や史跡、歴史的に継承されてきた行事等、 市の伝統文化を紹介、継承していくこと 年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず 多様な人がもつと文化芸術の 鑑賞、体験、創造などを行いやすくすること 映画のまち調布、水木マンガが生まれた街、 調布国際音楽祭など調布の特色を活かした 文化芸術事業をもつと推進していくこと 学校で子どもが多様な文化芸術に触れ、 学べる機会を充実すること 一流の文化芸術に触れられる機会を充実すること 子どもがより文化芸術の鑑賞、 体験、創造などを行う機会を充実すること 身近な場所で気軽に文化芸術の鑑賞、 体験、創造などを行う機会を充実すること												
全体	600	34.5	24.3	22.0	21.7	18.0	12.3	11.7	11.3	11.2	10.2	10.2	9.8	8.8
18～20代	16	18.8	12.5	0.0	18.8	0.0	0.0	12.5	6.3	0.0	12.5	12.5	12.5	0.0
30代	58	25.9	31.0	15.5	17.2	17.2	12.1	6.9	6.9	10.3	10.3	6.9	5.2	15.5
40代	132	25.8	25.8	18.9	23.5	19.7	10.6	12.1	8.3	9.1	3.8	12.1	12.1	9.1
50代	190	37.9	21.1	18.9	20.5	20.0	12.6	12.6	11.1	9.5	10.5	7.4	7.9	8.4
60代	136	36.0	22.8	27.9	22.8	20.6	14.7	14.7	10.3	14.7	13.2	13.2	8.1	5.9
70代以上	68	50.0	30.9	35.3	23.5	8.8	13.2	5.9	25.0	16.2	14.7	10.3	17.6	11.8

n		特にない・わからない その他 姉妹都市との国際文化交流をもっと推進していくこと 市民文化団体の活動や運営に関する支援の充実を図ること 文化ボランティアの育成と活躍の場の充実を図ること 文化施設への交通、アクセスの改善をすること 市民が発表したり、表現したりできる機会を充実すること 若い芸術家など今後の活躍が期待される人材の発掘や支援をすること 文化芸術イベントなどによって地域コミュニティが活性化すること 伝統的な生活文化の継承・保存、体験機会の充実を図ること 文化芸術と他分野（観光、福祉、産業、教育など）が連携して多様な催しを実施すること 映画、ファッション、工芸など文化芸術に関連する産業の振興を図ること											
全体	600	7.8	7.2	7.0	6.5	6.3	6.0	6.0	5.5	4.2	3.2	0.7	30.7
18～20代	16	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	0.0	37.5
30代	58	1.7	1.7	12.1	3.4	12.1	8.6	5.2	5.2	1.7	3.4	1.7	36.2
40代	132	7.6	5.3	9.8	7.6	6.8	5.3	7.6	2.3	3.0	4.5	0.0	29.5
50代	190	10.5	6.3	4.7	6.8	5.8	6.3	7.4	5.8	3.2	3.2	0.5	30.0
60代	136	8.1	13.2	8.1	8.8	3.7	5.9	2.9	3.7	5.9	2.2	0.7	33.1
70代以上	68	7.4	7.4	2.9	2.9	7.4	5.9	7.4	14.7	7.4	2.9	1.5	23.5

4. 市内文化団体等ヒアリング調査

調査概要

■調査の目的

市内で文化的な事業などの取組を行っている様々な分野の団体について現状を把握し、「調布市文化芸術推進ビジョン」策定のための基礎資料とすることを目的に実施

■調査の対象

調布市内で文化的な事業などの取組を行っている団体・企業

■調査の期間

令和6年8月22日～

■調査の手法

対面またはオンラインでヒアリングを実施

文化団体

1

NPO法人 調布市民オペラ振興会

平成3年にオペラを上演する任意団体として発足。平成15年にNPO法人の認可を受ける。

市民オペラの企画・公演を中心に、ガラコンサートの公演や調布市近郊の音楽行事、イベントへ参加している。

令和6年現在は正会員50名程度で活動し、オペラ上演の際はプロの音楽家や、近隣の都県からも多数参加している。



2

調布市文化協会

文化芸術の発信と振興を通し、加盟団体の発展と相互の連絡・調整を図り、市民の心の豊かさの向上を目的として発足。

多様な文化芸術の20団体が加盟し、会員数は約2000名。

調布市民文化祭の企画・運営、実技講座、研修交流、姉妹都市交流、文化協会広報誌の発行など、活動は多岐に渡る。



3

近藤勇と新選組の会

近藤勇の生誕の地である調布市（上石原）をもっと沢山の方々に知ってもらいたいと『近藤勇と新選組の会』を立ち上げた。

日本で唯一の近藤勇座像は、当会の募った会員、市民、檀家、ファンの皆様からの寄附金のみで作成し、西光寺に建立した。以後毎年近藤勇生誕祭を開催し、近年は地元の近藤勇生誕地まつり実行委員会と共催している。



映画・映像業界の有識者

4

調布市郷土芸能
祭ばやし保存会

昭和31年に設立される。設立当時は8チームであったが、現在では10チームとなっている。

「調布の祭ばやし」は幕末から明治の初期に伝えられたと考えられ、現在は市指定無形民俗文化財に指定されている。昭和33年に「調布市郷土芸能祭ばやし保存大会」の第1回大会が調布駅南口広場にて開催された。保存大会では、市内各地のチームが集まり、日ごろの練習成果を披露している。



5

映画のまち調布
シネマフェスティバル2025
実行委員会

毎年2月に開催される「映画のまち調布 シネマフェスティバル」の企画に当たり、市内映画・映像関連企業及び専門家の意見、「映画のまち調布」ならではの事業を実施することを目的に設置される。

調布シネマフェスティバルは主に市民による投票でノミネートされた作品の中から、全国的にも珍しい技術賞（撮影賞，照明賞，録音賞，美術賞，編集賞）を授与する「映画のまち調布賞」等を実施している。



6

NPO法人 ちょうふこどもネット

中・高校生世代が「安心安全」に過ごすことができる第三の居場所施設である「調布市青少年ステーションCAPS」を運営。

CAPSは平成15年に調布市によって開設され、平成19年より当法人に運営が委託された。他に調布市立緑ヶ丘児童館や調布市観光案内所「ぬくもりステーション」の運営や地域活動も行っている。



7

調布市立第六中学校

昭和49年に開校し、令和6年度に創立50周年を迎えた。現在は、人権教育、インクルーシブ教育、キャリア教育に重点を置き、教育活動を推進している。

また、市の研究推進校であり、令和6年度からの研究テーマ「まなびの森」プロジェクトを実施している。その拠点である教室(MORIルーム)は、木のぬくもりが感じられる明るい森のような空間であり、生徒が演奏できるピアノも設置され、創造的な環境を整え、多様な学びのための授業を探究している。



8

桐朋学園大学

音楽部門は、昭和23年に市ヶ谷に開設された「子供のための音楽教室」を礎としている。大学としては、昭和30年に桐朋学園短期大学が創立されて以来発展を続ける。また、日本初の芸術系の独立大学院である桐朋学園大学院大学の富山市での開学や、ディプロマ・コースの開設など、学校法人桐朋学園の一翼を担っている。現在は桐朋学園オーケストラを始め、多くの学生、卒業生が世界で活躍している。

調布市と平成16年に相互友好協力協定を締結



福祉作業所・特例子会社

9

社会福祉法人調布を耕す会
しごと場大好き

無認可作業所「しごと場大好き」を立ち上げるため平成4年に発足。平成15年には社会福祉法人の認定を受ける。現在はいしごと場大好き国領、カフェ大好き、2つのグループホーム等を併せて運営している。

毎年地域交流の目的で餅つき会や大好き市などを開催する。また、発足以来、隔月の会報、年1回の年次レポートを1度も休まず発行している。調布市パラアート展参加団体



10

アフラック・ハートフル・サービス株式会社

アフラック生命保険株式会社の特定子会社として平成21年に設立。社員数152名のうち、障害者従業員120名。(令和6年4月1日現在)

業務の1つとしてアート業務があり、社員が描いた作品が、アフラックのオフィス空間を彩っているほか、お客様向けメッセージカードにも添えられるなど、障害者の活躍を広く社会に伝えている。調布市パラアート展参加団体



国際交流

11

国際交流センター
(CIFA)

市民が担い手となり国際交流を進める場として平成6年、国際交流協会が発足。令和6年4月1日より国際交流センターと名称を変更し、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団が運営。日本語教室、国際理解や異文化理解のための講座・講演会、交流事業などを行う。CIFAでの活動は会員制で、会員数は日本人205人、外国人133人(令和6年4月1日現在)



調査結果まとめ

ヒアリングで各団体からいただいたご意見等を抜粋して以下にまとめました。

1 活動状況

①会員数・利用者数等

- 現在の会員数は多い時期の15%程度である。
- 年間利用者は、コロナの影響で落ち込んだ。今はだいぶ戻ってきている。
- 各団体の会員が不足しているので、アピールの機会になる実技講習の実施を希望する団体が増えている。実技講座の参加者は講座によっても異なる。子どもから高齢者、外国人もいる。
- 加盟を外れる理由は、会員の高齢化に伴う会員減少が多い。夜間の会議参加や準備などに協力する時間と体力がなくなっていくのが理由。新しく加盟する団体は少ない。
- 若者が入らないため、会員の平均年齢は上がっている。
- どの団体も年齢層は高齢化している。

②コロナ禍による影響

- コロナの際は2年間、主要事業は休止となっていた。
- ファン同士や講演の先生を含めた交流会は、現在もコロナの影響もあり未実施となっている。
- 障害者アートの先生から指導方法を習っていたが、コロナにより中止となった。そのため、コロナ以降はスタッフのみで指導方法を模索しながら、指導を行っている。
- コロナで完全に活動をやめていた団体の中には、休止していた間に子どもが成長し活動に来なくなってしまうところもある。

③活動の変化

- 以前は市内でパレードを実施していたが、現在は財政面から実施できていない。
- 施設は高校の軽音部の生徒やダンス部の生徒、ストリートダンサーの利用が多く、中にはプロダンサーを目指す子たちもいたが、最近は個人練習でスキルアップのためというより、勉強の息抜きなどのレクリエーション目的での使用が多い。
- アニメ好きの利用者が増え、物作りより絵を描く子が多くなっている。高校の服飾科の生徒が衣装を作りに来ることもある。
- サブカルチャー系事業（アニメ、ゲームのコンテンツ、声優関連など）も、人気は限定的ではあるが、ずっと要望はある。大勢からの人気を得られるものではないが、カラオケなどにすると裾野を広げられるのではないかと考え、ボカロ縛りのカラオケ大会を実施してみた。

2 子どもへの対応

①活動継続に向けて

- 事業の一つでは、今年度から「子どもコーナー」を設置する。毎年秋の開催を恒例にするなどして、地

元の子どもたちに活動をつないでいきたい。

- 小学生から高校生を対象に、事業の一部に招待している。将来的に会員、団員になることや、来場者となることを期待している。そのため、教育委員会にも後援をお願いしている。
- 子どもにはチケット代を割引価格で提供している。
- 子ども向けのワークショップを実施し、作成した作品を事業内で発表している。

②ニーズへの対応

- 今の中高生の興味に合わせて我々も新たに反映する必要があり、また、情報や機材なども新しくしないといけないが、どれだけ事業の需要があるかは未知のところもある。興味関心を子どもたちからヒアリングしているが、学校で流行っているものが、当該施設で流行るものでもないのが難しい。
- 講師等と呼ぶ際には、利用者からの希望があれば、それをもとに協議する。現在はニーズに応えていこうと動いているところである。ドラムの講座の需要が非常に高い。

3 障害者への対応

①支援のあり方

- 身体的な障害のある利用者は少なく、軽度の知的障害の利用者は在籍している。障害のある利用者へのサポートは、必要であれば対応している。
- チケット代は割引価格で提供している。
- 事前申告があれば、補助を含めて対応している。席までの案内は、ボランティアや受付を依頼している会社のスタッフが行う。障害者等への対応サポートに関する研修については、実施できていない。
- 障害のある子どもの利用もあるが、基本的には「一人で居られる」ことが利用条件なので、常時介助が必要な子の利用はほとんどない。付き添いの方が来ても良いが、大人が来る環境になっていないので、施設を見に来てでも、継続しなかったということはある。
- 軽度の知的障害や発達障害のある利用者は、他の利用者と同じ立場で過ごすことを望んでいると感じる。特別支援学級に通っていることを、あえて隠している子もいる。

②他団体との連携

- 発達障害があり、他の利用者とうまくいかなかったり、家庭でも問題がある利用者については、子ども家庭支援センターや市内の他の専門機関と連携、相談をしながら、利用者が過ごせるように対応している。
- 子どもの事業見学の際に、特別支援学級や特別支援学校の生徒が来るという話は聞いていないが、連携等により、障害者の方にも芸術に親しんでもらえるような何かができると良い。
- 作成した絵などをイベントで展示したり、市内の美術教室の人とともに作品をSNSで発信したりなど、作品を見せる機会は広がりつつある。

③文化芸術が及ぼす影響

- 音楽の時間を週一で確保しており、職員の伴奏で、歌を歌うなどしている。その他、隔月で音楽療法を実施している。表情や気持ちの発し方に影響が見られ、楽しんでいる様子である。
- 絵を描くことが、一番集中力が高まるようである。普段走り回っているような方も絵を描き始めるとそこから離れなくなるなど影響がある。絵の題材については自由で、ヒントや題材を出すこともあるが、

出しすぎないようにしている。

- 2時間の映画上映を見られるかは半分程度である。コンサートを実施する際は、休憩込みで1.5時間あるがその間は最後まで鑑賞している。
- 作品を事務所内で展示することで、お客様とのコミュニケーションが生まれることや、障害理解などにもつながっている。

4 地域・他施設との連携

①市や地域の団体等との連携

- 地区まちづくり協議会との共同開催にてメイン事業を実施している。団体の会員の高齢化等により単独実施が難しくなったため、地元の自治会としても地区を盛り上げるために協力している（該当事業は東京都の「地域の底力発展事業助成」を利用申請）。
- 地域により貢献していこうということで、市の地区協議会に参加したりその代表となり、会議や地域の活動も支援している。
- 財団と連携し年2～3回のコンサート、市内の病院で年4回程度コンサートを行っている。そういう意味では、地域連携はかなりやっていると思う。

②地域のイベント等への参加・連携

- 「民間の特徴を生かした運営を」という市からの要望を受け、地域と一緒に活動を作り上げようとの想いから、中高校生を地域イベントに引率して地域交流をしたり、国際交流センターに登録している外国人と交流したりするなどしてきた。
- 活動を知ってもらうほか、表現の場を作ることを目的に、市内全域での大きなイベントに参加している。地域福祉センターの地域交流事業での司会や踊りへの参加、模擬店出店、盆踊りでのゲームブース出店、調布チャリティーウォークのお手伝いやブース出展などを実施している。
- 調布市パラアート展に参加している。もともと調布市福祉作業所等連絡会の活動が活発で、アートの発表なども行っていた。市からパラアート展の話が来た時、調布ならではのものをやりたいということと一緒にやり始めた。思っていたより描いた本人が作品を見に行っている。自分の作った作品が飾ってあることがうれしいようだ。

③学校との連携

- 学校とは連携している。ただし、市内全域との連携は難しいので、近隣にある中学校2校に、毎月広報紙を届けつつ、利用者で気になる子がいたら情報共有をしたり、その学校の先生と関係性を作ったりしている。先生が施設に寄ることもある。
- 各加盟団体は、小学校に行って教えるなど、積極的に学校と連携している。
- 学校などへのアウトリーチは実施できておらず、そのような場所・機会は広げていきたい。相手との間をつなぐ支援団体等があるとありがたい。
- 音楽連盟や、地域の電通大の音楽サークルとは連携している。その他の大学とも、学生のニーズや、地域連携を踏まえて、関係を深めていきたい。
- 桐朋学園大学の文化祭に参加して売店を出しているほか、毎年大学生が実習やサマーボランティアで来るなど、大学との連携はある。
- 共同展示を、パルコやトリエなど市内の商業施設で行うなどしている。

④企業との連携

- 文化事業に貢献する意思のある企業10数社からの援助をいただいている。
- 地域連携のなかで企業との連携は今まであまり考えてこなかったが、今後は企業に働きかけていくことも検討すべきかもしれない。
- 近隣の会社との見学会や情報交換を実施している。

5 課題

①高齢化・後継者不足・新規活動者獲得の難しさ

- 会員の高齢化，新規入会者がおらず若者への承継ができていないことなどが課題である。また，参加者の高齢化により，活動が制限されることもある。
- 子ども・若者へ継承していきたいが，テレビなどをきっかけにしたブームなどが過ぎると参加しなくなってしまう。
- 団体の高齢化が課題。若い人たちには，人とのつながりやボランティア活動の精神をなかなか理解していただけない。つながりありきの文化活動の中でみんなで盛り上げていく必要性を，ある程度の年齢の方々は理解してくれているが，若い方たちは負担に感じるので，団体に所属せずその場限りという方向性になるのではないか。
- 昔からの地元の人が少なくなっており，いま残っている地元の人にいろいろな役割が集中してしまう。
- 若い人がいないので，活動をPRするにあたって，適切なツール（オンライン等）を使うことができない（方法がわからない）。
- 事務局に在籍している役員は全員がボランティアで，交通費程度の支給。役員のなり手がいないことは大きな課題である。また，若い方は忙しくて役員をする時間がない。
- 40代，50代の方も，平日は仕事以外に時間を取れず，土曜日も家族サービスなどがあるため，参加が難しい面があるが，色々な世代・ビジネス経験者が集まることで，事業を運営していくうえで経験を生かしていけるのではないか。
- 現代の子どもに，芸能を口伝だけで教えるのは難しくなってきた。

②障害者への対応

- 障害のある子たちのために特別な時間帯やスペースを作ることについては，需要があるなら考えるべきと思うが，施設の目的・用途を考えると難しい。基本的には他の利用者と同様に使ってもらうことになる。
- 障害のある方については，一定人数で障害に応じた練習をしてもらうのがいいと思うが，その場合は専門家などの人材が複数人必要になるため，実現するのは難しい。

③外国人への対応

- 在住外国人が市の文化芸術イベントに参加したという声は，これまであまり聞いたことがない。在住外国人に向けた鑑賞サポートはやっているが，参加にあまりつながっていない。学習での利用者に都度イベントの案内をしているが，市の文化施設は学習する場所で，文化芸術イベントに参加したり鑑賞したりする場所という意識が薄いため，その意識を変えるところから始める必要がある。
- 課題は，子どもも含めた在住外国人のニーズ把握である。利用者以外のニーズがあまり把握しきれて

いない部分があるので、そこも把握した上で事業展開することが必要ではないかと考えているが、利用者以外とつながるルートが今はない状態である。

- 外国人コミュニティやそのキーパーソンに対して、SNS等を用いて接点を広げていきたいが、そこまでできていない。

④財政面

- 多額の事業費が必要となるため、会費やチケット収入だけでは賄えない。収益事業ではないが、会員だけで負担できる程度の金額ではない。
- 以前は会報を出していたが、現在は出せていない。
- 活動の継続には、活動を理解し、出資してくれる方が必要である。
- 課題は財政面。道具も以前より2割ぐらい高くなっている。
- 大きな道具を置く場所を確保するのが難しく、個人が努力しても長くても20～30年くらいしか継続できない。

6 今後の方向性

①高齢化・会員数減少への対策

- 団体や活動のPRをしていくしかない。
- 加盟団体の方々の生きがいにもなるような活動の場を提供できるようにという意識でやっていきたい。

②子どもへのアプローチ

- 時代が変わると若者のニーズが変わり、新しい技術が出てくるので、今はeスポーツに力を入れようと考えている。ゆくゆくは大会に出ることを目標にしていきたい。
- 今の中高校生は、以前に比べると習い事や塾で忙しく、中学生はまだ家庭のルールなどが厳しい場合もある。それぞれの家庭の事情まではわかっていないが、利用登録促進に向け、アンケートを実施して、把握をしたいと考えている。
- 子どもたちへのアプローチの仕方として、学校へのアプローチがある。例えば、市や財団、教育委員会を通すことによって各小中学校への流れが一つ作れるのではないかと。教育委員会からも、できるだけ現場に参加してほしいという話はあるが、まだ具体的ではない。学校からお話があれば前向きに思っている。
- 子ども向け教室の開催を考えている。これをきっかけに、活動への参加者や観客として来場する人が増え、活動への支援につながるのではないかと。

③外国人対応

- 会員制度も含めて見直しが必要な部分もあるので、都度ボランティアとも協議しながら、改变していければと考えている。
- 市民文化祭や調布よさこいへの参加は継続していくのはもちろん、通訳翻訳対応できる映画上映会や演劇を定期的に財団が実施しているので、そのようなコンテンツを使って日本人と外国人がコミュニケーションを図るツールの一つとして、何か提供できないかと考えている。

④地域連携

- 地域とのコミュニケーションをとっていきたい。市と電気通信大学、桐朋学園は連携しているが、当団体はその2校と連携していない。
- 学校側としては調布市にあるからこそ色々やりたいと思っている。ただし、何か実施するには人によるところが大きく、行政側も学校側もお互いの窓口がとても大事になってくる。

7 市内の文化的な環境を充実させるために

①市の事業について

- 調布市として、大きな象徴になるものがない。そういうものを育てたらよいのではないかな。ふるさと祭りを復活させたい。
- 市や財団が（アウトリーチや地域連携などの）中間的な繋ぎ役のような形で入っていただくと、活動をさらに広げていけるのではないかな。
- メニューは沢山あるが、整理し、コンセプトを立てる時期に来ている気はしている。
- つながっていることがもっと見えるようになると更に良い。産業振興課、文化生涯学習課、財団、図書館など、多部署が連携して実施しているイベントがあるのは一つの特徴だと思う。
- 計画を作っても、それをどう市民とコーディネートしていくか。誰が実際に動かしていくか、様々な主体とリレーションをどう築いていくのか、そのリレーションをどう継続していくのかが非常に重要である。行政の中に、色々なセクションとネットワークを持ち、それを有機的に回せるような仕組みがあるといい。
- お祭りなどイベントで人を集めるには屋台が必要だが、それが規制されると盛り上がり欠けてしまう。ふるさと祭を復活させるのも一つの手ではないかな。

②活動場所の充実

- 練習する場所がない。練習できる施設を増やしてほしい。
- もっと稽古場が必要である。

③子どもへのアプローチ

- 鑑賞や活動の機会を増やして、若い人を育成していく。子どもの習得スピードはとても早い。
- 今はタブレットや携帯で世界中の有名な文化芸術を無料で鑑賞できる。基本的な価値観の蓄積や構造が、過去の生の鑑賞体験に基づかないものが基準になっている。そういう若い人たちにいかに生の文化芸術体験をしてもらい、最終的には、調布に住んで、いかに豊かな人生が送れるものを提供できるか。
- 子どもの頃から生の文化芸術に触れるチャンスを作らないと、文化は育っていかない。学校の現場の先生は忙しくて対応が難しく、アウトリーチなどは教育委員会とタイアップしないと実施は困難。どうすれば文化が育っていくのかをきちんと議論したほうがいい。
- お金がかからず、ハードルが高く感じないものを作る。自分たちのまちの中でふらっといける、子どもが演奏会などに慣れるような場を作ってあげるのも大事。それは民間ではできない。どのような環境の子どもでも触れられるようにし、子どもの時の単純な興味による原体験になるようなものを作ってあげるのは大事なことはないかな。

④障害者への支援

- 鑑賞の際は、知的障害の方にも見やすいサポートがあると良い。本格的な美術館も良いが、身近なところでそういう機会があると参加しやすい。
- 障害者と美術館等に出かけると、見るだけの作品は見ずに素通りすることが多いため、できれば触ったり直接触れられたりするものがあると良い。

⑤財政的支援

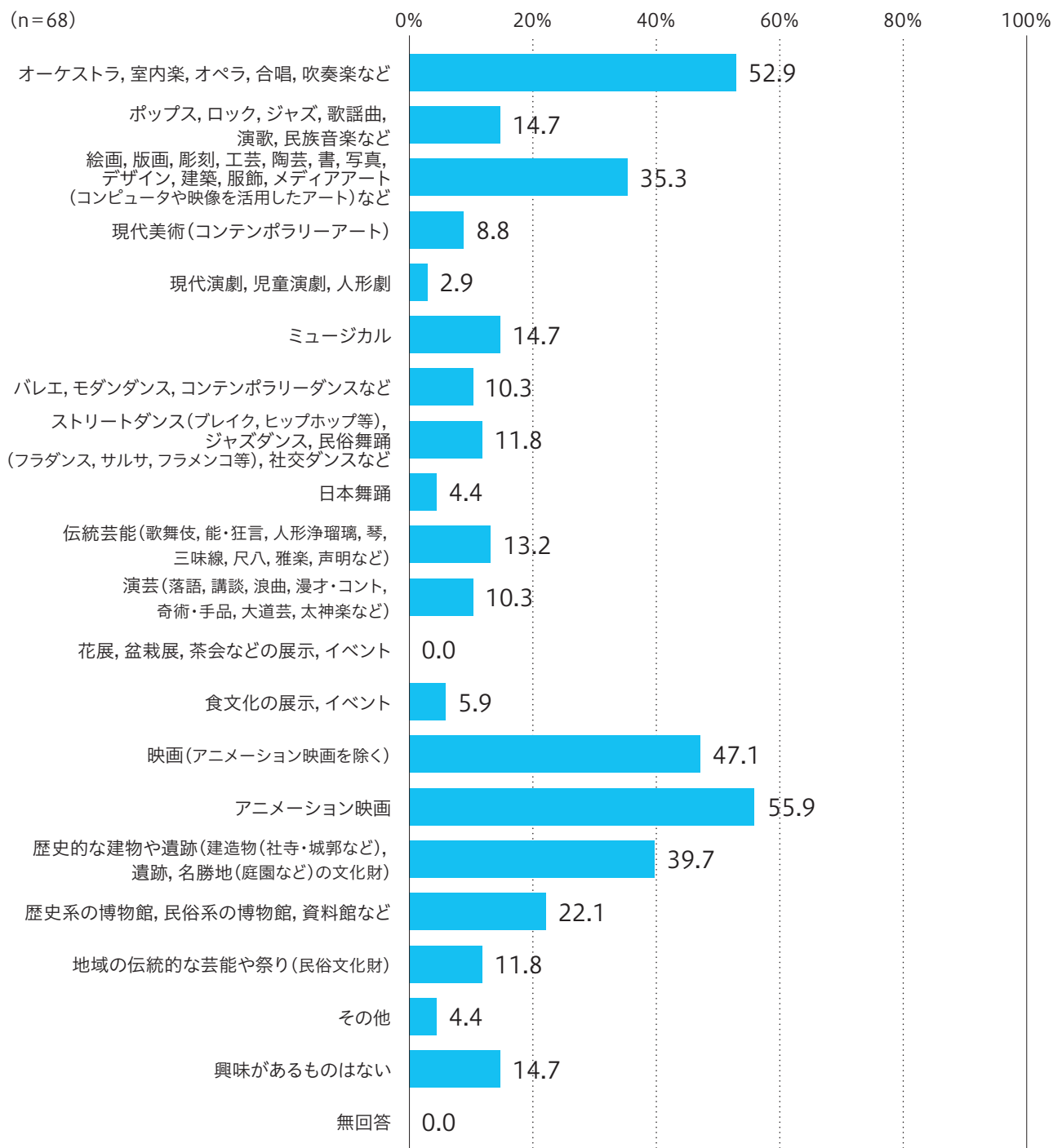
- 財政的に、これから何か新しくやろうと思った場合に予算がないので、何かしらの方法で確保する必要がある。

【参考】ヒアリング対象の利用者アンケート

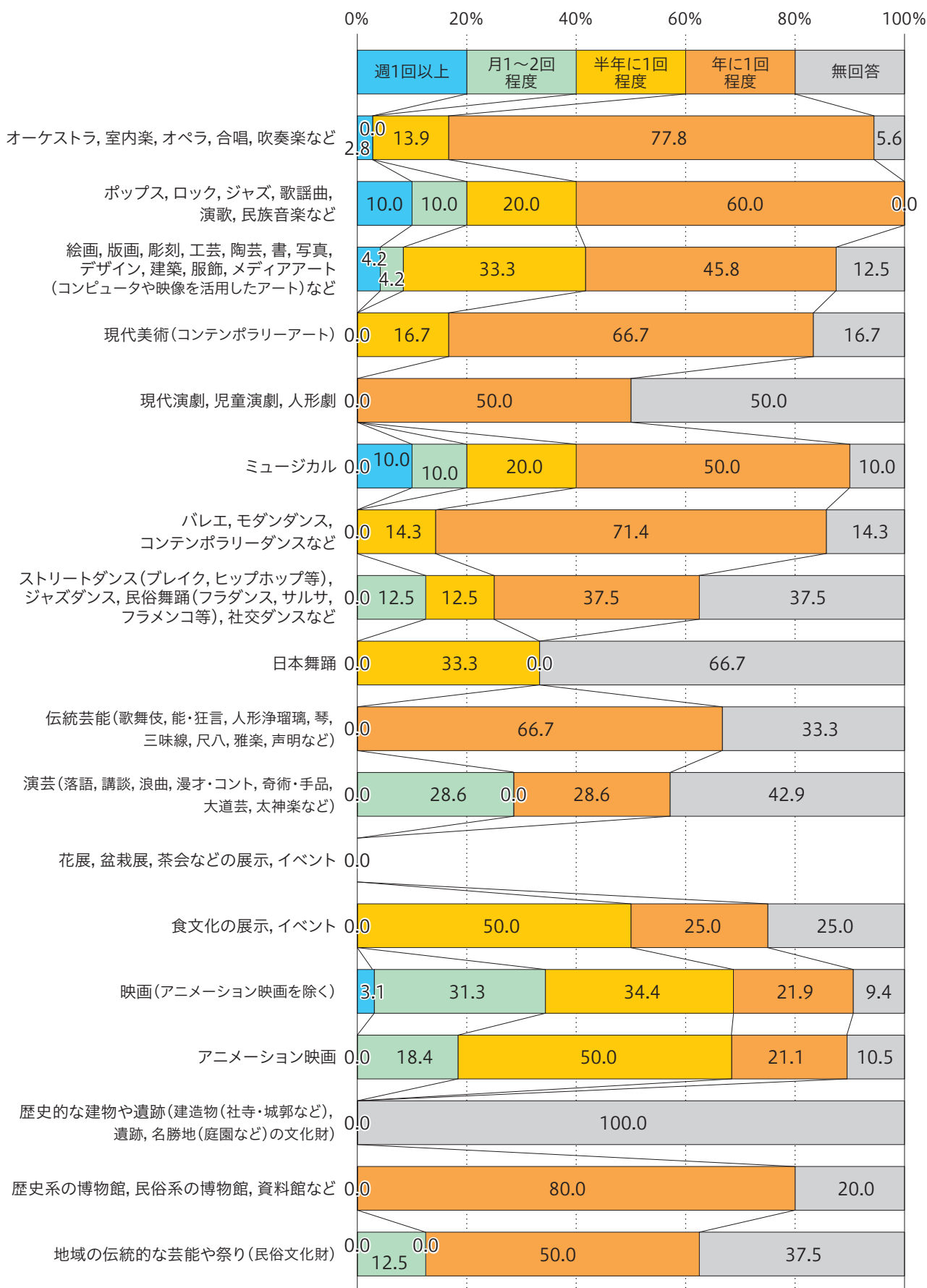
調布市立第六中学校生徒

調査対象：調布市立第六中学校生徒
調査方法：ウェブフォームにて実施
調査時期：令和6年9月
有効回収数：68人

問1 あなたは、これまでに以下の文化芸術の鑑賞をしたことはありますか。

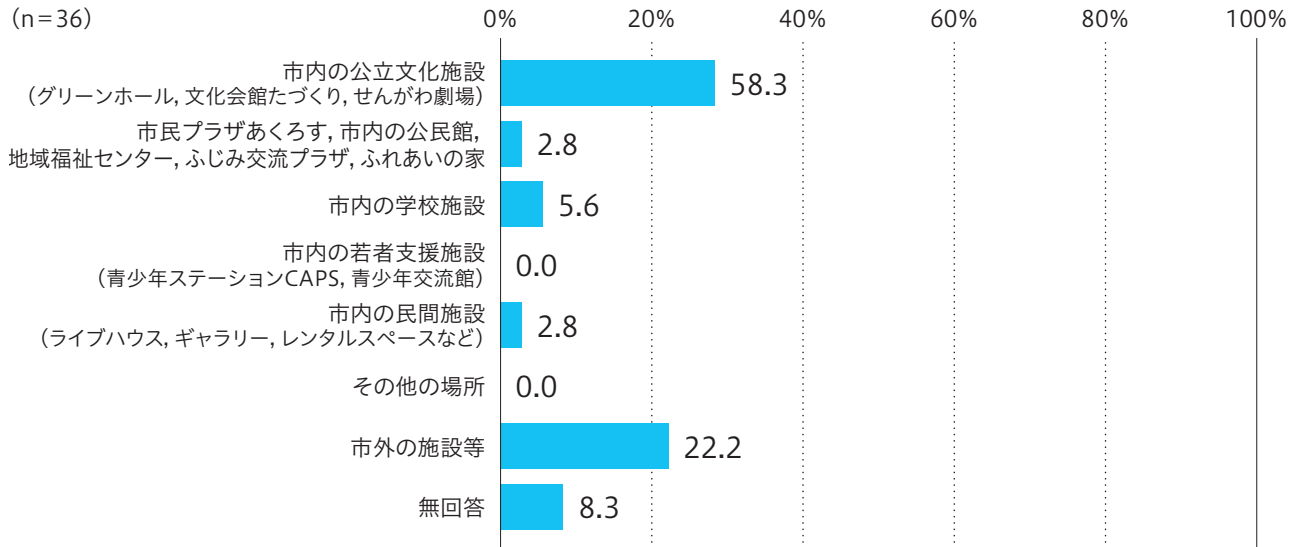


問1-1 どのくらいの頻度で鑑賞しましたか。

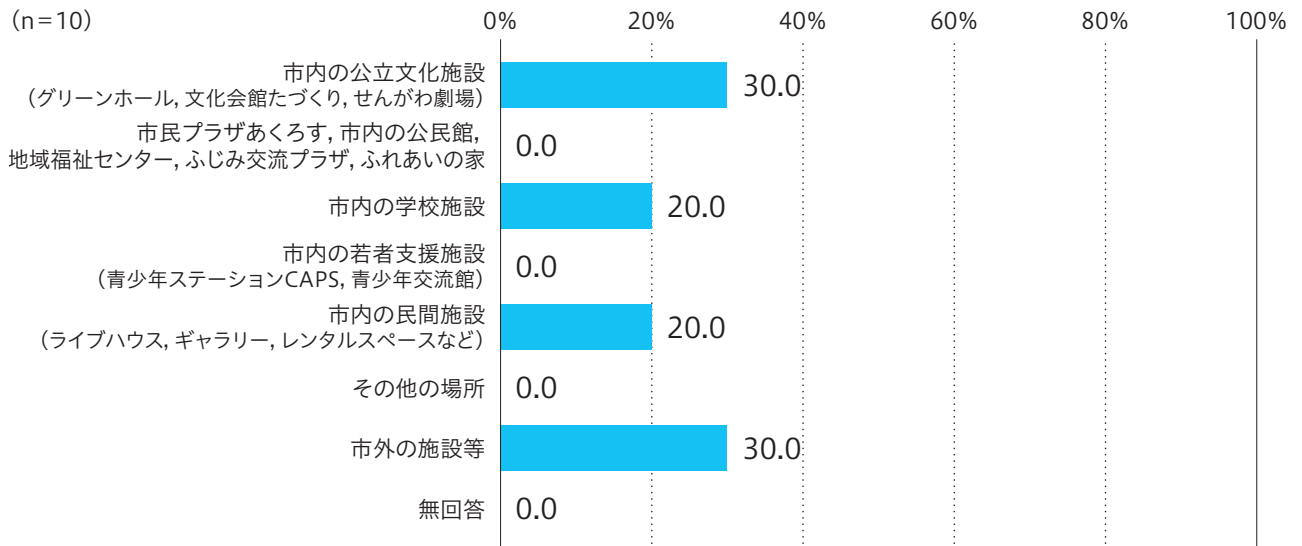


問1-2 鑑賞をした場所はどこですか。

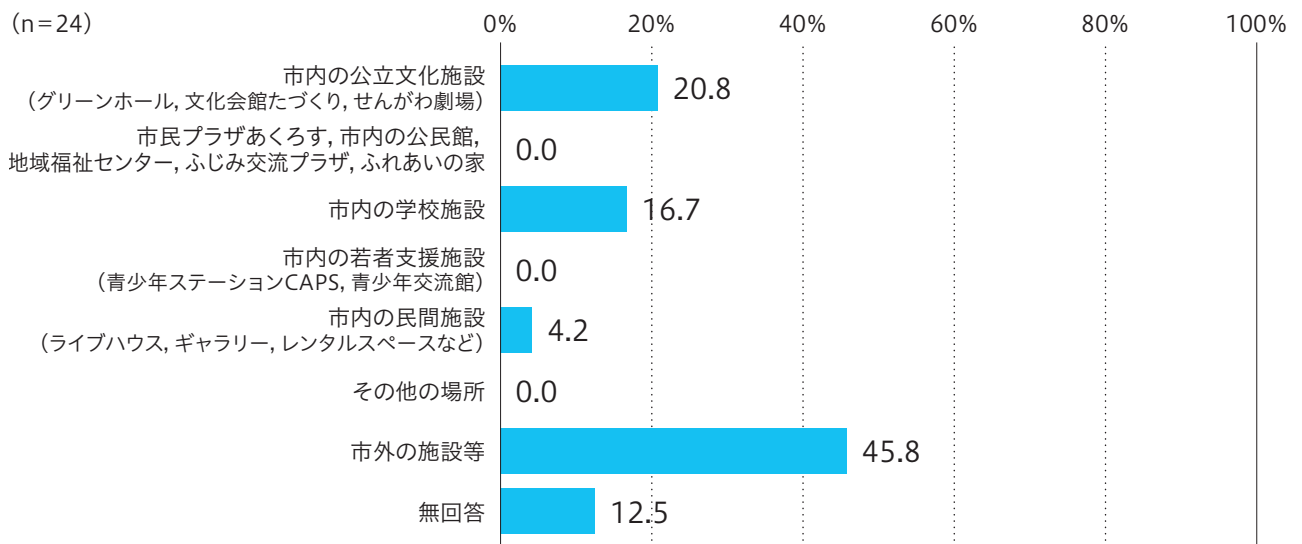
① オーケストラ, 室内楽, オペラ, 合唱, 吹奏楽など



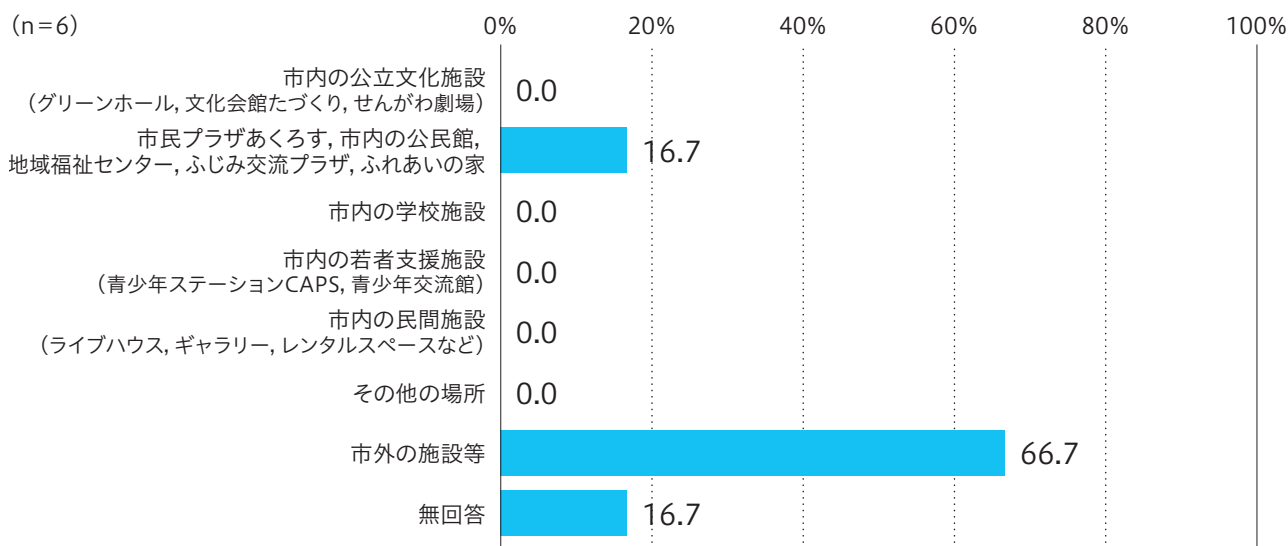
② ポップス, ロック, ジャズ, 歌謡曲, 演歌, 民族音楽など



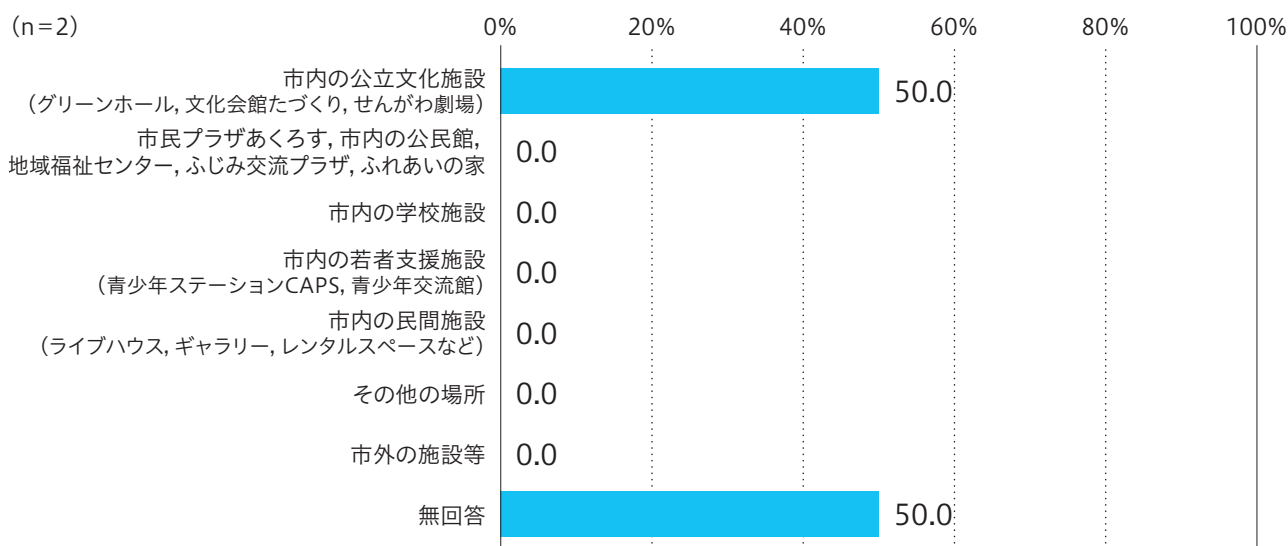
③ 絵画, 版画, 彫刻, 工芸, 陶芸, 書, 写真, デザイン, 建築, 服飾, メディアアート(コンピュータや映像を活用したアート)など



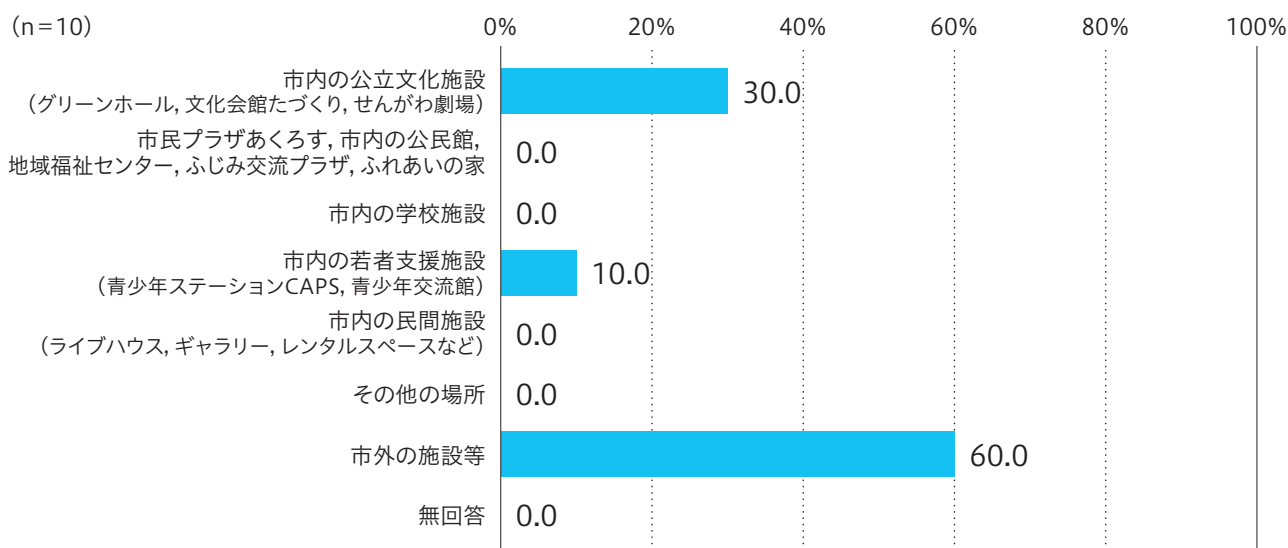
④ 現代美術(コンテンポラリーアート)



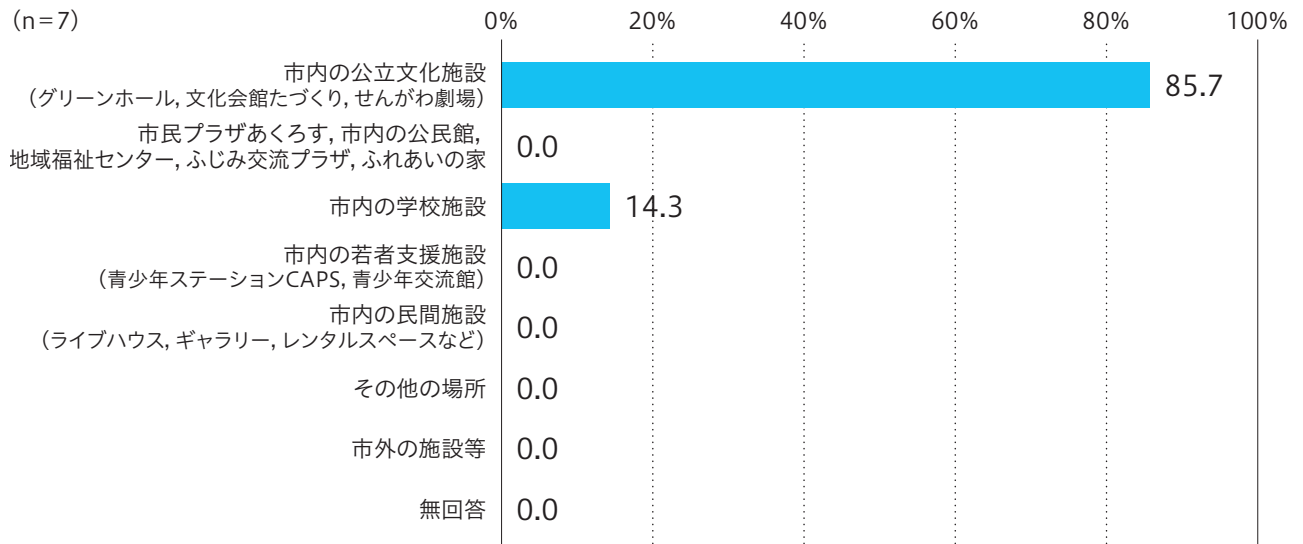
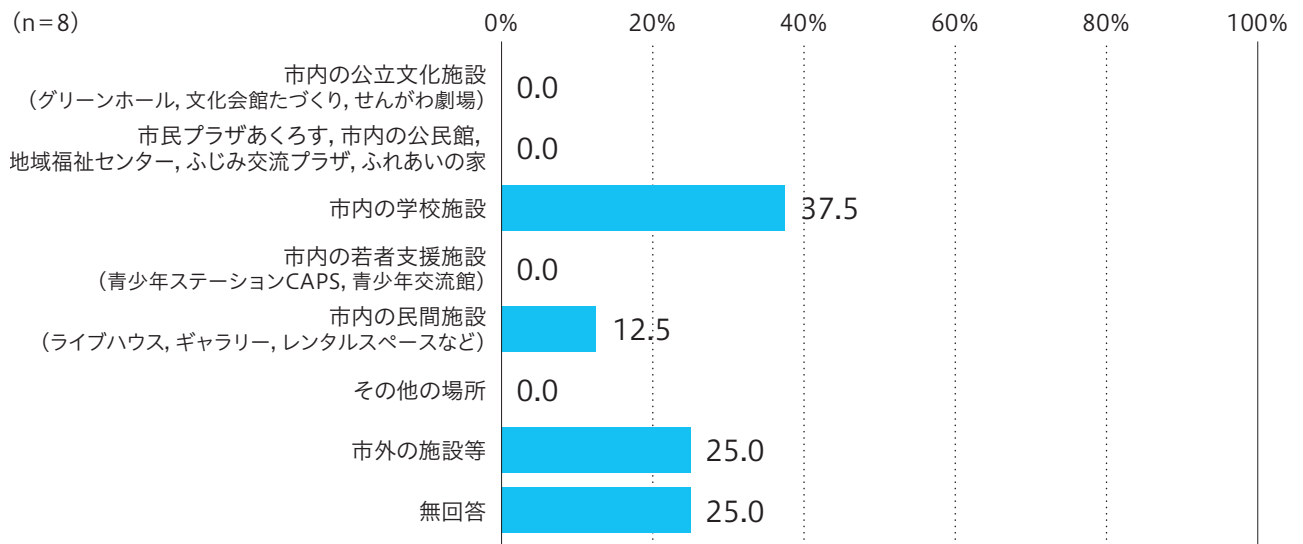
⑤ 現代演劇, 児童演劇, 人形劇



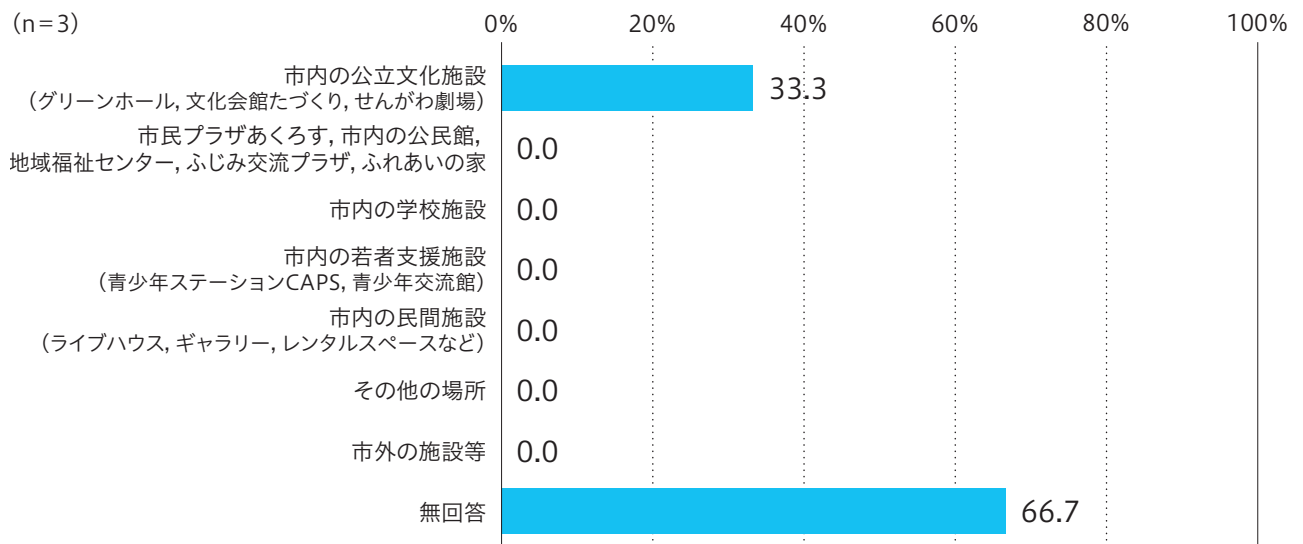
⑥ ミュージカル



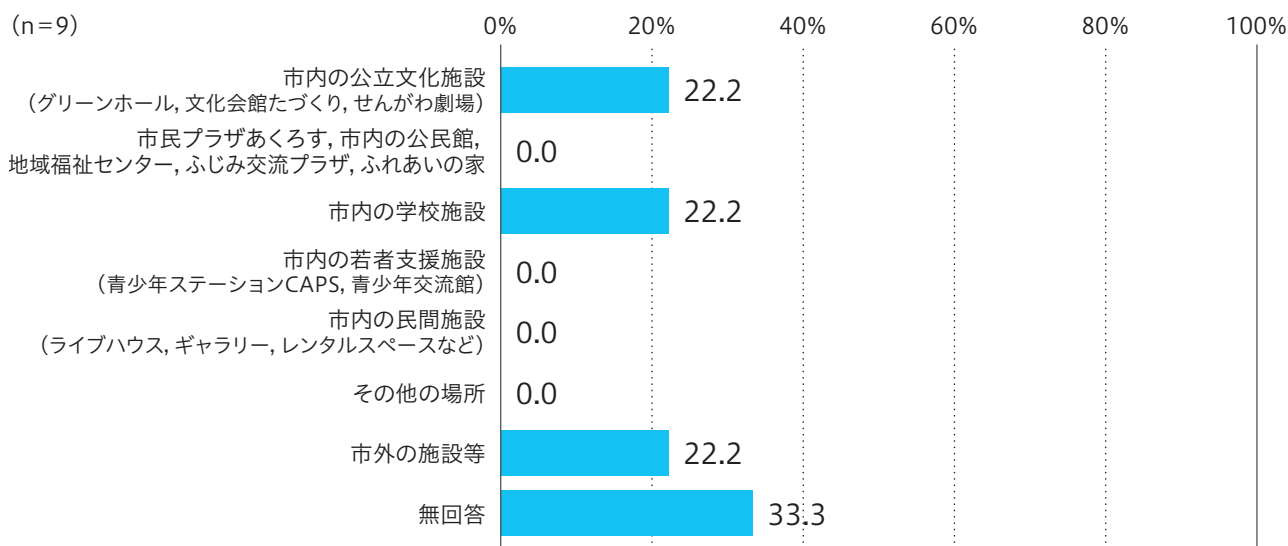
⑦ バレエ, モダンダンス, コンテンポラリーダンスなど

⑧ ストリートダンス(ブレイク, ヒップホップ等), ジャズダンス,
民俗舞踊(フラダンス, サルサ, フラメンコ等), 社交ダンスなど

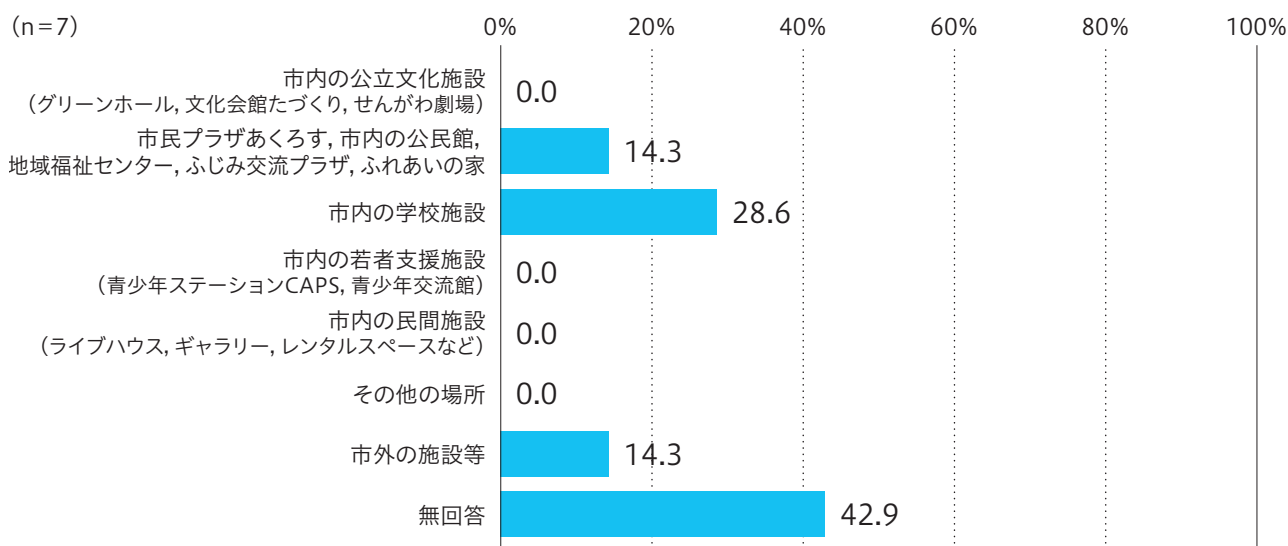
⑨ 日本舞踊



⑩ 伝統芸能(歌舞伎, 能・狂言, 人形浄瑠璃, 琴, 三味線, 尺八, 雅楽, 声明など)



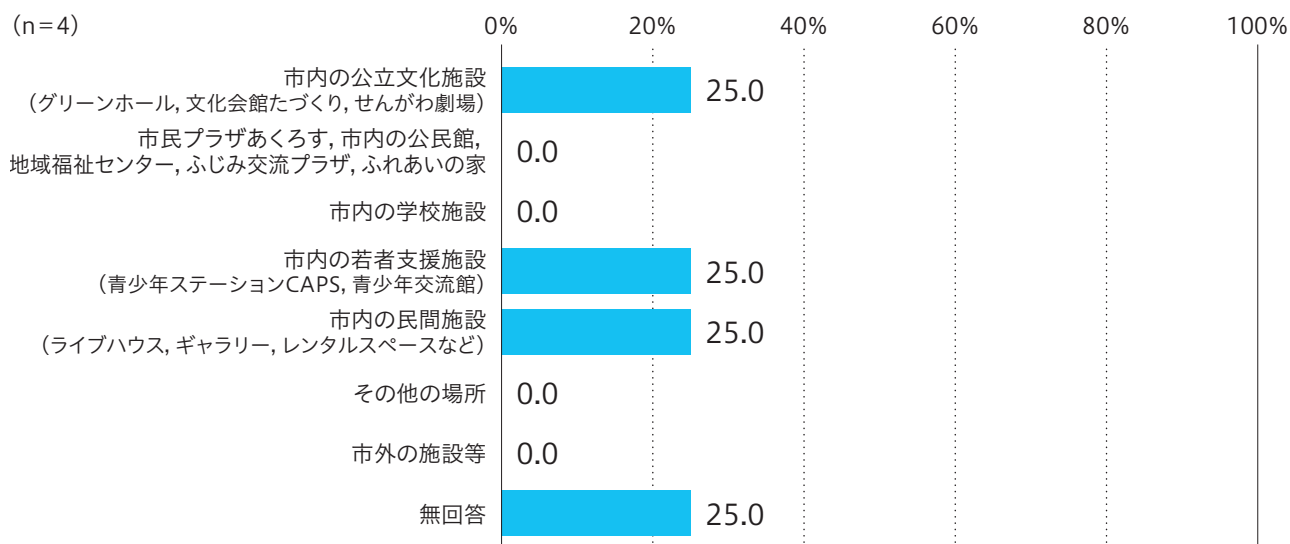
⑪ 演芸(落語, 講談, 浪曲, 漫才・コント, 奇術・手品, 大道芸, 太神楽など)



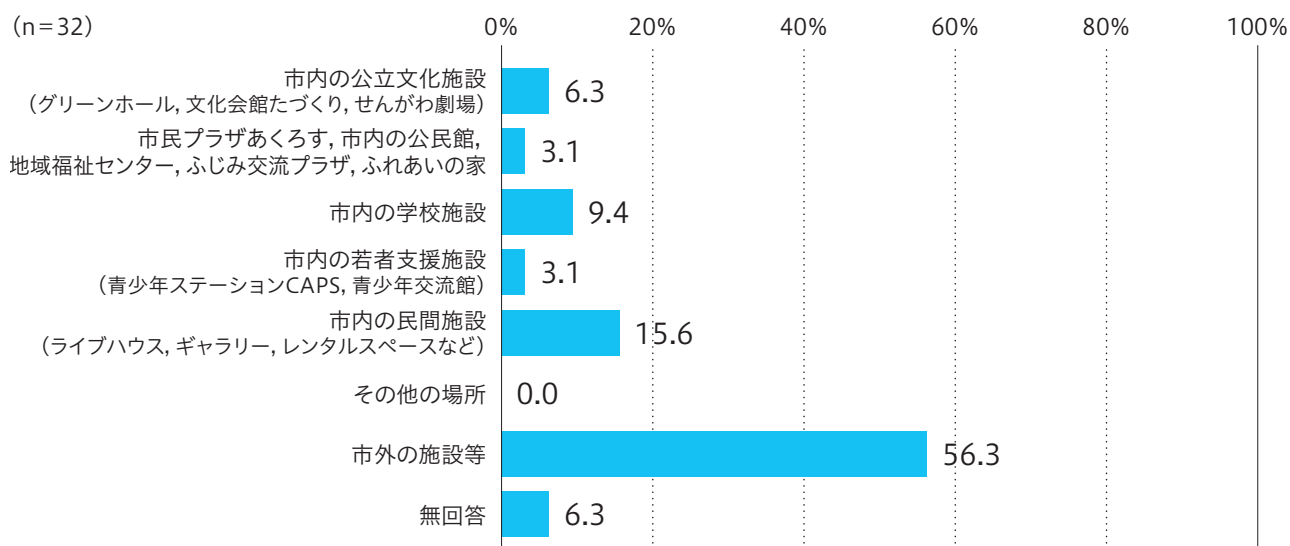
⑫ 花展, 盆栽展, 茶会などの展示, イベント

※回答なし

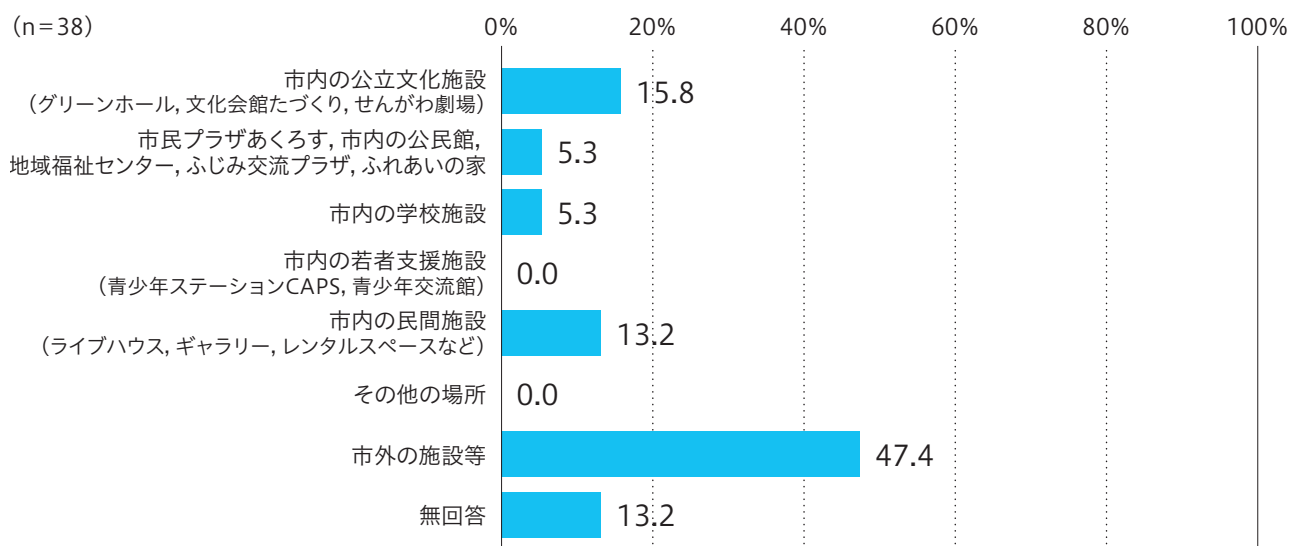
⑬ 食文化の展示, イベント



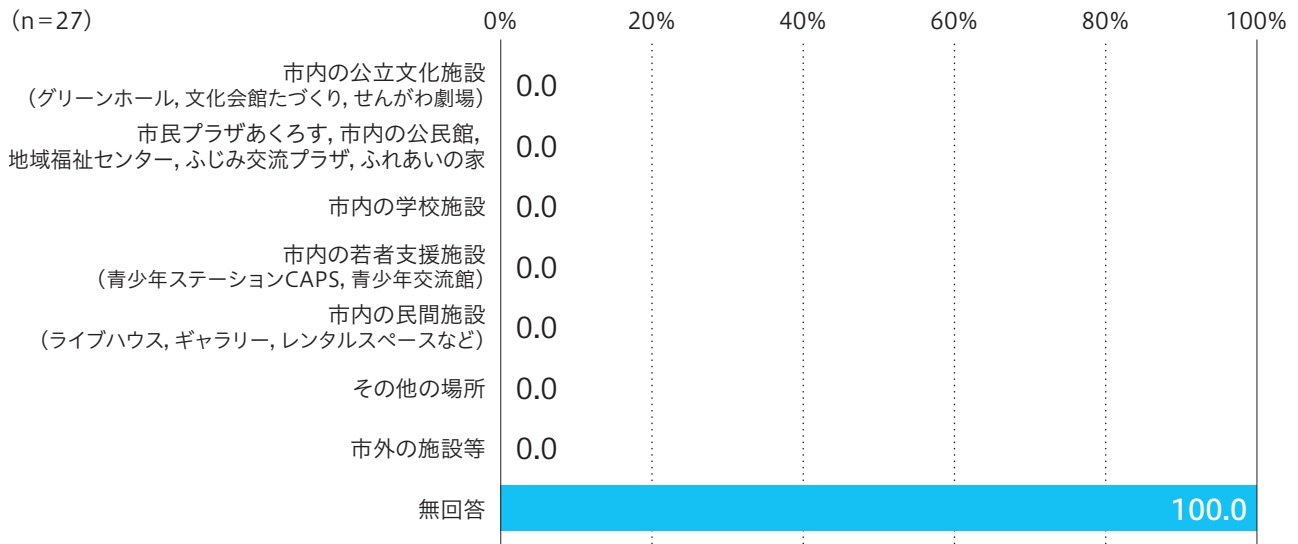
⑭ 映画(アニメーション映画を除く)



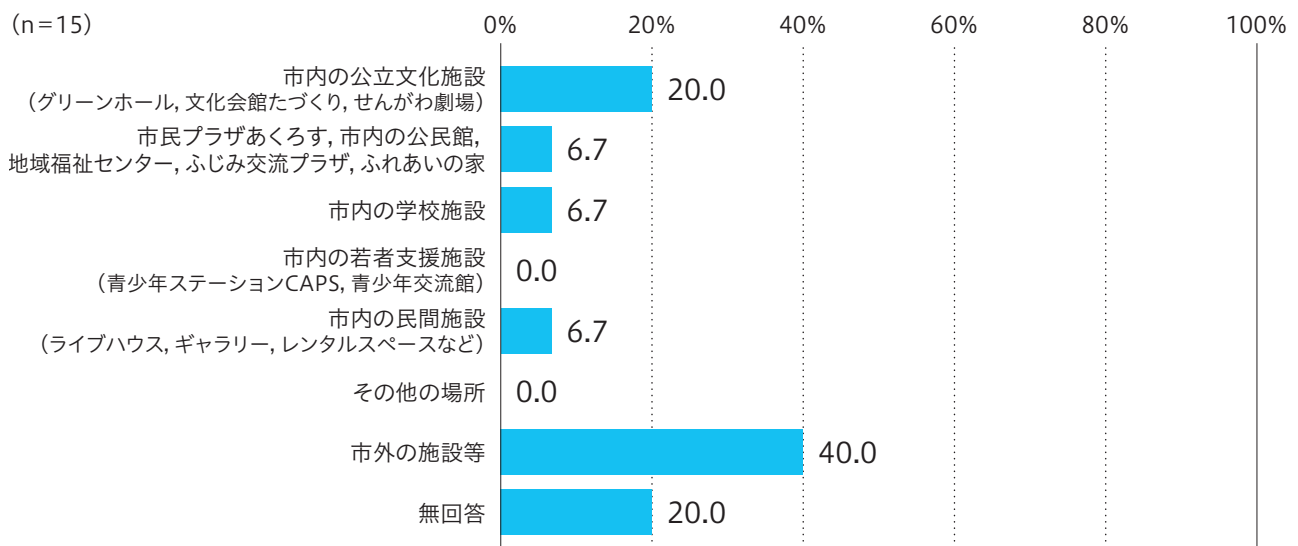
⑮ アニメーション映画



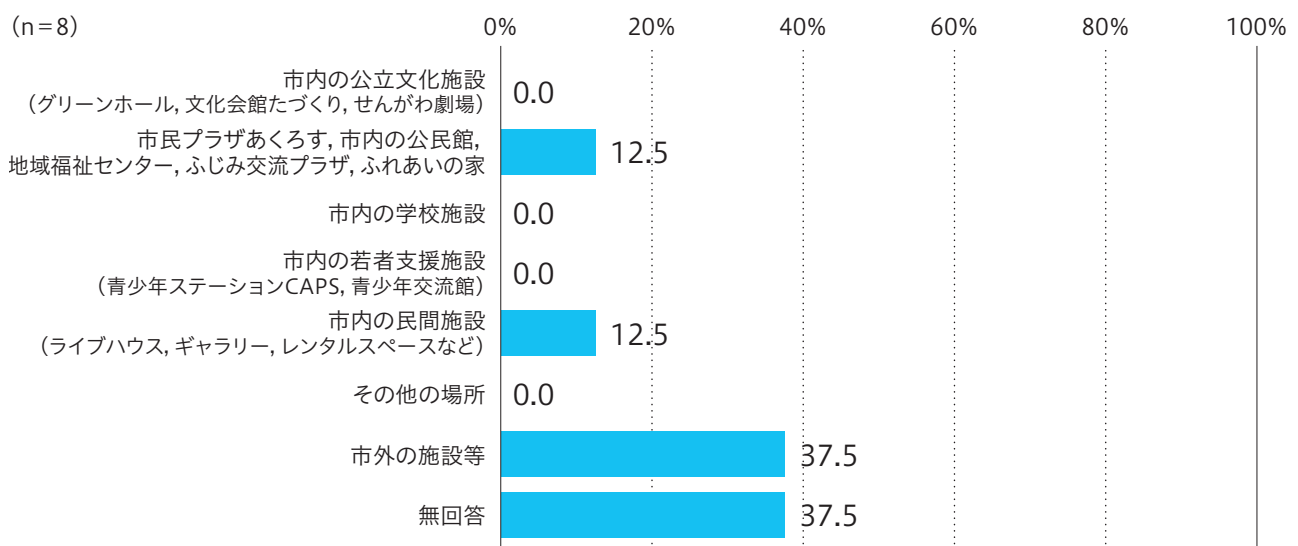
⑯ 歴史的な建物や遺跡(建造物(社寺・城郭など), 遺跡, 名勝地(庭園など)の文化財)



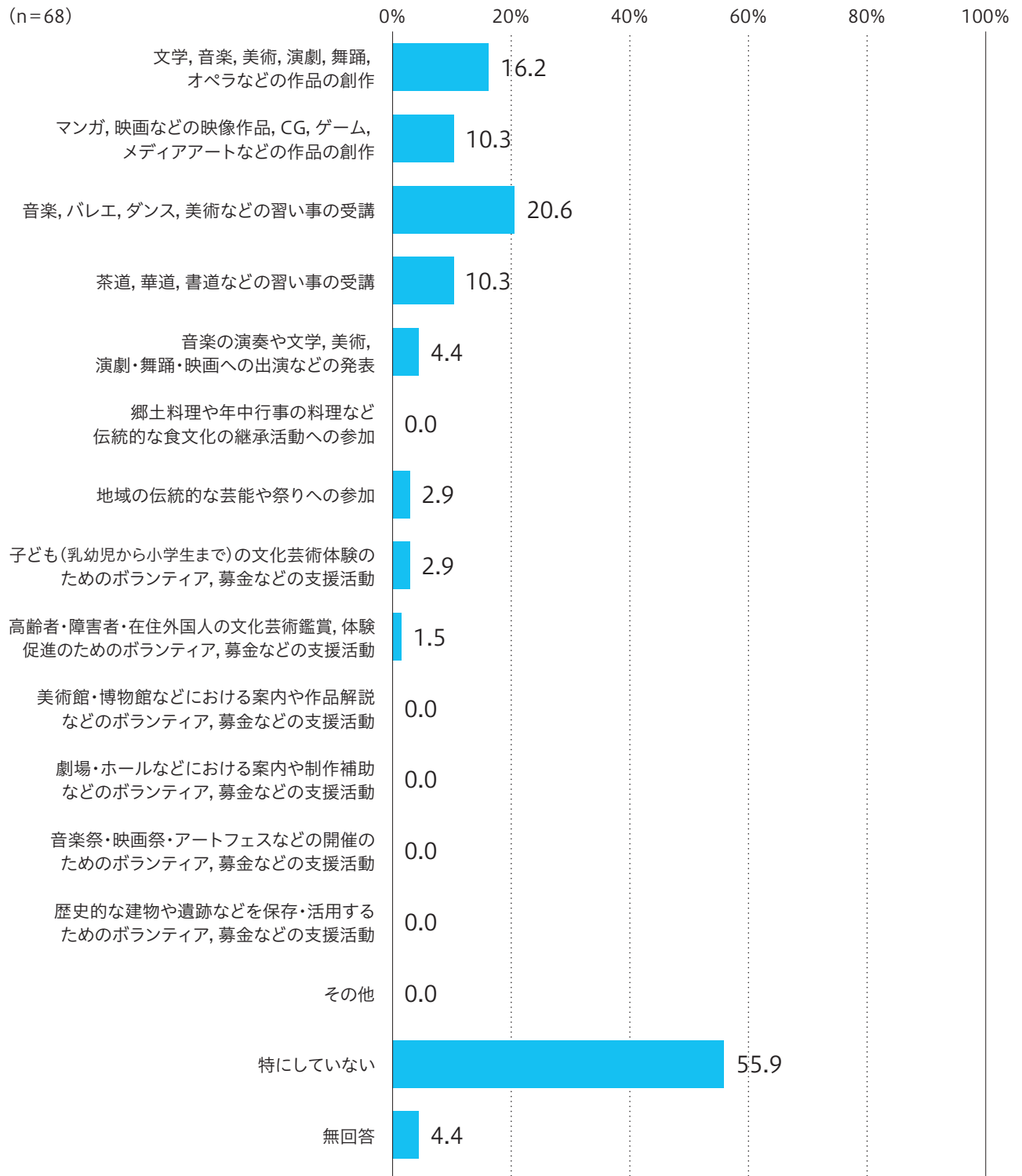
⑰ 歴史系の博物館, 民俗系の博物館, 資料館など



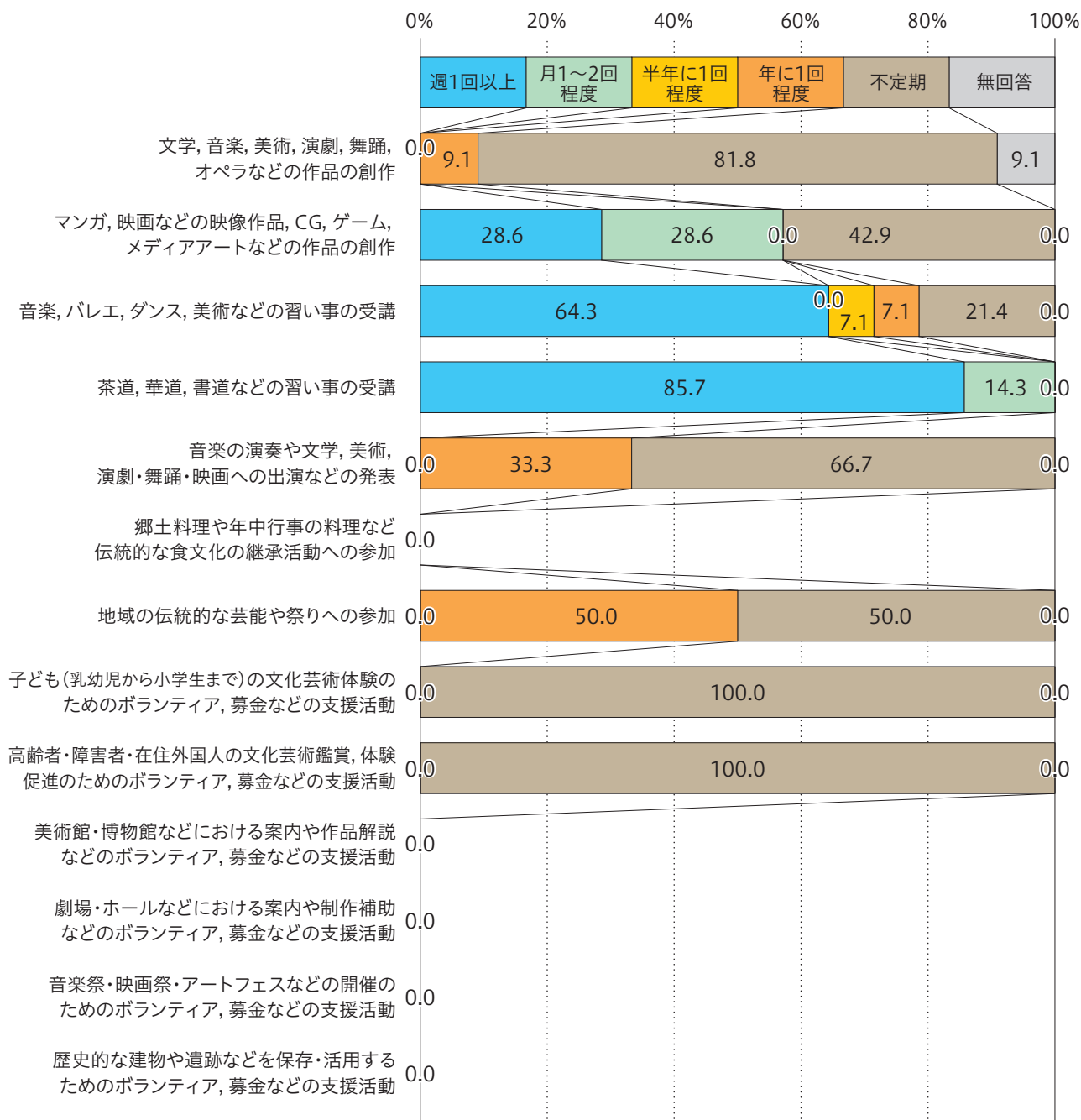
⑱ 地域の伝統的な芸能や祭り(民俗文化財)



問2 あなたは、鑑賞以外で、自分で以下の文化芸術活動（学びや学んだ成果を発表する機会）をしたことはありますか。

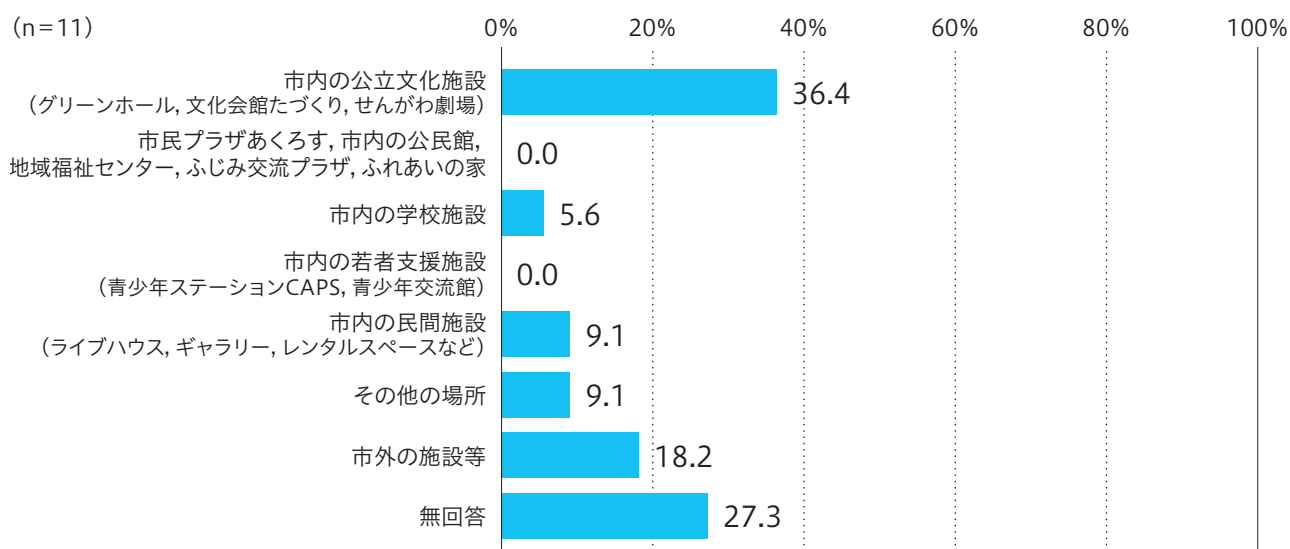


問2-1 どのくらいの頻度で活動しましたか。

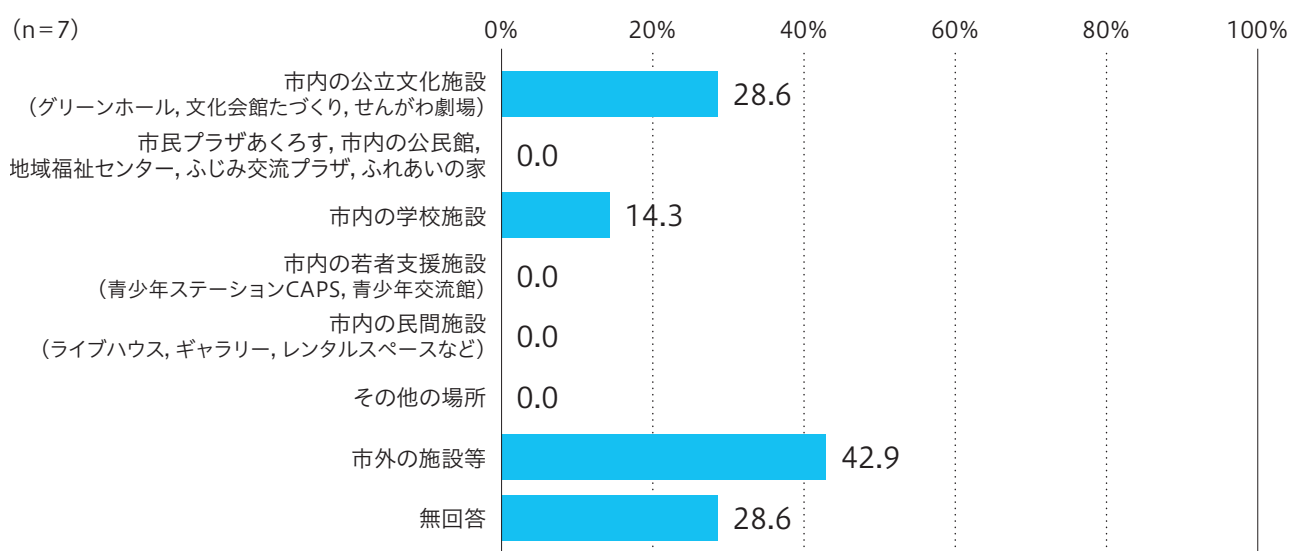


問2-2 活動をした場所はどこですか。

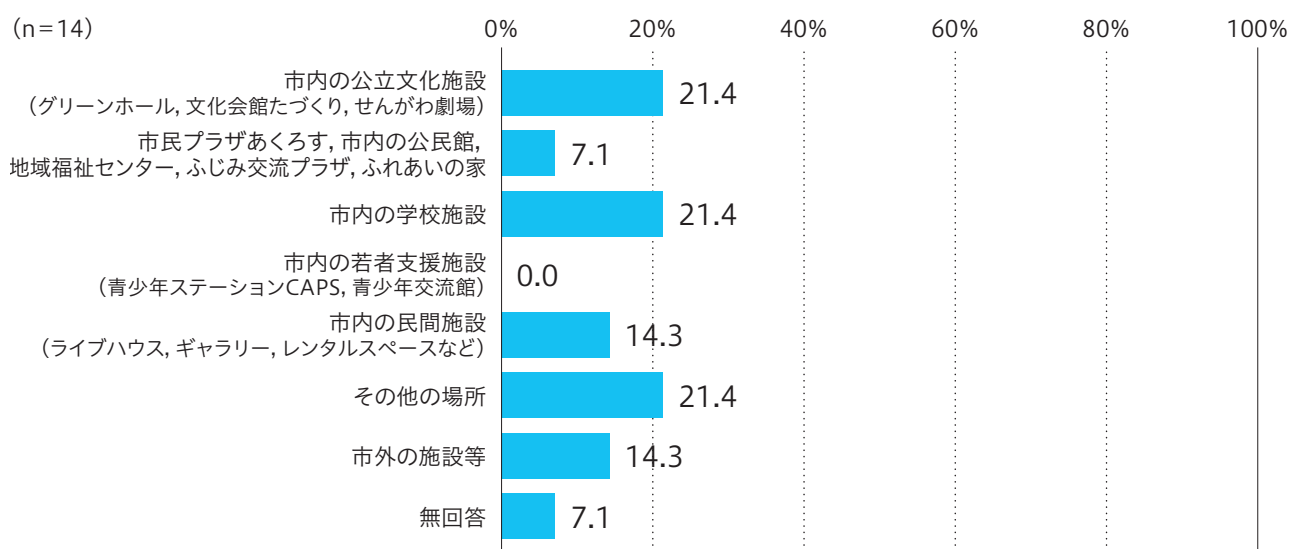
① 文学, 音楽, 美術, 演劇, 舞踊, オペラなどの作品の創作



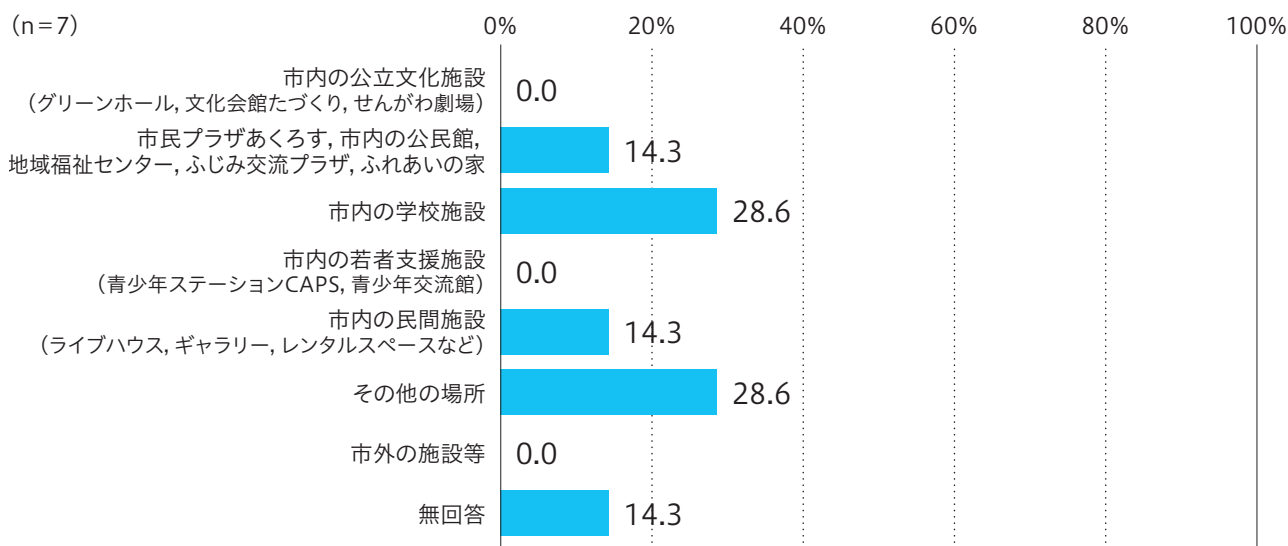
② マンガ, 映画などの映像作品, CG, ゲーム, メディアアートなどの作品の創作



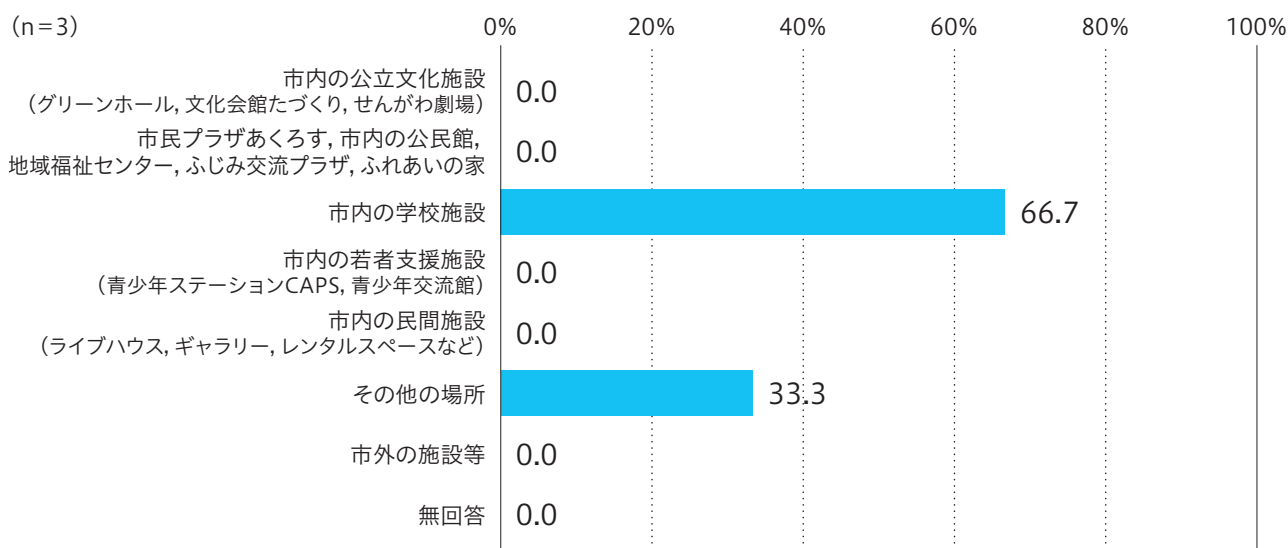
③ 音楽, バレエ, ダンス, 美術などの習い事の受講



④ 茶道、華道、書道などの習い事の受講



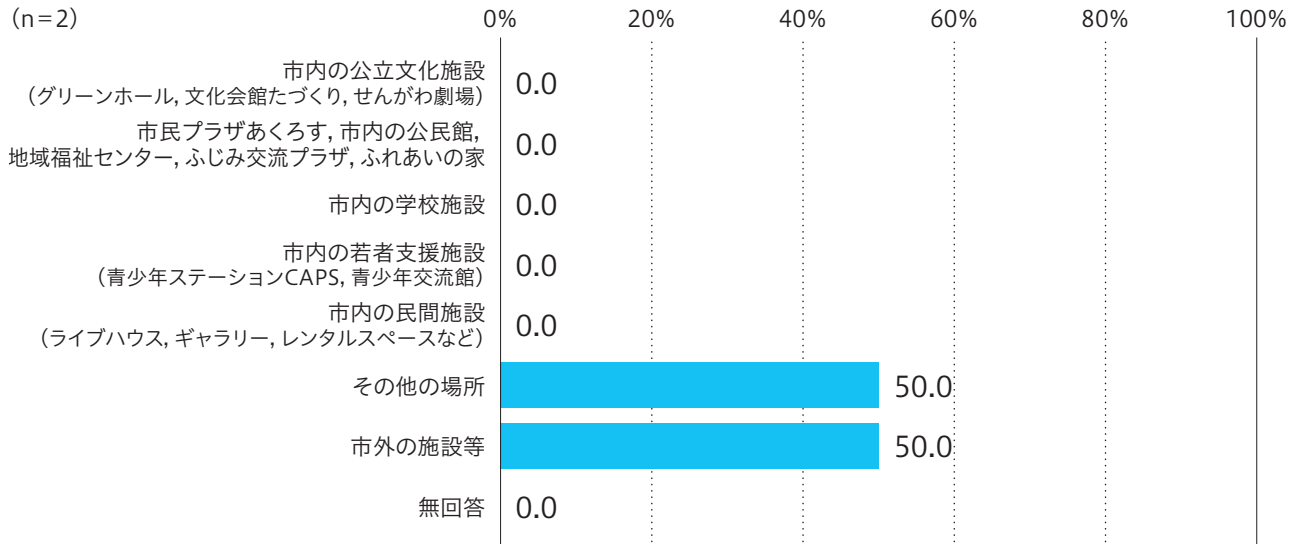
⑤ 音楽の演奏や文学, 美術, 演劇・舞踊・映画への出演などの発表



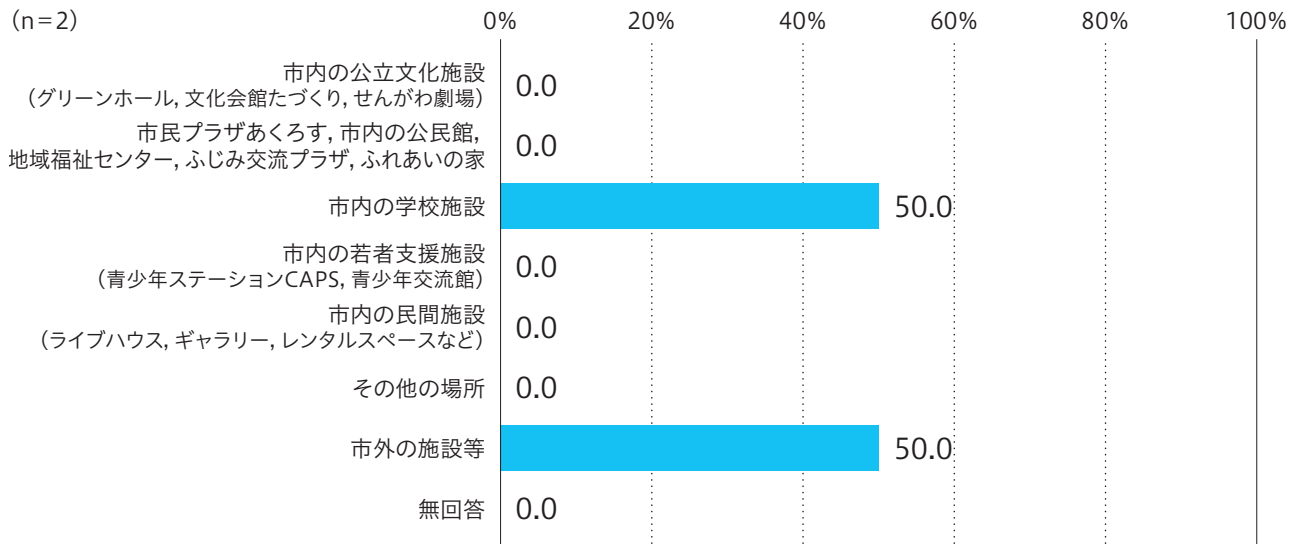
⑥ 郷土料理や年中行事の料理など伝統的な食文化の継承活動への参加

※回答なし

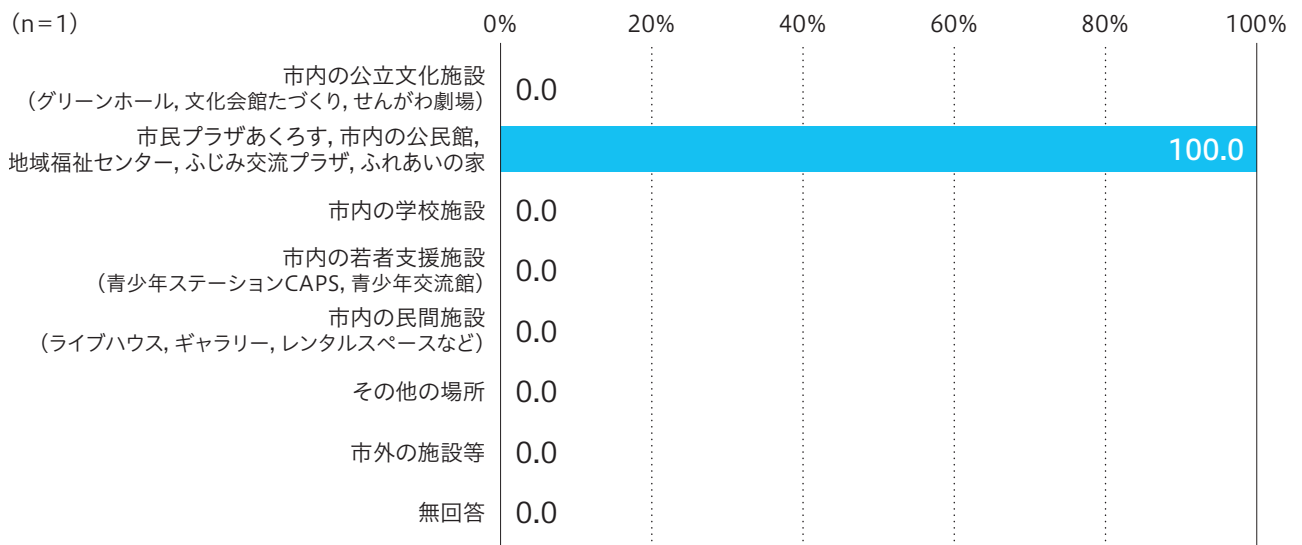
⑦ 地域の伝統的な芸能や祭りへの参加



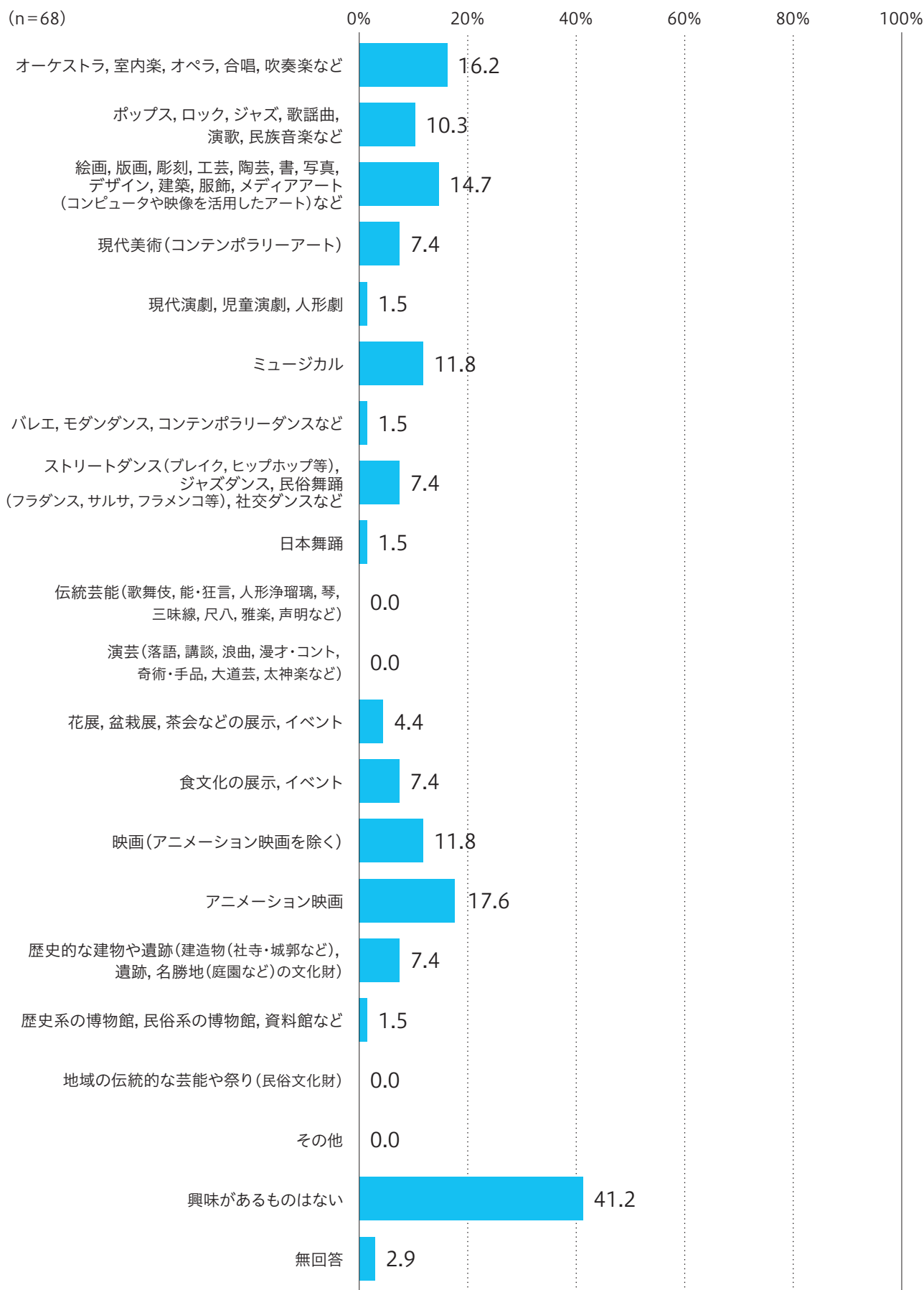
⑧ 子ども(乳幼児から小学生まで)の文化芸術体験のためのボランティア, 募金などの支援活動



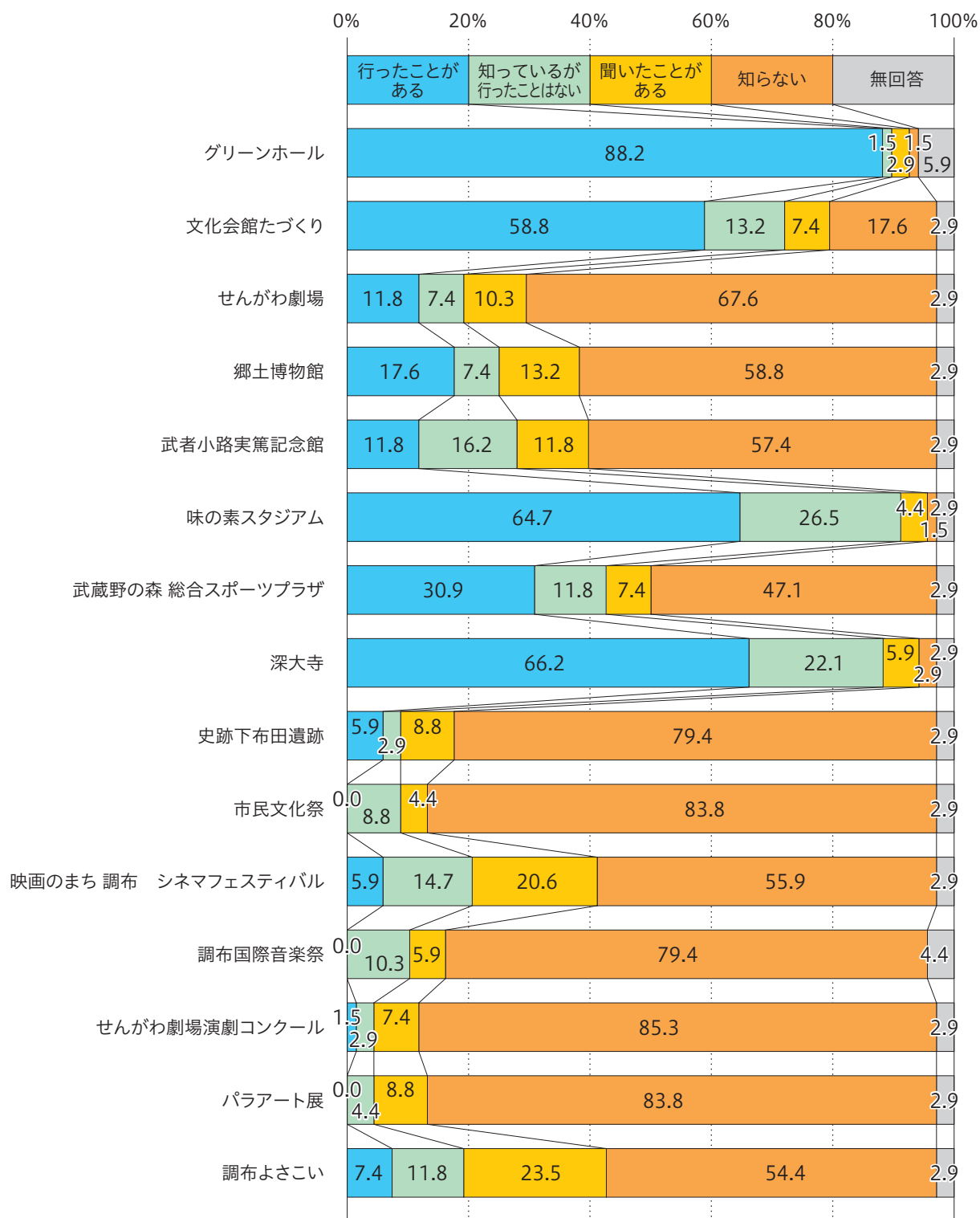
⑨ 高齢者・障害者・在住外国人の文化芸術鑑賞, 体験促進のためのボランティア, 募金などの支援活動



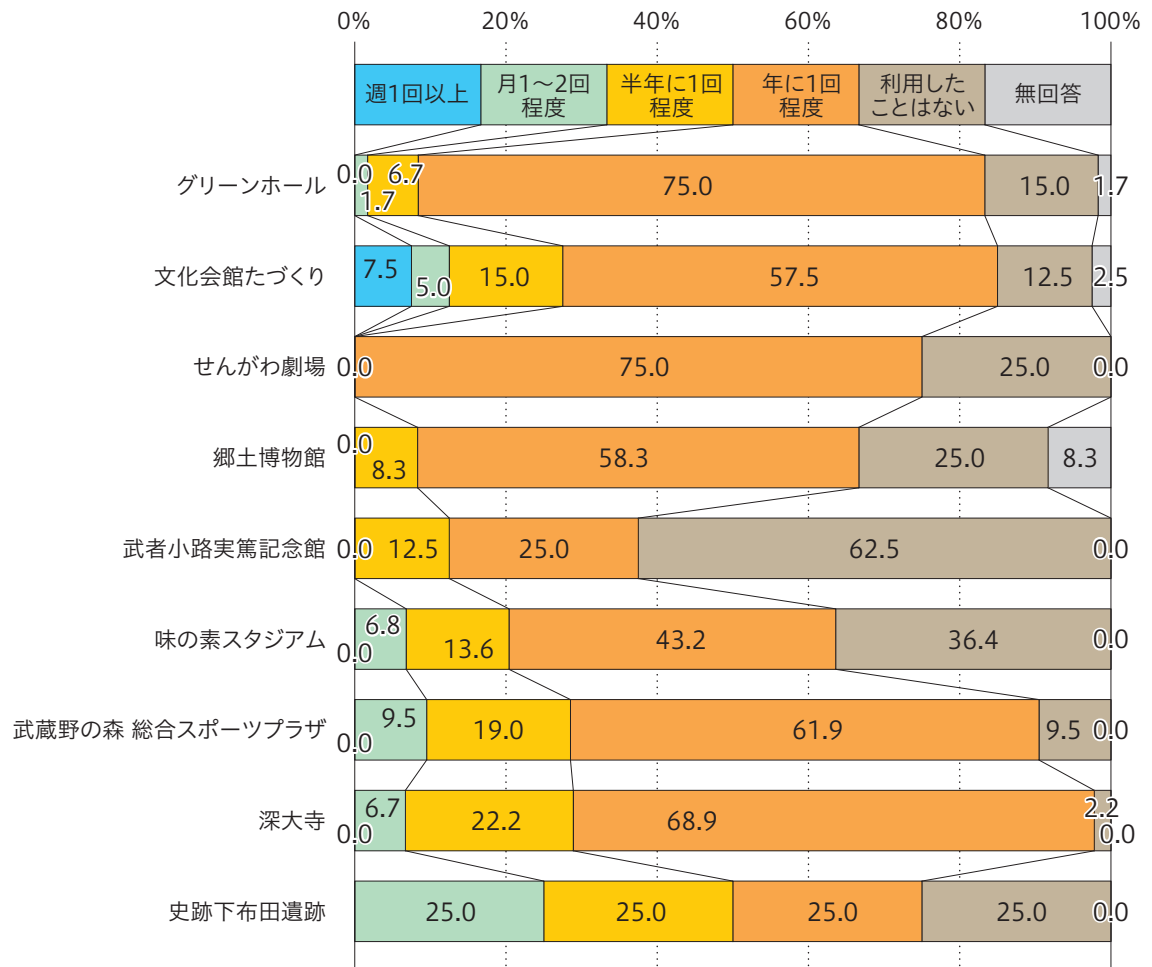
問3 あなたは、今後してみたい又は興味がある文化芸術活動はありますか。



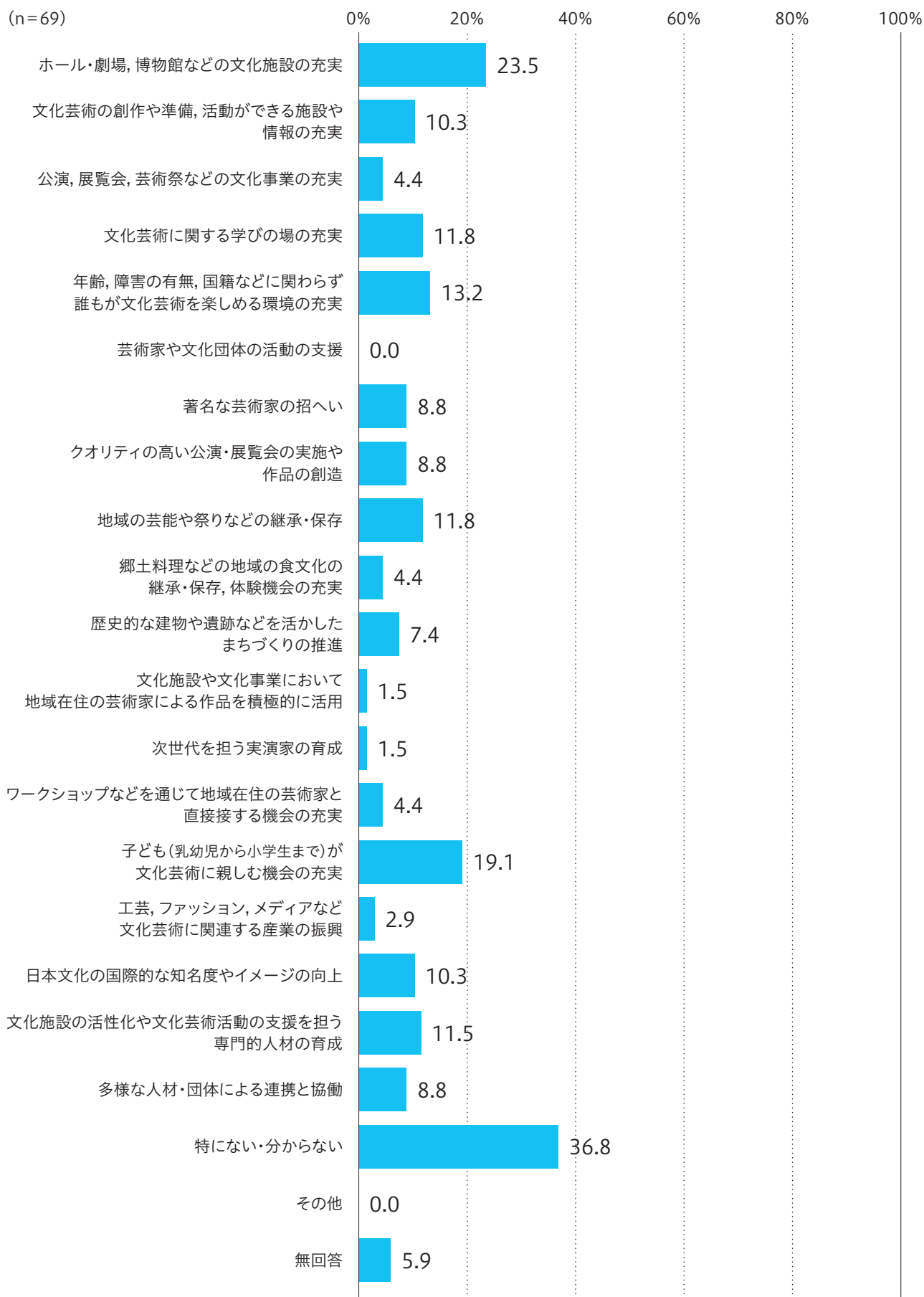
問4 あなたは、調布市の以下の文化施設や事業を知っていますか。



問4-1 利用する頻度について教えてください。



問5 あなたは、市内の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。



調布市青少年ステーションCAPS利用者(NPO法人ちょうふ子どもネット)

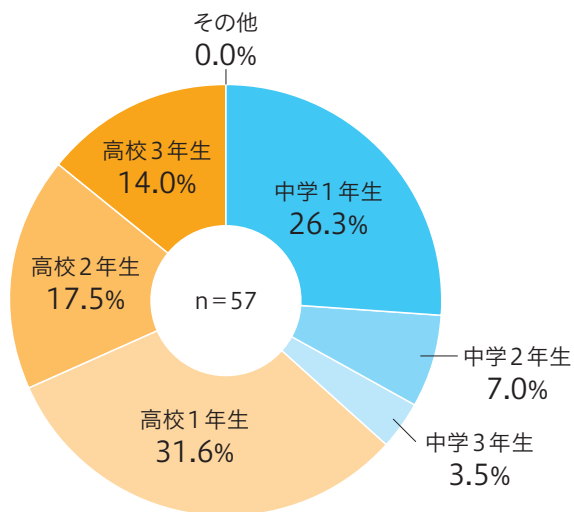
調査対象：調布市青少年ステーションCAPS利用者

調査方法：調布市青少年ステーションCAPSでアンケート用紙を配布，回収

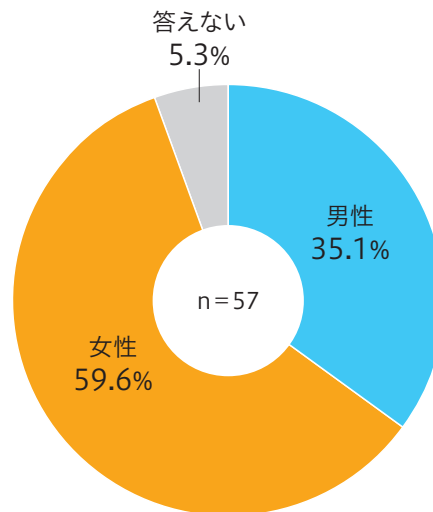
調査時期：令和6年9月

有効回収数：57人

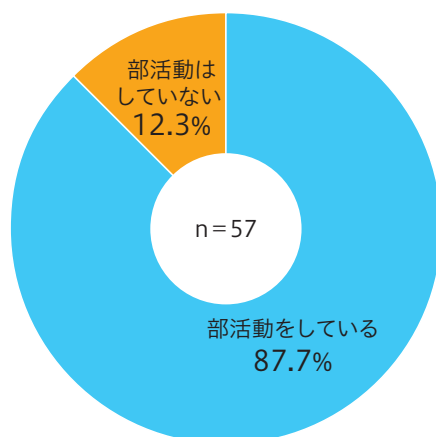
問1 学年



問2 性別



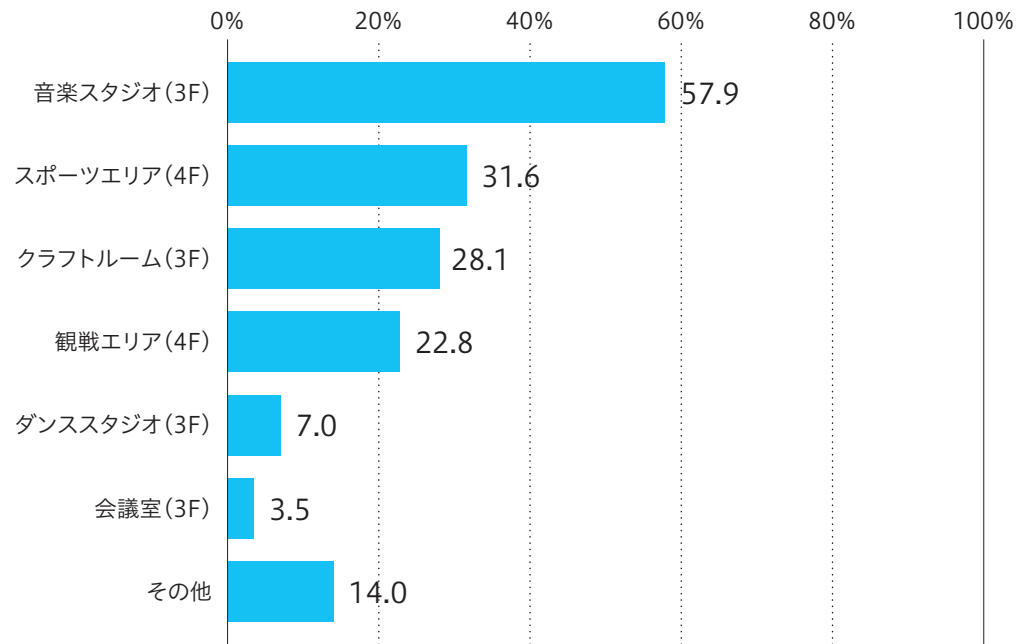
問3 学校の部活動について教えてください。(〇は1つ)



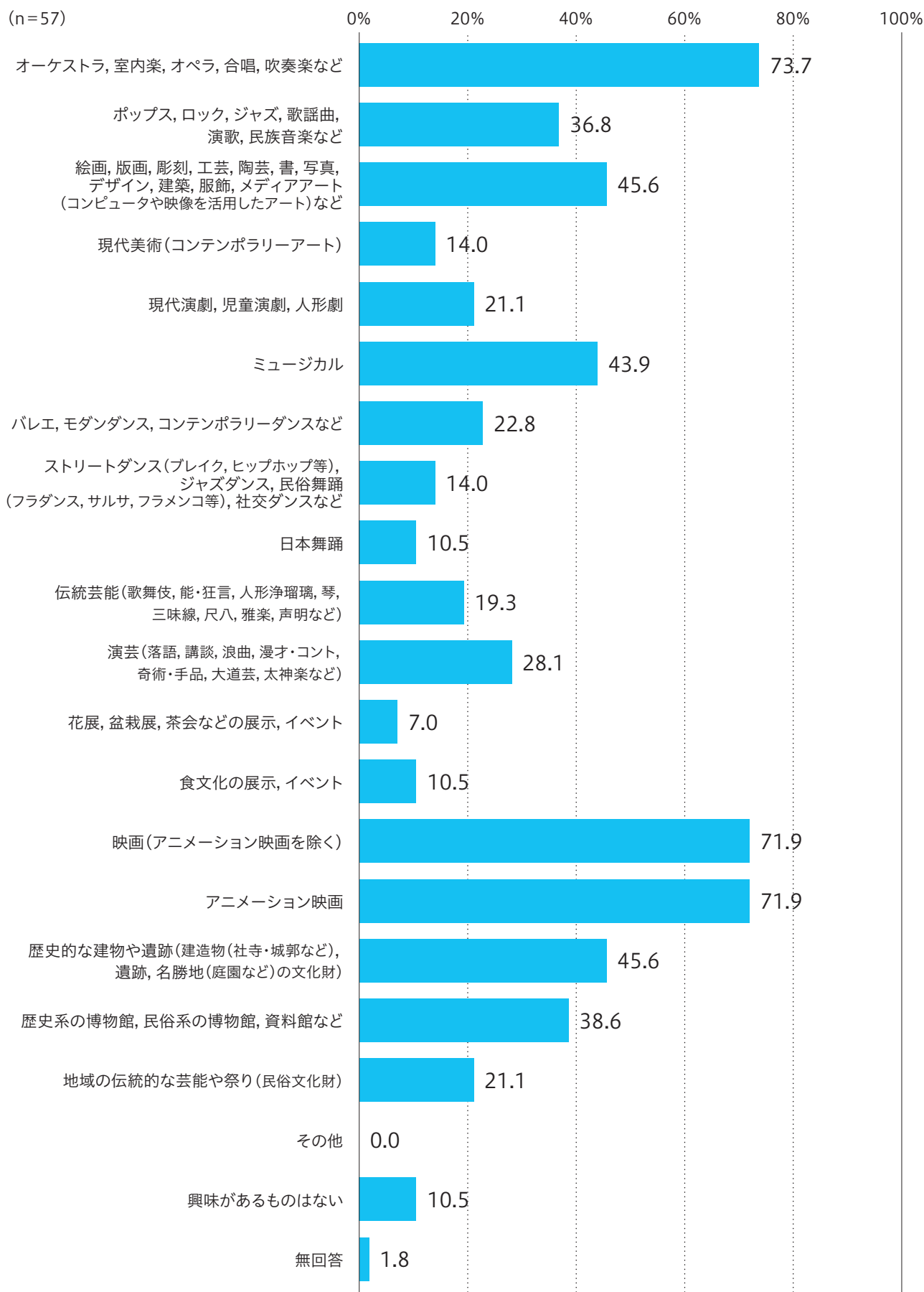
軽音楽部	19
和太鼓部	7
ソフトテニス部	5
アコースティックギター部	3
スキー部	2
生徒会本部	2
演劇部	1
山岳部	1
柔道部	1
書道部	1
吹奏楽部	1
生物部	1
ソフトボール部	1
バスケット部	1
バトン部	1
バレー部	1
バレーボール部	1
ボランティア部	1

問4 青少年ステーションCAPSでいつも使っている部屋を教えてください。 (〇はいくつでも)

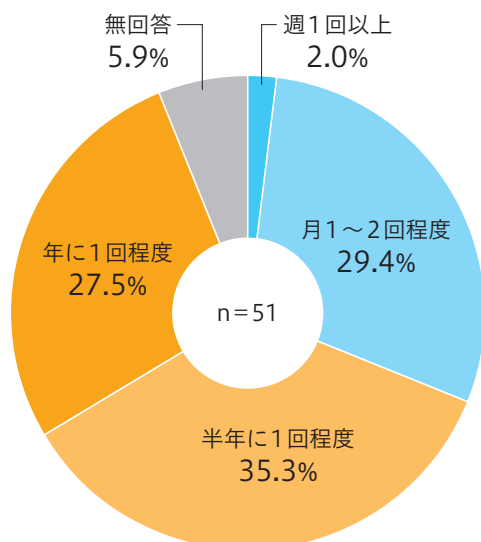
(n=57)



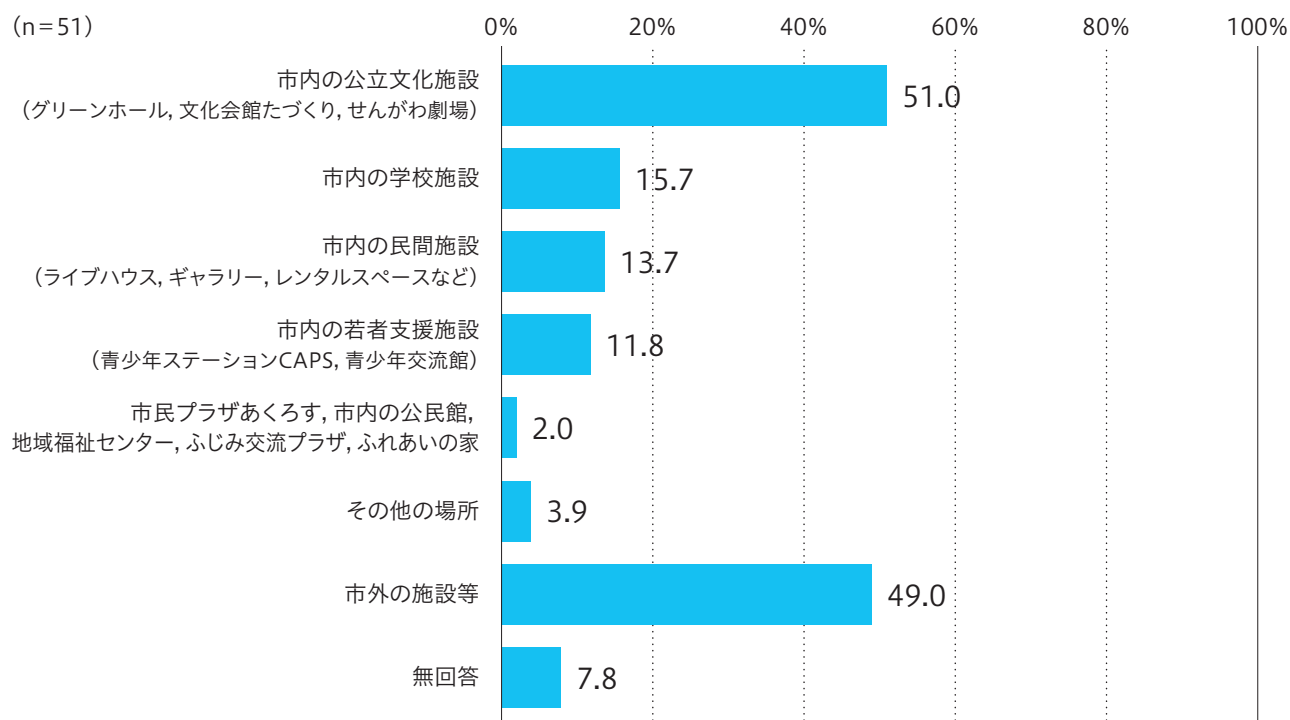
問5 あなたは、これまでに以下の文化芸術の鑑賞をしたことはありますか。
(〇はいくつでも)



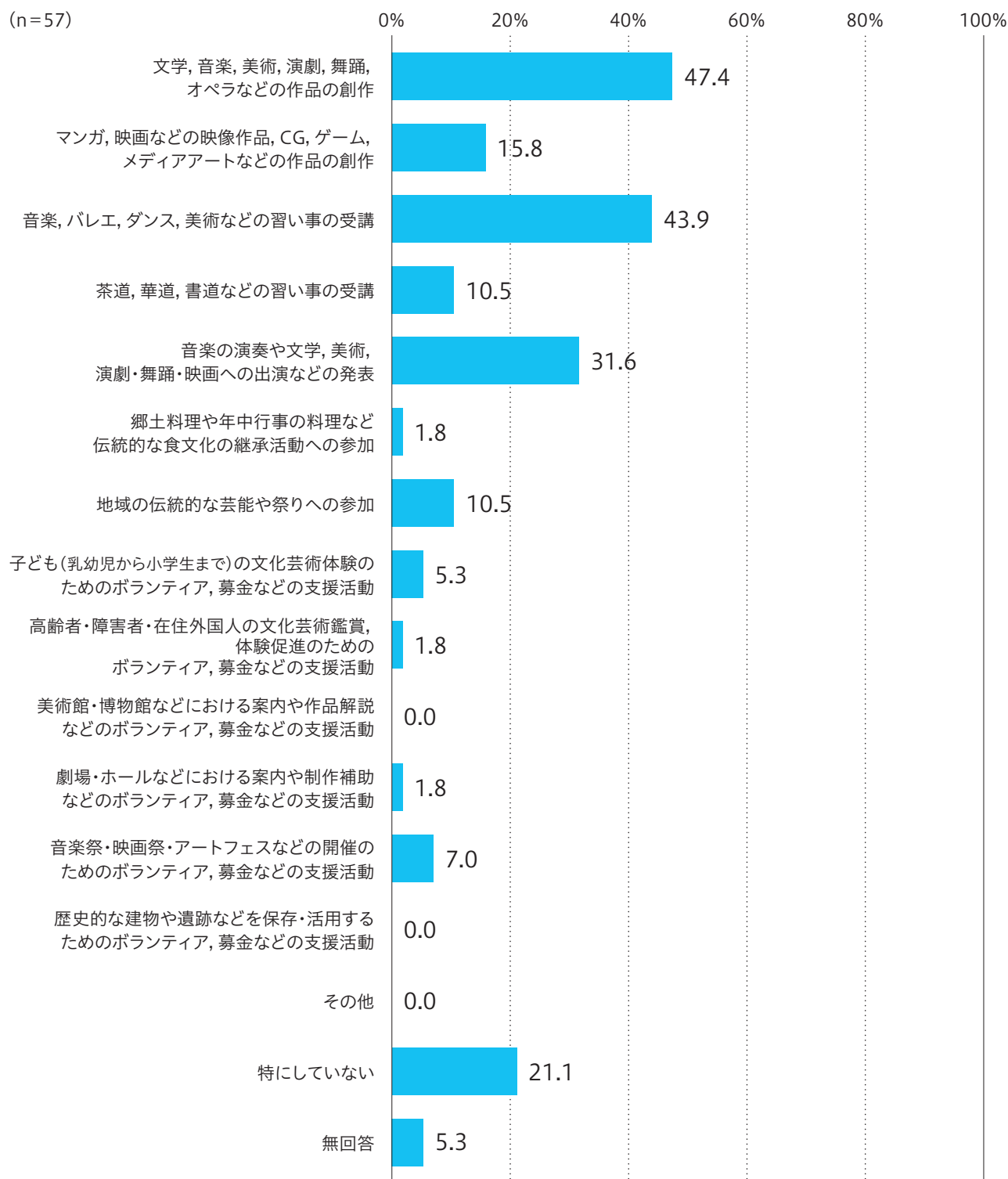
問5-1 どのくらいの頻度で鑑賞しましたか。(〇は1つ)



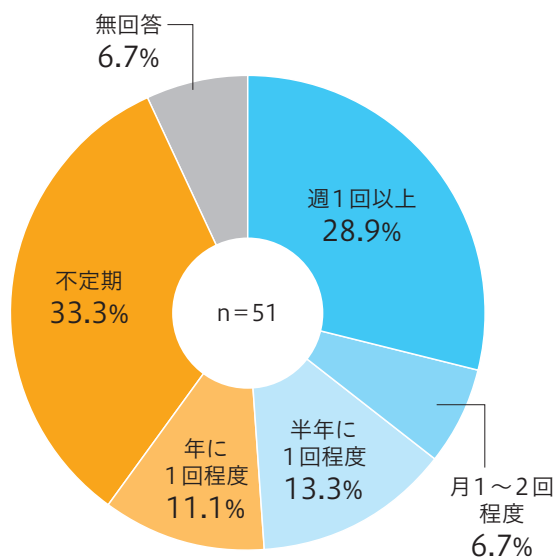
問5-2 鑑賞をした場所はどこですか。(〇はいくつでも)



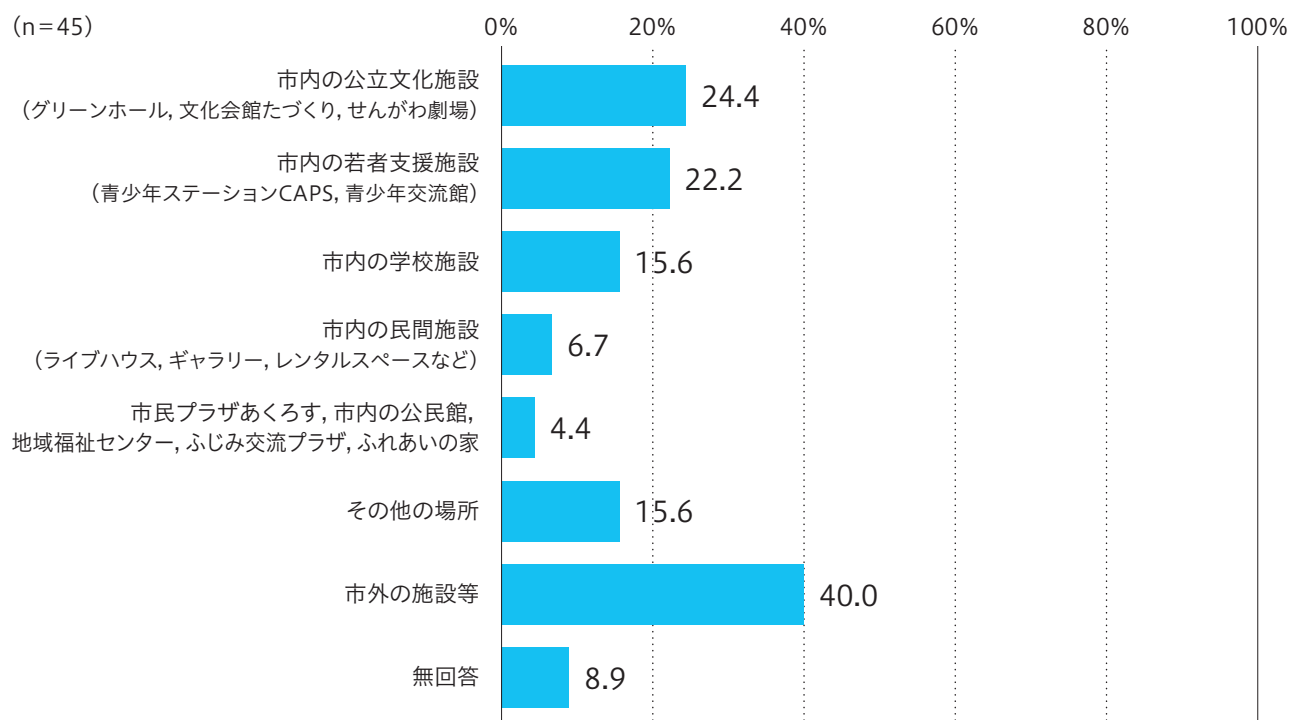
**問6 あなたは鑑賞以外で自分で以下の文化芸術活動（学びや学んだ成果を
発表する機会）をしたことはありますか。（○はいくつでも）**



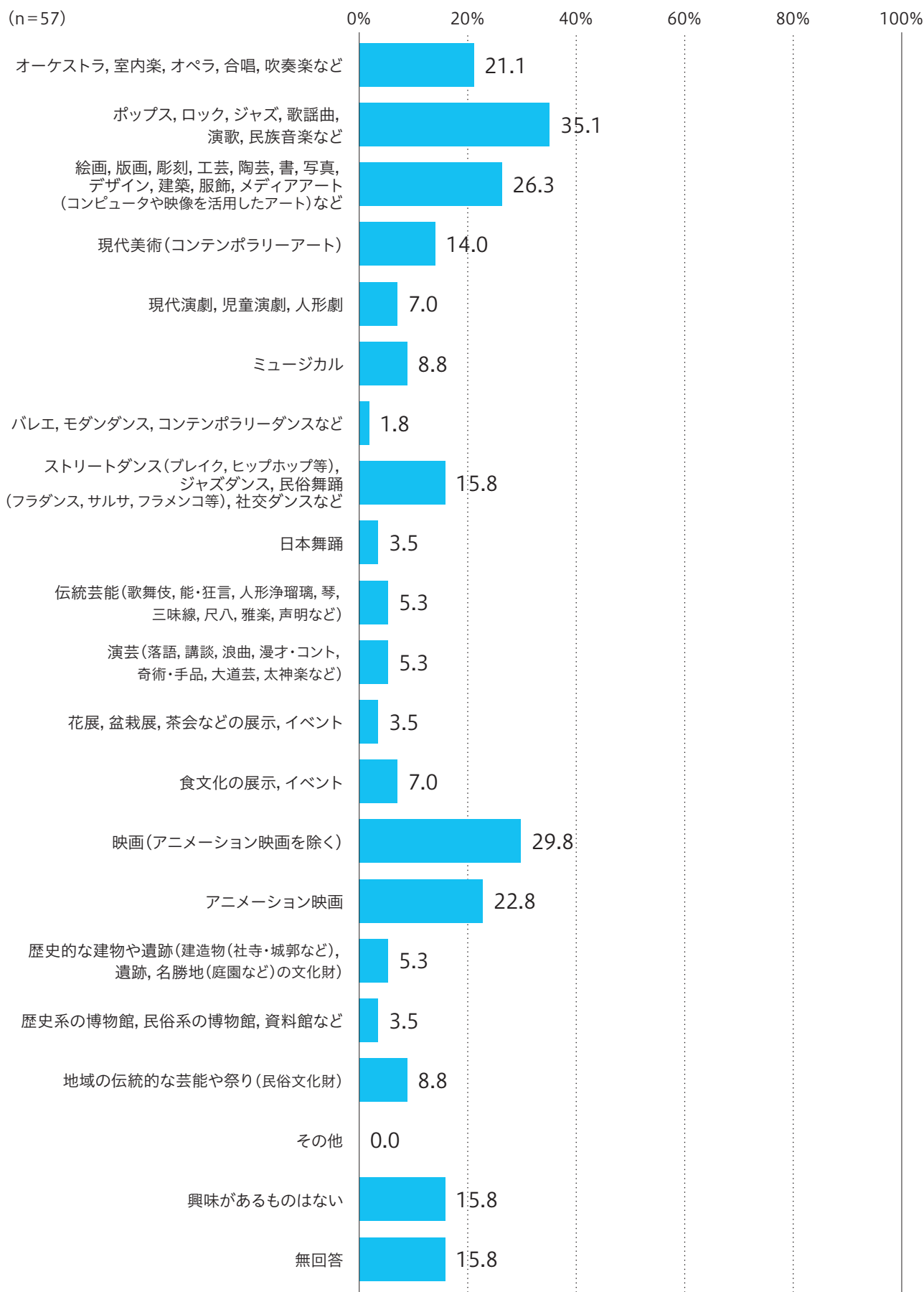
問6ー1 どのくらいの頻度で活動しましたか。(〇は1つ)



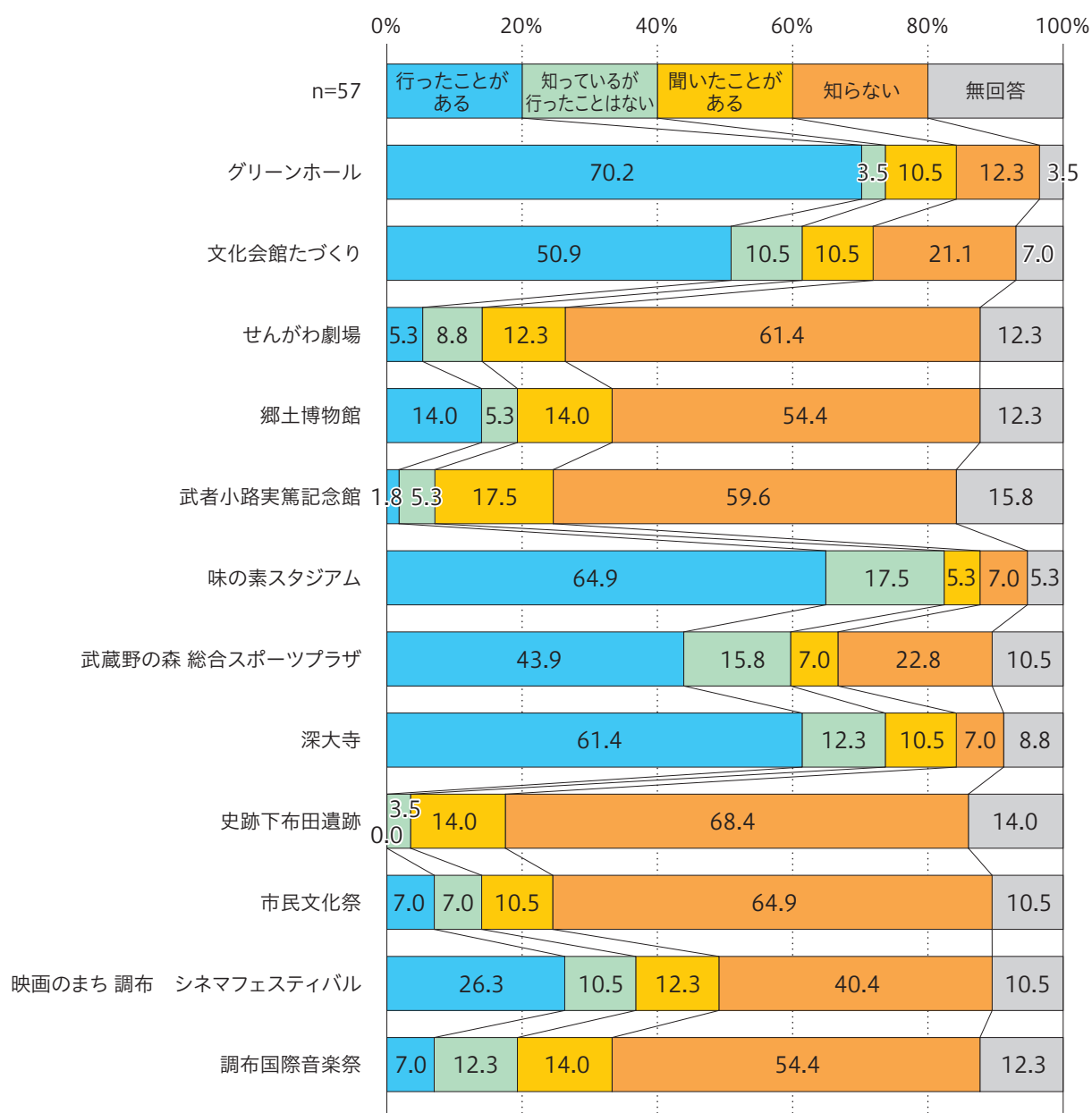
問6ー2 活動をした場所はどこですか。(〇はいくつでも)



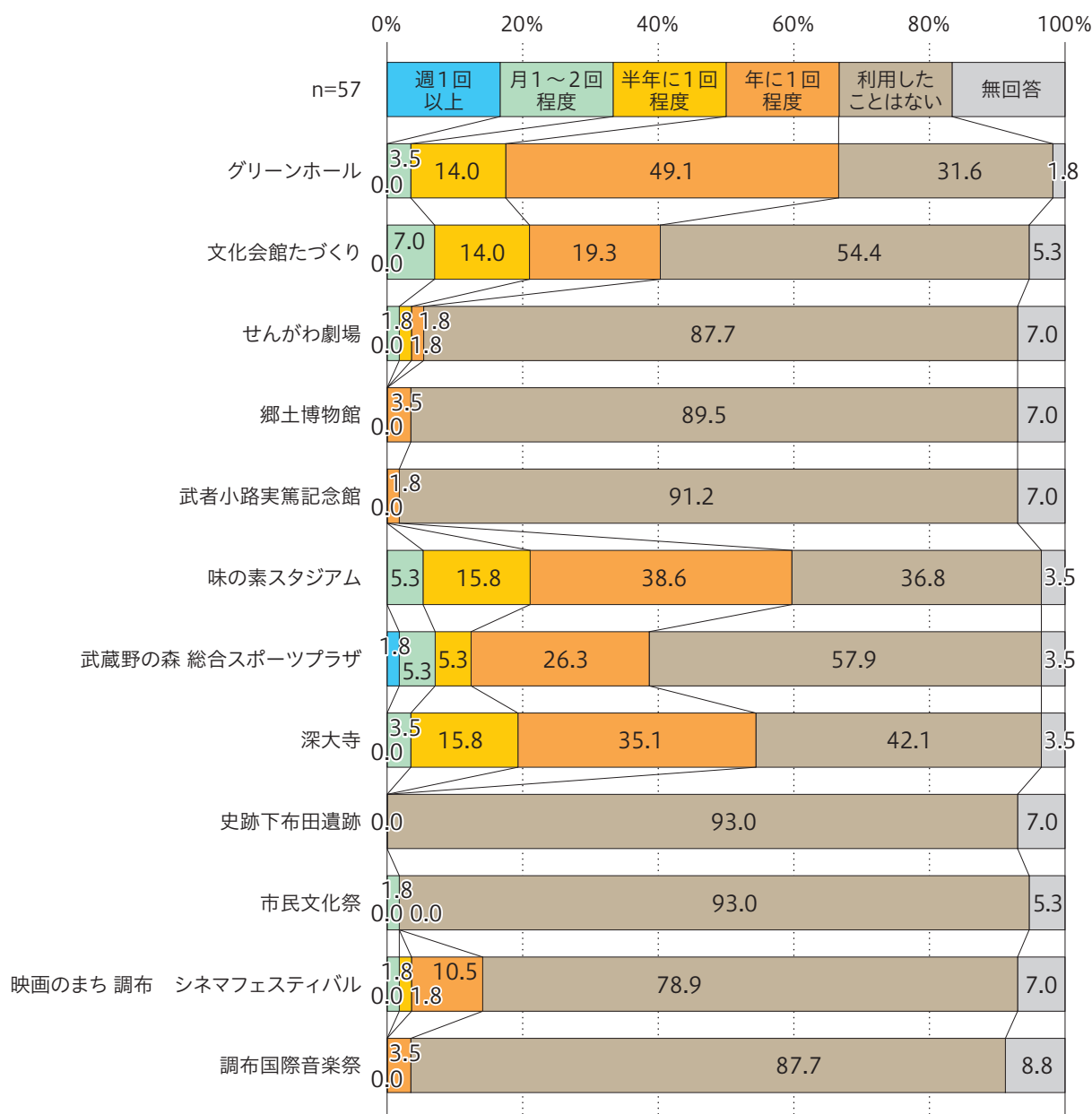
問7 あなたは、今後してみたい又は興味がある文化芸術活動はありますか。
(〇はいくつでも)



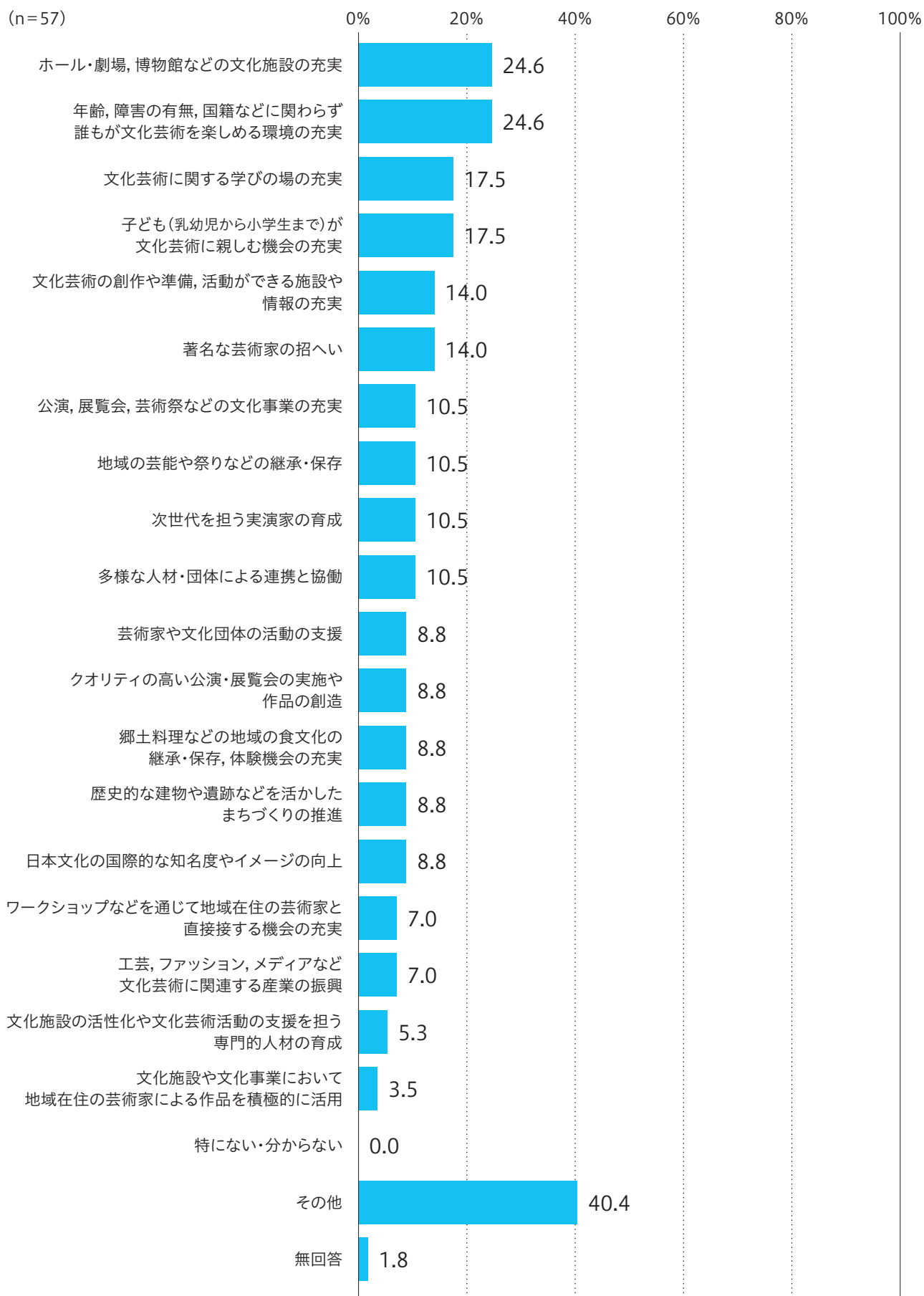
問8 あなたは、調布市の以下の文化施設や事業を知っていますか。
(それぞれについていずれかに○)



問8ー1 利用する頻度について教えてください。
(それぞれについていずれかに○)



問9 市内の文化的な環境を今より充実させるために、何が重要だと思いますか。
(○はいくつでも)



社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好き利用者

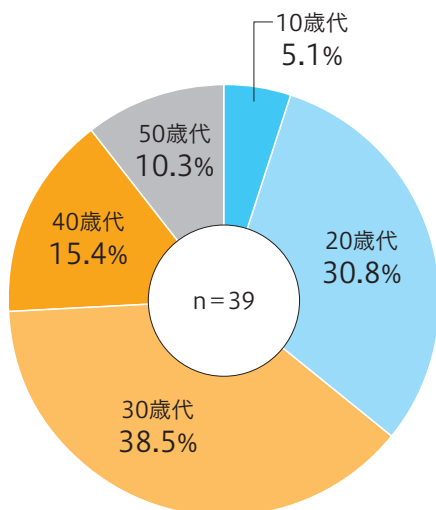
調査対象：社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好き利用者

調査方法：社会福祉法人調布を耕す会 しごと場大好きでアンケート用紙を配布，回収

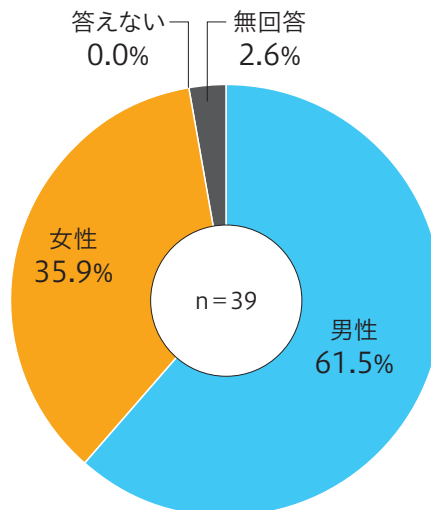
調査時期：令和6年9月

有効回収数：39人

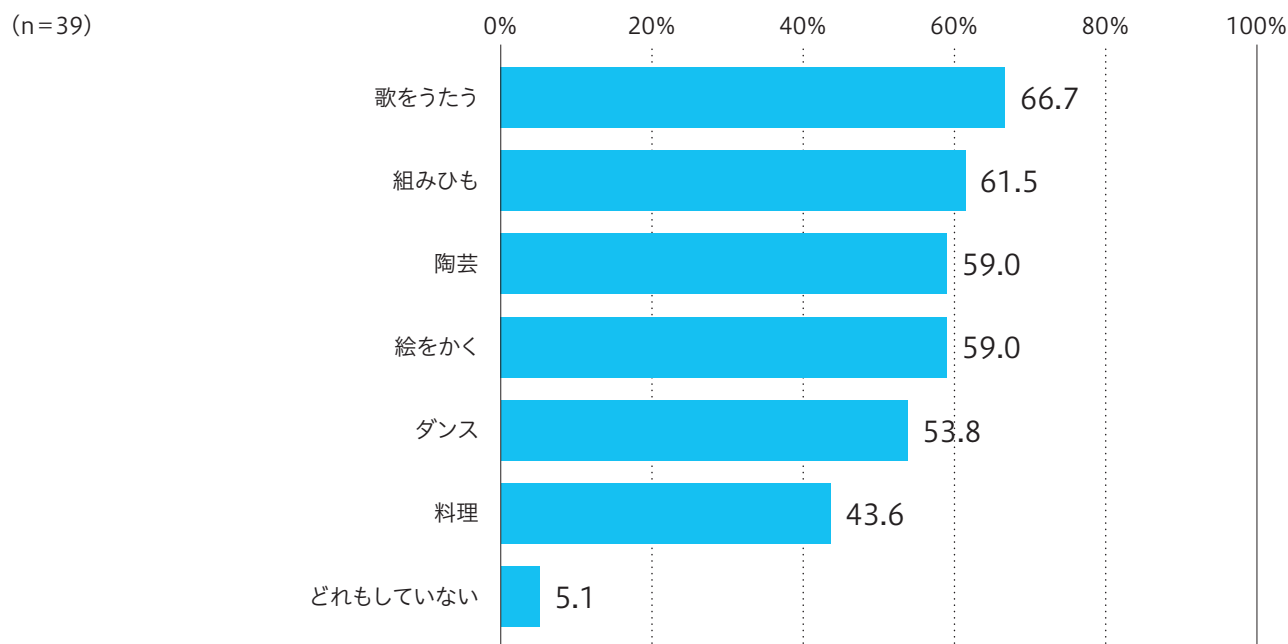
問1 年齢



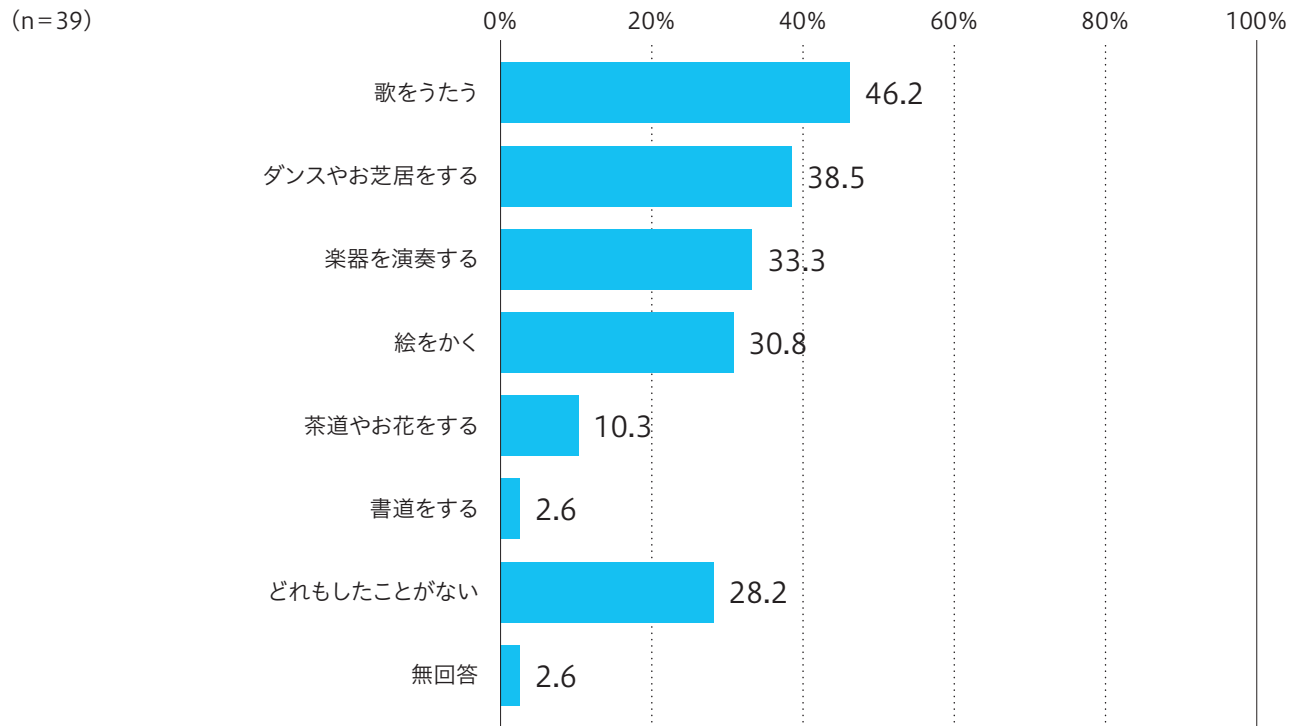
問2 性別



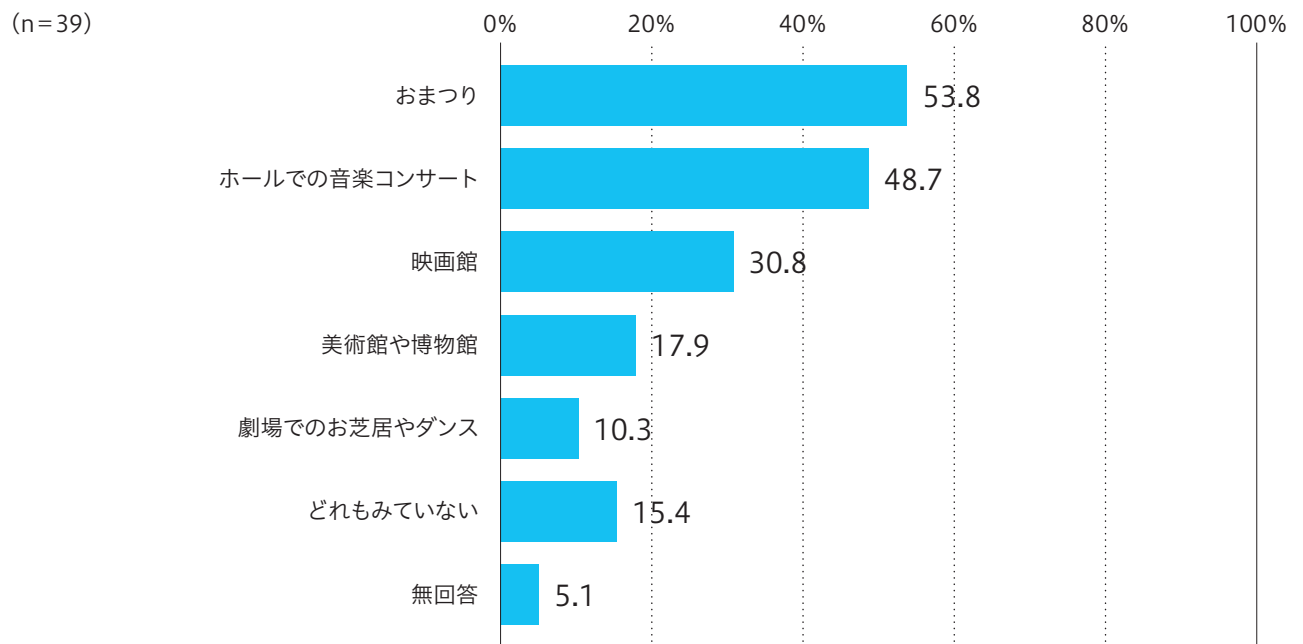
問3 「しごと場大好き」でしていることを教えてください。(○はいくつでも)



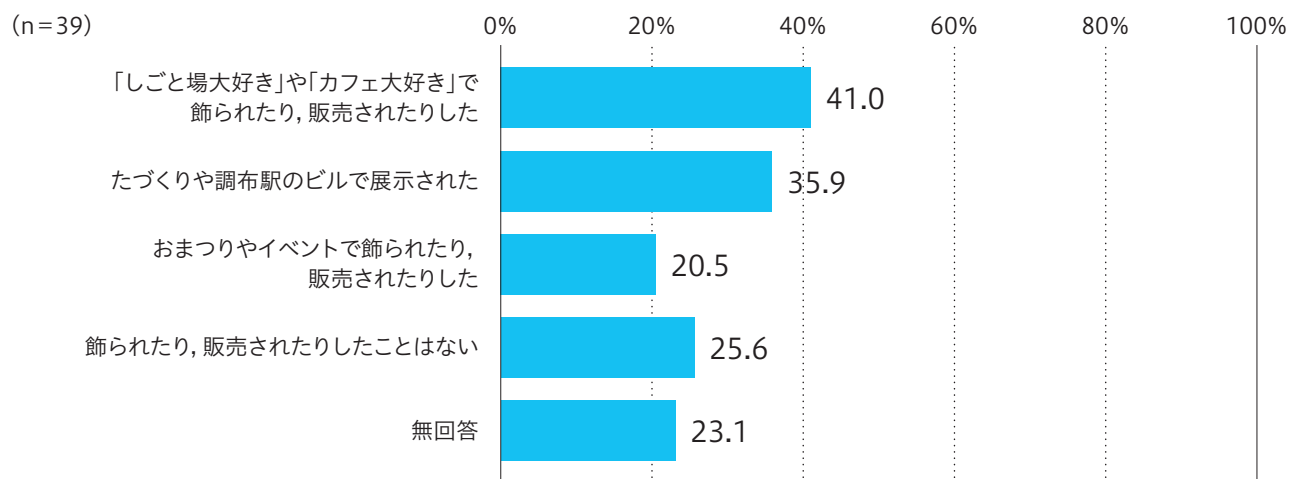
問4 この1年くらいの間に家やまちなかでしたことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



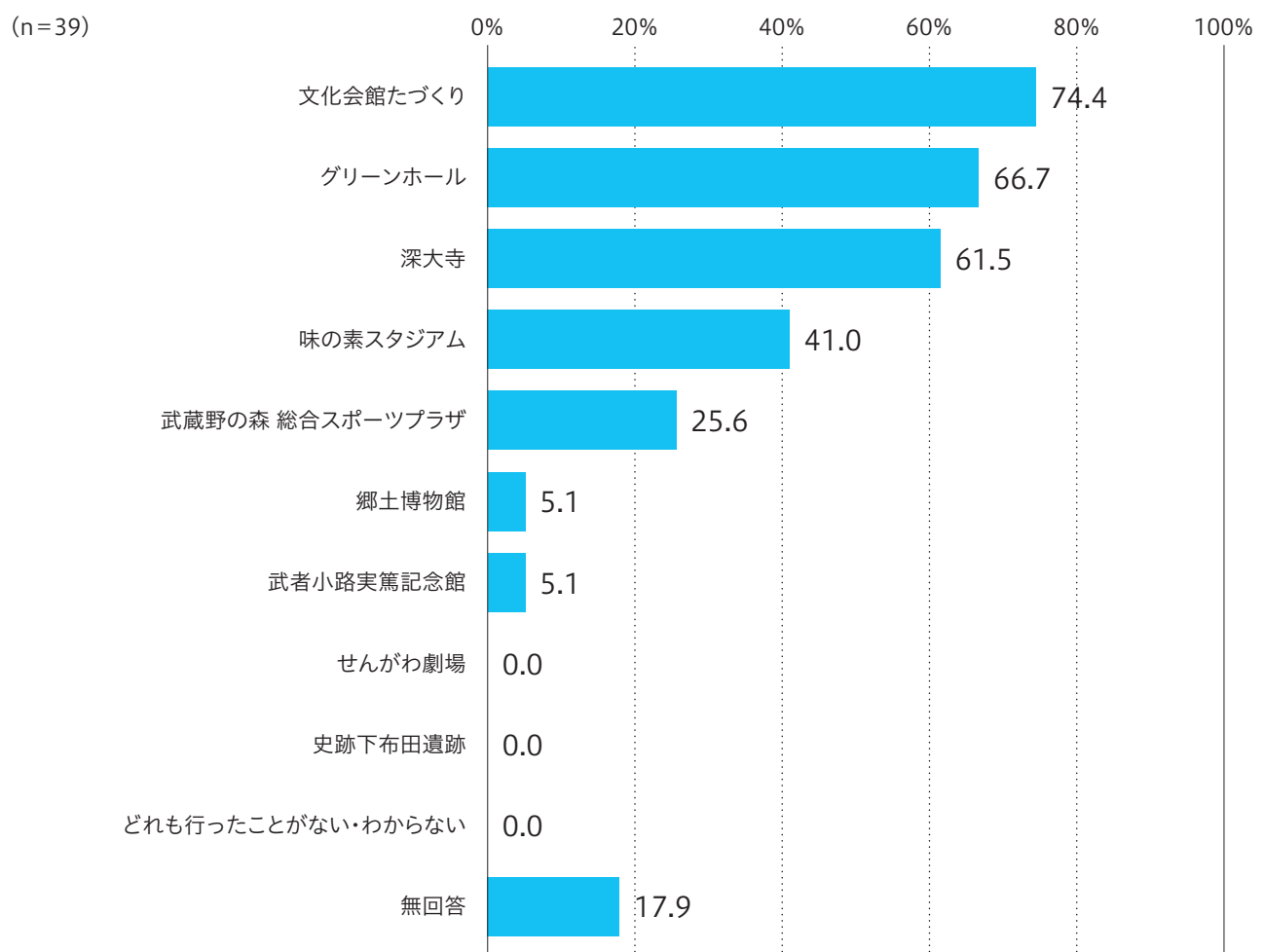
問5 この1年くらいの間に見に行ったことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



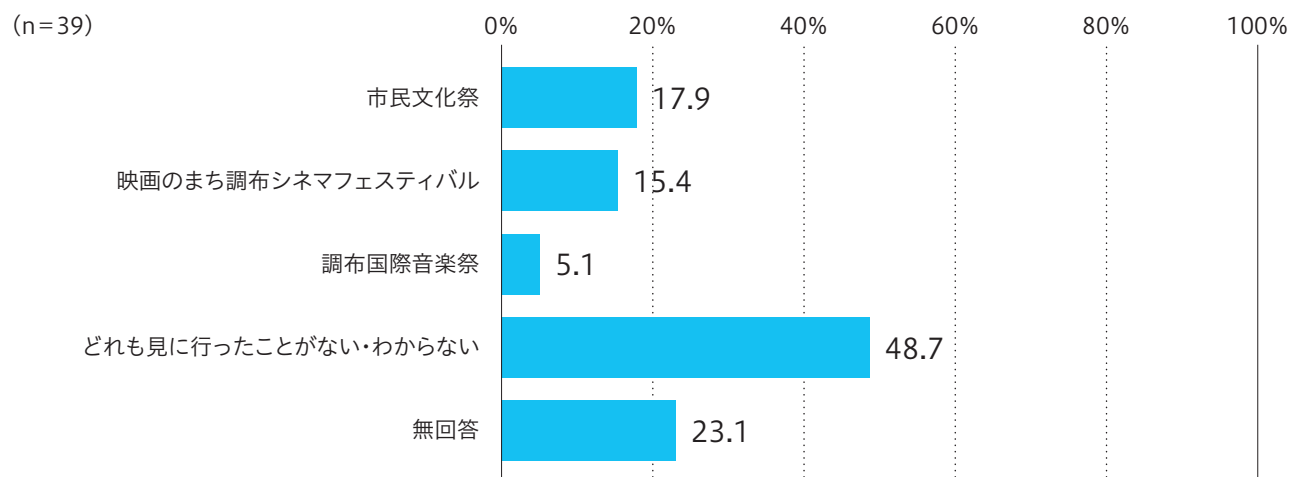
**問6 あなたがかいた絵や作品が飾られたり、販売されたりしたことはありますか。
(○はいくつでも)**



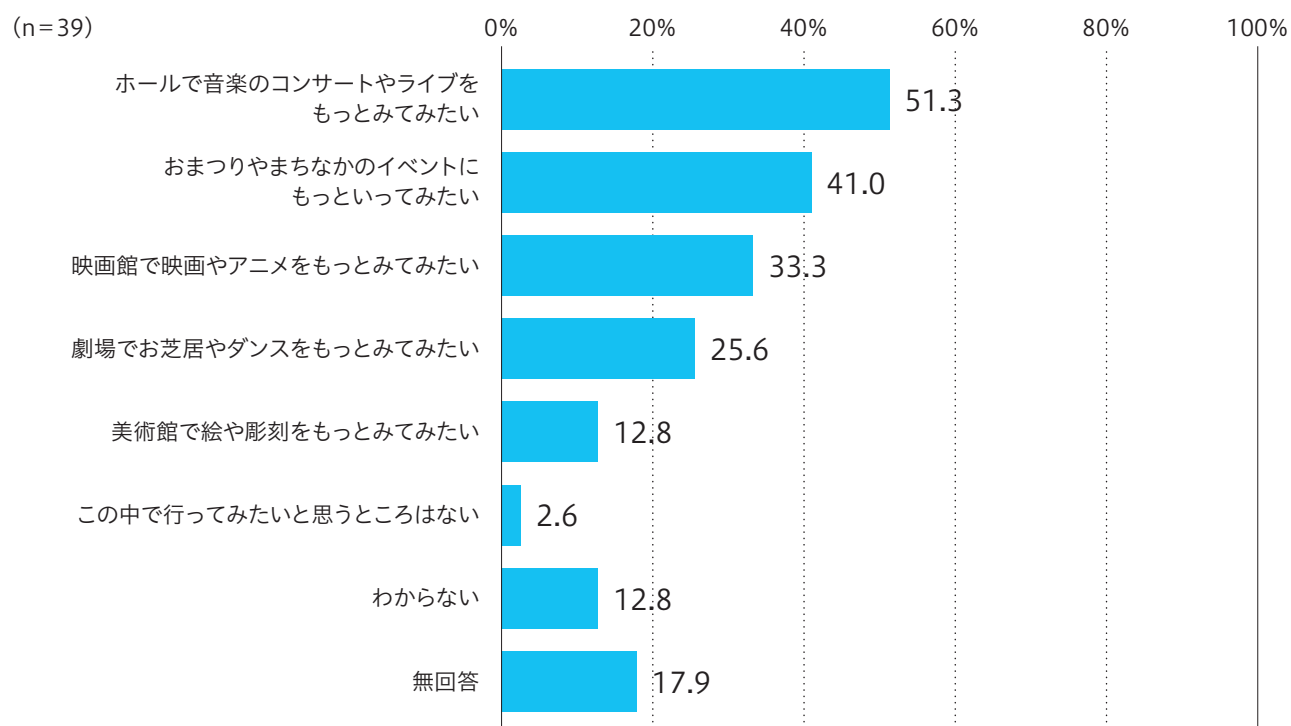
問7 調布の施設で行ったことがあるものを教えてください。(○はいくつでも)



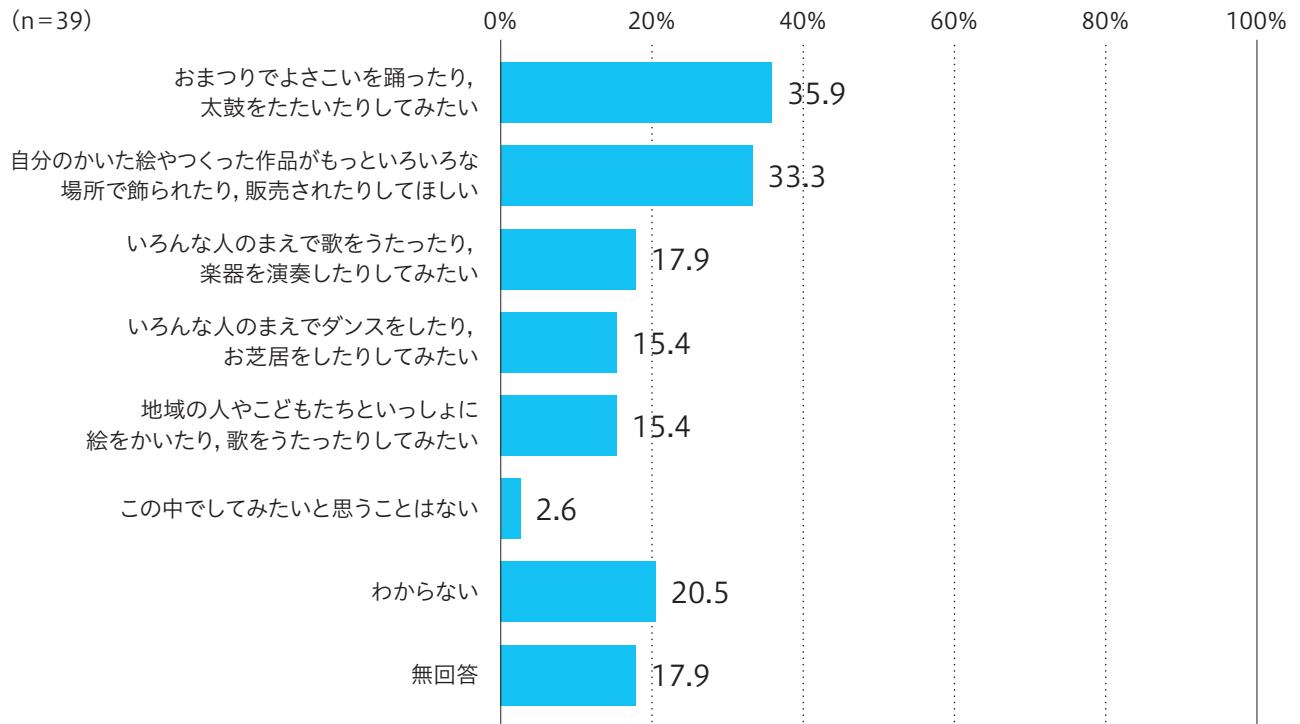
問8 見に行ったことがある調布のイベントを教えてください。(○はいくつでも)



問9 この中にもっと行ってみたいところがあったら教えてください。(○はいくつでも)



問10 この中にもっとしてみたいことがあったら教えてください。(○はいくつでも)



アフラック・ハートフル・サービス株式会社社員

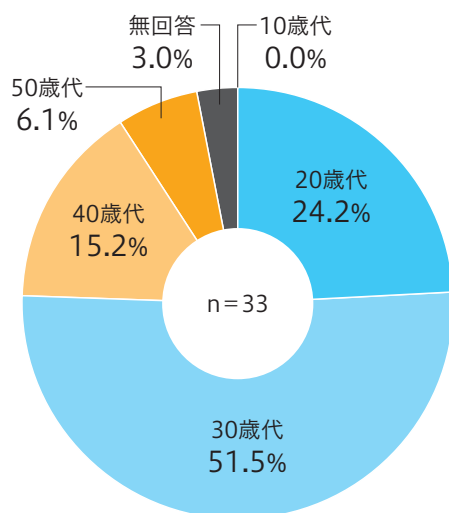
調査対象：アフラック・ハートフル・サービス株式会社障害者従業員

調査方法：アフラック・ハートフル・サービス株式会社でアンケート用紙を配付，回収

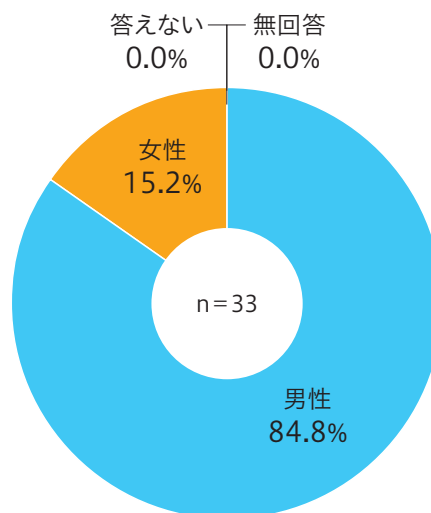
調査時期：令和6年9月～10月

有効回収数：33人

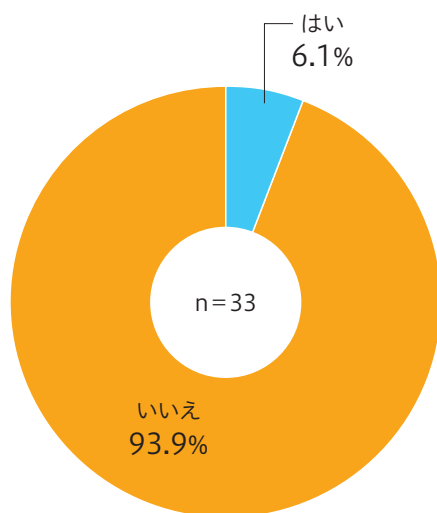
問1 年齢



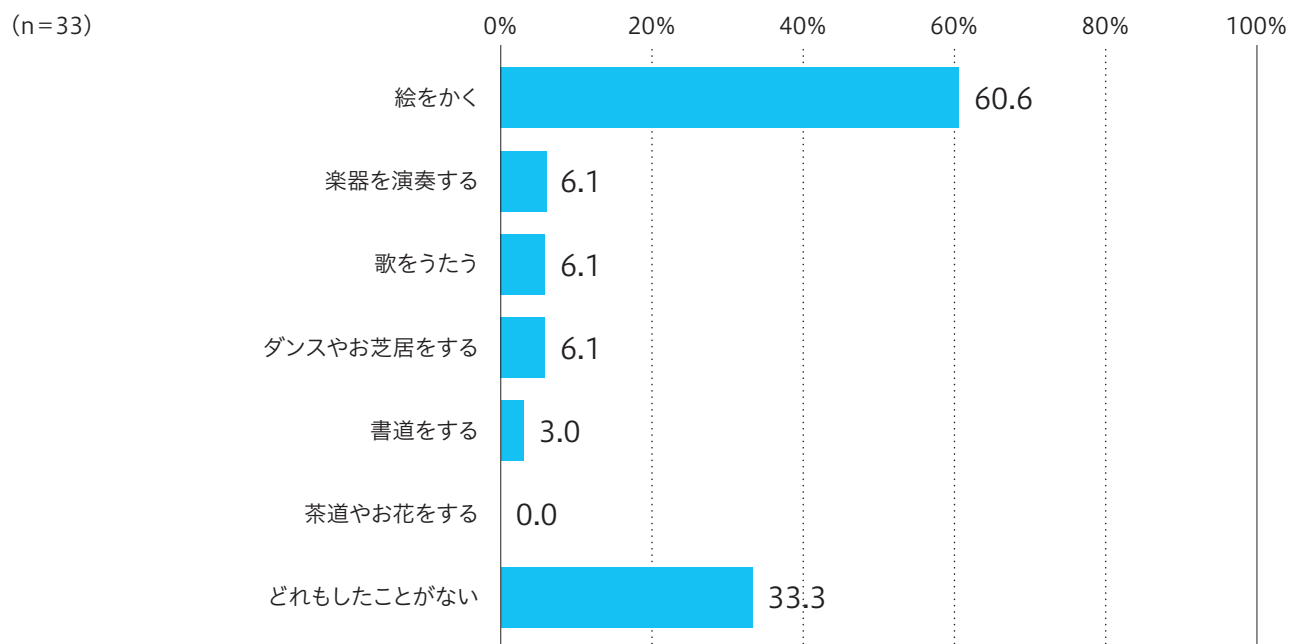
問2 性別



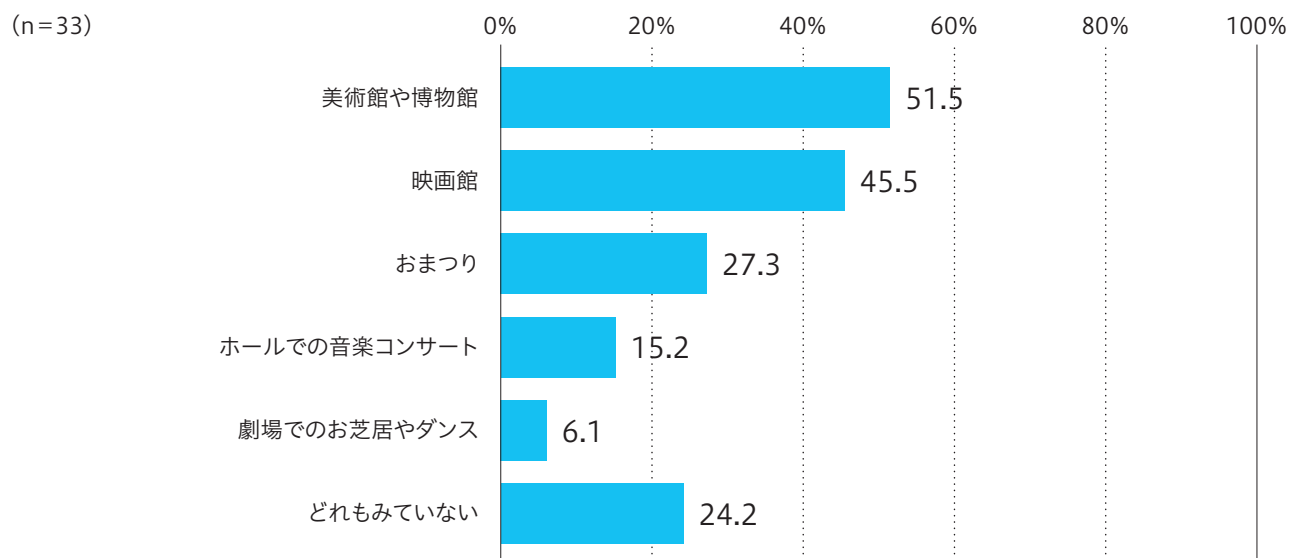
問3 あなたは調布市に住んでいますか。(○はひとつ)



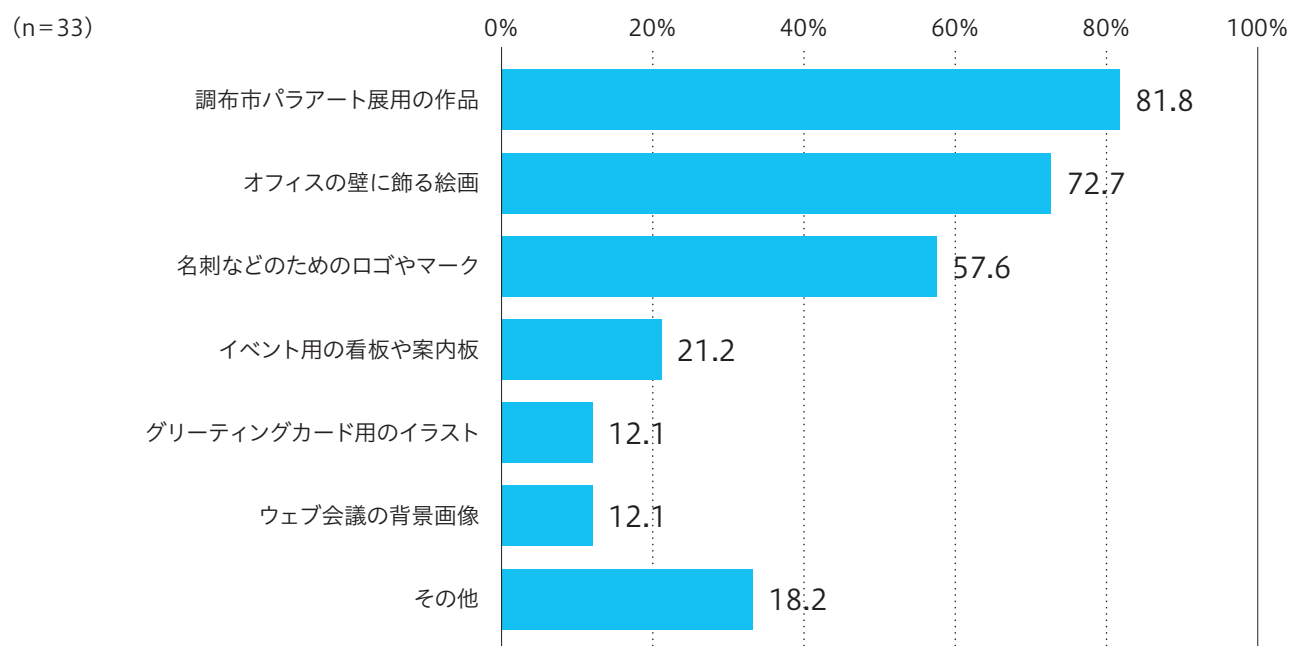
問4 この1年くらいの間に家やまちなかでしたことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



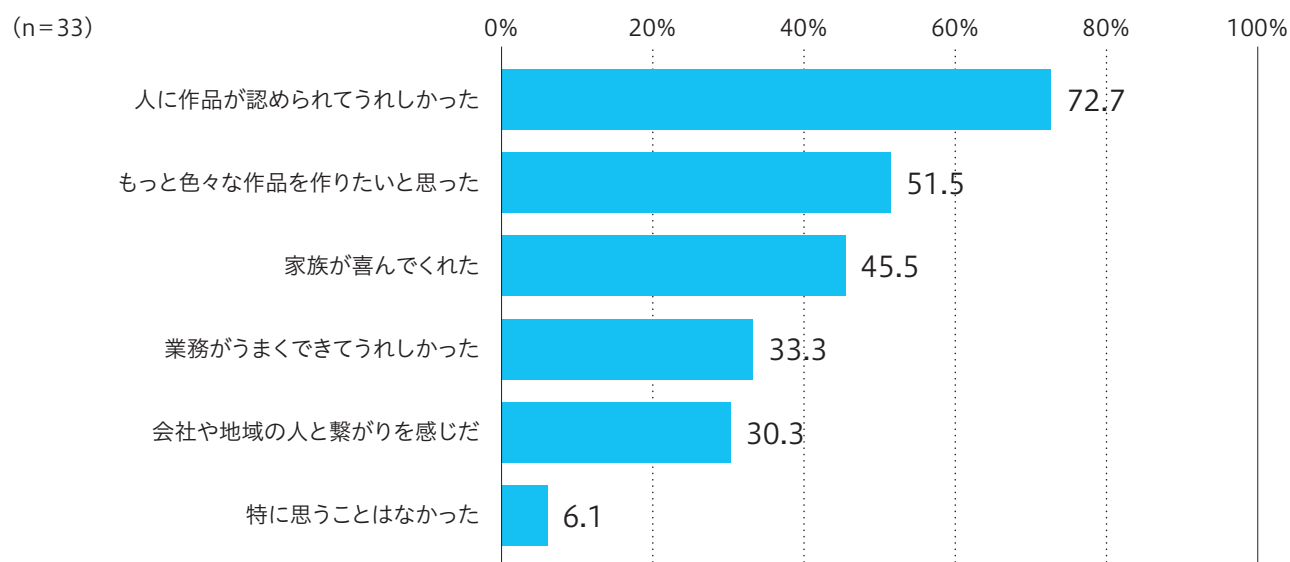
問5 この1年くらいの間に見に行ったことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



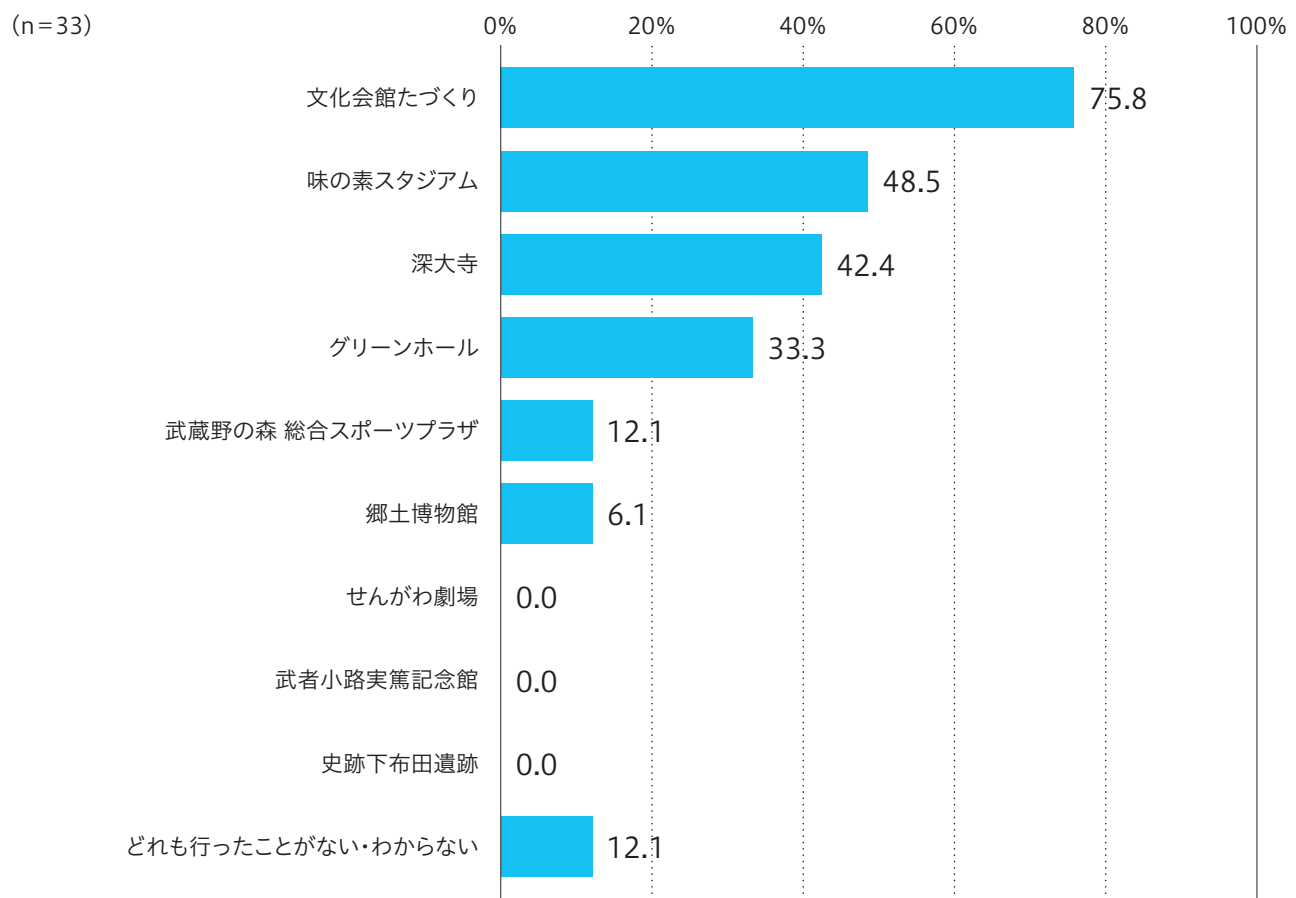
問6 あなたがアートの業務で作ったものを教えてください。
(○はいくつでも)



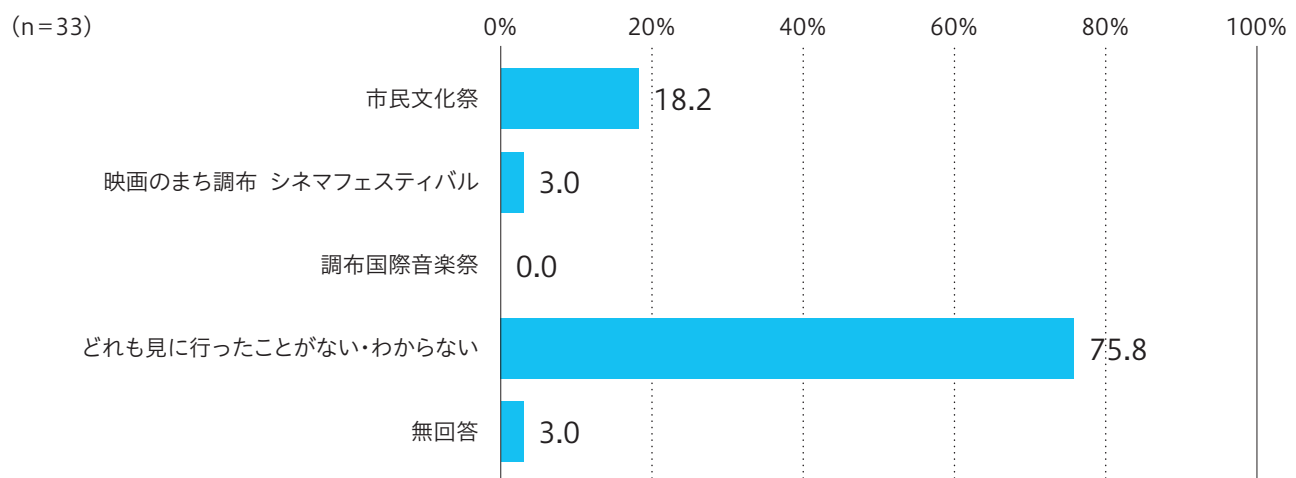
問7 業務で作成した自分のアート作品が飾られたり使われたりしているところを見てどう思いましたか。(○はいくつでも)



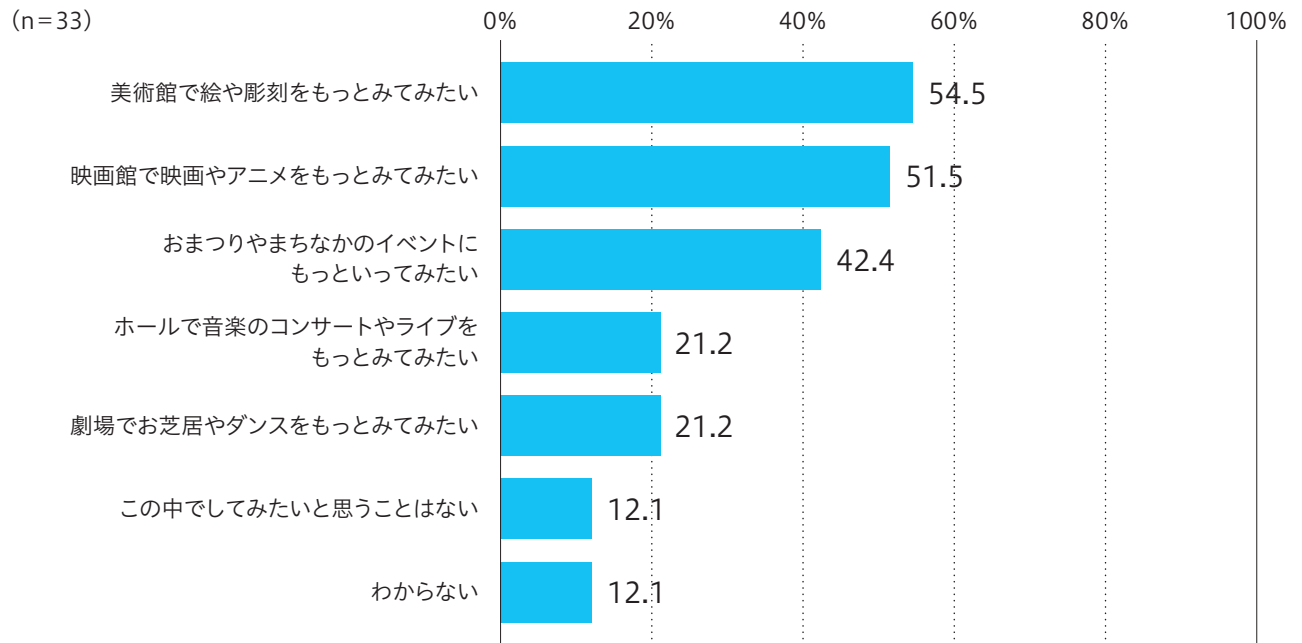
問8 調布の施設で行ったことがあるものを教えてください。
(○はいくつでも)



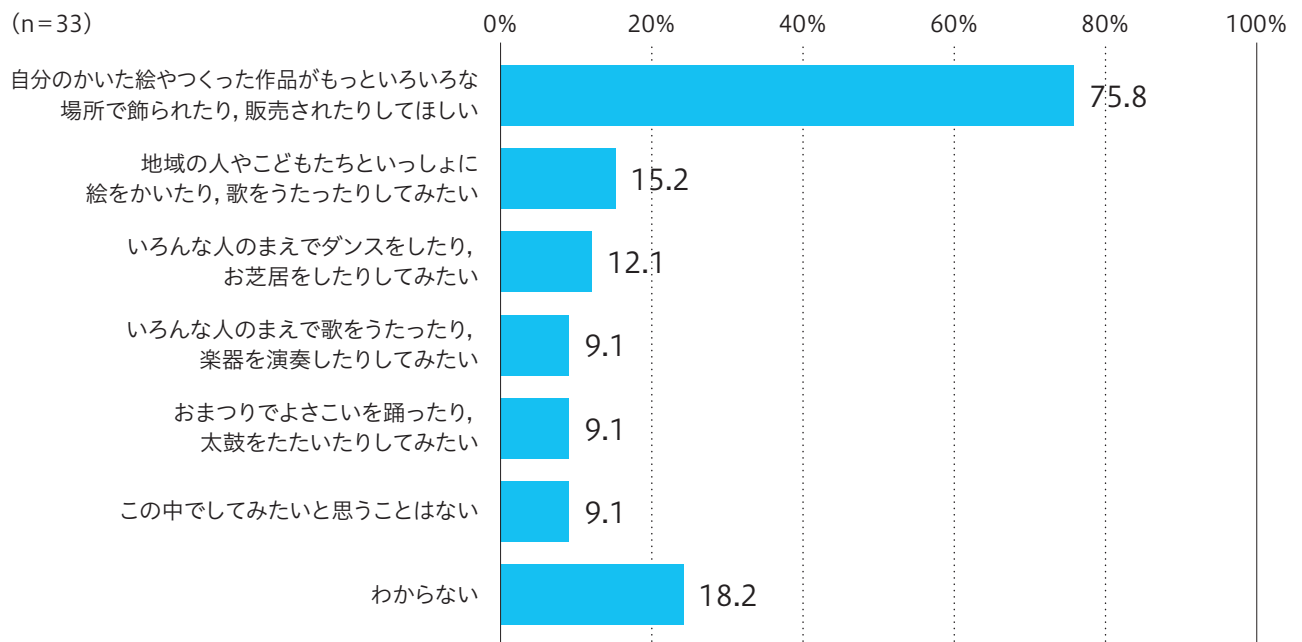
問9 見に行ったことがある調布のイベントを教えてください。
(○はいくつでも)



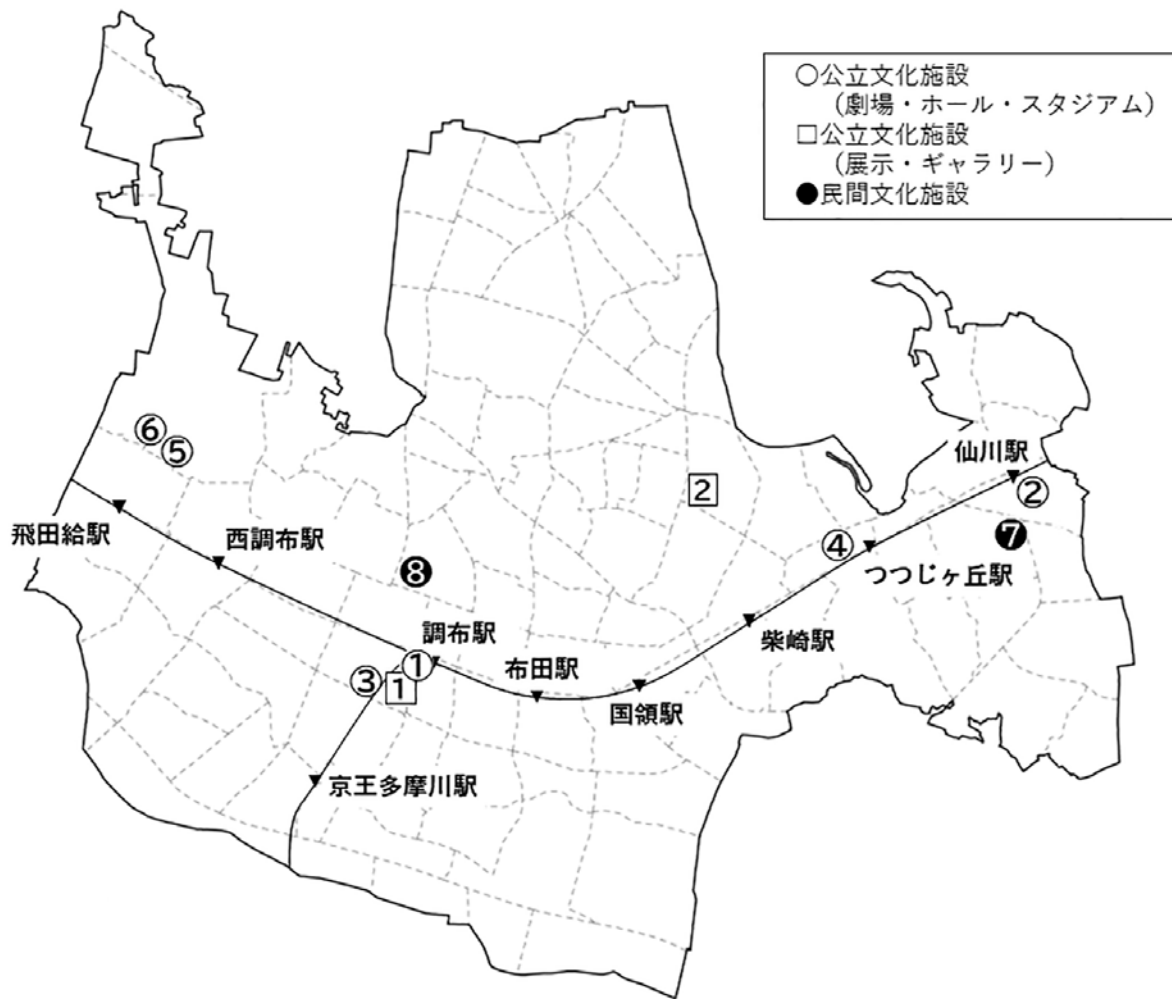
問10 この中にもっと行ってみたいところがあったら教えてください。
(○はいくつでも)



問11 この中にもっとしてみたいことがあったら教えてください。
(○はいくつでも)



5. 市内の文化芸術活動の拠点



区分	番号	名称	収容人数	所在地
劇場・ホール・スタジアム	①	調布市グリーンホール 大ホール	最大定員 1307人	小島町2-47-1
		調布市グリーンホール 小ホール	最大定員 300人	小島町2-47-1
	②	調布市せんがわ劇場	定員 121席	仙川町1-21-5
	③	調布市文化会館たづくりくすのきホール	最大定員 506人	小島町2-33-1
		調布市文化会館たづくり むらさきホール	最大定員 270人	小島町2-33-1
	④	調布市立つつじヶ丘児童館ホール	収容人数 120人	西つつじヶ丘3-19-1
	⑤	味の素スタジアム	4万8013席	西町376-3
	⑥	武蔵野の森総合スポーツプラザ メインアリーナ	最大 約1万人	西町290-11
展示室・ギャラリー	⑦	桐朋学園宗次ホール	最大 234席	若葉町1-41-1
	⑧	アフラックホールUEC (電気通信大学講堂)	収容人数 約1000人	調布ヶ丘1-5-1
	①	調布市文化会館たづくり 1F展示室・2F南北ギャラリー・9Fリトルギャラリー	-	小島町2-33-1
	②	北部公民館の展示室 (北の杜ギャラリー)	-	柴崎2-5-18

6. 体系図(全体図)



7. 文化芸術基本法

発令：平成13年12月7日 号外
法律第148条最終改正：令和元年6月7日 号外
法律第26号

目次

前文

第一章（第一条－第六条）

第二章（第七条・第七条の二）

第三章（第八条－第三十五条）

第四章（第三十六条・第三十七条）附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力あ

る社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように

努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国，独立行政法人，地方公共団体，文化芸術団体，民間事業者その他の関係者は，基本理念の実現を図るため，相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は，文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上，財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は，文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は，文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は，文化審議会の意見を聴いて，文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は，文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは，あらかじめ，関係行政機関の施策に係る事項について，第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は，文化芸術推進基本計画が定められたときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は，文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し，及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては，その長）は，文化芸術推進基本計画を参酌して，その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め，又はこれを変更しようとするときは，あらかじめ，当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は，文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）

の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び

派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するた

め、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

- 2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

- 第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

- 第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。一文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六)第二十一条第一項第五号
- 二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第三条第三項
- 三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)第二条第三項
- 四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)前文第九項及び第一条五障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第一条

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

8. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発令：平成30年6月13日号外法律第47号

最終改正：平成30年6月13日号外法律第47号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議
（第二十条）附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の創造の機会の拡大）

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の作品等の発表の機会の確保）

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（権利保護の推進）

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動を通じた交流の促進）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等

が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制の整備等）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集等）

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（関係者の連携協力）

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正）

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

Vision for Promotion of Culture and the Arts

登録番号
(刊行物番号)

2024-167

調布市
文化芸術
推進ビジョン



発行日 令和7年(2025年)3月

発行 調布市

編集 生活文化スポーツ部文化生涯学習課

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話 042-481-7139・7745

FAX 042-481-6881

E-mail bunsin@city.chofu.lg.jp

※カラーバリアフリーに配慮して作成しています。

chofu
city

Vision for Promotion of Culture and the Arts 2025

調布市
文化芸術
推進ビジョン

令和7年
3月
調布市